精神障害等の業務上外の判断のための調査要領

平成12年３月

労働省労働基準局補償課
職業病認定対策室

精神障害等の業務上外の判断のための調査要領

【 目　　次 】

Ⅰ　調査要領 …… 1

第１　調査に当たっての基本的事項 …… 3

１　客観性及び公平性の確保 …… 3

２　プライバシーの保護 …… 4

第２　具体的調査の進め方 …… 4

１　調査計画の策定 …… 4

２　調査の早期着手 …… 4

３　効率的な調査 …… 4

第３　調査事項等 …… 5

１　精神障害の発病の有無等に関する調査 …… 5

２　業務による心理的負荷に関する調査 …… 6

３　業務以外の心理的負荷に関する調査 …… 8

４　既往歴等の個体側要因に関する調査 …… 9

５　自殺時の行為等に関する調査 …… 10

第４　聴取に当たっての留意事項 …… 10

１　基本的留意事項 …… 10

２　聴取対象者別の具体的聴取事項 …… 11

第５　医証等関係資料の収集 …… 13

１　主治医等からの医証の収集 …… 13

２　関係資料の収集 …… 14

Ⅱ　調査・取りまとめ様式 …… 17

Ⅲ　調査・取りまとめ様式記入例（医学的見解） …… 35

事例１　現場代理人が２度の法面崩落事故により工期内の工事完了が困難となったことなどにより精神障害を発病し自殺した事例（業務上） …… 37

事例２　作業所長が建設現場で死亡災害が発生したことなどにより精神障害を発病し自殺した事例（業務上） …… 61

事例３　プログラマーが業務内容が変わるとともに恒常的な長時間労働を行うようになるなどにより精神障害を発病し自殺した事例（業務上） …… 82

事例４　作業指揮者が重大災害の発生に関与したことにより精神障害を発病し自殺した事例（業務上）……103
事例５　パート労働者が売上金を奪われる強盗事件に遭遇したことにより精神障害を発病した事例（業務上）……127
事例６　機械設計者がトラブル発生以前から既にうつ状態にありその後自殺した事例（業務外）……144
事例７　システムエンジニアが特段の出来事もなく精神障害を発病した事例（業務外）……173

Ⅳ　ＩＣＤ－10診断ガイドラインに示される主な精神障害……195
精神分裂病（Ｆ20）……197
うつ病エピソード（Ｆ32）……200
重度ストレス反応および適応障害（Ｆ43）……202
急性ストレス反応（Ｆ43.0）……203
外傷後ストレス障害（Ｆ43.1）……204

Ⅴ　関係通達等……207
「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（平成11年９月14日付け基発第544号）……209
「精神障害による自殺の取扱いについて」（平成11年９月14日付け基発第545号）……224
「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針の運用に関しての留意点等について」（平成11年９月14日付け事務連絡第９号）……225
「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断における事務処理について」（平成12年３月24日付け事務連絡第３号）……234

Ⅵ　質疑応答集……241

Ⅶ　精神障害等の労災認定に係る専門検討会報告書……279

Ⅰ　調査要領

第１　調査に当たっての基本的事項

１　客観性及び公平性の確保

精神障害に係る労災請求事案については、当該労働者の心理面に深く立ち入り、事実調査を行い、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（以下「判断指針」という。）によって、当該労働者が受けた業務による心理的負荷をいかに客観的に評価できるかが重要なポイントである。そのため、調査に当たっては、当該労働者が悩み、苦しんだ出来事による心理的負荷が客観的にどの程度であったのかを明らかにすることが必要である。

精神障害に係る労災請求事案の調査は、当該労働者の業務実態を示す客観的資料の収集に加えて、当該労働者の外見上の変化、日常的言動の変化のみならず悩み、苦しみ等の心理面の情報を得るため、当該労働者はもとより、家族、友人、職場の上司、同僚、部下、取引相手等（以下「関係者」という。）からの聴取に重きを置かざるを得ない。しかしながら、当該労働者、関係者が一様に一致した申述をするとは限らず、中には相矛盾する申述をすることがある。

例えば、職場の上司、同僚はそれほど困難な仕事ではなかったと申述し、当該労働者あるいはその家族はとても大変な仕事で、その仕事に就いてから疲れきっていたと申述することがある。このようなことは、申述自体が申述人の主観に基づくものであるためではあるが、調査担当者は多くの主観的申述から、より客観的な事実を分析・評価する必要がある。

申述は申述人それぞれの主観に基づくものであることから、その申述が一致することにより申述の信憑性が得られる。このため、聴取においては、申述内容が申述人が直接関係したものであるか、それとも伝聞であるかを確認して聴取する必要があり、申述が誇張に満ちていないか等についても十分観察することが必要である。

当該労働者の業務実態に関する資料は、事業場が保有していることから、事実認定に必要な資料をリストアップし、その資料の必要性について十分説明した上で事業場の協力を最大限得るようにする必要がある。他方、当該労働者の家庭内の問題等業務以外の心理的負荷や精神障害の既往歴等の個体側要因に関する情報は、当該労働者、家族、友人、医療機関等が保有しているので、これらの情報も最大限入手する必要があり、これらの情報が得られて初めて客観的

かつ公平な総合的な業務上外の判断が可能となる。

なお、関係者の申述が食い違う場合等にあっては、両者の食い違いのない部分のみを事実として認定するのではなく、その資料の不足、申述の食い違い等を解消するという態度が必要である。

2　プライバシーの保護

精神障害の業務上外を判断するに当たって、当該労働者及び関係者から聴取を行う場合は、当該労働者の業務による心理的負荷に関連する情報のほか、当該労働者の業務以外の心理的負荷の有無やその程度、精神障害の既往歴等の個体側要因に関する情報が必要であり、これらの情報収集に当たっては、当該労働者のプライバシーに係る事項に立ち入らざるを得ない。その結果、収集された情報の中には、当該労働者はもとより関係者のプライバシーに関わる内容のものが多く含まれていることから、プライバシーの保護の観点から収集した情報については、その情報管理に十分慎重を期さなければならない。

第2　具体的調査の進め方

1　調査計画の策定

迅速、適正な調査を実施するため、収集すべき資料及び照会先、聴取対象者の選定及び各々からの聴取事項、調査時期、調査方法、役割分担等について検討を加え、速やかに調査計画を策定し、これに基づき計画的な処理を行う。

2　調査の早期着手

精神障害は、認定困難な事案であるとともに調査が広範にわたるなどにより、その処理にある程度の期間を要するため、請求後遅滞なく調査に着手することが肝要である。

治療歴のある事案については、当該労働者の発病時期、疾患名、病状、治療経過等事実認定のための資料の確保が比較的容易であるが、この場合でも保存年限等との関係から早期入手に努める。

治療歴のない事案については、特に関係者からの聴取が中心となることから、可能な限り早期に関係者からの聴取を行う。

3　効率的な調査

請求人が申述する業務による心理的負荷の程度を客観化するため、請求人が申述する当該精神障害の発病に関与したとする事項を中心に、関係者に対する

聴取の実施、関係資料の収集等効率的な調査を行う。その際、調査着手の早い時期から、精神科等の地方労災医員に具体的な調査事項を相談し、調査のポイントを明らかにした上で調査することも効率的な調査につながる。

なお、請求人の申述と関係者の申述に食い違いが生じた場合には、再度請求人及び関係者に対し、思い違いはなかったのか等の事実確認調査を行う必要がある。

第３　調査事項等

今回示された判断指針の業務上外の判断の基本骨子は、

①　精神障害の発病の有無、発病時期及び疾患名の確認

②　当該精神障害発病前おおむね６か月の間の当該精神障害の発病に関与したと考えられる、業務による出来事の把握及びその出来事に関わる心理的負荷の強度の評価

③　当該精神障害発病前おおむね６か月の間の当該精神障害の発病に関与したと考えられる、業務以外の出来事の把握及びその出来事に関わる心理的負荷の強度の評価

④　精神障害の既往歴等の個体側要因の評価

による総合判断であることから、それぞれについて具体的かつ詳細に調査する必要がある。

なお、自殺事案については、精神障害の発病の有無、発病時期、疾患名を明らかにし、当該精神障害による自殺と判断できるかを検討するとともに、精神障害発病後相当期間経過した後の自殺である場合には当該精神障害の治療経過等によって治ゆの可能性や、業務以外の新たな出来事による心理的負荷の存在との関係についても検討されなければならない。

１　精神障害の発病の有無等に関する調査

(1)　治療歴のある事案

主治医からは、当該労働者の発病時期、疾患名、病状、治療経過等に関する意見書を求める。

この場合、主治医からは、意見書作成の根拠となった診療録、性格テスト、カウンセリングの結果や血液生化学的検査等の結果、看護記録、投薬状況等の治療経過に関する医証も併せて入手する。主治医から当該労働者等の同意

を求められた場合には、当該労働者等から同意を得る必要がある。

なお、関係者からは、当該労働者の様子等に関して、いつ頃から、どのような所作・言動から当該労働者の精神あるいは身体の変調に気付いたかについて詳細に聴取する。

また、主治医及び関係者等からは、他の医療機関の受診に係る情報についても併せて確認する。

(2) 治療歴のない事案

治療歴のある事案と同様に関係者から、当該労働者の様子等に関して、いつ頃から、どのような所作・言動から当該労働者の精神あるいは身体の変調に気付いたかについて詳細に聴取する。

なお、その際家族以外の関係者からは、請求人の申述を裏付ける情報はもとより、事業場における当該労働者の行動、勤務終了後の飲酒状況等の情報も得るよう努める。

また、治療歴のある事案も同様であるが、事業場からは、定期健康診断個人票を始め、入社時の適性検査結果、人事管理部門で作成している人事考課、等があれば収集する。さらに、当該労働者のこれまでの健康状態、当該業務の精神健康上の問題等の情報については、事業場の産業医の意見が参考となるので、可能な限り協力を求める。

2 業務による心理的負荷に関する調査

(1) 精神障害の発病に関与した出来事の調査

判断指針の別表１を参考に、当該精神障害発病前おおむね６か月の間に当該精神障害の発病に関与したと考えられるどのような具体的出来事があったのか、それは同種の労働者と比べてどの程度のものであったのかについて、当該労働者、関係者より具体的に聴取等により調査する。

なお、その際、別表１の(2)の欄に示す具体的出来事に対応した修正する際の着眼事項の項目についても調査する。

また、当該精神障害の発病に関与したと考えられる具体的出来事が複数認められる場合には、その各々について同様に調査する。

(2) 労働時間等の調査

労働時間等の調査は、出来事後の業務量の変化を客観的に把握する資料と

なることから、発病に関与したと考えられる具体的な出来事の前後に分けて調査する。

労働時間等の調査に当たっては、タイムカード、出勤簿、業務日報、賃金台帳記載の時間外及び休日労働割増賃金額、上司・同僚・部下からの聴取等により把握すること。

なお、労働時間中における労働の密度についても聴取等により調査する。

また、労働時間等の調査において、個人所有の資料としては、手帳、家計簿、カレンダー等に業務に関する記載が行われている場合もある。この場合、当該労働者の手帳については、直接当該労働者が日々記載したものであるため証拠的価値は高いが、家族が記載した家計簿、カレンダー等については、証拠価値は低いことがあるので留意する。

タイムカード等により労働時間の実態の把握が行われていない場合については、当該労働者の実際の労働時間の推定には、同一職場の上司、同僚、部下等の労働時間数の実態が参考となる。また、会社の警備記録による就業者名簿や施錠者名簿、夜間金庫の利用時間等から実際の業務終了の時間と推定することができることもある。

(3)　仕事の量の変化の調査

出来事に伴う仕事の量の変化については、出来事の前後における当該労働者の労働時間等の変化の調査により行うこととなるが、そのほかに、生産量の変化、売上金額の変化、契約件数の変化、人員配置の変化等の調査も参考となる。

なお、出来事に伴う変化を評価する上で当該労働者の通常の仕事の量を調査しておく必要がある。

(4)　仕事の質の変化の調査

出来事に伴い具体的に労働の内容がどのように変化したのか、その変化は当該労働者の学歴、職歴、資格、経験等から見て困難だったのかどうか具体的に調査する。

また、被災者の仕事への適応状況を理解するため、雇入れ後の経歴についても調査する必要がある。

(5)　責任の変化の調査

出来事に伴う責任の大きな変化、特に重い責任の発生などの具体的出来事の内容がどのようなものであったのか調査する。

その際、組織図、事務分掌、組織規定、部下の数等の他、新たな仕事が事業場においてどの程度注目されていたか等についても調査する。

(6) 裁量性の欠如の調査

人事異動、配置転換等によって単調で孤独な繰り返し作業等につくこととなった場合には、その作業の内容、裁量性の欠如の状況について調査する。

(7) 職場の物的、人的環境の変化の調査

人事異動、配置転換等によって職場の物的環境が変わった場合には、騒音・暑熱等等作業環境が劣悪に変化した状況について調査する。また、人間関係から生じるトラブルについては、その具体的内容、原因等について調査する。

(8) 支援・協力の状況の調査

出来事が起きた後、その出来事への対応を当該労働者にどの程度任せたのか、責任の分散を図ったのか、問題解決のために事業場、上司、同僚、部下が具体的にどのような支援、協力をしたのか等について、その対応時期、内容について具体的に調査する。

3 業務以外の心理的負荷に関する調査

業務以外の心理的負荷については、業務による心理的負荷と同様の評価を行う必要がある。特に、経済問題、夫婦関係、男女問題、家族の病気、両親の介護等については、一般的に強い心理的負荷とされていることから、関係者からそれらの存在の可能性が示唆される情報を得た場合には、請求人にその事実の有無、内容、程度について必ず聴取する。

なお、関係者からはどのようにしてその事実を知ったのかを具体的に聴取し、裏付けを行う。

また、請求人からの聴取以外にも、業務以外の心理的負荷の存在を裏付ける具体的資料として、例えば、当該労働者自身の健康上の問題、両親の介護問題、子供の病気等を把握するため、医療機関受診記録の入手や市町村の介護認定等級に関する資料等が参考になる場合があることから、これらの個人情報に関することは、当該労働者及び家族に調査の必要性を説明し、それらの協力を得て

入手するよう努める。同様に、子供の非行問題については教育機関から出席日数等の資料を入手するよう努める。

4　既往歴等の個体側要因に関する調査

(1)　精神障害の既往歴の調査

当該労働者の精神障害の既往歴については、当該労働者及び家族等から聴取を行う。

なお、既往歴があることが確認された場合には、主治医から、当該労働者の発病時期、疾患名、病状、治療経過等に関する意見書を求める。

この場合、主治医からは意見書作成の根拠となった診療録、性格テスト、カウンセリングの結果や血液生化学的等の諸検査結果、看護記録、投薬状況等の治療経過に関する医証も併せて入手する。主治医から当該労働者等の同意を求められた場合には、当該労働者等から同意を得る必要がある。

さらに、主治医及び関係者等からは、他の医療機関の受診に係る情報についても併せて確認する。

(2)　生活史（社会適応状況）の調査

生活史（社会適応状況）の調査については、職場関係者から職場における仕事への取組み姿勢、人間関係、言動等に非常識な側面がなかったか等について聴取するとともに、家族等から、生い立ち、学生生活、家庭生活における特徴的なエピソードについて聴取する等可能な範囲で調査する。

なお、社会適応状況を示す資料としては、事業場の人事考課記録等の資料、転職歴のほか、趣味、友人の数等も参考になる。

(3)　アルコール等依存状況の調査

アルコール等依存状況の調査については、飲酒機会の頻度、１回当たりの飲酒量、酒類の種類等について調査する。

習慣飲酒（毎日酒を飲むこと）、連続飲酒（休日に朝から飲む、連休などに２、３日間夜昼なく飲み続ける）、生活上の乱れ（二日酔いで欠勤、酩酊でトラブルなど）、記憶喪失、身体症状（手のふるえ、肝障害など）等の情報は重要である。

また、麻雀、競輪、競馬、競艇等に多額の現金を費やす等過度の賭博好き等破滅的行動傾向がないかについても調査する必要がある。

(4)　性格傾向の調査

当該労働者の性格が、明るいか物静かか、几帳面かルーズか、責任感が人一倍強いかそうでもないか、さっぱりしているかこだわるか、相手の気持ちに自分を合わせるか自己主張が強いか、感情的に安定しているか気分が変わりやすいか、気長か短気か、社交家か否か、積極的か消極的か、多弁か寡黙か等その人の人となりが分かるような調査を行う。

(5)　その他の個体側要因

家族の精神障害の既往歴及び自殺歴の調査については、無理に調査する必要はないが、家族以外の関係者等から情報が得られた場合には、請求人に確認する。

5　自殺時の行為等に関する調査

遺書、個人的メモ等の存在が判明した場合には、関係者からその写しを求める。

また、警察署や死体を検案した医師に協力を依頼して、自殺時の状況、死因、自殺と判断した理由等について可能な限り詳細に調査する。

なお、精神障害の病態として自殺念慮が出現する蓋然性が高いとは医学的に認められない精神障害を発病していたと認められる事案については、当該労働者が犯罪、事業場内の不正等を秘匿する立場に置かれていなかったか、処遇や仕事に対する不満や恨みをもっていなかったか、日頃から逃避傾向が強かったかどうか等についても調査する。

第4　聴取に当たっての留意事項等

1　基本的留意事項

聴取を行うに当たっては、主に次の事項に留意する。

イ　聴取対象者は、当該労働者、関係者等広範に及ぶが、それぞれの対象者から、何を聴取すべきか聴取項目を整理した上で聴取を行う。

ロ　聴取対象者の選定に当たっては、事実をより客観的に明らかにするため複数の者からの聴取が必要であるが、必要以上の聴取対象者の重複は避ける。

ハ　請求人と関係者の聴取内容に食い違いが生じた場合には、再度、請求人等に思い違いがなかったか等確認の聴取を行う。

ニ　当該労働者が医師による治療、専門医によるカウンセリング等（以下「治

療等」という。）を継続している場合には、本人からの聴取の時期等について治療等を行っている医師と十分に相談をしてから聴取を行う。

なお、直接聴取することが適切ではないと判断される場合には、当該労働者より申立書を提出させる。

2　聴取対象者別の具体的聴取事項

精神障害に係る労災請求事案の処理に当たっては、当該労働者の精神障害の発病の有無、請求人の主張する精神障害の発病に関与したと考えられる具体的出来事の把握及びその出来事に伴う仕事量の変化等の程度はどの程度のものであったか等を事実確認することが重要である。そのためには、請求人の主張を余すことなく聴取した上で、その後に、請求人が主張した事実の裏付けを行う必要がある。

請求人、関係者から聴取すべき主要事項は次のとおりである。

イ　請求人

①　精神障害の発病の有無等に関する事項

いつ頃からどのような身体的、精神的変調を来したと感じたか、また、自殺事案にあっては、それはどのような所作、言動からそのように感じたのか、そのことを示す具体的エピソード（何時、何処で、誰と）はどのようなものであったか、そのことを誰かに相談したかについて聴取する。

具体的には、食事量の増減、体重の増減、飲酒量の増減、不眠、早朝覚醒等の心身の変調、服装の乱れ等の外見上の変化、表情、話し方、動作、気分等の変化、幻覚、妄想等があればその内容、その他通常と異なる反応、行動等があげられるが、それらに気付いた具体的事実及びその出現時期、また、それらがその後時間経過とともにどのように変化したか等について、具体的に聴取する。

②　業務による心理的負荷に関する事項

業務によるどのような具体的出来事及び出来事に伴う変化等が当該精神障害発病の原因と考えているのかについて、詳細かつ具体的に聴取する。また、そのように考えていることを裏付ける具体的資料があるのかについて聴取する。

なお、長時間労働を労災請求理由としている事案については、その裏付けとなる具体的な証拠（日記、家計簿、カレンダー等）の有無について必ず確認すること。後日、訴訟の過程で具体的証拠が提出されることもあるので、聴取の時点で具体的資料がない場合は「日記、家計簿、カレンダー等の資料はありません。」等具体的事実の聴取をする。

③　業務以外の心理的負荷及び個体側要因に関する事項

請求人からは、業務以外の心理的負荷及び精神障害の既往歴等個体側要因に関することが明らかになることは少ないが、友人、職場関係者等からの聴取によりそれらの存在が示唆された場合については、必ず再度請求人から、示唆された業務以外の要因及び個体側要因の有無について事実確認の聴取を行う。

なお、社会適応状況等を考慮する上で参考となる職歴（学校卒業後現在の事業場の現在の部署に勤務するまでの経歴）、発病前の当該労働者の健康状況を把握する上で重要なかかりつけの医療機関の情報についても請求人から得る。

ロ　職場関係者

①　精神障害の発病の有無等に関する事項

当該労働者の精神障害についての情報として、服装等の外見上の変化、表情、話し方、動作、気分等の変化、幻覚、妄想等の有無、あればその内容、その他通常と異なる反応、行動等関係者が気づいた具体的事項及びその出現時期、そしてそれらがその後時間経過とともにどのように変化したか等について、具体的に聴取する。

②　業務による心理的負荷に関する事項

当該労働者の業務実態、特に労働時間、業務の内容、困難度、密度、職場における立場等を具体的に聴取する。

③　業務以外の心理的負荷及び個体側要因に関する事項

思い当たるような業務以外の心理的負荷及び個体側要因が有るかどうか聴取する。

④　その他

請求人からの業務に起因する疾病であると考える理由やそのような請

求人の認識に対し、職場の関係者はどのように認識しているかを具体的に聴取する。

なお、その結果、請求人と職場関係者の聴取内容の一致する点、食い違う点を明確に整理し、食い違う点の解消に努める。

ハ　両親

両親からは、主に個体側要因に関することについて聴取する。当該労働者の幼年時代、学生時代のり患歴、特徴的なエピソード、友人関係、趣味の内容等についても参考になる。また、両親と請求人の間の人間関係、請求人と配偶者の間の人間関係については参考になる。

ニ　友人

当該労働者の個体側要因に関することで知っていることがあれば聴取する。

また、当該労働者から具体的な悩み、相談がなかったかどうか、あったとすればいつ頃かについて聴取する。学生時代の特徴的なエピソード、友人関係、趣味の内容等についても参考になる。

ホ　取引先

業務による出来事が取引先に関係する場合には、出来事の具体的事実等について取引先からも確認する。

第５　医証等関係資料の収集

１　主治医等からの医証等の収集

精神障害の治療及び既往歴、その他の疾病の治療及び既往歴、健康状況は、個体側の要因を評価する上で重要な医学的証拠となることから、定期健康診断の結果の入手はもとより、主治医から診療記録等医証の収集に努める。

なお、その際、業務上外の判断の意見は照会しないこととする。

主治医等から求める医証については、次のようなものがある。

(1)　主治医からの医証

精神障害の治療を受けている場合には、

①　受診の端緒

②　初診時における状況及び主訴

③　疾患名及びその根拠

④　発病時期及び治療時期

⑤　投薬状況等治療内容

⑥　治療経過

⑦　心理カウンセリング、性格テスト、血液検査等各種検査結果等

⑧　その他参考となる事項

についての意見書を求める。

その際、意見書作成の根拠となっている診療記録、看護記録等のコピーの提出の協力を求める。

精神障害以外の治療を受けている場合には、

①　疾患名

②　発病時期及び治療期間（入院、外来の別）

③　投薬状況等治療内容

④　治療経過等

⑤　その他精神障害のり患に関連する事項

について意見書を求める。

その際、必要に応じて意見書作成の根拠となっている診療記録、看護記録等の提出の協力を求める。

(2)　産業医からの医証

事業場で行われる健康診断結果等に基づく当該労働者の従来からの健康状態、当該労働者の精神健康上の問題の有無、当該労働者が従事した業務の精神健康上の問題の有無等の情報について意見書を求める。

2　関係資料の収集

請求人及び事業場等から収集する主な関係資料として以下のものがある。

(1)　請求人

①　当該労働者の業務実態を把握できる当該労働者が記入していた手帳、日記、メモ

②　遺書

③　死亡診断書

(2)　事業場

①　会社概要、組織図（人員配置図）

② 就業規則、時間外及び休日労働に関する協定書、その他労使協定

③ 採用時の履歴書

④ 社内履歴

⑤ 入社時適性検査結果

⑥ 人事考課

⑦ 健康診断個人票

⑧ 労働時間等を把握する資料（タイムカード、出勤簿、業務日報、賃金台帳等）

⑨ 仕事の内容を把握する資料（事務分掌、作業マニュアル、作業工程、進行管理表、業務指示書等）

⑩ 仕事の量を把握する資料（生産量、売上金額、契約件数等）

(3) 警察署

① 事故状況調査記録（自殺の手段、自殺の状況等）

② 自殺と判断した理由

③ 死体検案書

Ⅱ　調査・取りまとめ様式

調査漏れの防止、結果の取りまとめの便宜のために、あるいは、地方労災医員の合議資料、署内決裁の便宜のために、別添様式１から４を活用することとする。

なお、この様式を参考に事案ごとに様式を工夫して差し支えないものであり、様式に記載されていない特記事項があれば、附記するとよい。

１　様式１について

様式１は、調査した事項について、

①　事業及び事案の概要

②　当該労働者の属性に関すること

③　当該労働者の日常業務

④　当該労働者に出現した症状等

⑤　業務及び業務以外の要因に関する請求人の申述とそれらに対する調査結果

⑥　当該労働者の個体側要因

⑦　主治医の意見

⑧　産業医の意見

⑨　請求人提出の専門医の意見等

の項目に分けて整理するものとなっている。

また、取りまとめられた各々が、添付のどの資料の何ページに記載されているかについても整理できるものとしている。

２　様式２について

様式２は、調査の結果を時系列に整理し、発病の時期、それ以前の出来事、その状況等を明確にするための調査票である。特に、治療歴のない事案については、精神障害の発病の有無、発病時期、発病した精神障害を検討するのに有効である。

３　様式３について

様式３は、精神障害発病前おおむね６か月前の時間外労働、休日労働等の状況を明確にするための調査票である。

なお、精神障害発病のおおむね６か月前より以前の勤務状況と比較する必要がある場合も多く、その場合には１年程度の把握が必要となる。

４　様式４について

様式４は、地方労災医員の合議による業務による心理的負荷、業務以外の心

理的負荷及び個体側要因についての検討結果等について、結論を取りまとめるための取りまとめ票である。

様式１

精神障害等の業務起因性判断のための調査票

			局		署
労働保険番号	第　　号	事業の種類			
事業の名称				労働者数	人
事業の所在地	〒			TEL	（　）
ふりがな 当該労働者氏名		生年月日	年　月　日	性別	男　女
職種		雇入年月日	年　月　日		
請求人氏名		続柄		請求年月日	年　月　日
請求時における精神障害の疾患名	不明 有　（疾患名　　）				
発病時期	年　月　日（頃）　（発病時年齢　歳）				
現在の状況	生存 死亡　（死亡年月日　年　月　日、死亡時年齢　歳）				
事業場概要	・会社案内等（資料No.　） ・組織図（資料No.　）				
事案の概要					

1　就業条件等一般的事項

		資料No.	頁
学　　歴	最終学歴（学校名　　、　　年　月　卒　中退）		
職　　歴	事業場名　　職種 （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　）		
現在の事業場に雇入後の配属先（直近５年間のものを記載すること）	配属先　　職種 （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　）		
所定労働時間、所定休憩時間、休日制度等（当該労働者に関することについて記載すること）	所定始業時刻　　時　　分 所定終業時刻　　時　　分 所定休憩時刻　　時　　分～　　時　　分 所定休日（　週休１日制・隔週週休２日制・完全週休２日制　） （その他 労働時間制度（　変形労働時間制・フレックス制・裁量労働制　） （その他 勤務形態　日勤勤務・交替制（２直２交替制（日勤・夜勤）・３直３交替制） （その他 出退勤管理の状況　①タイムカード　②出勤簿　③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他（　　） 就業規則の有無　有・無 （その他特記事項		

当該労働者の日常業務			
事業場内における当該労働者の相関図 （聴取実施者には○印を付記すること）			
事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等） （聴取実施者には○印を付記すること）			

２－１　出現した心身の症状等に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
当該症状に関する精神科等の医療機関の受診状況	受診の有無　有・無 （医療機関名　　） 初診日　　年　月　日 疾患名　（　　）				

2－2　自殺の状況等に関する事項

		資料No.	頁
自殺の状況	自殺の手段 （　　） 自殺直前の状況 （　　） 遺書の有無　　有　・　無 遺書の内容 （　　） 検視者：所属　　警察署 職　　氏名 検案医師：所属　　病院・医院 職　　氏名 判定された死因 （　　）		

3　業務による心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁

4　業務以外の心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁

5　個体側要因に関する事項

<table>
<tr><td>既往歴
（精神障害と関連の深い疾患名を記載すること）</td><td colspan="4">既往歴の有無　有・無
疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名
（　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　）
（　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　）
（　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　）
（　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　）</td><td>資料No.</td><td>頁</td></tr>
<tr><td>家族の精神障害既往歴</td><td colspan="4">既往歴の有無　有・無
氏名　続柄　疾患名　発症時年齢
（　）（　）（　）（　）
（　）（　）（　）（　）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活史（社会適応状況等）</td><td>請求人の主張</td><td>資料No.</td><td>頁</td><td>調査結果</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>人事考課の有無　有・無</td></tr>
<tr><td>性格傾向</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>趣味</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>家庭環境</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>友人関係</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

アルコール等依存状況	飲酒：　ほとんどアルコールを飲まない 時々飲む（機会飲酒） ほとんど毎日飲む（習慣飲酒） 習慣飲酒を始めた時期：　　歳頃から 飲酒量：　ビール　　本　日本酒　　合 焼酎　　杯　その他（　　） 異常な飲み方： 休日など朝から飲むことがあるか：　（有・無） 連休など朝からとなく夕となく何日間も飲み続けることがあるか： （有・無） 飲酒した後、記憶欠損を残したことがあるか：　（有・無） 飲酒して、友人や他人とトラブルを起こしたことがあるか： （有・無） （有の場合：どのようなトラブルか ） 二日酔いで仕事を休んだことがあるか：　（有・無） （有の場合：どの程度か ） 手のふるえ、肝障害などがあるか：　（有・無） （有の場合：どのような症状か ） その他特記事項 （ ） その他の薬物依存状況 （ ）		
健康診断結果等（診断結果の写を添付すること）	定期健康診断の有無　有・無 主訴・指摘事項 （ ）		
精神科以外の受診記録	疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　）		

6　主治医・産業医の意見

		資料No.	頁
主治医の意見	意見書の有無　　有・無 診療記録等の収集の有無　　有・無 （意見書の内容）		
産業医の意見	意見書の有無　　有・無 （意見書の内容）		

7　請求人提出の意見書

		資料No.	頁
専門医の意見	意見書の有無　　有・無 （意見書の内容）		

様式２

当該労働者の精神障害の発病に関与したと考えられる出来事に対応した心身の変調等に関する時間的経過

年・月	出　来　事 （別表１・別表２参照）	当該労働者の心身の状態・行動の状況			
		請　求　人　の　申　述	資料No.（頁）	調　査　結　果	資料No.（頁）

様式3

労働時間等の調査結果（氏名：　　）

発病前の労働時間等

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

調査結果を作成するに当たっての資料
①タイムカード　②出勤簿　③賃金台帳　④その他（　　）

※起算日は各月　　日

（作成に当たっての特記事項）

様式４

業務上外の総合判断評価票

精神障害発病の有無	（　有・無　）
疾患名（ICD-10診断ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝによる）	
発病時期	年　月　日（頃）

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事の評価（別表１）	出来事の有無	（　有・無　）	
	恒常的な長時間労働	出来事前　（　有・無　） 出来事後　（　有・無　）	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
		（類推の有無　有・無　）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ
		（類推の有無　有・無　）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ
		（類推の有無　有・無　）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ
	出来事に伴う変化等（過重の程度）		
特別な出来事の評価	イ　（　有・無　） ロ　（　有・無　） ハ　（　有・無　）		
総合評価	弱　中　強		

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価（別表２）	出来事の有無	（　有・無　）	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
		（類推の有無　有・無　）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ
		（類推の有無　有・無　）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ

個体側要因の評価（顕著な事項及び内容）	既往歴	
	社会適応状況	
	アルコール等依存状況	
	性格傾向	

合議による医学的見解要旨	

総合判断	業務上外	業務上　　業務外
備考		

Ⅲ　調査・取りまとめ様式記入例
（医学的見解）

［事例１］

［事例２］

［事例３］

［事例４］

［事例５］

［事例６］

［事例７］

事例１

様式１　　精神障害等の業務起因性判断のための調査票

			○○　局　○○　署		
労働保険番号	第　0000000000　号		事業の種類	土木工事業	
事業の名称	○○建設			労働者数	２０人
事業の所在地	〒000-0000　○○県○○郡○○町			TEL 0000（00 ）0000	
ふりがな 当該労働者氏名	なかむら　たろう 中村　太郎	生年月日	[redacted]	性別	（男）女
職種	現場代理人		雇入年月日	[redacted]	
請求人氏名	中村　花子	続柄 [redacted]	請求年月日	[redacted]	
請求時における精神障害の疾患名	（不明） 有　（疾患名　　）				
発病時期	年　月　日（頃）　（発病時年齢　歳）				
現在の状況	生存 （死亡）（死亡年月日 [redacted]、　死亡時年齢 [redacted]）				
事業場概要	※○○建設の会社・事業規模等について 1　資本金[redacted]、事業内容は官公庁発注の工事が[redacted]の割合を占めている。 2　当該事業場に対する発注者別の工事受注の格付けについては、○○県では工事の発注額が[redacted]、建設省では工事の発注額が[redacted]、××町では県に準じている。 3　[redacted]の請負総額は[redacted]で、ほとんどが元請で、下請工事は１割程度である。 4　現場の規模にもよるが、中村の部下となる労働者の人数は、多いときで下請までを入れると、25～26人にもなった。 （以上、○○建設社長Ａより聴取） ・会社案内等（資料No.　○） ・組　織　図（資料No.　○）				
事案の概要	中村太郎（以下「中村」という。）は、勤務していた○○建設が[redacted]から受注した[redacted]に、[redacted]から現場代理人として従事していた。工事を進めていた[redacted]、盛土工事をしていた部分の法面崩落事故が起き、さらに[redacted]にも法面の崩落事故が起きた。 これらの崩落事故によって工事の進行がかなり遅れてしまい、契約していた工期を変更することになり、そのための資料を作成しようとしたところ、測量に歪みがあることが発覚した。 中村は崩落事故の後、毎日のように「工期まで間に合わない。」[redacted]というような主旨の発言をし、[redacted]からは、「夜眠れない。」、「工事が出来ないので、心配で何も手につかない。」、「図面を見ても自分が測量した結果表を見ても、どうしてそういうふうに測量したのか、どう書いたのかわからなくなってきた。」等悩み、不安、混乱等を示す発言をするようになった。さらにその後、中村は次第に元気がなくなり、[redacted]、[redacted]の症状も見られ、「仕事を辞めたい。」とも言うようになった。 このような状況の中、[redacted]、中村は工事現場の休憩所で縊死しているところを発見されたものである。				

1　就業条件等一般的事項

		資料No.	頁
学　　歴	最終学歴（○○大学土木工学科 [redacted] (卒)　中退　）		
職　　歴	事業場名 / 職種 (××建設㈱) ([redacted]) (技術者) (○○建設) ([redacted]) (現場代理人) ( ) (年 月～ 年 月) ( ) ( ) (年 月～ 年 月) ( ) ( ) (年 月～ 年 月) ( ) ( ) (年 月～ 年 月) ( )	○	○
現在の事業場に雇入後の配属先（直近５年間のものを記載すること）	担当工事 / 職種 ([redacted]) ([redacted]) (現場代理人) ([redacted]) ([redacted]) (〃) ( ) (年 月～ 年 月) ( ) ( ) (年 月～ 年 月) ( ) ( ) (年 月～ 年 月) ( ) ( ) (年 月～ 年 月) ( )	○	○
所定労働時間、所定休憩時間、休日制度等（当該労働者に関することについて記載すること）	所定始業時刻　午前８時００分 所定終業時刻　午後５時００分 所定休憩時刻　午後０時００分～午後１時００分 所定休日（　週休１日制・(隔週週休２日制)・完全週休２日制　） （その他）	○	○
	労働時間制度（　変形労働時間制・フレックス制・裁量労働制　） （その他）		
	勤務形態　(日勤勤務)・交替制（２直２交替制（日勤・夜勤）・３直３交替制） （その他）		
	出退勤管理の状況　①タイムカード　(②出勤簿)　③管理者による確認　④本人の申告　⑤その他（　）	○	○
	就業規則の有無　(有)・無	○	○
	（その他特記事項）		

当該労働者の日常業務	中村が元請の現場代理人を勤めていた「[redacted]（以下「当該工事」という。）」は、（工期：[redacted]、請負金額：[redacted]、発注者：[redacted]）の工事で、工事内容としては道路工事、法面、小型水路、舗装工事等であり、中村は当該工事の現場代理人として発注担当者との打ち合わせ、現場測量、人員・機械等の配置、工期の設定、作業法の検討、資材の調達計画作成を行っていた。 なお、この工事を実際に着工したのは、[redacted]からであった。 ※　当該工事を行っていた場所は、[redacted]に[redacted]され、そこで○○ダムの概要の説明を受ける場所であり、それ以降はダムの公園となるところであった。 しかしながら、結局は予定より工期が遅れたことから[redacted]されなかった。（社長A）		
当該工事の進捗状況	[redacted]　工事のための打ち合わせ、施行計画書、工程表等の作成及び測量等が行われた。 [redacted]　本格的な工事の開始（道路土工の三段目（最下方）盛土工から開始。二段目の掘削に伴う発生土及び他の場所からの盛土を採取等してダンプトラックで運搬し、厚さ30cmくらいに盛土しその後転圧するもので、それの繰り返し作業。） [redacted]　進捗状況：計画進捗率15.8%に対し実際の進捗率は20.2% 三段目の盛土の法面の一部が崩壊（崩壊土量約1,000立方㍍） 工事現場付近の降雨量（[redacted]）　（平年） 1～9㎜　11日　1～9㎜　約10日 10～29㎜　9日　10～29㎜　約3日 30㎜以上　1日（31.5㎜）　30㎜以上　約0日 [redacted]　崩落の対策の検討（崩落した土砂の撤去作業） [redacted]　進捗状況：計画49.5%に対し実行40.3% [redacted]　進捗状況：計画79.5%に対し実行55.4% [redacted]に崩落した盛土が再び崩壊。 [redacted]　進捗状況：計画91.9%に対し実行59.2%		
盛土崩落による変更等の対応について	[redacted]　盛土崩壊により、発注者に報告 発注者が現場確認・調査を行う 検討後、対策工事について発注者と打合せ 業者の考えに沿った対策工について発注者から指示書が出される [redacted]　発注者と進捗状況と今後の予定（作業工程の見直し）について打合せ [redacted]　発注者と工程について打合せ（工期を[redacted]まで変更し、それまでに景石の設置まで行うことを話し合う） [redacted]　降雨による稼働率が著しく低下したこと及び景石の設置数が16個から130個に増えたことにより、工期延長の協議書が発注者に提出される。 [redacted]　発注者と変更作業について打合せ（内容：①第1回変更（変更契約日）を[redacted]早々にする②変更資料を[redacted]頃までに提出③変更工期について） [redacted]　変更資料を発注者に提出することが出来ず（[redacted]に測量したが、測量方向に歪みがあったため）発注者に年内に盛土の構成は出来ないと回答 [redacted]　発注者と打合せ（[redacted]以降、打合せの都度報告の①残盛土量②年内までの施行可能数量が異なるため、現況横断図を整理の上、[redacted]に①及び②について再度打合せをするよう確認） [redacted]　他の測量業者に依頼して一緒に測量等を行う（～[redacted]） 発注者に対し、当初の予定工程では困難であり、今後の工程については打合せを行い、後日発注者に相談したい旨申し出る [redacted]　発注者と変更資料提出を[redacted]までに提出することを打合せ [redacted]　発注者と打合せ（内容：①今後の盛土について②景石のｔ級区分の根拠③第1回変更契約後に第2回変更の下打合せを行う）		

事業場内における当該労働者の相関図 （聴取実施者には○印を付記すること）	○社長A ○工事課長B （[redacted]工事課長） [redacted]長　[redacted]長 中　村 助手 ○助手C　助手 オペレーター ○オペレーターD　オペレーター ○事務員E		
事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等） （聴取実施者には○印を付記すること）	[redacted]		

2－1　出現した心身の症状等に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
（[redacted]） ・[redacted]のいつからか天気予報を気にしていたり、「仕事が間に合わないんだ。」と言ったりしていた。 ・[redacted]のいつごろか[redacted]その頃、「夜中に目が覚めて眠れなくなる。」と言っていた。	○	○	関係者によれば、中村は[redacted]から元気がなくなり、[redacted]を訴え、疲れている様子であった。[redacted]に入ってからは「会社を辞めたい」と妻に漏らしている。 [redacted] （社長A） ・[redacted]頃、中村は前に施工完成させた地元の現場の悪口を言われているとか、人の言うことを大変気にするようになってきていた。 ・中村の様子がおかしいと感じたのは、[redacted]だった。 ・[redacted]、降雪があり工事の進捗が思わしくない時に、中村が「工期内に工事が終わるかどうか心配で夜に眠れない。」と言っていた。 ・[redacted]、中村は「夜眠れない。」、「工事が出来ないので心配で何も手につかない。」、「図面を見ても、自分が測量した結果表を見ても、どうしてそういうふうに測量したのか、どう書いたのか分からなくなってきた。」と言っていた。私は「工事事務所長の了解を得ている。」「最終的に出来ない場合は、出来高精算で良いと言っている。」、「最終的には[redacted]まで竣工すればいいのだから。」言った。しかし、中村は「そう言われても。」と言い納得しなかった。 ・[redacted]からは普通に仕事をしていた。 （助手C） ・[redacted]に入っても中村は工期を気にしていた。また、[redacted]、測量の歪みがあり、それも気にしていた。そして、[redacted]に顔色は悪く、疲れていたようだった。 ・[redacted]にかけて、下を向いて歩き、かなり仕事のことを気にしていた。 ・（変更設計に係る書類を作成中）中村は顔色も悪く、元気のない声だった。冗談もあまり言わなかった。 ・[redacted]以降の崩落部分の復旧工事施工時では、そんなに悩んでいる様子はなかった。 ・[redacted]以降から中村は工期と変更の資料についてなかなか思うように行かないことで悩んでいた。 ・[redacted]からの測量の失敗で、中村は、それまでも工期のことで悩んではいたが、このことでかなり悩んでいた。 （工事課長B） ・[redacted]の中村の様子に変わった点は見られなかった。 （オペレーターD） ・（[redacted]の法面崩壊から[redacted]まで）中村は休憩所での昼食の時、食	○ ○ ○ ○	○ ○ ○

				欲がない、夜眠れない、現場から逃げ出したくなったと洩らしていた。 ・雪が降って作業が除雪だけで帰るとき、「いいなあ、おめえ方早く帰れて。」と洩らしていた。 ・工事の場所が[redacted]ということは中村から聞いていた。そのため、中村もいつになく張り切って仕事をしていると思った。		
[redacted] ・中村に元気がなくなったのは、[redacted]に入ってからで、口数が少なくなった。 ・[redacted]、自宅で中村の友達の二家族と[redacted]をやったが、この日の様子は楽しそうだった。 ・[redacted]、私の希望で家族一緒に工事現場に行き、工事現場の休憩室で昼食をとった。中村は当日仕事をする予定にしていたが、現場事務所の鍵を自宅に忘れてきたので結局仕事はできなかった。この時、私は「鍵を忘れるのはめずらしいね。」と言い、中村は「変な[redacted]になっちゃったね。」と言った。子供達が外で遊んでいても、一緒に遊ばないで傍らで見ており、元気がない様子だった ・[redacted]、中村は午前中工事現場に行き、午後高校の同窓会に出席した。この時の様子は普通だった。 ・[redacted]、中村は当初、現場で仕事をすることにしていたようだが、中村の[redacted]が遊びに来たので一緒に○○市に遊びに行った。中村は午後３時か４時に工事現場に行って、午後６時頃自宅に帰ってきた。帰ってきてからの様子は普通だった。 ・[redacted]、中村は工事現場に行っていた。帰りは遅く、夜９時～11時頃帰宅しており、その頃に中村は「会社を辞めたい。」と言い、元気がなく「仕事のことばかり気になる。」と言っていた。 ・[redacted]に[redacted]の行事があり、中村はそれに参加した際、一緒に参加していた同業の人に「仕事がうまくいかなくて死にたくなったよ。」、「××土木に入れるかな。」と言っていたようだ。 ・[redacted]はいつもよりも帰りが早かったので家族で夕食をとった。その際に、中村は「会社を辞めたい。」と言っていた。 ・[redacted]、午後７時少し前に帰宅し、家族で夕食をとり、中村は[redacted]をしていたが、何となく父親の話に対し、上の空だった。 ・[redacted]、いつもは[redacted]が風呂から上がるとパジャマを着せていたが、この日は２階で寝ていたようだった。私が２階に行ったときには、中村は起きていて、[redacted]にパジャマを着せていた。 ・[redacted]、中村はいつもの時間に目を覚まし、いつものように出かけた。この時の様子は普通だった。	○	○	[redacted] （社長Ａ） ・[redacted]、当社の幹部を私の自宅に招き、[redacted]を行ったが中村の様子は普通だった。 ・[redacted]は会社の[redacted]だったが、その日の中村の様子は普通だった。 ・[redacted]から工事を再開し、中村が自殺するまでの間、１～２回中村に会ったが、その時の様子は、工期を気にしていたり、一旦引き揚げることを相当悩んでいたようだった。[redacted]は中村に変更に伴う横断図等を見せてもらい、残りの工事量を話し合ったが、自信のない様子だった。 ・[redacted]、中村は通常どおり朝７時頃に自宅を出たと聞いたが、実際、現場には午前11時頃来たようだった。中村はその日現場でユニックの運転手に「おまえと酒を飲めなくなるな。」と言い、越助手Ｃに「明日から書類を整理すればいいので、今日は帰るべし。」、「あなた方は先に帰っていい。」と言ったそうだ。 ・労働条件に対する苦言は聞いたことがなかったが、「とても会社に迷惑をかけて、いられなくなった。」と言っていたことを後で知った。 （助手Ｃ） ・[redacted]、会社の[redacted]があったが、中村の様子は普通であった。 ・[redacted]の中村の様子は、冗談が少なくなり、仕事の話が殆どで、「昼食も食べたくない。」と言っていた。 ・土取場の変更について中村は、「こういう盛土の工事で普通は１～２ヵ所から土取りするのに、何回も変わって。」とこぼしていた。	○ ○	○ ○

当該症状に関する精神科等の医療機関の受診状況	受診の有無　有・(無) (医療機関名　　) 初診日　年　月　日 疾患名　(　　)		

2－2　自殺の状況等に関する事項

		資料No.	頁
自殺の状況	(自殺の手段) [redacted]	○	○
	(自殺直前の状況) [redacted]、中村はいつもの時間に起床して、朝食を取り、７時過ぎに出勤し、その時の中村の様子は普通であった。しかし、中村が実際に工事現場に姿を見せたのは午前10時～11時頃で、その間、中村が何をしていたかは不明である。 その後、当該現場が[redacted]をもって一旦現場を引き揚げ、[redacted]頃から再度工事を再開するということが決定していたため、中村は午後４時頃に休憩所に作業員全員を集め、「工事再開後、頑張ってくれるように。」と言い、直属の部下には「明日から日中に図面の作成ができるので、今日は帰ってもいい。」と言って、一人で現場に残った。	○	○
	遺書の有無　(有)・無	○	○
	(遺書の内容) [redacted]等、[redacted]の遺書が残されていた。		
	検視者：所属　　警察署 職　　氏名		
	検案医師：所属　○○市立Y(病院)・医院 職　　氏名　医師F	○	○
	判定された死因 [redacted]		

3　業務による心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・[redacted]の異常降雨により工事が思うように進まず、盛土工事が再三に渡り法面崩落を起こし、工期も迫り、責任を感じていた。	○	○	[redacted]に盛土が崩壊したため、工期に間に合わなくなり、工期延長することとなった。中村はその延長契約のための資料を作成していたが、現場の測量に歪みがあることが発覚し、資料を期日（[redacted]）までに提出できなかった。 同僚、部下によると、中村は[redacted]から休日出勤や夜10時過ぎまでの残業を毎日のように行っていた。 （社長A） ・発注者側である工事課長と工務課長の意見が二転三転し、また、[redacted]の現場担当者が[redacted]から来た人で、工事に対する知識がなく適切な指示がなかった。本来、採取土は発注者が土取場を指定するが、それがなかった。仕方なく当社で６カ所も土取場を変更したが、含水比の少ない適当な土取場がなく、２人で相談し、路体に岩を盛ったらと思い、岩砕の取れそうな場所を３カ所見に行ったが２～３日後、「いずれの場所の岩採取も断られた。」と中村から電話があった。発注者は全てこちら任せであった。 ・法面の崩落後の復旧にあたり、発注者が指定した盛土法面に使用する支給採取土の選択に誤りがあったにも拘わらず、発注者の監督職員が職務に不慣れであったため、設計図書の変更の件で適切な指示はなく、ただ、いたずらに工期が延ばされるなど、中村は相当頭を悩ましていた。 ・（法面崩落事故の原因について）中村は私には言わなかったが、当初の工事計画と違って、中村は作業土工のアスファルト舗装部分の盛土を先行して行ったので、降雨により崩落したと思う。本来の計画では盛土については全体的に水平に行い、それを段階的に上げていかなければならなかったが、アスファルト部分の盛土を先行させたため、崩落に対する対策も後手後手になった。 ・工期延長の協議があり、発注者もその方向で検討していたと思うが、「当初の工期内には完成するように努力するのはあたりまえではないか。」「工期目一杯まで、なぜ努力をしない。」と言われ、相当プライドを傷つけられていたように思った。 ・工事所長と私の段階では、[redacted]に間に合わせて施工するということで了承していたと思うが、担当者と中村との間では、工期があるのにと責められていた。 ・[redacted]、[redacted]と工事課長に気象状況等から予定の工程では無理なことと、今後の日程は私と中村が協議して[redacted]に報告すること及び中村の精神状態を伝え、部下によろしく配慮をしてくれるように頼ん	○	○

			だところ、工事課長から「できるだけ契約分については、当初の工期内で終わるよう努力して欲しい。」ということを言われ、中村を連れてくるようにとも[redacted]側から言われた。翌[redacted]、中村を[redacted]まで連れていき、「やはり当初の工期までは完成は無理だ。」と言って了解してもらい、現在の出来高で精算してもらうよう決めた。その場で[redacted]から「いろんな配慮をするから心配しなくていい。」という話があり、工事変更に伴う工程表、平面図、横断図等の作成を[redacted]までに提出するよう言われた。 ・中村は工事に使用する景石のトン級について発注者からその根拠を求められ、[redacted]にそのことについて私に相談があり、私は「造園での業者の規格があったらそれを根拠にして提出すればよい。」と言った。それについて、[redacted]に入って中村から「その資料は[redacted]うまくない。」と発注者に言われたと電話で聞いた。 ・この度の現場で、特に通常業務と大きく異なる業務があったとは思わないが、盤が弱く、降雨による土砂崩壊が２度あり、仕事の段取りに支障をきたした。 ・今回の手直し工事の工法について中村に話をすると、「ますます、金がかかるべー。」と言って、大変気にしていた。 ・今回の工事は、結果的に[redacted]の赤字となった。中村は過去に大きな盛土工事を担当したことはなかった。（なお、この赤字の内訳は、法面崩落事故の処理にかかったものである。セメント安定剤、ダンプカー使用料、人件費等） ・当該現場は、[redacted]、小公園の呈を様し、案内板等景石の設置が予定されていたもので、発注者側も完璧な施工を望んでいたと思われる。 ・[redacted]ことは中村も当然知っていたとのことだったが、今回の崩落事故による設計変更により、予定より工期が遅れたことや大幅に工費がかさんだ事等により、取りやめたようだ。 （助手Ｃ） ・[redacted]までは工事は順調に進んでいたが、[redacted]にかけて降雨の日が多く、工事の進捗が大幅に遅れた。[redacted]に法面が崩落し、その後、いつかは忘れたが、中村は私と作業員に「このまま雨が続いたり、法面が崩落したりすれば、工期までに終わらない。」、「困ったなあ。」と言っていた。 ・[redacted]においては盛土する土砂が軟らかく、土取場の選定について４回も変更があった。これは、[redacted]に法面が崩壊する前からのことで、１～２回目は工事事務所で指定した場	○	○

			所から取ってきたが、３～４回目になると会社でも土取場をさがす様に言われた。ダンプカーでなるべく近くで運搬できる場所ということでなかなか選定が難しかった。また、単純に土砂を取るだけではなく、その現場の採土前、採土後の測量と図面の作成が必要で、これが場所が変わる度に必要なので本来の仕事とは別の仕事になった。 ・土取場の測量は私が行い、図面の作成は中村と一緒に行ったが、採取場所が変わる度、測量、図面作成が続き残業も頻繁にするようになった。私は先に帰ったが、中村は遅くまで残業して図面の作成をしていた。 ・工事事務所の監督員の者も現場に不慣れで、設計変更等の適切な指示もなく、中村も困っていた。 ・[redacted]から休日労働や残業も多くやった。夜10時過ぎまでの毎日のように残業が続いた。 ・[redacted]に変更の資料とするため、それまでの出来高を４～５日かけて測量した。しかし、測量の誤り（設計図面の計算誤り）で設計図面と現状の距離等が違ってしまい、このため殆どの図面が駄目になった。 ・変更設計に係る測量後、図面の作成と工程表の変更設計は、中村が１人で行っていた。 ・[redacted]、中村は発注者に提出する書類や図面について打ち合わせが長くかかったり、それを返されたりしていた。 ・[redacted]までに発注者に提出する変更の書類（工程表、平面図、横断図等）は間に合わなかったと思う。 ・[redacted]は発注者から言われて私と中村で現場を巡視した。ただし、私は[redacted]のみの巡視だった。中村は、発注者から[redacted]までに工期延長に伴う各種提出書類提出するよう要求されていたことから、たぶん[redacted]を除く[redacted]も現場事務所に行き、書類等の作成をしたと思う。（[redacted]までは中村と一緒に現場で仕事をした。） ・[redacted]頃、精算に当たって「景石の重さの根拠」について発注者と揉めていた。この時、中村はかなり憤慨していた。		
			（工事課長Ｂ） ・中村が作成した作業日報の[redacted]の「工務課長、工事課、工程打ち合わせ、工期を[redacted]いっぱいにして景石までやる。」と記入されているようだが、私はそのことについてはわからない。 ・（景石に係る問題について）[redacted]付けの指示書（景石の個数を16個から130個にする）のとおり施工する内容で双方確認した。 ・[redacted]の事業場からの協議書で、降雨により稼働率が著しく減少したこと及び景石の数量が増えたことの理由で、工期を延ばして欲しい旨の申し出があった。	○	○

			・[redacted]の工期延長の協議書において「[redacted]まで」とあるのは、あくまでも施工業者の工程見積りであり、[redacted]その指示はしていない。 ・「回答等の欄での括弧書の変更契約時に対応することとする。」の意味は、正式に変更関係の書類が揃い、[redacted]精査して契約変更時に適切な工期を設定するということである。 ・（○○建設側との打ち合わせ等に対する回答において）[redacted]に回答した「変更作業の1)の第１回変更を[redacted]」とあるのは、契約変更日のことである。2)の変更資料の内容については、出来高図面（平面図１枚、横断図８枚）、出来高数量計算書、実施工程表等である。この変更資料の作成は、1人で１日８時間やったとして10日間ぐらいかかると思う。最終的に提出期限を[redacted]までとしたのはそのためだと思う。 ・[redacted]の打ち合わせで、景石30個は[redacted]までに設置し、残りは[redacted]に設置したいと現場代理人から話があり、[redacted]それを了解した。 ・[redacted]の回答での「契約分については工期内で努力して欲しい。」と言った真意は、崩落した部分（影響部分も含む）以外の施工について、工期内まで努力して欲しいという意味である。 （オペレーターD） ・（何度か採土場を変更したが、どの場所の土質も良くなく）掘る場所が変わる度に測量と図面の作成が必要で、取付道路の開設と軟らかい場所には鉄板を敷いて、ダンプ等が入れる様にしたり、草刈りがある等土取場が変わるのは大変な作業になった。雨により土質が軟らかくなっていたとも考えられるが、土壌そのものの支持力がなかった様に思う。たまたま天気が良くて３日も盛土作業が続くと、必ずどこかが崩れていた。 ・（[redacted]頃、法面が崩壊した後から[redacted]まで）中村と助手Ｃは毎日のように残業していた。	○	○

4　業務以外の心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・[redacted] ・[redacted]	○	○	調査の結果、[redacted]前おおむね6か月の間に業務以外の特段の心理的負荷は認められなかった。 （民生委員G） ・[redacted]	○	○

5　個体側要因に関する事項

既往歴（精神障害と関連の深い疾患名を記載すること）	既往歴の有無 [redacted] 疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 (　)(　年　月)(　年　月～　年　月)(　) (　)(　年　月)(　年　月～　年　月)(　) (　)(　年　月)(　年　月～　年　月)(　) (　)(　年　月)(　年　月～　年　月)(　)					資料No.	頁
家族の精神障害既往歴	既往歴の有無 [redacted] 氏名　続柄　疾患名　発症時年齢 (　)(　)(　)(　) (　)(　)(　)(　)						
生活史（社会適応状況等）	請求人の主張	資料No.	頁	調査結果			
				人事考課の有無 [redacted] （社長Ａ） ・現場代理人として[redacted]の経験があり、発注担当者との打ち合わせ、工期の段取り、作業方法の検討、資材の調達、人員・機械の配置等の仕事をこなし、[redacted]の工事の現場代理人として、どこに出しても恥ずかしくない人でした。 ・○○建設には現場代理人を任せられる者が７人いるが、中村はその７人の中で[redacted]にあった。遅刻、無断欠勤などはなかった。 ・これまで現場での自然災害、人的災害によるトラブルについては、記憶がなく、順調に仕事をこなしていたと思う。 ・中村がこれまで担当した現場で、手直し工事、工期の変更契約を結んだ事はあったが、問題なく完了してきた。		○	○
性格傾向	[redacted]	○	○	（社長Ａ） [redacted]		○	○
				（助手Ｃ） [redacted]		○	○
				（民生委員Ｇ） [redacted]		○	○
				（オペレーターＤ） [redacted]		○	○

趣　　味	・海釣り、ゴルフ、スキー、キャンプ等、学生時代はよくパチンコをしていた。	○	○	（社長A） ・[redacted]	○	○
				（民生委員G） ・[redacted]パチンコは多少やる。他はゴルフ、海釣り、スキーなど	○	○
家庭環境				（民生委員G） ・[redacted]	○	○
友人関係	・中村が親しくしていた家族は４家族で、中学校の同級生が中心だった。また、親しい友人は７～８人で、[redacted]地区の同級生だった。友人の不幸、仲違いはなかった。	○	○	（民生委員G） ・中村と私は釣り仲間であった。	○	○

アルコール等依存状況	飲酒：[redacted] 習慣飲酒を始めた時期：[redacted] 飲酒量：[redacted] 異常な飲み方： 休日など朝から飲むことがあるか：（[redacted]） 連休など朝からとなく夕となく何日間も飲み続けることがあるか：（[redacted]） 飲酒した後、記憶欠損を残したことがあるか：（[redacted]） 飲酒して、友人や他人とトラブルを起こしたことがあるか：（[redacted]） 有の場合：どのようなトラブルか 二日酔いで仕事を休んだことがあるか：（[redacted]） 有の場合：どの程度か 手のふるえ、肝障害などがあるか：（[redacted]） 有の場合：どのような症状か その他特記事項 その他の薬物依存状況 [redacted]（民生委員G）	○	○

健康診断結果等（診断結果の写を添付すること）	定期健康診断の有無 (有) 無 主訴・指摘事項 （[redacted]が見受けられる。）	○	○
精神科以外の受診記録	疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　）		

6　主治医・産業医の意見

		資料No.	頁
主治医の意見	意見書の有無　　有・(無) 診療記録等の収集の有無　　有・(無) (意見書の内容)		
産業医の意見	意見書の有無　　有・(無) (意見書の内容)		

7　請求人提出の意見書

		資料No.	頁
専門医の意見	意見書の有無　　有・(無) (意見書の内容)		

様式２

当該労働者の精神障害の発病に関与したと考えられる出来事に対応した心身の変調等に関する時間的経過

年・月	出来事 （別表１・別表２参照）	当該労働者の心身の状態・行動の状況			
		請求人の申述	資料No.（頁）	調査結果	資料No.（頁）
[redacted]	[redacted]、盛土工事をしていた部分の法面崩落事故が発生				
[redacted]				（助手Ｃ） ・[redacted]に入って、中村は毎日のように「雨等で工程が遅れて工期まで間に合わない。」とこぼしていた。 ・[redacted]以降の崩落部分の復旧工事施工時では、工期について心配していた。しかし、言動は普通だった。	○（○）
[redacted]	[redacted]、再び同じ法面の崩落事故が発生	・[redacted]のいつからか天気予報を気にしていたり、「仕事が間に合わないんだ。」と言ったりしていた。 ・[redacted]のいつごろか[redacted]その頃、「夜中に目が覚めて眠れなくなる。」と言っていた。	○（○）	（オペレーターＤ） ・中村は休憩所での昼食の時、食欲がない、夜眠れない、現場から逃げ出したくなったと洩らしていた。 ・雪が降って作業が除雪だけで帰るとき、「いいなあ、おめえ方早く帰れて。」と洩らしていた。 （社長Ａ） ・中村の様子がおかしいと感じたのは、[redacted]頃だった。 ・[redacted]、降雪があり工事の進捗が思わしくない時に、中村が「工期内に工事が終わるかどうか心配で夜に眠れない。」と言っていた。 ・[redacted]、中村は前に施工完成させた地元の現場の悪口を言われているとか、人の言うことを大変気にするようになってきていた。 ・[redacted]、中村は「夜眠れない。」、「工事が出来ないので心配で何も手につかない。」、「図面を見ても、自分が測量した結果表を見ても、どうしてそういうふうに測量したのか、どう書いたのか分からなくなってきた。」と言っていた。その日、中村は○○市の[redacted]、その後の中村は落ち着いた様子で顔色もよかった。 ・[redacted]からは普通に仕事をしていた。 （助手Ｃ） ・[redacted]に入っても中村は工期を気にしていた。また、[redacted]、測量の歪みがあり、それも気に	○（○） ○（○） ○（○）

				していた。そして、[redacted]に顔色は悪く、疲れていたようだった。[redacted]にかけて、下を向いて歩き、かなり仕事のことを気にしていた。 ・（変更設計に係る書類を作成中）中村は顔色も悪く、元気のない声だった。冗談もあまり言わなかった。 ・[redacted]以降から中村は工期と変更の資料についてなかなか思うように行かないことで悩んでいた。 ・[redacted]からの測量の失敗で、かなり悩んでいた。 （工事課長B） ・[redacted]の中村の様子に変わった点は見られなかった。	○（○）
[redacted]		・中村に元気がなくなったのは、[redacted]に入ってからで、口数が少なくなった。 ・[redacted]、自宅で中村の友達の二家族と[redacted]をやったが、この日の様子は楽しそうだった。 ・[redacted]、私の希望で家族一緒に工事現場に行き、工事現場の休憩室で昼食をとった。中村は当日仕事をする予定にしていたが、現場事務所の鍵を自宅に忘れてきたので結局仕事はできなかった。この時、私は「鍵を忘れるのはめずらしいね。」と言い、中村は「変な[redacted]になっちゃったね。」と言った。子供達が外で遊んでいても、一緒に遊ばないで傍らで見ており、元気がない様子だった。 ・[redacted]、午前中工事現場に行き、午後高校の同窓会に出席した。この時の様子は普通だった。 ・[redacted]、中村は当初、現場で仕事をすることにしていたようだが、中村の[redacted]が遊びに来たので一緒に[redacted]に遊びに行った。中村は午後3時か4時に工事現場に行って、午後6時頃自宅に帰ってきた。帰ってきてからの様子は普通だった。 ・[redacted]まで、中村は工事現場に行っていた。帰りは夜11時頃で、中村は「会社を辞めたい。」と言い、元気がなく「仕事のことばかり気になる。」と言っていた。 ・[redacted]に[redacted]の行事があり、中村はそれに参加した際、一緒に参加していた同業の人に「仕事がうまくいかなくて死にたくなったよ。」、「○○土木に入れるかな。」と言っていたようだ。 ・[redacted]はいつもよりも帰りが早かったので家族で夕食をとった。その時も「会社を辞めたい。」と言っていた。 ・[redacted]、午後7時少し前に帰宅し、家族で夕食をとり、中村は[redacted]をしていたが、何となく[redacted]の話に対し、上の空だった。	○（○）	（社長A） ・[redacted]、当社の幹部を私の自宅に招き、[redacted]を行ったが中村の様子は普通だった。 ・[redacted]は会社の[redacted]だったが、その日の中村の様子は普通だった。 ・[redacted]から工事を再開し、中村が自殺するまでの間、1～2回中村に会ったが、その時の様子は、工期を気にしていたり、一旦引き揚げることを相当悩んでいたようだった。[redacted]は中村に変更に伴う横断図等を見せてもらい、残りの工事量を話し合ったが、自信のない様子だった。 ・[redacted]、中村は通常どおり朝7時頃に自宅を出たと聞いたが、実際、現場には午前11時頃来たようだった。中村はその日現場でユニックの運転手に「おまえと酒を飲めなくなるな。」「工事再開後にはがんばってほしい。」と言い、助手Cに「明日から書類を整理すればいいので、今日は帰るべし。」、「あなた方は先に帰っていい。」と言ったそうだ。 ・労働条件に対する苦言は聞いたことがなかったが、「とても会社に迷惑をかけて、いられなくなった。」と言っていたことを後で知った。 （助手C） ・[redacted]、会社の[redacted]があったが、中村の様子は普通であった。 ・[redacted]までの中村の様子は、冗談が少なくなり、仕事の話が殆どで、「昼食も食べたくない。」と言っていた。 ・土取場の変更について中村は、「こういう盛土の工事で普通は1～2ヵ所から土取りするのに、何回も変わって。」とこぼしていた。	○（○） ○（○）

様式3

労働時間等の調査結果（氏名：　中村太郎　）

発病前の労働時間等

	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
所定出勤日数	22日	23日	25日	23日
所定休日日数	9日	7日	6日	7日
欠勤日数	0日	0日	0日	0日
有給休暇取得日数	0日	0日	1日	0日
所定休日労働日数	0日	0日	0日	3日
所定休日労働時間数	0時間	0時間	0時間	24時間
所定時間外労働時間数	12時間	0時間	3時間	15時間

	[redacted]	[redacted]	年　月	年　月
所定出勤日数	25日	7日		
所定休日日数	6日	8日		
欠勤日数	0日	0日		
有給休暇取得日数	0日	0日		
所定休日労働日数	3日	0日		
所定休日労働時間数	19時間	0時間		
所定時間外労働時間数	34時間	0時間		

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

※[redacted]は、[redacted]までの時間数である。

調査結果を作成するに当たっての資料
①タイムカード　②出勤簿　③賃金台帳　④その他（[redacted]　）

※起算日は各月　1日

（作成に当たっての特記事項）
関係者からの聴取によれば、中村は第1回目の法面崩落事故を起こした[redacted]以降常態的に22時～23時位までの残業や休日労働を行っていたとの複数の者からの証言があり、[redacted]に記載された時間外労働時間数、休日労働日数を大幅に上回る恒常的な長時間労働が認められると認定するのが相当と判断する。

様式４

業務上外の総合判断評価票

精神障害発病の有無	（ (有)・無 ）
疾患名（ICD-10診断ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝによる）	[redacted]
発病時期	[redacted]（頃）

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事の評価（別表１）	出来事の有無	（ (有)・無 ）	
	恒常的な長時間労働	出来事前 （ 有・(無) ） 出来事後 （ (有)・無 ）	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
	仕事の失敗、過重な責任の発生等	２度の法面崩落事故により工期内の工事完了が困難となった（ノルマの未達成） （類推の有無 有 (無) ）	I (II) III
	仕事の失敗、過重な責任の発生等	測量の歪みが発覚し、工期変更のための資料が提出できなかった（仕事上のミスをした） （類推の有無 有・無 ）	I (II) III
		（類推の有無 有・無 ）	I II III
	出来事に伴う変化等（過重の程度）		
	・事故後、恒常的に22時～23時の残業や休日労働を行っていた。（仕事の量（労働時間）の変化） ・発注者の担当課長から、「当初の工期内に完成するよう努力するのは当たり前でないか」「工期目一杯なぜ努力しない」などと責められていた。（その他の変化） ・[redacted]に工期の延長の合意がなされた際、会社に[redacted]を超える損害が発生することが明らかになった。（その他の変化）		
特別な出来事の評価	イ （ 有・(無) ） ロ （ 有・(無) ） ハ （ 有・(無) ）		
総合評価	弱 中 (強)		

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価（別表２）	出来事の有無	（ 有・(無) ）	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
		（類推の有無 有・無 ）	I II III
		（類推の有無 有・無 ）	I II III

個体側要因の評価（顕著な事項及び内容）	既往歴	[redacted]
	社会適応状況	
	アルコール等依存状況	
	性格傾向	

合議による医学的見解要旨	1　精神障害の発病の有無 [redacted]から中村に現れた症状は、ＩＣＤ－10診断ガイドラインに照らして[redacted]であったと判断できる。[redacted]の自殺はこのような[redacted]であったといえる。 2　業務要因 本件は、別表１に例示された具体的出来事に当てはめて考えれば、「ノルマが達成できなかった」、「会社にとって重大な仕事上のミスをした」に該当し、心理的負荷の強度は「Ⅱ」程度と判断される。出来事の変化として、工期内完成の再三の要請、責任の増大、残業時間の増加、休日出勤等が指摘でき、中村のこの間の出来事及び出来事に伴う変化等についての心理的負荷が、総合的に判断して「強」と認めることができる。 3　業務以外要因 (1)　業務以外の心理的負荷の評価 関係者の話を総合すると、中村に特別の業務以外の心理的負荷の存在は認められない。 (2)　個体側要因の評価 調査の結果、[redacted]、そのことによって社会生活、家庭生活上トラブルを起こすといったことはなく、個体側要因において特に顕著なものは認められない。 4　結論 業務による心理的負荷は、「判断指針」の別表１によって総合判断が「強」であると判断でき、特に問題となる業務以外の心理的負荷、著しい個体側要因も認められないことから、業務による心理的負荷が客観的にみて中村に発病した精神障害の有力な原因であると判断できる。

総合判断	業務上外	（業務上）	業務外
備考			

中村太郎の「[redacted](自殺)」に係る業務起因性の医学的見解

1　精神障害の発病の有無

中村は現場代理人として工事に従事していたが、[redacted]から、「工期まで間に合わない」、「食欲がない」、「夜眠れない」、「現場から逃げ出したくなった」などと[redacted]を周囲に洩すようになった。また、[redacted]、「仕事が手につかない」、「自分の測量した結果を見ても、どうしてそう書いたかよくわからない」などと言うなど、[redacted]の症状も現れ始めている。

外見的には、[redacted]にかけては、顔色は悪く、疲れているようで下を向いて歩き、口数が少なくなり、声も元気がなく、冗談もあまり言わなくなった。

[redacted]の間の中村の様子は普通であったというが、工事が再開された[redacted]から、昼食も食べたくないといって食べないようになり、[redacted]に[redacted]に「会社を辞めたい」と話している。[redacted]には同業の知り合いにも「仕事がうまくいかなくて死にたくなった」と話している。また、[redacted]の夕食時に中村は[redacted]をしていたが、[redacted]の話に対して上の空であったという。

死亡当日の[redacted]には、部下に対し「おまえと酒は飲めなくなるな」、「工事再開後にはがんばってほしい」と話しており、指示ととれるか最後の別れととれるか微妙な言い回しをしている。

以上のことから、中村は[redacted]から[redacted]などの症状が出現し、[redacted]には[redacted]も明確に認められる。中村に現れたこのような症状は、ＩＣＤ－10診断ガイドラインに照らして[redacted]であったと判断できる。[redacted]の自殺はこのような[redacted]における自殺であったといえる。

2　業務要因の検討

中村の従事していた工事現場は、降雨により盛土の小さい崩れが再三起こっていたが、[redacted]の二度に渡り、盛土工事をしていた部分の法面が大きく崩落する事故が発生した。

中村は事故後、[redacted]にかけて、その対応について苦慮し、社長や発注者と打ち合わせを行っているが、発注者からは明確な指示がなく、中村は自主的にセメント安定剤による方法で処理し、また、盛土材についても岩砕を舗装部分に盛土し転圧を施すなどの補強・復旧工事を行ったが、降雪などから進捗状況は思わしくなく工期は大幅な遅れを余儀なくされていた。しかし、当該工事現場は[redacted]の場所となっており、関係者間にはなんとしても予定の工期までには工事を完成させておきたいという強い思いがあった。事実、中村は発注者の担当課長から「当初の工期内に完成するよう努力するのは当たり前ではないか」、「工期目一杯なぜ努力しない」などと責められていた。

当初予定の工期のことについては社長も心配し、再三発注者の事務所長に申し入れを行い、最終的には[redacted]工期の延期が合意され、当該工期分については出来

高により精算することとなった。結果的に工期は延長されたが、法面崩落処理としてセメント安定剤、ダンプカー使用量、人件費等により会社に[redacted]を超える損害（請負金額[redacted]）を負わせることになり、工事現場の責任者である中村にとっては大きな心理的負荷であったと推定できる。

また、当工事においては盛土する土砂が柔らかく、土取場の選定について４回も変更があり、採取の場所が変わるたびにその現場の採土前・後の測量と図面が必要などのことから、[redacted]からは残業時間も相当増加した。同僚は、中村が第１回の法面崩落事故が起こった[redacted]以降、恒常的に21時から23時までの残業や休日労働を行っていたと証言しており、会社に報告された時間外労働時間数は、[redacted]15時間、[redacted]34時間となっているが、会社同僚等の証言を採用する方がむしろ実態を正確に表していると考えられる。

さらに、[redacted]の工期の変更に伴いそれまでの出来高の図面、数量計算書等の変更資料作成、そのための測量が必要となった。なお、工期変更に伴う測量の結果、方向の歪みがあったことが分かり、出来高資料の提出が期日までに提出できず、中村はこのことをかなり気にしていた。

[redacted]景石の費用積算のことで[redacted]から指摘されるという出来事も加わっている。中村は、造園業者の規格で対応しようと考えたが、工事事務所は「その資料は公共のものではない」とし、やり直しを求めているが、具体的にどの基準を採用するかといった対策は示さなかった。

以上のことから、中村の[redacted]は、盛土の崩壊、工期の遅れ、恒常的な長時間労働による心身の疲労を主とする業務上の負荷のもとで発病し、さらに続く会社への損失の発生などの心理的負荷の中で、一層増悪したことは明らかである。

これらは、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（以下、「判断指針」という）における別表１に例示された具体的出来事に当てはめて考えれば、「ノルマが達成できなかった」、「会社にとって重大な仕事上のミスをした」に該当し、心理的負荷の強度は「Ⅱ」程度と判断される。出来事の変化として、工期内完成の再三の要請、責任の増大、残業時間の増加による恒常的な長時間労働、休日出勤等が指摘でき、中村のこの間の出来事及び出来事に伴う変化等についての心理的負荷が、総合的に判断して「強」と認めることができる。

3　業務以外要因の検討

(1)　業務以外の心理的負荷の評価

関係者の話を総合すると、中村に特別の業務以外の心理的負荷の存在は認められない。

(2)　個体側要因の評価

調査の結果、中村は[redacted]。健康面では過去に大病を患ったこともなく、健康であった。

生活史（社会適応状況）については、これまで中村の個人生活及び社会生活上で特に問題となる不適応状態や問題行動は認められない。

[redacted]

[redacted]、そのことによって社会生活、家庭生活上トラブルを起こすといったことはなく、飲酒による特段の問題となるべき事実は認められない。

中村の性格傾向は、周囲には[redacted]という印象を与えている。　また、[redacted]。このように中村の性格傾向は特に偏りがあるとはいえない。

4　結論

以上のことから、中村の業務による心理的負荷としては、崩落事故による工期の遅れ等によるものであるが、その評価は前記２で述べたとおり出来事自体の心理的負荷の強度は、「判断指針」の別表１によって総合判断が「強」であると判断でき、特に問題となる業務以外の心理的負荷、著しい個体側要因も認められないことから、業務による心理的負荷が客観的にみて中村に発病した精神障害の有力な原因であると判断できる。

よって、本件、業務上として処理するのが適当であると判断する。

事例２

様式１

精神障害等の業務起因性判断のための調査票

			○○　局　○○　署		
労働保険番号	第　0000000000000　号	事業の種類	建設業		
事業の名称	○○建設共同企業体　○○○ﾏﾝｼｮﾝ建設工事		労働者数	40　人	
事業の所在地	〒000-0000 ○○県○○市○○		TEL　000　(000)　0000		
ふりがな 当該労働者氏名	たかはし　じろう 高橋　次郎	生年月日	[redacted]	性別	(男)　女
職種	作業所長	雇入年月日	[redacted]		
請求人氏名	高橋　花子　続柄 [redacted]	請求年月日	[redacted]		
請求時における精神障害の疾患名	(不明) 有　(疾患名　　)				
発病時期	年　月　日(頃)　(発病時年齢　歳)				
現在の状況	生存 (死亡)　(死亡年月日 [redacted]、　死亡時年齢 [redacted])				
事業場概要	当該企業体は、㈱○○建設○○支店80%、㈱○○組20%の持分比率による共同企業体である。当該建設工事はマンション建設工事で、請負金額 [redacted]、工期 [redacted] の工事である。 ・会社案内等（資料No.　○） ・組　織　図（資料No.　○）				
事案の概要	高橋次郎（以下「高橋」という）は、[redacted] に㈱○○建設に入社した。高橋は、入社以来一貫して建設現場の元請の現場作業員として主に工事の施工管理業務に従事し、[redacted]、㈱○○建設が元請となる現場の作業所長として勤務した。 作業所長の主な業務は、工事に関する原価計算、資材管理、下請け業者からの契約書や請求書の内容の把握と支店への報告や下請け業者の指導、管理である。 高橋は [redacted] から当該マンション建設工事の作業所長として勤務していたが、[redacted] に当該建設工事現場において [redacted] された。([redacted]) が発生し、その結果、当初の工期予定が遅れた。そのため、工期や予算の面で厳しい対応に追い込まれることとなった。 上記の [redacted] 発生以降、高橋は工期の遅れ、予算の見直しのため長時間労働を余儀なくされ、疲れがみられるようになり、 [redacted] には部下に精神安定剤の入手を依頼している。さらに [redacted] に入ると、上司等に再三にわたって「退職したい」と申し出ている。 このような状況の中、高橋は [redacted] に現場事務所で [redacted] しているところを発見された。				

1　就業条件等一般的事項

		資料No.	頁
学　　歴	最終学歴（学校名　○○大学　工学部建築学科、[redacted]（卒）中退）		
職　　歴	事業場名　　職種 (㈱○○建設　)([redacted])(施工管理者　) (　　)(　年　月～　年　月)(　　) (　　)(　年　月～　年　月)(　　) (　　)(　年　月～　年　月)(　　) (　　)(　年　月～　年　月)(　　) (　　)(　年　月～　年　月)(　　)	○	○
現在の事業場に雇入後の配属先（直近５年間のものを記載すること）	配属先　　職種 (○○ビル建設工事　)([redacted])(施工管理者　) (××ビル建設工事　)(　　)(　〃　) (○○ビル建設工事　)(　　)(　〃　) (○○ﾏﾝｼｮﾝ建設工事　)(　　)(　〃　) (　　)(　年　月～　年　月)(　　) (　　)(　年　月～　年　月)(　　)	○	○
所定労働時間、所定休憩時間、休日制度等（当該労働者に関することについて記載すること）	所定始業時刻　午前８時　４５分 所定終業時刻　午後５時　３０分 所定休憩時刻　午後０時００分～午後１時００分 時間外勤務が３時間以上に及ぶ場合、その始めにおいて30分間、深夜勤務に及ぶ場合は、午前０時以降に１時間 所定休日　（　週休１日制・隔週週休２日制・(完全週休２日制)　） その他 労働時間制度（　変形労働時間制・フレックス制・裁量労働制　） その他 勤務形態　(日勤勤務)・交替制（２直２交替制（日勤・夜勤）・３直３交替制） その他	○	○
	出退勤管理の状況　①タイムカード　(②出勤簿)　③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他（　　）	○	○
	就業規則の有無　(有)・無 その他特記事項	○	○

当該労働者の日常業務	工事に関するの原価計算、資材管理、下請け業者からの契約書や請求書の内容の把握と支店への報告、下請け業者の指導・管理、作業所全体の統括		
事業場内における当該労働者の相関図 （聴取実施者には○印を付記すること）	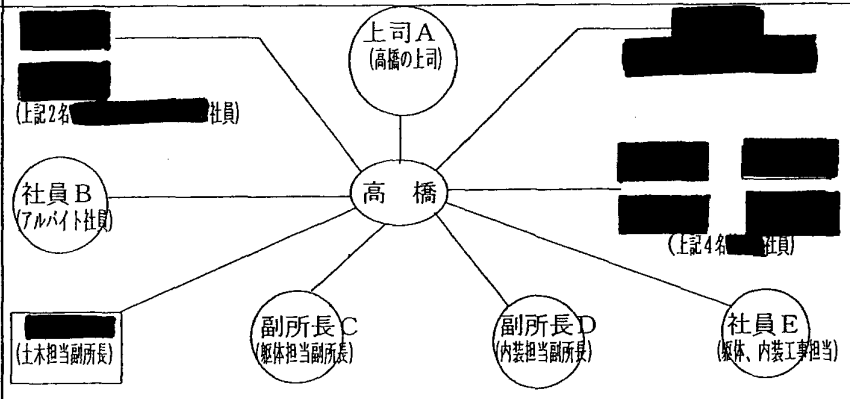		
事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等） （聴取実施者には○印を付記すること）	[redacted]		

2－1　出現した心身の症状等に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・現場での[redacted]発生直後、食欲があまりなく、精神的に疲れている様子であった。 ・[redacted]発生から１週間後、どこか神経がピリピリして休まらない。何も手につかない様子。 ・一級建築士の二次試験（[redacted]）の勉強のために、[redacted]まで３日間休みをもらうが、今までの疲れが出たのか寝てばかりいた。 ・[redacted]、仕事に出かけると言っていたのに、そうとう何か思い悩んでいたらしく、こたつの中で、１日中むずかしい顔をしていた。 ・[redacted]、些細なことで当たり散らし、気分を悪くする。 ・[redacted]、食事もろくにし回りのことまで気が回らない様子だった。 ・[redacted]、午前２：３０頃帰宅、ぐったりと疲れている様子。 ・[redacted]、出勤時に「がんばってね」と声をかけたら、「もう、がんばれないよ」という返事だった。 ・[redacted]、本当に沈んだ声で電話があり、赤字のことを気にして、周りの人達まで大変なことになると悩んでいた。	○	○	[redacted]から、[redacted]がみられ[redacted]には退職を申し出、[redacted]に入って服装等に無頓着になった。 ・[redacted]、週刊誌に載っていた[redacted]	○	○
			・[redacted]発生直後、緊張していたが、その後、通常の状態に戻っていた。 ・[redacted]までは、食欲もあって、よく皆でビールを飲んで喋っていた。[redacted]に入ってからは、今までなら怒られていたことを怒られなくなったので、少し疲れているのかと思った。また、食事の量が減ってきて、[redacted]の後半になると昼食のお弁当に箸をつけないときもあった。（以上社員Ｂ）		
			・[redacted]から、夕食の食べる量がめっきり減ってきた。（副所長Ｃ）	○	○
			・[redacted]、高橋から「退職したい」と申し出を受けた。（上司Ａ）	○	○
			・[redacted]、高橋は、それまで蓄えてきた髭をばっさりと剃ってきた。（上司Ａ、副所長Ｃ）	○	○
			・亡くなる１週間前から、前にも増して髪の毛がボサボサであまりお風呂にも入ってないんだろうなと思った。（社員Ｂ）	○	○
当該症状に関する精神科等の医療機関の受診状況	受診の有無　有・(無) （医療機関名　　） 初診日　　年　月　日 疾患名　（　　）				

2－2　自殺の状況等に関する事項

自殺の状況	自殺の手段	資料No.	頁
	[redacted]	○	○
	自殺直前の状況		
	[redacted]、本当に沈んだ声で電話があった。赤字のことを気にして、周りの人達まで大変なことになると言って悩んでいた。「家に帰りたいよ」と言って電話は切れた。（請求人）	○	○
	[redacted]、日中、入居者に対する挨拶や部下に対しいろいろ指示をして、てきぱきと元気に仕事をこなしていた。終わってからも、夜の11時半にまだ現場事務所にいた。（上司A、副所長D、副所長C、社員E）	○	○
	遺書の有無　　有　・　(無)		
	遺書の内容		
	検視者：所属　　警察署		
	職　　氏名		
	検案医師：所属　○○　(病院)・医院	○	○
	職　　氏名　医師G		
	判定された死因		
	[redacted]		

3　業務による心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・今までやったことのない大きな現場工事の責任者にされ、性格的に[redacted]ことから、一生懸命に仕事をしていた。 ・当初は、土日は[redacted]の自宅に帰っていたが、仕事がはかどらず、だんだん土日も帰れなくなった。 ・人手不足、資金不足、工期の短縮などで悩まされ、上司に怒鳴られるなどいつも精神を緊張させて、睡眠時間が満足にとれず、眠れないということが何度もあり、疲労は限界にあった。 ・毎朝他の社員が出勤する前に出勤し、午後10時から11時くらいまで働き、自殺する２、３日前はほとんど徹夜だった。	○	○	当該現場の予算・工期等は、一般的な現場に比べれば厳しかった。[redacted]をきっかけとし、工期が遅れがちとなり、[redacted]には工期に間に合わず、結果として[redacted]の赤字が見込まれた。[redacted]には工期に間に合わないことが決定的となり、赤字も[redacted]にふくらんだ。 高橋は[redacted]に入ってからは午後10時以降まで恒常的に残業をしていた。 なお、高橋は[redacted]に関して、[redacted]されている。 ・高橋は[redacted]で作業所長として９件の現場をこなしてきており、作業所長としての経験は十分であった。高橋が今回担当した現場は、これまでに従事した現場に比べて請負金額等からみてもかなり大規模な現場であった。（上司Ａ） ・高橋は当該現場の工事が始まった当初、週末は自宅に帰っていたが、[redacted]に入ってからはほとんど自宅に戻ることはなく、現場事務所や現場近くに借りていたアパートで寝泊まりしていた。（副所長Ｃ） ・当該現場の予算は、一般的な現場に比べれば厳しいという噂が社内でもあった。（上司Ａ） ・工期や人手不足の問題については、工事開始当初から、工期に余裕があるということはなかった。 ・[redacted]をきっかけとして一時現場が止まったことから、工事計画の調整が必要となり、これ以降に人手不足や工事の遅れの問題が出てきた。（以上副所長Ｃ） ・高橋は、[redacted]（上司Ａ） ・たまに朝早く出勤していた時があり、[redacted]は午後８時くらいまで勤務し、[redacted]に入ってからは、午後10時くらいまでの勤務が多く、午後11時過ぎまで仕事をしていたこともあった。（副所長Ｄ） ・[redacted]、工事は順調に進んでいたが、[redacted]の年明けから、年度末ということもあってか、仕上げ業者が予定通り集まらず、忙しくなった。（上司Ａ）	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

			・通常は午後８時頃まで仕事をしていたが、仕事が忙しくなった[redacted]以降は、午後10時まで仕事をしていたことがあったようだ。（副所長Ｄ、副所長Ｃ、社員Ｅ）	○	○
			・[redacted]、決算数字の把握を目的として、ＪＶ委員会が開かれ、この時点で既に[redacted]以上の赤字が出ていた。 ・[redacted]で工期（[redacted]）に間に合わないことが現実の問題となった。 ・[redacted]から、私も応援のため当該現場に常駐することとなり、予算面の再チェックをするように高橋に命じたが、高橋が亡くなるまでこの報告は受けなかった。また、各種検査が始まり、これに対応するために[redacted]から現場に社員を３名増員した。（以上上司Ａ）	○	○
			・他の現場に比較して予算や工期が厳しかったという印象はあった。[redacted]からは上司Ａが常駐したり、[redacted]からは社員３名が増員された。（副所長Ｄ、副所長Ｃ、社員Ｅ）	○	○
			・現場は皆で一丸となってやろうという気持ちでやっていたが、高橋は[redacted]だったので、夜、皆が帰って下さいと言っても、11時頃まで１人で残っていたこともあったようだ。また、夜は皆で外食をしていたが、高橋は食事はあまりとらず、ビールを飲んでいることが多かったようだ。（上司Ａ）	○	○
			・[redacted]の時点で[redacted]の完成の目処がついた。施主への違約金、[redacted]で赤字は[redacted]となった。（副所長Ｂ）	○	○
			・工事費は始めから厳しかったのだが、高橋はそれを少しでも挽回しようとしていたと思う。工事費は東京支社の工務部で見積もり、所長がそれをもとに予算を組み、その予算に対し資材部が発注をしているので、直接の責任は所長である高橋にはないが、赤字は初めての経験だったかもしれない。予算が厳しくて、大変そうな現場に任命された所長は社内の評価が高く、その人ならば任せられるものとして抜てきされたことだと思う。（上司Ａ）	○	○
			・着工時から漠然と金銭的には厳しいという話は聞いていたが、詳細は分からない。高橋は予算書をもとに業者から見積書を徴収して、色々な条件を考慮して業者を選定する業務を行っていた。決定するのは資材部である。（副所長Ｄ、副所長Ｃ、社員Ｅ）	○	○

4　業務以外の心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・[redacted]高橋が、家族に一言もなく一人で死んでいった原因は、現場での仕事しか考えられない。	○	○	[redacted]の問題については、高橋が自殺する[redacted]に起きたものであり、その後の高橋の言動等からみても高橋の自殺に関連があるとは認められない。		
			・[redacted]何の結果も報告されていないと聞いた。(社員E)	○	○
			・[redacted]最近どうなっているかは知らない。(社員B)	○	○

5　個体側要因に関する事項

既往歴（精神障害と関連の深い疾患名を記載すること）	既往歴の有無 [redacted] 疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） ※ [redacted]				資料No. ○	頁 ○
家族の精神障害既往歴	既往歴の有無 [redacted] 氏名　続柄　疾患名　発症時年齢 （　）（　）（　）（　） （　）（　）（　）（　）					
生活史（社会適応状況等）	請求人の主張	資料No.	頁	調査結果 人事考課の有無 [redacted]	○	○
				会社での人事考課（[redacted]） [redacted]においては、これまでに作業所長として担当した現場において、常に工事益をあげていたことが高い評価を受けていた。当該現場のような予算が厳しく、大変そうな現場に任命される所長は、社内の評価が高く、その人ならば任せられるとして抜擢されたものと思われる。（上司A）	○	○
性格傾向	[redacted]	○	○	[redacted]（上司A） [redacted]（副所長C） [redacted]（副所長C） [redacted]（社員B） [redacted]（友人F）	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

趣　　味	・接待ではあるが、ゴルフをしていた。	○	○	・一緒にゴルフに行ったことがあり、かなり上手だった。(副所長C)	○	○
家庭環境	・いったん現場が始まると、工期の前半は帰宅する日も多かったが、工期の後半は現場が遠い所ならば、現場で泊まりこむことが多かった。 ・高橋の仕事が休みの時はめったに無いので、休みの時は時間を共有できるように努力し、高橋も出来るだけ家族と過ごす時間を作ろうと努力していた。また、高橋はアパートにいるときは、朝と夜に必ず電話をしてくれた。しかし、[redacted]に入ってからは、高橋は家でも本当に疲れている様子で、声もかけられないような状態だった。	○	○			
友人関係	・具合が悪くても「家のことで」と仕事を休む事はなかったが、子供の入学式や父親参観日等の前もって分かっていることに対しての行事については、参加していた。 ・[redacted]という出来事があったと聞いている。	○	○			

アルコール等依存状況	飲酒：[redacted] 習慣飲酒を始めた時期：[redacted] 飲酒量：[redacted] 異常な飲み方： 休日など朝から飲むことがあるか：（[redacted]） 連休など朝からとなく夕となく何日間も飲み続けることがあるか：（[redacted]） 飲酒した後、記憶欠損を残したことがあるか：（[redacted]） 飲酒して、友人や他人とトラブルを起こしたことがあるか：（[redacted]） （有の場合：どのようなトラブルか） 二日酔いで仕事を休んだことがあるか：（[redacted]） （有の場合：どの程度か） 手のふるえ、肝障害などがあるか：（[redacted]） （有の場合：どのような症状か） その他特記事項 [redacted]（副所長C） [redacted]（上司A） その他の薬物依存状況 特に認められない。	○ ○ ○	○ ○ ○
健康診断結果等（診断結果の写を添付すること）	定期健康診断の有無 （有） 無 主訴・指摘事項 [redacted]	○	○
精神科以外の受診記録	疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） [redacted]で歯科医にかかったのみ。（診療記録より） 現場で時々腰が痛いと言って、塗り薬（バンテリン）を使っていた。また、冷蔵庫にいつも栄養ドリンクが入っていて、高橋はそれをよく飲んでいた。（社員B）	○	○

6　主治医・産業医の意見

		資料No.	頁
主治医の意見	意見書の有無　有・(無) 診療記録等の収集の有無　有・(無) (意見書の内容)		
産業医の意見	意見書の有無　有・(無) (意見書の内容)		

7　請求人提出の意見書

		資料No.	頁
専門医の意見	意見書の有無　(有)・無　(○○病院　○○医師) (意見書の内容) 本人は、生来健康で、[redacted]。[redacted]も認められない。 上司も認めるように、今回の工事には、３つの問題点があった。 (１) 工事中の労災事故 (２) 工期が厳しくなったこと (３) 工事費が厳しかったこと 本人は、初めての大規模工事で、かつ赤字予算でスタートしたので、かなり原価管理に心を砕き、夜遅くまで事務所で仕事をしていた。その中で、疲労の蓄積はまだ表面化していなかったが、[redacted]の[redacted]を契機に、急速に精神的過労による[redacted]の症状が出現するに至っている。そして、現場を守るための心労(例えば台風) や長時間労働が一層ひどくなった。さらに、[redacted]、仕上げ業者が予定通り集まらないなど、工期にも影響する心配事などで、一層自分の力のなさや所長としての責任を考え込み、[redacted]、典型的な[redacted]の状態に陥り、自殺したものと考えられる。 [redacted]の要因として考えられる他の社会関係、例えば夫婦関係などには問題はない。[redacted]ことを付記しておきたい。	○	○

様式２

当該労働者に起きた出来事及び精神・身体の変調等に関する時間的経過

年・月	出来事（別表１・別表２参照）	当該労働者の心身の状態・行動の状況			
		請求人の申述	資料No.（頁）	調査結果	資料No.（頁）
[redacted]	・[redacted]、建設現場構内において	・[redacted]の後、[redacted]夜遅く帰ってきて、疲れ切っている様子で、精神的にも相当疲れているようだった。 ・[redacted]、このことは相当な心労として後にひびいていた様子だった。食欲も低下し、どこか神経がぴりぴりした状態で何も手につかない様子だった。 ・「自分が仕事を辞めることで、この[redacted]の責任をとりたい」と高橋は言っていた。 ・[redacted]は久しぶりの連休だったが、疲れてぐったりして、家で寝てばかりいた。	○（○）	・[redacted]の[redacted]の直後は高橋や皆も緊張していたが、その後は高橋も通常の状態に戻っていたと思う。（社員Ｂ） ・[redacted]について、[redacted]ということで、高橋は「副所長Ｃには責任はない、責任は自分にある」と言って、かなり気にしていた。（上司Ａ、副所長Ｄ、副所長Ｃ、社員Ｅ）	○（○） ○（○） ○（○） ○（○） ○（○）
[redacted]		・[redacted]まで１級建築士の試験を受けるために休みを取ったが、この３日間は[redacted]のことも含めてこれまでの疲れが出たらしく、寝てばかりいた。	○（○）	・[redacted]に高橋から電話を受けたとき、とにかく仕事の予算や工期が厳しいということを言ってはいたが、そんなに落ち込んだ感じではなく、普通に元気な様子だった。（友人Ｆ）	○（○）
[redacted]				・[redacted]に高橋から雑誌の切り抜きを預かり、[redacted]（社員Ｂ）	○（○）
[redacted]		・[redacted]に会社の人と食事をしたとき「とにかく、こんなに人が足りない中でこの現場の仕事をするんのは大変だ。初めから言っていたことなのに・・・」と高橋は上司に対して言っていた。その飲食費を払う時、「こんなお金も自分で払うのだ」と高橋は少し辛そうに言い、「現場資金が足りないので、３～４万円貸してほしい」と言われたのでお金を渡した。 ・[redacted]に、高橋は「関東地方に大きな地震がこないかな」言っていた。ため息混じりで、かなり焦燥感が満ちていたように思えた。また、[redacted]カニを食べていた時に、高橋は「こんな一時はもうないぞ」と言い、私が生返事をしたので、「わかっているのか」と私を諭すように言った。	○（○）		

[redacted]	・[redacted]のＪＶ委員会において、この時点で既に[redacted]の赤字があることが確認された。また、工期も遅れ気味で、[redacted]までに間に合わない可能性が報告された。	・[redacted]、高橋は毎年何か言っていたが、この年は「無い」と一言で終わってしまった。 ・２日目から、「仕事をやらないと・・・」と言い、気が重い様子だった。 ・[redacted]から大きなため息をつくことが目立つようになり、そのたびに「アー、イヤだよなあー・・・ほかから見るとイヤだろう？どうも物事を主観的に考えたり、どうせ俺はダメなのだ・・・」、「家の土地の登記簿のコピーを銀行からもらってきておいてくれ」などと言いだした。 ・この頃からは食欲もなくなった。 ・[redacted]、仕事に出かけると言っていたのに、パジャマのままソファーに座り、夜までその場所から動かないで、何やら考え込み、煙草を吸ってボーッとして１日過ごしていたことがあった。また、「これから[redacted]までは家には帰れないだろう」と言っていた。 ・この頃から、電話の際に極端に側に人がいることを嫌い、人がいないことを確認して電話しているようだった。[redacted]	○（○）	・[redacted]、高橋から[redacted]、そこに記載されていた内容に一瞬、不安や不思議なインパクトを受けた。（友人Ｆ） ・[redacted]に入ってから、今までならば怒られていたことが怒られなくなり、高橋は少し疲れているのかなと思った。（社員Ｂ）	○（○） ○（○）
[redacted]	・[redacted]のＪＶ委員会で、[redacted]完工で赤字額は[redacted]にのぼることが報告された。	・[redacted]に入ると、眠れない、疲れがとれない、集中できないといったことをよく口にしていた。[redacted]の朝の出勤時には、些細なことで私に当たり散らし、気分を悪くした。[redacted]は、夜中２時半頃帰宅し、ぐったり疲れている様子だった。[redacted]、高橋の出勤時に「がんばってね」と声を掛けたら、「もう、がんばれない」という返事をしていた。その日の午後11時頃、相談があると言って帰宅し、「全ての責任は自分でとりたい、会社を辞めようと思っている」、「俺はもうこの家にこの元気な姿では戻れないかも知れない」、「家の名義をおまえに書き換えることをやりたかったが、もう間に合わない」などと言っていた。 ・[redacted]、高橋は「自分はどうしたらいいか」と電話をしてきた。この時、気分的に相当まいっているなと感じた。 ・[redacted]は、消防検査などの各検査が予定されていて高橋は立ち会いをするということで、とても忙しく、午後10時、11時頃まで毎日働いていたようだ。	○（○）	・[redacted]から、夕食の量がめっきり減ってきていたが、ビールは前と変わらず飲んでいた。（副所長Ｃ） ・高橋は[redacted]、それから約２週間後の２度にわたって「退職したい」と申し出てきた。１度目は[redacted]の[redacted]時で、「奥さんに相談してから考えろ」という主旨のことを伝え、高橋は思い直したようだった。２度目はかなり深刻な顔つきで、「もう辞めたい」と言い、奥さんも承知してくれたという主旨のことを言っていた。これに対して私は「もう少しだから最後までやってしまえばよいではないか」と言い、再度思い止まるように話をした。（上司Ａ） ・[redacted]から昼食をあまりとらなくなったが、夜になるとビールだけは飲んでいた。昼食の弁当に箸を付けなかった時には、パンや牛乳などを所長室に置いておき、それを一つでも食べた形跡があったときにはほっとした。（社員Ｂ）	○（○） ○（○） ○（○）

[redacted]		・[redacted]、午後10時半頃にビジネスホテルで会ったが、高橋はろくに食事もしてなくて、髪もボサボサだった。自分の身の回りのことまで気が回らない様子で、「周囲の人達も本当によくやってくれている。いい人達であるのはわかる。でも、俺はだまされた」、「誰も俺のことなど考えていないよ。事務所で手につかない書類をみて、ずっと座っている。最近１日に何回か悪寒が走るんだ。それでも家には帰れない」と言って身体をふるわせていた。また、その時に「10日間程大便がでなくて、食欲が無い」、「風呂も久しぶりに入る」とも言っていた。 ・高橋の遺品の中に[redacted]があった。 ・[redacted]朝、高橋は自宅に電話してきて、「現場の赤字がすごい。どうしたらいいかわからない。こんな事だけは頭がハッキリして冴えるんだ。このままだと会社も大変なことになってしまう。どうしたらいいだろう。俺はどうしたらいいだろう」と言っていた。 ・高橋が亡くなる２日前位には、ほとんど徹夜だったと会社の人から聞いた。	○（○）	・[redacted]、高橋は今まで蓄えていた髭をばっさりと剃ってきた。（上司Ａ、副所長Ｃ） ・亡くなる１週間前位から、前にも増して髪の毛がボサボサで、あまり風呂にも入っていないようだった。（社員Ｂ） ・亡くなる３～４日前の朝、アパートの階段から足を踏み外して落ちてしまったと高橋から聞いた。（社員Ｂ） ・高橋は[redacted]の両日にわたって午前０時頃まで事務所で次の日のチェックをしていた。[redacted]は、入居者に対する挨拶や部下に対しいろいろ 指示をして、てきぱきと元気に仕事をこなしていた。それが終わってからも夜の11時半にまだ現場事務所にいたことを確認している。（上司Ａ、碓氷、副所長Ｃ、社員Ｅ） ・[redacted]、この日はマンション購入者の最終説明会なので、皆で夕食を食べようということで午後の９時過ぎになって食事に行った。このとき高橋も誘ったが、後から行くと言って結局来なかった。食事の後、ある社員が会社に戻ったところ、高橋は所長室で仕事をしていた。その時は高橋に特に変わった様子はなかったとの事だった。（上司Ａ）	○（○） ○（○） ○（○） ○（○）

様式３

労働時間等の調査結果（氏名：　高橋次郎　）

発病前の労働時間等

	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
所定出勤日数	21日	19日	20日	21日
所定休日日数	10日	12日	10日	10日
欠勤日数	0日	0日	0日	0日
有給休暇取得日数	0日	0日	0日	4日
所定休日労働日数	4日	3日	5日	3日
所定休日労働時間数	46時間	32時間	61時間	33時間
所定時間外労働時間数	54時間45分	32時間30分	33時間45分	39時間45分

	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
所定出勤日数	20日	21日	18日	20日
所定休日日数	10日	10日	13日	9日
欠勤日数	0日	0日	0日	0日
有給休暇取得日数	0日	0日	1日	0日
所定休日労働日数	4日	4日	4日	6日
所定休日労働時間数	44時間40分	41時間	40時間20分	68時間40分
所定時間外労働時間数	30時間50分	35時間10分	33時間35分	22時間20分

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

調査結果を作成するに当たっての資料
①タイムカード　②出勤簿　③賃金台帳　④その他（[redacted]　）

※起算日は各月　１日

（作成に当たっての特記事項）

この労働時間数は、現場における[redacted]から作成したものである。
高橋は[redacted]以降は夜10時以降までの残業が常態であったことが、関係者の証言で一致している。

様式４

業務上外の総合判断評価票

精神障害発病の有無	（ (有)・無 ）
疾患名（ICD-10診断ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝによる）	[redacted]
発病時期	[redacted](頃)

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事の評価（別表１）	出来事の有無	（ (有)・無 ）	
	恒常的な長時間労働	出来事前 （ (有)・無 ） 出来事後 （ (有)・無 ）	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
	仕事の失敗、過重な責任の発生等	会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた（[redacted]） （類推の有無 有・(無)）	Ⅰ (Ⅱ) Ⅲ
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
	出来事に伴う変化等（過重の程度）		
	[redacted]によって、工事計画の調整が必要となったが、工事の進行の遅れや職人を集め直したりしなくてはならない等の問題が生じ、これによって予算に赤字（[redacted]）が生じることとなった。 また、事故後の高橋の労働時間は月100時間を超えるものであったと推定される。		
特別な出来事の評価	イ （ 有・(無) ） ロ （ 有・(無) ） ハ （ 有・(無) ）		
総合評価	弱 中 (強)		

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価（別表２）	出来事の有無	（ 有・(無) ）	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ

個体側要因の評価（顕著な事項及び内容）	既往歴	[redacted]
	社会適応状況	
	アルコール等依存状況	
	性格傾向	

合議による医学的見解要旨	1　精神障害の発病の有無 [redacted]より、ＩＣＤ－10の[redacted]を発病していたと診断できる。 [redacted]の自殺は、このような[redacted]であると判断できる。 2　業務による心理的負荷の評価 本件は、別表１に例示された具体的出来事に当てはめて考えれば「会社で起きた事故について、責任を問われた」、に該当し、心理的負荷の強度は「Ⅱ」程度であるが、事故内容、責任の程度、その後の労働時間の変化、事故に伴って生じた工期の遅れ、赤字の発生等を勘案すると、出来事に伴う変化等の心理的負荷は「特に過重」と判断され、本件の心理的負荷強度の総合判断は「強」と認めるのが妥当と考える。 3　業務以外要因の評価 (1)　業務以外の心理的負荷の評価 心理的負荷を感じるような出来事としては、[redacted]の問題があるが、どちらの出来事ともその時間的な経過や高橋の言動等からみても高橋の自殺に主要な関連があるとは判断できない。 (2)　個体側要因の評価 高橋に[redacted] 健康面では人間ドックにおいて、[redacted]と[redacted]で指摘があるが、その外には特に問題すべき点は認められない。 生活史（社会適応状況）については、特に問題となる問題行動は認められない。 アルコール飲酒状況については、特段の問題となるべき事実は認められない。 高橋の性格傾向は特に偏りがあるとはいえない。 4　結論 高橋の業務による心理的負荷の強度の評価は、「判断指針」の別表１によって総合判断が「強」であると判断できる。業務以外に心理的負荷となる問題が認められるものの、時間的に過去の出来事であり、特に問題となる個体側要因も認められないことから、業務による心理的負荷が客観的にみて高橋に発病した精神障害の有力な原因であると判断できる。

総合判断	業務上外	(業務上)	業務外
備考			

高橋次郎の「[redacted](自殺)」に係る業務起因性の医学的見解

1　精神障害の発病の有無

高橋はマンション建設工事の作業所長として勤務していたが、[redacted]に建設現場構内において[redacted]が発生した。請求人によれば、高橋は[redacted]発生後から食欲が低下し、どこか神経がピリピリした状態で何も手につかない様子で、「自分が仕事を辞めることで、この[redacted]の責任をとりたい」と相当気にしていたという。[redacted]には、久しぶりの連休だったが、疲れで家で寝てばかりいたという。また、[redacted]三日間、一級建築士の試験の準備のため休暇をとったが、この時も疲労から寝てばかりいたという。[redacted]、高橋には自分の健康状態を気にしていたような、また、通常の精神状態ではなかったことを窺わせるようなエピソードがみられ、雑誌で見つけた[redacted]事務員に頼んでおり、また[redacted]友人が「[redacted]内容に一瞬、不安や不思議なインパクトを受けた」と言うように、不自然で幼稚でかつ自殺を予告するようなメモ的な書き込みのある[redacted]を差し出している。

請求人によれば、高橋は[redacted]からは、家に居ても１日中パジャマのままゴロゴロしているなど精神的に相当疲れている様子で、「眠れない」、「疲れがとれない」、「集中できない」などと言っていたという。

[redacted]には昼食の弁当に箸もつけない時もあるなど、食欲の低下がみられたと部下が証言しており、また、請求人によれば、高橋は「俺はもうこの家に元気な姿では戻れないかもしれない」、「自分はどうしたらいいか」と言い、気分的に相当まいっている感じで、[redacted]と[redacted]には上司に辞職の希望を申し出たが、慰留されている。

[redacted]、高橋は請求人に対し「最近１日に何回か悪寒が走るんだ。それでも家には帰れない」と言い、体を震わせていたという。

その頃から髪の毛がボサボサの状態であまり風呂にも入っていない様子がみられ、[redacted]にはテキパキ行動していたが、そのあと会社内で[redacted]した。

以上のように、高橋は[redacted]から[redacted]が生じ、[redacted]には[redacted]を示し、[redacted]からは[redacted]がみられ、[redacted]からはそれらの症状が一層進み、疲労困憊の状態が認められた。

以上のことから、高橋は[redacted]より、[redacted]と診断できるような状態に陥っており、高橋に現れた精神障害はＩＣＤ－10の診断基準から判断して[redacted]と診断できる。そして[redacted]の自殺は、このような[redacted]であると判断できる。

2　業務要因の検討

高橋は[redacted]から作業所長として９件の現場を担当しており、作業所長としての経験は十分であったと思われる。しかし、高橋が今回担当した現場は、これまでに従事した現場に比べて請負金額等からみてもかなり大規模な現場であり、予算的にも一般的な現場に比べ厳しいということが言われていた。請求人によれば、高橋は当該工事の作業所長を引き受けるに当たってはかなり悩んでいたといい、当初から気負いがあり、プレ

ッシャーを自ら感じていたようである。

工事は開始（[redacted]）当初から、工期に余裕があるということではなかったが、比較的順調で、特に問題はなかった。しかしながら、[redacted]に現場構内において[redacted]が発生し、このため[redacted]副所長Ｃが[redacted]ということに対し「Ｃ君には責任はない、責任は自分にあると」言い、[redacted]高橋は、工事現場に常駐するようになった上司に対し、二度にわたり退職を申し出ており、「自分が辞めて責任をとりたい」と言っている。

事故発生について相当責任を感じており、現場の総責任者である高橋にとっては大きな心理的負荷であったと推定できる。

また、この死亡災害によって工事計画の調整が必要となったが、工事の進行の遅れや職人を集め直したりしなくてはならない等の問題が生じ、これによって予算に赤字が生じることとなった。赤字については[redacted]のＪＶ委員会開催時点で、既に[redacted]の赤字があることが確認されており（最終的には[redacted]の赤字）、このことも高橋にとっては大きな心理的負荷であったと推定できる。

一方、労働時間については、同僚によれば、たまに朝早く出勤していた時があり、[redacted]は午後８時位までの勤務であったが、[redacted]に入ってからは午後９時から10時位までの勤務が多く、時には午後11時過ぎまで仕事をしていたこともあったとされることから、高橋の時間外労働時間数は月間100 時間を超えるものであったと推定される。

以上のことから、高橋の[redacted]は、[redacted]発生、工期の遅れ、多額の赤字、長時間労働による心身の疲労を主とする業務上の負荷のもとで発病し、さらに会社への損失の発生などにより一層増悪したことは明らかである。

これは、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（以下「判断指針」という。）における別表１に例示された具体的出来事に当てはめて考えれば「会社で起きた事故について、責任を問われた」、に該当し、心理的負荷の強度は「Ⅱ」程度と評価できるが、事故内容、責任の程度、その後の労働時間の変化、[redacted]に伴って生じた工期の遅れ、赤字の発生等を勘案すると、出来事に伴う変化等の心理的負荷は「特に過重」と判断され、本件の心理的負荷強度の総合判断は「強」と認めるのが妥当と考える。

3　業務以外要因の検討

(1)　業務以外の心理的負荷の評価

心理的負荷を感じるような出来事としては、[redacted]の問題があるが、[redacted]であり、どちらの出来事ともその時間的な経過や高橋の言動等からみても高橋の自殺に主要な関連があるとは判断できない。

(2)　個体側要因の評価

高橋に[redacted]

健康面では人間ドック（[redacted]実施）において、[redacted]

で指摘があるが、その外には特に問題すべき点は認められない。

生活史（社会適応状況）については、これまで高橋の個人生活及び社会生活上で特に問題となる不適応状態や問題行動は認められない。

[redacted]、飲酒による特段の問題となるべき事実は認められない。

高橋の性格傾向は、[redacted]という印象を与えている。

また、[redacted]があった。

このように高橋の性格傾向は特に偏りがあるとはいえない。

4　結論

高橋は[redacted]より[redacted]にり患し、その病的心理のもとで自殺した。その[redacted]は、高橋の業務による心理的負荷、すなわち[redacted]の発生、工期の遅れ等と時間的に明らかに関係して発病、増悪している。高橋の業務による心理的負荷の強度の評価は、「判断指針」の別表１によって総合判断が「強」であると判断できる。業務以外に心理的負荷となる問題が認められるものの、時間的に過去の出来事であり、特に問題となる個体側要因も認められないことから、業務による心理的負荷が客観的にみて高橋に発病した精神障害の有力な原因であると判断できる。

よって、本件、業務上として処理するのが適当であると判断する。

事例３

様式１

精神障害等の業務起因性判断のための調査票

○○　局　○○　署

労働保険番号	第　０００００００００００　号	事業の種類	コンピュータソフト開発
事業の名称	㈱○○ソフト　××支社	労働者数	５０人
事業の所在地	〒000-0000 ××市△△区○○1-2-3	TEL 000	(0000) 0000
ふりがな 当該労働者氏名	たなか　たろう 田中　太郎	生年月日	[redacted]
性別	(男) 女		
職種	プログラマー	雇入年月日	[redacted]
請求人氏名	田中　一郎	続柄	[redacted]
請求年月日	[redacted]		
請求時における精神障害の疾患名	(不明) 有　(疾患名　　)		
発病時期	年　月　日（頃）　（発病時年齢　歳）		
現在の状況	生存 (死亡)（死亡年月日 [redacted]、死亡時年齢 [redacted]）		

事業場概要

会社はコンピュータソフトの開発業務を主として行うもので、その中心は、①システム開発・開発支援、②プロダクト販売である。

システム開発は、大きく通信制御グループとアプリケーショングループに分かれ、通信制御グループはさらに、主に電話回線を利用したサービスを提供する通信チームと、遠隔制御装置のプログラム作成に当たる制御チームに分かれている。

・会社案内等（資料No. ○）
・組　織　図（資料No. ○）

事案の概要

田中太郎（以下「田中」という。）は[redacted]、㈱○○ソフト××支社にプログラマーとして入社し、コンピュータソフトの開発業務等に従事していた。田中は[redacted]より[redacted]（以下「プロジェクト」という。）のチームに参加し、このシステム開発を[redacted]まで行った。

その後、田中は[redacted]までの出張命令を受けて、会社が受注したシステムが他社のシステムと統合した際、正常に稼働するように調整する結合試験を行うため、○○通信システム㈱作業所（[redacted]）に出張、勤務した。

その出張先において、[redacted]より言動に変化が生じ、[redacted]には無断欠勤をしたため、××支社より心配した上司が迎えに来て連れて帰る途中、様子のおかしい田中を心配した上司が自宅に泊めて事情を聞こうとしたところ、上司宅を[redacted]したものである。

1　就業条件等一般的事項

		資料No.	頁
学　　歴	最終学歴（○○大学理工学部 [redacted] (卒)　中退　）		
職　　歴	事業場名　　職種 (㈱○○ｿﾌﾄ××支社) ([redacted]) (プログラマー　) (　　) (　年　月～　年　月) (　　) (　　) (　年　月～　年　月) (　　) (　　) (　年　月～　年　月) (　　) (　　) (　年　月～　年　月) (　　) (　　) (　年　月～　年　月) (　　)	○	○
現在の事業場に雇入後の配属先（直近５年間のものを記載すること）	配属先　　職種 (研修期間　　) ([redacted]) (プログラマー　) (通信制御グループ　) ([redacted]) (　〃　) (　　) (　年　月～　年　月) (　　) (　　) (　年　月～　年　月) (　　) ※[redacted]の会社へ製品を納入する関係から、現場での仕事をするため[redacted]まで○○通信システム㈱の作業所（[redacted]）への出張命令が出されている。	○	○
所定労働時間、所定休憩時間、休日制度等（当該労働者に関することについて記載すること）	所定始業時刻　午前９時００分 所定終業時刻　午後５時４５分 所定休憩時刻　午後０時１５分～午後１時００分 (残業をするときは午後５時４５分～午後６時１５分、午前０時～午前１時までは休憩を取ることになっていた。) 所定休日（　週休１日制・隔週週休２日制・(完全週休２日制)　） （その他　　） 労働時間制度（　変形労働時間制・フレックス制・裁量労働制　） （その他　　） 勤務形態　(日勤勤務)・交替制（２直２交替制（日勤・夜勤）・３直３交替制） （その他　　）	○	○
	出退勤管理の状況　①タイムカード　②出勤簿　③管理者による確認 (④本人の申告（勤怠表）) ⑤その他（　　） ※勤怠表は本人が勤務実績に応じて実労働時間、深夜作業等を記入し、毎日上司に提出することになっているが、現実は週１回提出していた。	○	○
	就業規則の有無　(有)・無 その他特記事項	○	○

当該労働者の日常業務	㈱○○○の国内向け電話サービスの開始に伴い、○○通信システム㈱を通じて電話に関する各種サービスを提供するためのプログラムの一部を㈱○○ソフト××支社他数社が構築することとなった。(㈱○○ソフトの受注額は[redacted]で、納期は[redacted]) ・田中は、主に掛けた電話の照合履歴転送を行う機能の開発業務を担当していた。○○通信システム㈱作業場における出張勤務では、他社が開発したシステムを持ち寄って全体として正常に動くかのサービス試験を担当していた。具体的には、外の設備（クレジット会社、電話会社等）と機械との相互の情報交換を出来るようにすることなどであった。 田中はそのプログラム構築のうち、[redacted]からは[redacted]のソフトウエア開発工程における他社とのシステム結合試験工程の作業に従事していた。 結合試験では、不具合の原因が他社のものである可能性もあり、必然的に他社の人も入ったチームでの連携が最も重要であり、そのため、仕事はそのグループ（７～８人）ごとのチームリーダーを中心とした作業となっていた。		
事業場内における当該労働者の相関図 （聴取実施者には○印を付記すること）	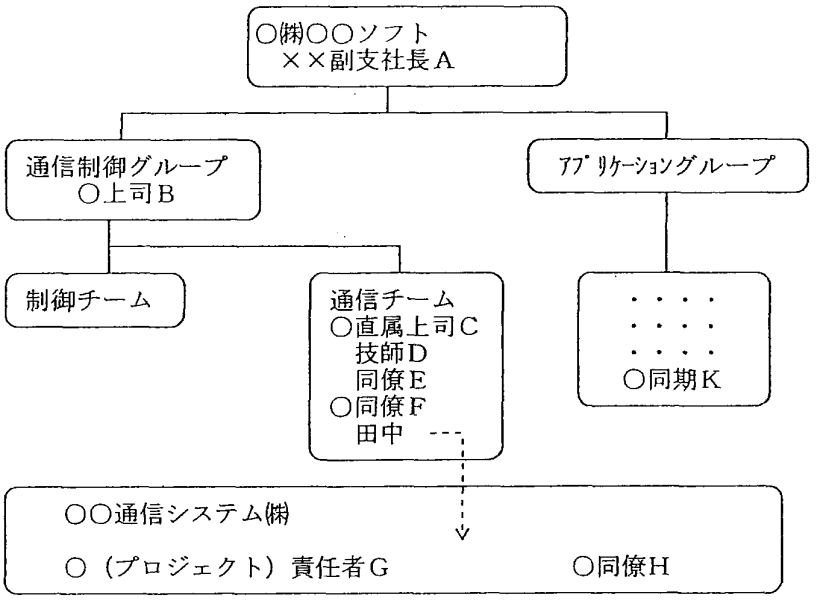 ※田中は、同僚Ｅ、同僚Ｆらと一緒に[redacted]へ出張したが、[redacted]での作業グループは全員違うグループで作業することとなった。		
事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等） （聴取実施者には○印を付記すること）	[redacted]		

2－1　出現した心身の症状等に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・私が初めて[redacted]の様子がおかしいと知ったのは[redacted]で、私の[redacted]が、[redacted]から電話をもらったのだが何を言っているのか判らない、判らないからメモを取ったと言って、メモを持ってきた。そのメモには「大変なことになった。生活もできない。洗濯もできない。食事もできない。動けない。何千何百万人にも迷惑がかかる。３～５社のプロジェクトが止まる。調べれば判るが今は時間がない。何億何千万もの金が動かされる。身の回りの世話をする人、現金をすぐ送ってくれ。[redacted]の現金がいくらあっても足りない。」というものだった。 ・[redacted]、[redacted]に電話したところ、会社を休んで寮にいた。電話中、言っていることがよく判らない部分もあったので、「俺がそっちに行くので、それまで上司とよく相談しておけ」「また夜電話する」と言って切り、夜私の[redacted]がマンションに電話をすると、[redacted]は私と[redacted]に対して「50万円を送ってくれないか」「[redacted]寮にも会社にも来てはだめだ」「捕まえられるよ」などと言っていた。 ・翌[redacted]の朝、[redacted]が[redacted]に電話し、銀行名と口座番号を聞いたところ、「もうお金はいらない」と言っていたそうだ。	○	○	田中は、[redacted]から周囲から様子がおかしいと認識され、[redacted]には「死にたい」などと漏らすようになり、[redacted]には無断欠勤をしている。 （上司Ｂ） ・[redacted]の深夜、自宅に直属上司Ｃから電話があり、「田中が正常な状態でない」ということであったので、しばらく様子を見るようにいった。 ・[redacted]に欠勤したと聞き、[redacted]、直属上司Ｃと一緒に[redacted]のアパートに行き、ドアを開けた途端異様に感じた。天気が良いにもかかわらず、カーテンを閉め切り薄暗い部屋の中から田中が出てきて、話しかけると冷静な話が出来る状態ではなかった。「一時休養しに[redacted]に帰ろう」という話をしたところ、だいぶ和らいだ様子で一緒に帰ることを同意した。 ・[redacted]19:00くらいの新幹線に乗ったが、車中ではほとんど寝ていた。 ・私の自宅に泊まるように勧め、22:00頃自宅に着き、居間に案内し、私の[redacted]に食事の用意をさせ、私は田中の荷物を寝る予定の部屋に運んでいたところ、居間の方で音がして、行ってみると田中は[redacted]のが発見された。	○	○
・中学時代からの友人であるＫ君は２週間くらい前に電話があり、「寝る時間がほしい」と言っていたそうだ。	○	○	（直属上司Ｃ） ・田中がノーマルでないと感じたのは、[redacted]の電話だった。 ・[redacted]に電話をしたときは、様子がいつもと違うと感じたが、本人は明日は仕事に行きますと言っていたので電話を切った。 ・[redacted]、上司Ｂに勤務先に電話するよう依頼したところ、出勤しておらず、アパートに電話したが電話を切られたということで、私からも電話するようにと指示された。私が電話したところ、やはり途中で切られてしまい、それを上司Ｂに相談すると、直接行ってみようということになった。 ・田中の状態から、これ以上は業務を続けられないと判断し、××市に戻すことを決めた。 （同僚Ｆ） ・[redacted]、「仕事でミスをした。どうしよう。」とか「友達も自殺未遂を起こしている。」「つらいから自分も死にたい。」などといった悩みを口にしていた。 ・田中を励ます意味で「そんなのはミスのうちじゃない。」「死にたいなんてバカなことを言ってないでがんばろ	○ ○	○ ○

				う。」という趣旨のことを言った。 ・その他には「お金がない。」と言っていたが、深刻な悩みとは受け止めなかった。 ・[redacted]、田中が徹夜したときに「早く帰ろう。」と誘ったことがあったが、後で考えると、この頃から精神的にも肉体的にも相当まいっていたのかもしれない。 ・[redacted]、田中が休んでいることを職場で聞いたので、上司の直属上司Cに連絡した。 ・[redacted]午前中に直属上司Cから電話があり、「これから田中の様子を見に行く」、夕方も連絡があり、田中の部屋に行ったところ、××市から上司Bと直属上司Cが来ており、「これから××市に連れて帰るからよろしく」と言われた。 ・別れ際に田中から「途中で休むことになって申し訳ない。」と言われたが、「そんなことは気にする必要はない。」「ゆっくり休んで、早く元気になっても戻ってきて。」と言って別れた。		
				(責任者G) ・[redacted]、「作業でミスをした。」「まわりの人から、的確に技術的な情報収集ができない。」と相談を受けた。私は田中が重く考えているようなので、「そのミスは大した問題ではない。」「同じ事を別の人に聞いても、質問を受けた人の捉え方で、答え方や表現が違ってくる場合があるのであせらないでいいよ。」と答えた。	○	○
				(同僚H) ・[redacted]、田中から仕事を引き継ぎ4日間で完成させたときに、たまたま田中がマシーン室にいたので「終わったよ。」と言ったところ、田中は泣き出してしまった。その時、「みんなに迷惑をかけてしまった。」「クビになる。」「死にたい。」などと言っていた。 ・[redacted]、会社に来ていないということなので、同僚と一緒に田中の部屋に行ったところ、休みなのにワイシャツを着て、背広のズボンをはき、裸足で出てくるなど、明らかに様子が変だったので、私の部屋で田中と話をしたところ、「お金がない」「[redacted]」というようなことを言っていた。お金というのはどうも損害賠償金のことを言っているようなので、私は「私が既に解決しているし、そもそも自分たちのしている仕事はほんの一部の仕事であり、そんな責任はないんだ」と言った。	○	○
当該症状に関する精神科等の医療機関の受診状況	受診の有無　有・(無) (医療機関名　　) 初診日　　年　月　日 疾患名　(　　)					

2－2　自殺の状況等に関する事項

		資料No.	頁
自殺の状況	自殺の手段 （上司B宅から[redacted]）	○	○
	自殺直前の状況 田中の様子がおかしくなり、[redacted]と欠勤したため、田中の様子を見るために[redacted]、上司Bと直属上司Cが××市より来て、田中を連れて帰ることになった。その時の田中はおとなしく、新幹線で××市に帰るときも眠っていた。 その日は上司Bの家へ泊まることになり、田中もそれを了解して上司B宅へ行ったが、上司Bが目を離したすきにいなくなった。	○	○
	遺書の有無　有・(無)		
	遺書の内容		
	検視者：所属　○○　警察署 職　氏名　○○○○	○	○
	検案医師：所属　○○　(病院)・医院 職　氏名　○○○○	○	○
	判定された死因 [redacted]		

3　業務による心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・息子が××市にいた頃は、「午後11時頃帰るのが普通だ。」と言っていた。××市でも相当残業をしていたようだが、実家に帰ってきても特に弱音を吐くことはなかったので、残業があったとしても深刻な程度ではなかったのだと思う。 ・死後、会社の勤務表のコピーを手に入れたが、見てみると本当に長い時間働かされていたのだと驚き、また[redacted]	○	○	1長時間労働について 会社提出資料によると、田中は[redacted]以降自殺に至るまで、ほとんど休みなく深夜に及ぶ長時間労働を行っていた。 （副支社長A） ・田中の勤務状況は [redacted] 222時間15分（有給休日1日） [redacted] 344時間30分（休日出勤3日） [redacted] 280時間30分（休日出勤6日） となっている。残業時間については、同僚労働者と比較して多くはないと思う。	○	○
			（上司B） ・[redacted]に入ってからは、田中だけではなく、このグループのメンバー全員が長時間の残業をせざるを得なくなり大変な状況であった。	○	○
			（同僚F） ・[redacted]に入ってからは、私のグループも大変だったが、田中のグループもみんなが残っており相当に大変だったと思う。 ・[redacted]、私が仕事を終え帰ろうとしていたところ、田中は仕事をしており、「徹夜だ」と言っていた。その後も残業は毎日続いていた。	○	○
			（責任者G） ・[redacted]の連休明けから納期との関係で残業をせざるを得ない状況で、平均的には推定で4時間くらいは残業していた。	○	○
			（責任者G） ・田中の仕事は、サービス試験を担当していたが、特別難しいということはなかったと思う。 ・プロジェクトは、単体試験の遅れが[redacted]までのびたために、[redacted]にひっての結合試験をしたが、次々にトラブルが発生した。その都度対策や調整をしてトラブルの解消に努めたが結局キープできなかった。最終的には[redacted]まで延期した。 ・田中とは同じフロアで仕事をしていたが、技術的な仕事の会話が中心だが、仕事以外の相談を受けるということはなかった。 2業務の困難性について 経験者にとっては、システム自体、特別難しいというものではないが、田中はこの種の仕事の経験はなかった。	○	○
			（上司B） ・プロジェクトのシステム全体の難易度は、メンバーからみて特に難しいものとは言えない。ただ、田中はこの種の仕事は初めてであり、本人には大変だったかもしれない。	○	○

			・システムの結合試験の終了予定は[redacted]となっていたが、作業が遅れ、契約先の○○通信システム㈱にお願いし、[redacted]まで待ってもらうことにした。 ・このプロジェクトの納期は[redacted]であり、今回の作業の遅れは、直ちに納期に影響を及ぼすものではなかった。 ・システムの構築は、それぞれ自分の担当分を完成し、全体として一つのシステムにするわけだが、個人の技量により、作業の速さ、正確さには多少の差がある。チーム内に手間取っている部分があればチームリーダーが助言しチーム全体でフォローするので、たとえトラブルがあったとしても、田中のような若い人が大きな責任を感じる必要はないはずである。 ３支援・協力体制について 田中の状態が正常でなくなったことから、[redacted]より業務を軽減した。		
			（上司Ｂ） ・田中の状態が正常でなくなってきたので、現時点でこの仕事を続けることが無理と判断し、配置転換も考え、これまでしてきた仕事を整理してもらうため、[redacted]よりプログラム作成業務から、ドキュメント（仕様書）作成に専念してもらうことになった。これは本人の精神的な負担を軽くしてやりたいとの考えからである。	○	○
			（直属上司Ｃ） ・出張中、田中本人から失敗があったと私の自宅に電話があったが、すぐ調べたところ大した問題がなく１～２日で解決した。後日、田中からも問題ないとの連絡が入った。 ・対人関係の悩み、トラブルについては私は聞いていなかった。	○	○
			（同僚Ｆ） ・このプロジェクトは、[redacted]までは順調に進んでいたが、[redacted]に入ってから、私のグループも大変だったが、田中のグループもみんな残っており相当に大変だったと思う。 ・その後もほとんど毎日残業が続いており、だいぶ疲れていたようなので、[redacted]頃だったと思うが、上司の技師Ｃに田中の業務を軽減するように進言した。 ・田中はプログラム作成業務の他に、ドキュメントの取りまとめも行っていた。プログラムの作成に応じて時々していた仕事だが、田中の疲れが見ていても判り、このままでは可哀想だと思って、一時的にドキュメント作成に専念してもらった方がよい。ということを言った。	○	○
			（同僚Ｈ） ・私と田中は別のグループで、私のグループの仕事は一定順調に作業が進んでいたが、田中の担当した試験が正常	○	○

			に作動しなくなり、[redacted]、上司の命令を受け私が田中の仕事を引き継いだ。田中からの説明と自分の作業で、その試験は４日くらいで完了させた。 ・田中がやってきた試験の内容は、田中の実力からすれば特に問題になるようなものではなかったと思う。ただ、田中が判らないことを、グループ内で気軽に相談できたかというと、決してそうではなかったと思っている。 ・[redacted]、私と同僚と田中で飲みに行ったときに、田中から、判らないことを聞こうとすると、皆忙しくて「後にしてくれ」と言われたことがあったと聞いた。		

4　業務以外の心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・[redacted]Gさんには、[redacted]「連休も休めず、ようやく休みをもらった。この４～５日が一番きつい。これが終わったらおみやげを持って帰る。」と会う約束をしていたようだった。	○	○	[redacted]と会える時間がないことを気にしていた。 （同僚F） ・[redacted]、「忙しくて[redacted]」と言っていたが、深刻な悩みとは受け止めなかった。	○	○

5　個体側要因に関する事項

					資料No.	頁
既往歴（精神障害と関連の深い疾患名を記載すること）	既往歴の有無 [redacted] 疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　）					
家族の精神障害既往歴	既往歴の有無 [redacted] 氏名　続柄　疾患名　発症時年齢 （　）（　）（　）（　） （　）（　）（　）（　）					
生活史（社会適応状況等）	請求人の主張	資料No.	頁	調査結果		
				人事考課の有無 [redacted] （責任者G） ・仕事に関しては、初めてということもあったと思うが、普通程度より下と思っていた。	○	○
				（直属上司C） ・田中は、新入社員の歓迎会、忘年会、芋煮会、社員旅行などには仕事の都合がつけば必ず参加する方だった。	○	○
				（同僚H） ・田中はきちっと仕事をする人だった。	○	○
性格傾向	[redacted]	○	○	（上司B） [redacted]	○	○
				（直属上司C） [redacted]	○	○
				（同僚F） [redacted]	○	○
				（責任者G） [redacted]	○	○
				（同僚H） [redacted]	○	○

趣　　味	・中学２年の時、初めてパソコンを買うなど、小さい頃からコンピュータが好きなようだった。 ・高校時代はテニス部に所属していた。また、冬には友達とよく地元のスキー場に行っていた。	○	○			
家　庭　環　境	・[redacted]	○	○			
友　人　関　係	・[redacted]	○	○			
アルコール等依存状況	飲酒：[redacted] 習慣飲酒を始めた時期：[redacted] 飲酒量：[redacted] 異常な飲み方： 休日など朝から飲むことがあるか：（[redacted]） 連休など朝からとなく夕となく何日間も飲み続けることがあるか：（[redacted]） 飲酒した後、記憶欠損を残したことがあるか：（[redacted]） 飲酒して、友人や他人とトラブルを起こしたことがあるか：（[redacted]） 有の場合：どのようなトラブルか 二日酔いで仕事を休んだことがあるか：（[redacted]） 有の場合：どの程度か 手のふるえ、肝障害などがあるか：（[redacted]） 有の場合：どのような症状か			○ ○	○ ○	
その他特記事項	・[redacted]（上司B） ・[redacted]（直属上司C）			○ ○	○ ○	

	その他の薬物依存状況 （　　）		
健康診断結果等（診断結果の写を添付すること）	定期健康診断の有無　(有)・無 主訴・指摘事項 （特になし）	○	○
精神科以外の受診記録	疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　　）		

6　主治医・産業医の意見

		資料No.	頁
主治医の意見	意見書の有無　有・(無) 診療記録等の収集の有無　有・(無) （意見書の内容）		
産業医の意見	意見書の有無　有・(無) （意見書の内容）		

7　請求人提出の意見書

		資料No.	頁
専門医の意見	意見書の有無　有・(無) （意見書の内容）		

様式２

当該労働者の精神障害の発病に関与したと考えられる出来事に対応した心身の変調等に関する時間的経過

年・月	出来事 （別表１・別表２参照）	当該労働者の心身の状態・行動の状況			
		請求人の申述	資料No.（頁）	調査結果	資料No.（頁）
[redacted]	・[redacted]へ長期出張（～[redacted]の予定）				
[redacted]	・[redacted]、仕事でミスをした（周囲からはその程度は大したことないと言われている）。	・中学時代からの友人であるＫ君は自殺の２週間くらい前に電話があり、「寝る時間がほしい」と言っていたそうだ。 ・[redacted]、[redacted]Ｇさんに「連休も休めず、ようやく休みをもらった。この４～５日が一番きつい。これが終わったらおみやげを持って帰る。」と会う約束をしていたようだった。 ・[redacted]、私の[redacted]が[redacted]から電話をもらったのだが何を言っているのか判らない、判らないからメモを取ったと言って、メモを持ってきた。そのメモには「大変なことになった。生活もできない。洗濯もできない。食事もできない。動けない。何千何百万人にも迷惑がかかる。３～５社のプロジェクトが止まる。調べれば判るが今は時間がない。何億何千万もの金が動かされる。身の回りの世話をする人、現金をすぐ送ってくれ。[redacted]の現金がいくらあっても足りない。」というものだった。 ・[redacted]、[redacted]に電話したところ、会社を休んで寮にいた。電話中、言っていることがよく判らない部分もあったので、「俺がそっちに行くので、それまで上司とよく相談しておけ」「また夜電話する」と言って切り、夜に私の[redacted]がマンションに電話をすると、田中は私と[redacted]に対して「50万円を送ってくれないか」「[redacted]寮も会社にも来てはだめだ」「捕まえられるよ」「会社に行くと殺されるかも」などと言っていた。	○（○）	・[redacted]、田中から電話があり、「出張先は地獄、休みもくれないし、寝る暇も洗濯時間もなくキレそう」と裏返った声で言い、辛そうで追いつめられている様子だった。（同期Ｋ） ・[redacted]、「仕事でミスをした。どうしよう。」とか「友達も自殺未遂を起こしている。」「つらいから自分も死にたい。」などといった悩みを口にしていた。その他には「お金がない。」「忙しくて彼女に会えない。」と言っていた。 ・[redacted]、田中が徹夜したときに「早く帰ろう。」と誘ったことがあったが、後で考えると、この頃から精神的にも肉体的にも相当まいっていたのかもしれない。（以上同僚Ｆ） ・[redacted]、「作業でミスをした。」「まわりの人から、的確に技術的な情報収集ができない。」と相談を受けた。私は田中が重く考えているようなので、「そのミスは大した問題ではない。」「同じ事を別の人に聞いても、質問を受けた人の捉え方で、答え方や表現が違ってくる場合があるのであせらないでいいよ。」と答えた。（責任者Ｇ） ・[redacted]、田中から仕事を引き継ぎ４日間で完成させたときに、たまたま田中がマシーン室にいたので「終わったよ。」と言ったところ、田中は泣き出してしまった。その時、「みんなに迷惑をかけてしまった。」「クビになる。」「死にたい。」などと言っていた。（同僚Ｈ）	○（○） ○（○） ○（○） ○（○）

				・[redacted]の深夜、自宅に直属上司Cから電話があり、「田中が正常な状態でない」ということであったので、しばらく様子を見るようにいった。（上司B）	○（○）
				・田中がノーマルでないと感じたのは、[redacted]の電話だった。	○（○）
				・[redacted]に電話をしたときは、様子がいつもと違うと感じたが、本人は明日は仕事に行きますと言っていたので電話を切った。（以上直属上司C）	
				・[redacted]、会社に来ていないということなので、同僚と一緒に田中の部屋に行ったところ、休みなのにワイシャツを着て、背広のズボンをはき、裸足で出てくるなど、明らかに様子が変だったので、私の部屋で田中と話をしたところ、「お金がない」「自分は[redacted]」というようなことを言っていた。お金というのはどうも損害賠償金のことを言っているようなので、私は「私が既に解決しているし、そもそも自分たちのしている仕事はほんの一部の仕事であり、そんな責任はないんだ」と言った。（同僚H）	○（○）
		・[redacted]の朝、[redacted]が[redacted]に電話し、銀行名と口座番号を聞いたところ、「もうお金はいらない」と言っていたそうだ。		・[redacted]に欠勤したと聞き、[redacted]、直属上司Cと一緒に[redacted]のアパートに行き、ドアを開けた途端異様に感じた。天気が良いにもかかわらず、カーテンを閉め切り薄暗い部屋の中から田中が出てきて、話しかけると冷静な話が出来る状態ではなかった。「一時的に休養しに[redacted]に帰ろう」という話をしたところ、だいぶ和らいだ様子で一緒に帰ることを同意した。 ・[redacted]19:00くらいの新幹線に乗ったが、車中ではほとんど寝ていた。 ・私の自宅に泊まるように勧め、22:00頃自宅に着き、居間に案内し、私の[redacted]に食事の用意をさせ、私は田中の荷物を寝る予定の部屋に運んでいたところ、居間の方で音がして、行ってみると田中は[redacted]のが発見された。（以上上司B）	○（○）

様式３

労働時間等の調査結果（氏名：　田中太郎　）

発病前の労働時間等

	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
所定出勤日数	19日	21日	20日	21日
所定休日日数	12日	10日	8日	10日
欠勤日数	0日	0日	0日	0日
有給休暇取得日数	2日	0日	0日	1日
所定休日労働日数	4日	1日	2日	0日
所定休日労働時間数	28時間30分	8時間	18時間30分	0時間
所定時間外労働時間数	57時間45分	84時間45分	76時間45分	70時間15分

	[redacted]	[redacted]	年　月	年　月
所定出勤日数	25日	19日		
所定休日日数	5日	7日		
欠勤日数	0日	1日		
有給休暇取得日数	0日	0日		
所定休日労働日数	3日	7日		
所定休日労働時間数	30時間45分	58時間		
所定時間外労働時間数	145時間45分	46時間30分		

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

調査結果を作成するに当たっての資料
①タイムカード　②出勤簿　③賃金台帳　④その他（[redacted]　）

※起算日は各月　1日

（作成に当たっての特記事項）

[redacted]は[redacted]までの数字である。出勤・退勤時間は田中が[redacted]より算出した。

様式４

業務上外の総合判断評価票

精神障害発病の有無	（ (有)・無 ）
疾患名（ICD-10診断ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝによる）	[redacted]
発病時期	[redacted]（頃）

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事の評価（別表１）	出来事の有無	（ (有)・無 ）	
	恒常的な長時間労働	出来事前 （ (有)・無 ） 出来事後 （ (有)・無 ）	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
	仕事の量・質の変化	初めて経験するシステム結合という仕事内容・仕事量の大きな変化があった （[redacted]への長期出張） （類推の有無 (有)・無 ）	Ⅰ (Ⅱ) Ⅲ
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
	出来事に伴う変化等（過重の程度）		
	[redacted]への出張後、初めて経験するシステム結合という困難な業務に従事することとなり、また、納期の関係から田中の労働時間は大幅に増加し、[redacted]は177時間（休日出勤は６日）もの残業を行っており、深夜時間帯に及ぶ恒常的な長時間労働が認められる。 会社が田中の業務の軽減措置を講じたのは田中の発病後の[redacted]からであった。		
特別な出来事の評価	イ （有・(無)） ロ （有・(無)） ハ （有・(無)）		
総合評価	弱 中 (強)		

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価（別表２）	出来事の有無	（有・(無)）	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ

個体側要因の評価（顕著な事項及び内容）	既往歴	[redacted]
	社会適応状況	
	アルコール等依存状況	
	性格傾向	

合議による医学的見解要旨	1　精神障害の発病の有無 田中に現れた精神障害はＩＣＤ－10診断ガイドラインに照らして[redacted]とみなすのが最も妥当であろうと考える。[redacted] [redacted]の自殺はこのような[redacted]でなされたものであると判断できる。 2　業務による心理的負荷の評価 本件は、別表１における「仕事内容・仕事量の大きな変化があった」に類推できる出来事が認められ、業務の困難度、能力と仕事内容等について評価すれば、その心理的負荷の強度は「Ⅱ」と判断できる。さらに出来事に伴う変化等について検討すれば、田中は[redacted]へ出張後、長時間労働が増加し、徹夜も含む深夜０時くらいまでの恒常的な長時間労働を行っていたことは明らかであり、職場内では各々独立した仕事に忙殺され、適切な支援・協力も得られていない。これらの点を評価すれば、業務による心理的負荷の総合評価が「強」と認められる。 3　業務以外要因の評価 (1)　業務以外の心理的負荷の評価 調査の範囲では、業務以外の心理的負荷については特に認められない。 (2)　個体側要因の評価 特段の個体側要因は認められない。 4　総合判断 田中の出張先における不慣れな作業、恒常的な長時間労働などの作業環境及びその心理的負荷は、客観的にみて特に過重であり、前記２のとおり「強」である。一方、業務以外の心理的負荷は特に認められず、性格傾向、家族歴等で特別に大きな困難を示すような問題は認められない。 したがって、田中は業務による心理的負荷が主な原因となって急性精神障害に陥り自殺したものと判断できる。

総合判断	業務上外	(業務上)	業務外
備考			

田中太郎の「[redacted](自殺)」に係る業務起因性の医学的見解

1　精神障害の発病の有無

田中は、[redacted]から命令を受けて[redacted]に出張し、電話の照合履歴転送システムの開発業務に従事した。出張先での田中は、不慣れな仕事、納期のことなどから残業等が続き、[redacted]には睡眠不足で極度の疲労状態にあった。

このような状況の中で田中は[redacted]、大したことではないのに「仕事でミスを起こした」と悩み、このことについて「友人も自殺未遂を起こしている」、「辛いから自分も死にたい」と言い、また、同期入社の友人によれば「出張場所は地獄、休みもくれないし、寝る暇も洗濯時間もなくキレそう」と裏返った声で言い、辛そうで、追い詰められている様子だったという。

[redacted]も田中の残業は続き、同僚にも明らかに疲れている様子が窺われ、実際に仕事ができなくなった。[redacted]に一時的に違う仕事に専念する措置がとられ、その後田中から仕事を引き継いだ者が作業を完了した際には「皆に迷惑をかけてしまった」、「クビになる」、「死にたい」などと言い、かなり激しい感情の動きを示している。

この頃には周囲の者にも明らかに田中の様子が異常と受け止められている。[redacted]、[redacted]に対して「大変なことになった。生活もできない、洗濯もできない、食事もできない」、「プロジェクトがとまる」、「何億何千万もの金が動かされる」、「[redacted]の現金がいくらあっても足りない」などまとまりのない電話をかけている。また、[redacted]には[redacted]に「50万円送って欲しい」、「寮にも会社にも来るな、来るとつかまる」、「会社に行くと殺されるかも」などと電話している。

[redacted]には、上司によると、田中は電話を話の途中であるのに切ったり（他の上司にも同じことがあった）、また心配して地方から駆けつけた上司がマンションを訪れた際、いい天気なのにカーテンを閉め切っているなど異常に感じたといい、上司が話しかけても冷静な話ができないような状態であったという。

同日、上司に伴われて自宅に帰ることになり、一旦上司の家で休息をとるため立ち寄ったが、突然、[redacted]自殺を遂げた。

以上のように、田中は[redacted]から不慣れな仕事と、残業続きで心身の疲弊状態が出現していたところ、[redacted]より、かなり急速に[redacted]が生じ、周囲からも行動や精神状態全体の異常が気付かれるようになった。[redacted]で、多くは[redacted]もみられた。

すなわち、[redacted]であり、いわゆる[redacted]の状態に陥ったと推定できる。

田中に現れた精神障害はＩＣＤ－10診断ガイドラインに照らして[redacted]とみなすのが最も妥当であろうと考える。[redacted]

[redacted]の自殺はこのような[redacted]でなされたものであると判断できる。

2　業務要因の検討

田中は、[redacted]に[redacted]発注企業に出張し、プログラマーとしてシステムとの結合試験工程業務に従事していた。それまでの職場における作業への適応状況は特に問題はなかったが、出張先での業務は田中にとって経験したことのない作業で、出張前の作業に比べ複雑で困難であった。そのうえ納期に限度があったことからも作業日程に追われ、毎日５～６時間の残業が続き、徹夜、休日返上の状態で仕事が進んでいる。田中の[redacted]の間、休日を取ったのは[redacted]（この日は夕方に[redacted]の本社に戻っている）のみで、[redacted]の残業時間は177 時間にものぼっている。田中の勤務は連日午前９時頃から深夜０時くらいまでで、疲弊状態にあったことは明らかであり、[redacted]も同じような長時間労働が続き、睡眠時間も削られるような状態は客観的にも心身に相当な負担があったと推測できる。

このような中、田中は長時間労働が背景となって、些細な仕事上のミスがきっかけとなって[redacted]に陥ったものと判断できる。

このような田中の置かれた状況は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（以下、「判断指針」という。）の内容に沿って評価すれば、「判断指針」別表１における「仕事内容・仕事量の大きな変化があった」とまでは言えないものの、これに類推できる出来事が認められ、心理的負荷の強度を修正する視点において、業務の困難度、能力と仕事内容等について評価すれば、その心理的負荷の強度は「Ⅱ」と判断できる。さらに出来事に伴う変化等について検討すれば、田中は[redacted]へ出張後、長時間労働が増加し、徹夜も含む深夜０時くらいまでの恒常的な長時間労働を行っていたことは明らかであり、これらの点を評価すれば、業務による心理的負荷の総合評価が「強」と認められる。

3　業務以外要因の検討

(1)　業務以外の心理的負荷の評価

調査の範囲では、業務以外の心理的負荷については特に認められない。

(2)　個体側要因の評価

調査の結果、田中には精神障害の既往は認められない。

それまで社会生活や人間関係において、また、既往歴、家族歴等で特別に大きな困難を示すような問題は認められない。

アルコール依存等特段の問題も認められない。

性格傾向についても、[redacted]で、[redacted]が認められるものの、特に偏りがあるとまではいえない。

4　結論

田中は[redacted]から、不慣れな仕事等労働環境の急激な変化により心身とも疲弊し、[redacted]から業務における些細なミスを契機として急速に[redacted]が出現し、[redacted]を発症したものと推定できる。

田中の出張先における不慣れな作業、恒常的な長時間労働などの作業環境及びその心理的負荷は、客観的にみて特に過重であり、前記２のとおり精神障害を発病するおそれ

のある程度のものである。一方、業務以外の心理的負荷は特に認められず、性格傾向、家族歴等で特別に大きな困難を示すような問題は認められない。

以上のことから客観的にみて業務による過重な心理的負荷が主因となって[redacted]に陥ったものと判断する。

したがって、田中の[redacted]には業務が相対的に有力な発症要因であったと認められる。

事例４

様式１

精神障害等の業務起因性判断のための調査票

			○○　　局　○○　　署		
労働保険番号	第　　０００００００００００　　号	事業の種類	橋梁建設工事		
事業の名称	○○軌道建設工事 元　　請：○○建設㈱　○○支店 三次下請：㈱ＡＢＣ			労働者数	374　人 (㈱ＡＢＣ)
事業の所在地	○○県○○市○○区○○			TEL 000　(000) 0000	
ふりがな 当該労働者氏名	すずき　じろう 鈴木　　次郎	生年月日	[redacted]	性別	(男) 女
職種	電装職		雇入年月日	[redacted]	
請求人氏名	鈴木　　良子	続柄	[redacted]	請求年月日	[redacted]
請求時における 精神障害の疾患名	(不明) 有　(疾患名　　)				
発病時期	年　　月　　日（頃）　（発病時年　　歳）				
現在の状況	生存 (死亡)　（死亡年月日 [redacted]、　死亡時年齢 [redacted]）				
事業場概要	○○軌道建設工事について 1)　事業概要 ○○軌道建設工事は、[redacted]を建設すべく実施された工事。工期は[redacted]。 2)　当該建設工事における請負関係（一部） 発注者　○○[redacted] 元請事業者　㈱○○建設　○○支店 一次下請事業者　××重工 二次下請事業者　△△重工業㈱ 三次下請事業者　㈱ＡＢＣ 四次下請事業者　㈲○○電工 ◎　㈱ＡＢＣの工事体制等について 1)　具体的工事概要 主に車両空調装置に電源を供給するために軌道に電車線を敷設及び加減速用ＬＩＭ				

	制御用センサーを軌道桁下面に取り付ける。また、必要な計測、調整、検査を行う。 ・会社案内等（資料No. ○） ・組　織　図（資料No. ○）
事故の概要等	○○軌道建設工事事故について 1　発生状況 [redacted]の新設工事において、[redacted]前日は雨であり、当日、雨はやんでいたものの走行面には雨水が残っていた。 2　事故の原因等 [redacted]の調査の結果、最終的に下記のとおりの原因が認められた。 ①作業台車の設計ミス ・３種類のブレーキシステムはいずれも作動したが、車輪が固定されたまま滑走しており、軌道に直接抵抗を加えて制御する暴走防止装置（非常停止装置）が設置されていなかった。 ②安全対策上の不備 ・走行レールに逸走防止用のストッパー等を設置していなかった。 ③運行管理上の不備 ・走行面が水に濡れているのを知りながら、十分な確認をせず、作業台車を使用させた。（走行面が濡れている時は作業中止） ④作業の管理面の不備 ・作業台車に接触又は激突の恐れのある作業台車の運行範囲内での作業と作業台車を使用する作業を平行して行った。 ・作業台車を工事に導入するに当たり、元請事業者が危険性の評価をすることなく導入した。 3　事故に係る処罰等 ○○市は[redacted]から２か月間、工事を受注していた元請の○○建設と一次下請の××重工業を指名停止処分とした。 また、[redacted] ・[redacted] 実質的な最高責任者として、滑走をくい止める巻き上げワイヤの使用を、軌道の最高傾斜に近い地点だけに限定するなど安全対策を怠った。 ・[redacted] 作業台車の車輪と軌道の摩擦に頼る３種類のブレーキ制御システムだけにして、非常用ブレーキを装備しなかった。 ・[redacted] 軌道が雨で濡れていたのを知りながら十分な確認をせず、形式的な指示だけで作業台車を走らせた。
事案の概要	鈴木次郎（以下「鈴木」という。）は、[redacted]までの契約で○○電装から㈱ＡＢＣに出向し、軌道建設工事の設備工事（以下「設備工事」という。）に従事していたが、[redacted] 鈴木は○○病院に搬入され、入院治療を行っていたが、２週間後の[redacted]したものである。

1　就業条件等一般的事項

		資料No.	頁
学　　歴	最終学歴（ 不明　 ）		
職　　歴	事業場名　　職種 （○○外業　　）（[redacted]）（電装職　） （○○電装　　）（[redacted]）（〃　） （㈱ＡＢＣ　（出向））（[redacted]）（〃　） （　　）（　年　月～　年　月）（　） ※　○○電装（所在地：××市××） ○○電装は、100%㈱ＡＢＣの仕事を引き受けていた。従業員４人。 ※　㈱ＡＢＣ（所在地：××市××町） 従業員は374名。業務内容は、ボイラー関係業務、建築設計業務、環境機器及びシステム関係業務、ディーゼルエンジン関係業務、産業機械関連業務、電器制御盤及び電気設備の施工、保守点検業務である。	○	○
現在の事業場に雇入後の配属先（直近５年間のものを記載すること）	配属先　　職種 （㈱ＡＢＣ（出向）　）（[redacted]）（電装職　） （　　）（　年　月～　年　月）（　） （　　）（　年　月～　年　月）（　） （　　）（　年　月～　年　月）（　）	○	○
所定労働時間、所定休憩時間、休日制度等（当該労働者に関することについて記載すること）	所定始業時刻　午前８時00分 所定終業時刻　午後５時00分 所定休憩時刻　午後12時00分～午後13時00分 所定休日（（週休１日制）・隔週週休２日制・完全週休２日制　） （その他　　） 労働時間制度（　変形労働時間制・フレックス制・裁量労働制　） （その他　　） 勤務形態（日勤勤務）・交替制（２直２交替制（日勤・夜勤）・３直３交替制） （その他　　）	○	○
	出退勤管理の状況　①タイムカード　（②出勤簿）　③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他（　　）	○	○
	就業規則の有無　（有）・無	○	○
	（その他特記事項　　）		

当該労働者の日常業務	主に車両空調装置に電源を供給するために、作業台車に乗り、軌道に電線及び加減速用ＬＩＭ制御用センサーを軌道桁下面に取り付ける作業を行っていた。 （任務） ・運転者への運転指示 ・運転合図、運転手順の作業従事者への周知徹底 ・作業台車出入口の施錠（落下防止） ・緊急時の作業中止と退避処置 （具体的処置・確認事項） （作業前） ・天候をチェックし、強風時、雨天走行路が濡れている時は作業中止とする。 ・作業者の健康状態をチェックし、体調の悪い者は地上作業に従事させる。 ・積み込む電工工具、コードリールのチェック（外観、絶縁）を行う。 ・トランシーバ等連絡用無線機の動作チェックを行う。 （作業中） ・合図者を配置する。 ・合図方法を周知徹底させる。 ・積載荷重を越えないこと。 ・積み荷の転倒防止処置を行う。 ・積み込み完了後、昇降足場を施錠する。 ・作業台車出入り口の施錠。 ・運転者は指揮者の指示により作業台車を運転する。 ・一般道路上の作業は、地上に監視員を立て、その指示に従う。 ・強風、雨が降ってきた時は作業を中止し、最寄りの昇降足場へ退避し、作業台車を留置する。	○	○
事業場内における当該労働者の相関図 （聴取実施者には○印を付記すること）	（㈱ＡＢＣ） ○製品統括部長Ｄ 現場指示者Ａ ○工事事務所長Ｂ（管理責任者） ○作業責任者Ｃ （上り作業台車） 作業者（作業指揮者） 作業者（運転者） 作業者（○○電工：作業者） 作業者（　同　上　） （下り作業台車） 鈴木　（作業指揮者） ○作業者Ｅ（運転者） 作業者Ｆ（○○電工：作業者） ○作業者Ｇ（　同　上　） ○社員Ｈ（㈱ＡＢＣ社員） （○○電装） ○社長Ｈ（代表） ○同僚Ｊ		

事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等） （聴取実施者には○印を付記すること）	[redacted]		

2－1　出現した心身の症状等に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・事故当日の[redacted]は、病院に30分位いたが、そのときは、[redacted]その合間をぬって話をした程度であった。その日、[redacted]が様子を見に行ったときも、[redacted]が「[redacted]冗談も言えるくらいだから大丈夫」と言っていた。 ・[redacted]には、鈴木は４人部屋で入院生活を送っていた。 ・私は事故のことを鈴木に聞くのも怖いような気がしていたので、自分からは積極的に聞くことはしなかった。 ・入院してから３日目の[redacted]、鈴木は一人部屋に移った。一人部屋での過ごし方は、私と話をするか、ラジオを聴くかのどちらかだった。テレビは部屋に置いてなかった。新聞も見たいときだけ私が買いに行き、スポーツ新聞や雑誌を２冊ほど置いていたくらいであった。 ・入院当初、鈴木は動けなかったが、[redacted]頃から、トイレも自分でしたいと病院でポータブル（簡易トイレ）を借り、一人ですることが出来るようになった。しかし、トイレこそベッドの横の簡易トイレで出来たが、まだ、部屋の外を動けるという状態ではなかった。動けるとしたら、病室内だけだった。 ・鈴木の幼い頃からの友人であるＸが見舞いに来たときは、仕事の話でなく、昔話をしたりしていた。早く元気になって、酒でも一緒に飲もうと話していた。 ・[redacted]に抜糸してから医師に「そろそろリハビリを始めましょう」と言われ、「リハビリに行くのにパジャマを買おうね」と鈴木と話して[redacted]に近くのデパートに行ったが、休館日だったため、次の日（亡くなった[redacted]）にパジャマを買おうと話したところであった。 ・[redacted]の晩は、鈴木が「おまえも疲れているだろうから[redacted]と食事でもしてきなさい」と言ってくれたので、急きょ、[redacted]と食事をした。これは、普段通りのことで、特に変わったことではなかった。 ・[redacted]には、私は午前９時頃病院へ行ったが、夕べ[redacted]で食事をして楽しかったこと等話し、「[redacted]が退院する頃は、別のところで家族４人で食事に行こう」と話した。この日は見舞客はいなかった。この日も鈴木はいつものとおりで、全く変わりなかった。	○	○	鈴木は事故直後はやや興奮気味であったが、２、３日後から表情が暗く、顔色も悪かった。[redacted]、自殺前日には鈴木に声をかけるよう指示が出されていた。 （所長Ｂ） ・事故から４、５日後、私とＤ部長と二人で見舞いに行ったが、事故のことを知ってかなり落ち込んでいるように見受けられたので、勇気付けるように私は言葉をかけた。 ・その頃は、[redacted]からの見舞い等もあったそうである。 ・顔色も悪く、落ち込んでいるのがとてもよく分かった。 ・私もそうだが、事故の直後よりも日にちが過ぎて行くほど、事故の怖さ、重大さがひしひしと感じられたのだと思う。 ・鈴木が亡くなる２、３日前から、私に会いたがっているということはＤ部長から聞いており、知っていた。 ・鈴木が私に何を言いたかったのか、私は実際１度しかお見舞いに行ってないので分からない。 ・お見舞いに行ったときは「最後まで、現場の工事をやり抜きましょう」と私に言ってくれたのだが、このような結果になり残念に思っている。 （製品統括部長Ｄ） ・最初見舞いに行ったとき（[redacted]）は、まだ鈴木は４人部屋におり、症状も思ったより悪くなかったので少し安心した。 ・鈴木は、事故のせいもあってか少し興奮気味で、私と話をしているときも、よくしゃべっていた。この時は、どちらかというと症状は大したことはないが、[redacted]、動けないことが辛いと言っていた。 ・２回目（[redacted]）に見舞いに行ったときは、個人部屋に移っており、私から見ると、前回見舞ったときよりもだいぶ元気がないと感じた。 ・鈴木は日に日に顔色も悪く元気がなくなっていった気がした。 ・[redacted]の午後、鈴木の見舞いに行ったが、病院を移らなくて良いのか、と念押ししたところ、「今は近所の人等に見舞いに来てほしくない」とのことだった。この時も顔色が悪いと感じていた。 ・[redacted]には、私から見てかなり痩せたのが分かったので、「食事はきちんと食べているのか」「動かないのであまり食べられない」等の会話を交わした。 ・私が最後に見舞いに行ったのは、[redacted]でちょうど昼頃だったと思う。この時は部屋には鈴木一人がいて、部屋に入った瞬間いるかいないか分からない様子だった。	○	○

・鈴木は、私の前では悩んでいる姿を見せないようにしていたようだった。 ・死亡する２日前の[redacted]頃から、㈱ＡＢＣのＢ所長に会いたがっていた。私が12時頃病院へ行くと、鈴木が「午前中㈱ＡＢＣの方が見舞いに来てくれた」と言い、その後「Ｂ所長に会いたい」と言っていた。 ・私は、私がいなかった[redacted]の午前中Ｄ部長が見舞いに来た時に、何を話したかということと、[redacted]に何を言おうとしてたのかがとても気になっている。 ・私は[redacted]の夕方、鈴木が食事をとった後、病院を離れたが本当に全く変わりなかった。室外に出たのも１度トイレに行っただけだった。 ・亡くなった日の前日の[redacted]にも、確か２回程、「所長に会いたい」と言っていた。 ・今思えば鈴木は、何か仕事のことでよほどＢ所長に言いたいことがあったのだと思うが、当時は私も分からなかった。 ・鈴木は事故のショックで眠れないこともあったようだ。 ・入院中の食事も普段の食欲に比べればだいぶ食事量は落ちていた。		・この時（[redacted]）は、「[redacted]」と言っており、点滴をしていたのを覚えている。 ・[redacted]は３人で見舞いに行ったのだが、見舞いが終わって帰ろうとすると、鈴木が「ちょっと話をしたいんですが」と私を呼び、私が「何」と答えると、ちょっと口を濁したので「また後日に」というふうになってしまった。 ・見舞いは私の他に二人いたので、何か言いたいことがあっても遠慮したのではないかと思う。 ・鈴木は最後に「Ｂ所長に会いたい」と言っていた。 ・事故の話についてであるが、「作業台車が滑り出したとき、どんな風に止めようとしたか」とか、「どのくらいの位置から滑り出したか」とか、「スピードはどれくらい出ていた」とか言う話を直接鈴木とした。 ・話したくはないが気になるのか、やはり見舞いに行くと必ず事故の話になった。というのは、見舞いに初めて行く人にとっては、必ずこの事故の話から入っていくし、逆に鈴木にとっては何度も同じ話をしていたんだと思う。そのため、日にちが経過していくにつれだんだん元気がなくなっていったのではないだろうかと思う。 ・[redacted]に見舞ったときには、鈴木は「[redacted]の人が来た」とか「報道機関の人が来た」とか言っており、気にしているように見受けられた。 ・日にちははっきりしないが、私が見舞いに行ったとき、ちょうど鈴木の幼なじみの人が見舞いに来ており、その瞬間は、非常にうれしそうに話していた。しかし、その人が帰ると暗い表情に変わったのを覚えている。		
		（同僚Ｊ） ・私が見舞いに行ったとき（負傷後数日後）は、鈴木は手をあげて「ごめんごめん、心配かけて」と明るく迎えてくれた。この時は、普段食欲旺盛な方があまり食事がとれないと聞いた。 ・私は[redacted]社長Ｉと再び見舞いに行ったが、この時も食事が出来ないと言っていた。	○	○
		（作業者Ｇ） ・私と鈴木の２名が負傷後○○病院へ収容され、４人部屋の時、鈴木と同室の時があった。鈴木はその時、私にも声をかけてくれたり、元気だった。 ・ちょうど亡くなる日の前日、鈴木がトイレへ一人で行っているとき、私とばったり会い、私からも「もう大丈夫ですか」等声をかけたところだった。今思えば、４人部屋で過ごしていたときよりもかなり元気がないと端から見ても分かるほどだった。	○	○
		（社長Ｉ） ・事故の翌日、入院先の○○病院に見舞うと、鈴木はベッドで安静にしていたが、意識ははっきりしていたし、少し話して元気付けて帰った。	○	○

				・[redacted]に私一人で病院に見舞いに行ったが、この日には個室に移っていた。部屋に入ると鈴木が一人でラジオの高校野球に実況を聞いていた。 ・ケガについては、抜糸したとかするとか言って、ベッドから降りて立って見せたし、順調に回復していると思われた。 （婦長K（鈴木の入院していた病棟の婦長）） ・事故直後は、鈴木を６人部屋で対処していたが、負傷の様子が思ったよりもひどい状態だったので４人部屋に移った。その後、[redacted]に個室に移動した。 ・亡くなる前日については、担当した職員が、どうも笑顔が見られず、私からも夜勤勤務担当者に可能な限り声をかけてあげてほしいと申し伝えた。[redacted] ・[redacted]の前での態度と、私たち（看護仲間）への態度に違いがあったかもしれない。 ・考え事をしていたからか、打撲によるものか、胸の苦しさを訴えた日もあった。 ・亡くなる前の最後の夜は、夜９時の記録によると、特に訴えなしと記載してある。 ・亡くなる前の部屋の様子については記録していないので分からない。 ・鈴木は亡くなる２，３日前から[redacted]を訴えていた。同時に吐き気も訴えていた。 ・入院当初より日にちがたつに従って、鈴木にだんだん元気がなくなっていったのは看護婦皆が感じていたと思う。 ・ケガの具合は、負傷時に比べると、亡くなる頃にはかなり軽くなっていっていたと思う。 ・看護記録には、鈴木が意味不明なことをいったようなことは記載されていない。 ・鈴木は[redacted]は昼食は全くとっていないし、この頃から死亡する日まで食事の量がかなり減っている。 ・鈴木は他の入院患者との接触も特になかったように見受けている。	○	○
当該症状に関する精神科等の医療機関の受診状況	受診の有無　有・(無) （医療機関名　　）					

2－2　自殺の状況等に関する事項

		資料No.	頁
自殺の状況	自殺の手段 [redacted] 自殺直前の状況 不明 遺書の有無　　有・(無) 遺書の内容 検視者：所属　　警察署 職　　氏名 検案医師：所属　○○　(病院)・医院 職　　氏名　医師L 判定された死因 [redacted]	○	○
		○	○

3　業務による心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・鈴木の自殺の原因は、[redacted]の事故によるものである。 ・事故の翌々日に、㈱ＡＢＣの製品統括部長Ｄ他２名が病院に来た。この時Ｄは鈴木に少しきついことを言っていた。内容は、事故についてだったが、作業台車が緩やかなところで急に動き出し、それを止めるやり方についてもっと別のやり方があったのではないか、と鈴木を責めていた。 ・[redacted]の午後１時半くらいだったと思うが、[redacted]の人が１名来て鈴木と話をしていたが、何を話したのかは分からなかった。			鈴木は、作業者Ｅ、Ｆ、Ｇと台車に乗り込み作業を開始したが、台車移動中、レールが濡れていたことから滑り、逸走する事故を起こした。被災者は９名（うち死亡２名）。同乗のＦも重体であった。鈴木は台車の作業指揮者であった。[redacted] （所長Ｂ） ・○○の軌道建設工事には、㈱ＡＢＣの社員は常時６～10人常時勤務していた。 ・私の部下には、現場の作業指示を任せていた作業責任者Ｃがいた。彼は、この配線工事を取り仕切っていて、××重工との行程調整・技術指導・安全指導に当たっていた。 ・鈴木はこの現場の工事に電線の取付工事をしに出向し、作業期間は３か月の予定だった。 ・鈴木は、作業責任者Ｃの作業指示を受けて、実際の台車での作業指揮者として作業を行っていた。 ・作業台車（桁の上に車輪が乗り、油圧駆動により動く乗り物）は２台あり、１つの台車に㈱ＡＢＣの社員２名と他社の作業員２名の計４名が乗って作業をしていた。そのうちの１台に、鈴木を責任者として㈱ＡＢＣの作業者Ｅ、○○電工のＥ、Ｆが乗っていた。 ・作業台車は全長10メートルくらいあり、下り台車（ＪＲの駅に向かう台車）で鈴木は作業していた。作業者Ｅが運転手で、鈴木は作業の指示に当たっていた。 ・私は事故はとっさに起きたと思っており、今現在も原因は何なのか分からない。 （製品統括部長Ｄ） ・配線部門は、作業責任者Ｃという作業指示者がおり（作業責任者Ｃは作業台車に乗る作業を直接行っていない）、鈴木の作業台車を含み２台の台車の作業指示を行っていた。鈴木はそのうち１台の台車の責任者だった。 ・[redacted]の事故については、鈴木の指示が悪かったから起こったものだとは考えられない。鈴木は作業責任者Ｃの指示の下に、台車での作業指示を行っていたものであると考えられれるので、誰の責任かと言えば誰とも言えないと思う。 （同僚Ｊ） ・鈴木は、この現場以前によその現場で失敗とかは全くないといってもいいと思う。 ・鈴木は、この現場以前にも何度もいろいろな現場に行って実際作業をしているし、現場が自宅から通えないところで一人暮らしをした経験も多くあったはずである。	○ ○ ○	○ ○ ○

			・現場へ○○電装から行ったのは、鈴木一人だった。 ・仕事は、鈴木にしてみれば台車に乗って配線取付の作業をするという全く初めての仕事のようだが、現場へ行く前に××で台車に乗って訓練をしていたと聞いている。 ・今回鈴木がかかわっていた工事は、実際二人の人が亡くなっているわけだし、かなり大きな衝撃があったのだと思う。		
			（作業者Ｅ） ・私も負傷したが、作業した台車の運転講習を現場に入る前に㈱ＡＢＣの会社内で受け（私と鈴木と他２名）、その後、現場での作業となった。 ・[redacted]から、実際に作業台車に乗り作業を行ったが、私自身は初めての仕事ではあったが、特に仕事に対して不安はなかった。 ・作業台車の中では、私が運転手、鈴木が作業指揮という役割があった。フットブレーキ、ハンドブレーキはともに運転席の私の所にあった。 ・現場は、[redacted]の事故の日まで全く異常はなかった。 ・事故当日は、作業の開始時間については、いつもより多少遅れた。 ・碍子の取付を始めようとしたとき、同乗していた[redacted]が腹が痛いとのことだったので、鈴木と相談してＰ地点まで作業台車をおろすことに決めた。鈴木の合図で私が運転したが、いつもより速度が速く滑っていることに気が付いたときにはもうすでに遅く、必死でブレーキをかけたが、ブレーキはきかず、非常用輪止めを使ったが、これも機能しなかった。近くにあった木を何とかかまそうとしたが、それもだめだった。 ・今思うと、何か他にやり方があったのかもしれないが、とっさのことで判断が付かなかった。 ・上りの方向に運転席があり、台車の方向に対して横向きでの運転作業をしていたので、事故時の台車の様子はよく分からなかった。ただ、速度がいつもより速くなっていることで、私同様鈴木も異常に気付いたと思う。予測できない、異常な出来事としか言いようのない事故だと思う。 ・事故当日亡くなった２名は、全く私の知らない人だった。多分鈴木も知らなかったのではないか。 ・私としては、事故後すぐ、「すごいことになってしまったな」と感じた。私も病院に受診してから[redacted]ので、[redacted]いっぱいはそちらにかかりきりで新聞等でどのように取り扱われていたのかは知らない。 ・[redacted]の方も、負傷した私に気を遣ってくれてか、それほど負担になったものではなかったが、人によって感じ方は異なるかもしれない。 ・鈴木が自殺した原因については、先日の事故を苦にしたのか、人の気持ち	○	○

			のことなのでよく分からない。 ・後から人づてに聞いた話では、鈴木は事故直後、作業者Ｆ、Ｇのことを大変気遣っていたとも聞いた。 ・私自身、同じ作業台車に乗って作業をしていた作業者Ｆが[redacted]、と聞いた際、心が病んでいたこともあった。人の死にいざ直面してみると、事故が恐ろしかったというよりもそちらの方（死）が本当に悲しいことだと思う。もし、自分のよく知っている人がその時亡くなっていたら、やりきれない気持ちだったと思う。 ・時間が経過し、事故から１年半以上たった今でも、何かの拍子につけ事故のことを思い出す。 （作業者Ｇ） ・事故が起こった日の前日は大雨だったため、その日も私の中では、今日の作業はないかもしれないなと思っていた。しかし、作業することになったが、私がお腹の具合が悪くなったため、作業台車の位置を変えようとしたときに、作業台車がいつもとは違う速度で滑り出したため私もただごとではないと気付いたところである。 ・事故のことだが、私が事故に遭ったときには事故があったというのは体では分かっていたが、作業台車が突っ込むのではなく、何とか止まるのではないか、とそこまで恐怖感はなかった。 ・ただ、事故当時よりも、数日たった今の方が事故現場から自宅が近いこともあり、見上げても、もし、自分が死んでいても不思議ではないかもしれない、という気持ちと、実際、２名の方が亡くなったわけだから、恐ろしいという気持ちを感じている。 ・この事故は、今まで生きてきた中で、間違いなく一番怖い出来事だった。 ・[redacted] ・事故直後のことについては、私も負傷した一人なので鈴木がどんな指示をしたかははっきりとは覚えていない。	○	○

4　業務以外の心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・[redacted]	○	○	事故発生前おおむね６か月の間及び事故後自殺までの間に業務以外の特段の心理的負荷について認められなかった。		

5　個体側要因に関する事項

					資料No.	頁
既往歴（精神障害と関連の深い疾患名を記載すること）	既往歴の有無 [redacted] 疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　）					
家族の精神障害既往歴	既往歴の有無 [redacted] 氏名　続柄　疾患名　発症時年齢 （　）（　）（　）（　） （　）（　）（　）（　）					
生活史（社会適応状況等）	請求人の主張	資料No.	頁	調査結果		
				人事考課の有無 [redacted] （同僚Ｊ） ・仕事に対しては、同年代の人達からは、与えられた仕事をきっちりこなす面を持っていたし、信頼されていた。	○	○
				（社長Ｉ） ・鈴木は仕事もてきぱきこなし、私も信頼していた。彼が仕事上で悩んだり落ち込んだりすることは過去になかった。 ・我々の仕事は他の社員との混在作業なので、仕事上の小さなトラブルも時々あるが、鈴木は対外的にもうまくまとめていたようで、私の方がよっぽどカッとなる方だった。	○	○
性格傾向	・鈴木の性格は、[redacted] ・また、[redacted]	○	○	（所長Ｂ） [redacted]	○	○
				（製品統括部長Ｄ） [redacted]	○	○
				（同僚Ｊ） [redacted]	○	○

				[redacted] (作業者E) [redacted] (作業者G) [redacted] (社長Ⅰ) [redacted]	○ ○ ○	○ ○ ○
趣　　味	・鈴木は体が丈夫でソフトボールやバレー等スポーツもしていた。 ・鈴木は[redacted]人だった。	○	○	(製品統括部長D) ・鈴木はスポーツが好きだったようで、スポーツを通しての知人は多かったようだ。 (同僚J) ・鈴木はスポーツが好きで、特にバレーボール、ソフトボールが好きだった。 ・期日の決まった仕事の時は仕事を優先していたが、そうではないが残業のあるときには、バレーやソフトの方に行っていた。 ・とにかくスポーツが好きで、することもだが観戦も好きだった。 ・鈴木が話す話題についてもスポーツの話題が多かった。	○ ○	○ ○

家庭環境						
友人関係	・友人は多かった。	○	○			
アルコール等依存状況	飲酒：[redacted] 習慣飲酒を始めた時期：[redacted] 飲酒量：[redacted] 異常な飲み方： 休日など朝から飲むことがあるか：（[redacted]） 連休など朝からとなく夕となく何日間も飲み続けることがあるか：（[redacted]） 飲酒した後、記憶欠損を残したことがあるか：（[redacted]） 飲酒して、友人や他人とトラブルを起こしたことがあるか：（[redacted]） 有の場合：どのようなトラブルか 二日酔いで仕事を休んだことがあるか：（[redacted]） 有の場合：どの程度か [redacted]（同僚Ｊ） 手のふるえ、肝障害などがあるか：（[redacted]） 有の場合：どのような症状か その他特記事項 （同僚Ｊ） ・[redacted] （社長Ｉ） ・[redacted] その他の薬物依存状況				○ ○ ○	○ ○ ○
健康診断結果等（診断結果の写を添付すること）	定期健康診断の有無 (有) 無 主訴・指摘事項 特に異常所見無し					
精神科以外の受診記録	疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　）					

6　主治医・産業医の意見

		資料No.	頁
主治医の意見	事故当時の主治医　医師L 意見書の有無　(有)・無 診療記録等の収集の有無　(有)・無 (意見書の内容) 1)初診時の状況（事故当時） [redacted] 2)鈴木の傷病名（[redacted]）の治療の進行状況について ・[redacted]を施行し点滴及び投薬安静にて加療す。 ・症状は日を追ってよくなっていた。 3)入院してから死亡するまでの鈴木の様子の変化の有無及びその時期について ・入院時は疼痛があり、安静加療されていたが、症状が落ち着いてくると病室内で起立したりしていた。 ・回診時にははっきり分からなかったが夜間などは事故のことを気にして気分がふさぐような言葉を言っていたと聞いている。[redacted]より変化が見受けられる。	○	○
産業医の意見	意見書の有無　有　(無) (意見書の内容)		

7　請求人提出の意見書

		資料No.	頁
専門医の意見	意見書の有無　有・(無) (意見書の内容)		

様式２

当該労働者の精神障害の発病に関与したと考えられる出来事に対応した心身の変調等に関する時間的経過

年・月	出来事（別表１・別表２参照）	当該労働者の心身の状態・行動の状況			
		請求人の申述	資料No.（頁）	調査結果	資料No.（頁）
[redacted]	○○軌道建設工事において、[redacted]	・事故当日の[redacted]は、病院に30分位いたが、そのときは、[redacted]その合間をぬって話をした程度であった。その日、[redacted]が様子を見に行ったときも、[redacted]が「[redacted]冗談も言えるくらいだから大丈夫」と言っていた。 ・入院当初、鈴木は動けなかったが、[redacted]から、トイレも自分でしたい、と病院でポータブル（簡易トイレ）を借り、一人ですることが出来るようになった。しかし、トイレこそベッドの横の簡易トイレで出来たが、まだ、部屋の外を動けるという状態ではなかった。動けるとしたら、病室内だけだった。 ・死亡する２日前の[redacted]頃から、㈱ＡＢＣのＢ所長に会いたがっていた。私が12時頃病院へ行くと、鈴木が「午前中㈱ＡＢＣの方が見舞いに来てくれた」と言い、その後「Ｂ所長に会いたい」と言っていた。 ・亡くなった日の前日の[redacted]にも、２回程、「所長に会いたい」と言っていた。 ・鈴木は事故のショックで眠れないこともあったようだ。 ・入院中の食事も普段の食欲に比べればだいぶ食事量は落ちていた。	○（○）	・入院直後は興奮気味で多弁であった。入院当初より日にちがたつに従って、鈴木にだんだん元気がなくなっていった。（婦長Ｋ）	○（○）
				・事故直後、鈴木は直ぐ立ち上がり、負傷した部下の救出にあたるなど、適切な行動をとったと聞いている。	○（○）
				・[redacted]、病院に見舞うと、鈴木はベッドで安静にしていたが、意識ははっきりしていた。（以上社長Ｉ）	○（○）
				・私と鈴木の２名が負傷後病院へ収容され、４人部屋の時、鈴木と同室の時があった。鈴木はその時、私にも声をかけてくれたり、元気だった。（作業者Ｇ）	○（○）
				・[redacted]に見舞ったときは、症状も思ったより悪くなかったので安心した。鈴木は事故のせいもあってか少し興奮気味で、私と話している時もよくしゃべっていた。この時は、どちらかというと症状は大したことはないが、[redacted]動けないことが辛いと言っていた。（製品統括部長Ｄ）	○（○）
				・負傷後数日後見舞いに行ったとき、鈴木は手をあげて「ごめんごめん、心配かけて」と明るく迎えてくれた。この時は、普段食欲旺盛なのがあまり食事がとれないと聞いた。（同僚Ｊ）	○（○）
				・[redacted]見舞いに行ったときは個人部屋に移っており、私から見ると、前回見舞ったときよりもだいぶ元気がないと感じた。[redacted]には、かなり痩せたのが分かったので、「食事はきちんと食べているのか」「動かないのであまり食べられない」等の会話を交わした。（製品統括部長Ｄ）	○（○）
				・事故から４、５日後、私とＤ部長で見舞いに行ったが、事故のことを知ってかなり落ち込んでいるように見受けたので、勇気づけるように言葉をかけた。顔色も悪く、落ち込んでいるのがとてもよく分かった。（所長Ｂ）	○（○）

				・[redacted]に見舞いに行ったが、ケガについては、抜糸したとかするとか言って、ベッドから降りて立って見せたし、順調に快復していると思われた。（社長Ｉ） ・鈴木は[redacted]は昼食は全くとっていないし、この頃から死亡する日までの食事の量がかなり減っている。（婦長Ｋ） ・[redacted]に見舞ったときには、鈴木はいるかいないか分からない様子で、「[redacted]が来た」とか「報道機関の人が来た」とか言っており、気にしているように見受けられた。また、「[redacted]」と言っており、点滴をしていた。（製品統括部長Ｄ） ・鈴木は亡くなる２、３日前から[redacted]を訴えていた。同時に吐き気も訴えていた。考え事をしていたからか、打撲によるものか、胸の苦しさを訴えた日もあった。（婦長Ｋ） ・日にちははっきりしないが、私が見舞いに行ったとき、ちょうど鈴木の幼なじみの人が見舞いに来ており、その瞬間は非常にうれしそうに話していた。しかし、その人が帰ると暗い表情に変わっていた。（製品統括部長Ｄ） ・亡くなる前日については、どうも笑顔が見られず、私からも夜勤勤務担当者に可能な限り声をかけてあげて欲しいと申し伝えた。 ・ケガの具合は、負傷時に比べると、亡くなる頃にはかなり軽くなっていたと思う。（以上婦長Ｋ）	○（○） ○（○） ○（○） ○（○） ○（○）

様式３

労働時間等の調査結果（氏名：　　）

発病前の労働時間等

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

調査結果を作成するに当たっての資料
①タイムカード　②出勤簿　③賃金台帳　④その他（　　）

※起算日は各月　　日

（作成に当たっての特記事項）

様式４

業務上外の総合判断評価票

精神障害発病の有無	（ (有)・無 ）
疾患名（ICD-10診断ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝによる）	[redacted]
発病時期	[redacted](頃)

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事の評価（別表１）	出来事の有無	（(有)・無）	
	恒常的な長時間労働	出来事前 （有・(無)）	
		出来事後 （有・(無)）	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
	仕事の失敗、過重な責任の発生等	[redacted]の発生に直接関与した。 （類推の有無 有・(無)）	Ⅰ Ⅱ (Ⅲ)
		（類推の有無 有・無）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
		（類推の有無 有・無）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
	出来事に伴う変化等（過重の程度）	事故後、負傷して入院療養中に、新聞等によって当該事故は人災（作業を中止すべきであったのにしなかった）であったとも受け取れるような報道がなされている。	
特別な出来事の評価	イ （(有)・無）		
	ロ （有・(無)）		
	ハ （有・(無)）		
総合評価	弱 中 (強)		

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価（別表２）	出来事の有無	（有・(無)）	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
		（類推の有無 有・無）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
		（類推の有無 有・無）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ

個体側要因の評価（顕著な事項及び内容）	既往歴	[redacted]
	社会適応状況	
	アルコール等依存状況	
	性格傾向	

合議による医学的見解要旨	1　精神障害の発病の有無 [redacted]の事故を契機に、ＩＣＤ－10における[redacted]による[redacted]と診断できる。[redacted]、[redacted]自殺したものと判断する。 2　業務要因 本件は、別表１においては「労働災害（重大な人身事故、重大事故）の発生に直接関与した」に該当し、その心理的負荷の強度は「Ⅲ（極度）」である。さらに鈴木と親しい同乗のＦは重体で、鈴木本人も負傷し、病院に入院して加療中に、新聞等によって当該事故は人災（作業を中止すべきであったのにしなかった）であったとも受け取れるような報道がなされており、このような面からも鈴木は強い心理的負荷を受けていたと推定される。 3　業務以外要因 (1)　業務以外の心理的負荷の評価 調査結果からは、業務以外の特段の心理的負荷は認められない。 (2)　個体側要因の評価 既往歴、生活史においても特段の精神的問題は認められない。 4　結論 鈴木の受けた業務による心理的負荷は、前記２で述べたように「強」であるといえ、精神障害を発病させるおそれのある程度に強い心理的負荷と判断できる。 また、鈴木には業務以外の心理的負荷は認められず、個体側要因にも特に問題はないことから、鈴木は業務による心理的負荷を主たる原因とする[redacted]で自殺したと判断でき、本件は業務上と判断する。

総合判断	業務上外	(業務上)	業務外
備考			

鈴木次郎の「[redacted](自殺)」に係る業務起因性の医学的見解

1　精神障害の発病の有無

[redacted]、作業中に[redacted]という事故に遭遇したが、その際、鈴木は[redacted]鈴木は、[redacted]、直ぐ立ち上がり、負傷した部下の救出に当たるなど、事故直後は適切な行動をとっていた。また、入院先の病院で[redacted]に応じたり、[redacted]や[redacted]が病院に駆けつけたときも冷静で、[redacted]に冗談も言えるぐらいで割合元気であった。入院直後はむしろ興奮気味で多弁であったが、数日たってからは周囲の目からも気分的な落ち込みが目立ち、顔色も悪くなってきた。また、入院の途中から食事量が減って、[redacted]も認められ、[redacted]も訴えていた。その後、鈴木は日に日に落ち込み、その程度が悪くなっていったと複数の上司、看護婦達も観察している。死亡前日、[redacted]は異常に気づいてはいないが「元気がないとはっきり分かった」と見舞いに来た部下は証言している。

以上のように、[redacted]の事故後１、２日たってから[redacted]、日を追うごとに増悪していった経過から判断して、鈴木は、事故によって[redacted]という出来事を契機に、ＩＣＤ－10における[redacted]と診断できる。そして、[redacted]、[redacted]自殺したものと判断する。

2　業務要因の検討

仕事中に全く予期しなかった突発的な事故が起き、結果として[redacted]という大惨事となった。鈴木は事故を起こした台車の作業指揮者で、作業責任者であったことから、精神的負担は非常に大きかったと判断できる。

この出来事は、判断指針別表１においては「労働災害（重大な人身事故、重大事故）の発生に直接関与した」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。次に(2)心理的負荷の強度を修正する視点において事故の大きさ、加害の程度等をみてみると、当該事故は、[redacted]大惨事で、そのうち作業台車に同乗していた同僚Ｆも重体となり、鈴木は事故が起こった作業における責任者であったことから、その責任は重いものであったことが容易に考えられ、この時点において、既にかなりの強度の心理的負荷を受けていたものと判断できる。これに加えて、さらに(3)出来事に伴う変化等を検討する視点によれば、鈴木本人も負傷し、病院に入院して療養中に、同僚Ｆの容体悪化の情報、新聞等によって当該事故は人災（作業を中止すべきであったのにしなかった）であったとも受け取れるような報道がなされており、このような面からも鈴木は強い心理的負荷を受けていたと推定される。

また、鈴木の経験した出来事は判断指針に示す「生死に関わる事故への遭遇等、極度の心理的負荷」にも該当する。

以上のことから、いずれにしても鈴木の受けた心理的負荷の強度は総合評価として「強」と判断される。

3　業務以外要因の検討

(1)　業務以外の心理的負荷の評価

調査結果からは、業務以外の特段の心理的負荷は認められない。

(2)　個体側要因の評価

生活史においても特段の精神的問題は認められない。

[redacted]、今回の[redacted]に関しては直接的な関連はないと判断する。

性格傾向としては、[redacted]で特に問題とすべき性格上の偏りは認められない。

4　結論

以上のことから、鈴木の受けた業務による心理的負荷は、前記２で述べたように「強」であるといえ、精神障害を発病させるおそれのある程度に強い心理的負荷と判断できる。

また、鈴木には業務以外の心理的負荷は認められず、個体側要因にも特に問題はないことから、鈴木は業務による心理的負荷を主たる原因とする[redacted]自殺したと判断でき、本件は業務上として処理するのが適当である。

事例５

様式１

精神障害等の業務起因性判断のための調査票

○○　局　○○　署

労働保険番号	第　０００００００００　号	事業の種類	小売業		
事業の名称	コンビニエンスストア○○店			労働者数	常時勤務２人
事業の所在地	〒000-0000 ○○市○○0-00-00			TEL 000　(000) 0000	
ふりがな 当該労働者氏名	さとう　はなこ 佐藤　花子	生年月日	[redacted]	性別	男 (女)
職種	レジ（パート）			雇入年月日	[redacted]
請求人氏名	佐藤　花子	続柄	本人	請求年月日	[redacted]
請求時における精神障害の疾患名	不明 (有)　（疾患名 [redacted] ）				
発病時期	[redacted]（頃）　（発病時年齢 [redacted]）				
現在の状況	(生存) 死亡　（死亡年月日　　年　　月　　日、　死亡時年齢　　歳）				
事業場概要	労働者（常時勤務）２名の24時間営業のコンビニエンスストアである。 ・会社案内等（資料No. ○） ・組　織　図（資料No. ○）				
事案の概要	佐藤花子（以下「佐藤」という。）は、[redacted]よりコンビニエンスストア○○店（以下「○○店」という。）で早朝パートとして働いていた。[redacted]午前５時30分頃、タイムカードを打刻し更衣室に戻ってきたところ、裏口から強盗が侵入しサバイバルナイフを突きつけられ「金を出せ」と脅され、金庫から売上金[redacted]を奪われた。この間約10分であったが、その間ずっとサバイバルナイフを体に当てられていたため[redacted]				

当該労働者の日常業務	早朝の○○店の営業は二人体制で行われている。		
事件の概要	事件当日（[redacted]）は、佐藤と同僚Ａが出勤する予定となっていた。同僚Ａが午前５時20分頃出勤し準備をしていたが、午前５時30分頃佐藤が出勤すると、同僚Ａは店の裏の倉庫の確認に行った。 その後、開け放しになっていた裏口よりサングラスと雨合羽を着用した見知らぬ男（犯人）が入ってきた。佐藤はその男を本部の人間だと思って挨拶すると、男は刃渡り30センチ程のサバイバルナイフを突き付け、「金を出せ」と脅してきたので、佐藤が金庫の所へ案内したところ、金庫から金（[redacted]）を盗って逃走したものである。佐藤は、更衣室から金庫まで行く間中ずっと、サバイバルナイフをつけられている状態であった。 午前５時40分頃、同僚Ａが戻ってくると、佐藤が警察に電話していた。同僚Ａは佐藤から強盗が入ったことを聞き、店長に電話した。 ○○店では当該事件前一年間に、２度強盗や泥棒に入られている。本件の犯人は、まだ捕まっていない。		
事業場内における当該労働者の相関図 （聴取実施者には○印を付記すること）	佐藤　花子　　○同僚Ａ（パート）		
事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等） （聴取実施者には○印を付記すること）	[redacted]		

2－1　出現した心身の症状等に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
（事件発生時） ・サバイバルナイフを突きつけられている間は、殺されるかと思った。 （事件後１週間） ・[redacted] ・[redacted] （事件の１週間後以降） ・[redacted] ・[redacted] ・[redacted]	○	○ ○ ○	[redacted]早朝、強盗事件にあった直後は[redacted]で、２、３日後から[redacted]が現れ、[redacted]と診断され、通院治療により４か月後に症状は寛解した。 （同僚Ａ） ・事件直後、私が戻ってくると、半べそで強盗が入ったことを告げた。 ・事件直後は私の方があわてていたくらいで、佐藤はしっかりしていたようにみえた。 ・警察が来たら、佐藤は興奮していろいろ話していて、別人のようだった。 ・[redacted] ・事件の２、３日後、佐藤の自宅で佐藤に会った時、[redacted]だった。子供を近所の幼稚園にも連れていけないということで、怖さが後から来たようだった。 ・事件後２か月たった頃、電話で話した時には、「[redacted]」ということだった。病院から薬をもらって眠っていたらしい。 ・２～３週間前電話で話した時「怖い」と言っていた。佐藤は金庫を開けている間、顔にナイフをつけられていたということで、犯人の顔より、ナイフの印象が強烈で、ナイフだけ覚えているということだった。 ・佐藤の話では、「もう○○店では働けない」ということだった。	○	○
			[redacted] ・事件当日は帰宅後、事件の様子を私に話してくれた（入ってきた犯人を業者の人と思い挨拶をしたことや、金庫のダイヤルがなかなか合わなかったことなど）。 ・その後はちょっとしたことで事件のことを思い出すらしく、[redacted]そういうことで、病院に行った。 ・病院でもらった薬を服用すると、眠りっぱなしになった。気分は悪かったと言っていた。 ・[redacted]自分で薬の量を調整したりした。それからは次第に快方に向かった。 ・[redacted]また、	○	○ ○

				・○○店に復帰するのは無理だと思う。 ・○○店以外でなら働くことが出来ると思う。 ・現在は治療は受けていない。いつまで通院していたかは覚えていない。 ・今回のように眠れない状態になるということは初めてで、[redacted]したりしたときもこのようなことになったことは無かった。よほど今回の事件はショックであったと思う。		
当該症状に関する精神科等の医療機関の受診状況	受診の有無　(有)・無 (医療機関名　○○病院　) 初診日　[redacted] 疾患名　([redacted])					○	○

3　業務による心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・犯人から脅されている間は、このまま殺されるのではないか、との危険を感じ、とても強い恐怖感があった。 ・売上金[redacted]も奪われ、社長さんに申し訳ない。	○	○	[redacted]午前５時30分頃、店に侵入した強盗にサバイバルナイフを突きつけられ、現金[redacted]を奪われた。この間10分間、佐藤は犯人にずっとナイフを突きつけられていた。 （同僚Ａ） ・仕事の悩みを聞いたのは新人の頃いじめられていた時期だけで、仕事を覚えてしまえば、勤務時間も２時間30分であるし、私とペアのことが多くなったこともあり、居心地がよいと言っていた。 ・事件直後、私が戻ってくると、半べそで強盗が入ったことを告げた。 ・事件直後は私の方があわてていたくらいで、佐藤はしっかりしていたように見えた。	○	○ ○

4　業務以外の心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・[redacted]	○	○	発病前おおむね６か月の間に特段の業務以外の心理的負荷は認められない。		
			（同僚Ａ） ・仕事以外の悩みについては、何も聞いていない。	○	○
			[redacted] ・２年半前に[redacted]しているが、それは過去のことであり、今のところ悩みとかは特に無かったようだ。	○	○

5　個体側要因に関する事項

既往歴（精神障害と関連の深い疾患名を記載すること）	既往歴の有無 [redacted] 疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　）					資料No.	頁
家族の精神障害既往歴	既往歴の有無 [redacted] 氏名　続柄　疾患名　発症時年齢 （　）（　）（　）（　） （　）（　）（　）（　）						
生活史（社会適応状況等）	請求人の主張	資料No.	頁	調査結果			
				人事考課の有無 [redacted] ・佐藤の仕事ぶりは、[redacted]だった。（同僚A）		○	○
性格傾向				・[redacted]（同僚A） ・[redacted]（母親B）		○ ○	○ ○
趣味				・佐藤の趣味は、音楽を聴いたりすることである。（母親B）		○	○
家庭環境				・[redacted]（以上母親B）		○	○
友人関係							

アルコール等依存状況	飲酒：[redacted] 習慣飲酒を始めた時期：[redacted] 飲酒量：[redacted] 異常な飲み方： 休日など朝から飲むことがあるか：（[redacted]） 連休など朝からとなく夕となく何日間も飲み続けることがあるか：（[redacted]） 飲酒した後、記憶欠損を残したことがあるか：（[redacted]） 飲酒して、友人や他人とトラブルを起こしたことがあるか：（[redacted]） （有の場合：どのようなトラブルか） 二日酔いで仕事を休んだことがあるか：（[redacted]） （有の場合：どの程度か） 手のふるえ、肝障害などがあるか：（[redacted]） （有の場合：どのような症状か） その他特記事項 （） その他の薬物依存状況 （）	○	○
健康診断結果等（診断結果の写を添付すること）	定期健康診断の有無　有（無） 主訴・指摘事項 （）		
精神科以外の受診記録	疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　）		

6　主治医・産業医の意見

		資料No.	頁
主治医の意見	意見書の有無　(有)・無　(○○病院　医師C [redacted] 付意見書)		
	診療記録等の収集の有無　(有)・無	○	○
	(意見書の内容) 1)　初診時の自訴 [redacted]、仕事中強盗に入られナイフで脅され、金庫の金を盗まれた。以後、体調不良 ([redacted]) 2)　初診時の臨床所見 [redacted] 3)　佐藤の今回の傷病の原因について 体験及び時間の関係から明らかな因果関係あり 4)　治療内容及び症状の経過 その後 (初診は[redacted]) より、[redacted] するが、[redacted] 5)　今後の治療方針について まだ[redacted]、[redacted]であり、医学的なサポート、治療を受け入れる十分な気持ちの整理ができていない。医療がどこまでできるか？という不信感も併存している。 6)　回復の見込み及びその時期について 回復の見込みはあるが、まだ時間が必要であると考えられる。		
産業医の意見	意見書の有無　有・(無) (意見書の内容)		

7　請求人提出の意見書

		資料No.	頁
専門医の意見	意見書の有無　有・(無) (意見書の内容)		

様式２

当該労働者の精神障害の発病に関与したと考えられる出来事に対応した心身の変調等に関する時間的経過

年・月	出来事 （別表１・別表２参照）	当該労働者の心身の状態・行動の状況			
		請求人の申述	資料No.（頁）	調査結果	資料No.（頁）
[redacted]	午前５時30分頃、タイムカードを打刻し、更衣室に戻っていた時、裏口から強盗が侵入、サバイバルナイフを突きつけられ「金を出せ」と脅され、金庫から売上金[redacted]を奪われた。	（事件発生時） ・犯人から脅されている間は、殺されるのではないかとの危険を感じ、とても強い恐怖感があった。	○（○）	（事件発生時） ・事件直後、私が戻ってくると、半べそで強盗が入ったことを告げた。 ・事件直後は私の方があわてていたくらいで、佐藤は警察に連絡したりしっかりしていたように思った。 ・警察が来たら、佐藤は興奮していろいろ話していて、別人のようだった。 ・警察と話しているときの佐藤の状態は青ざめて、声が震えていた。泣きながら事件を説明したので警察にずいぶんなだめられていた。（以上同僚Ａ） ・事件当日は帰宅後、事件の様子を私に話してくれた（入ってきた犯人を業者の人と思い挨拶をしたことや、金庫のダイヤルがなかなか合わなかったことなど）。比較的冷静だった。（母親Ｂ）	○（○） ○（○）
		（事件後） [redacted]	○（○）	（事件後） ・電話で話した時には、「[redacted]」ということだった。病院から薬をもらって眠っていたらしい。 ・佐藤の話では、「もう○○店では働けない」ということだった。（以上同僚Ａ） ・その後はちょっとしたことで事件のことを思い出すらしく、[redacted]そういうことで、病院に行った。 ・病院でもらった薬を服用すると、眠りっぱなしになった。気分は悪かったと言っていた。 ・[redacted]、自分で薬の量を調整したりした。それからは次第に快方に向かった。（以上母親Ｂ）	○（○） ○（○）

[redacted]				・[redacted] ・現在は治療は受けていない。（以上母親Ｂ） ・○○病院医師Ｃより、現在の状況は寛解したとみてよいとの回答を得た。	○（○） ○（○）

様式３

労働時間等の調査結果（氏名：　　）

発病前の労働時間等

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

調査結果を作成するに当たっての資料
①タイムカード　②出勤簿　③賃金台帳　④その他（　　）

※起算日は各月　　日

（作成に当たっての特記事項）

様式４

業務上外の総合判断評価票

精神障害発病の有無	（（有）・無）
疾患名（ICD-10診断ガイドラインによる）	[redacted]
発病時期	[redacted]（頃）

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事の評価（別表１）	出来事の有無	（（有）・無）	
	恒常的な長時間労働	出来事前　（有・（無））	
		出来事後　（有・（無））	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
	事故や災害の体験	悲惨な事故や災害の体験（目撃）をした （強盗に侵入され、サバイバルナイフを突き付けられ、売上金を奪われた。） （類推の有無　（有）無）	Ⅰ　Ⅱ　（Ⅲ）
		（類推の有無　有・無）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ
		（類推の有無　有・無）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ
	出来事に伴う変化等（過重の程度）		
特別な出来事の評価	イ　（（有）・無） ロ　（有・（無）） ハ　（有・（無））		
総合評価	弱　　中　　（強）		

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価（別表２）	出来事の有無	（有・（無））	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
		（類推の有無　有・無）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ
		（類推の有無　有・無）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ

個体側要因の評価（顕著な事項及び内容）	既往歴	[redacted]
	社会適応状況	
	アルコール等依存状況	
	性格傾向	

合議による医学的見解要旨	1　精神障害の発病の有無 [redacted]、○○病院を受診し、[redacted]と診断されている。佐藤は[redacted]、事件後[redacted]に陥り、その後、[redacted]症状が現れ[redacted]の状態に陥ったものと診断できる。 2　業務要因 本件は、別表１の「悲惨な事故や災害の体験をした」という出来事に類推でき、これは平均的ストレス強度は「Ⅱ」であるが、ナイフをずっと突きつけられ、生死に関わる恐怖感、異常性をもつものであることから、その内容を考慮すれば本事案の場合強度「Ⅲ（極度）」となり得るものであり、総合評価として「強」と評価できる。 3　業務以外要因 (1)　業務以外の心理的負荷の評価 佐藤は[redacted]に[redacted]を経験しているが、事件的経過から考えて業務以外の心理的負荷として評価することは妥当ではない。 (2)　個体側要因等の検討 佐藤の個体側要因に顕著な問題は認められない。 4　総合判断 佐藤が体験した業務遂行中の出来事は、犯人にサバイバルナイフをずっと突きつけられて死の恐怖を体験するという極度の心理的負荷を伴うものであったと認められる。 事件とそれに伴って起こった[redacted]、[redacted]そして店の業務から離れて４ヶ月間ぐらいで、ほぼ症状が軽快していることから考えても、事件と佐藤に起きた[redacted]は因果関係が明白である。

総合判断	業務上外	(業務上)　業務外
備考		

佐藤花子の「[redacted]」に係る業務起因性の医学的見解

1　精神障害の発病の有無

佐藤は、[redacted]、午前５時30分頃、勤務先で強盗に襲われ、売上金を強奪されるという事件を経験した。

佐藤は、事件直後、警察に連絡したり適当な行動はとっているが、その後同僚が駆けつけたときには、[redacted]を示し、[redacted]もしている。その日、家に帰ってからは[redacted]に比較的冷静に事件を語っているという面もみられるが、以後、事件を反復的に思い出し、[redacted]が続いた。[redacted]、○○病院を受診し、[redacted]と診断されている。

10月になって、上記症状は軽くなり、外出などもできるようになったが、しかしなお、時々[redacted]があり、仕事はできない状態にある。

以上のことから、佐藤は[redacted]、事件後[redacted]に陥り、その後、[redacted]の症状が現れ[redacted]の状態に陥ったものと診断できる。

なお、佐藤は、[redacted]、○○病院の心療内科を受診し、その後、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]と通院精神療法が行われ徐々に回復してきており、[redacted]以降○○病院心療内科の受診は停止している。

2　業務要因の検討

佐藤の精神障害が強盗事件の恐怖体験から生じたことは明らかである。

[redacted]、早朝店に一人でいた時に強盗に侵入され、「金を出せ」と犯人にサバイバルナイフをずっと突きつけられ、金庫を開けさせられ、多額な売上金を強奪された佐藤の体験は死の恐怖を伴う体験であったと推定できる。

職場における心理的負荷の評価においては、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（以下、「判断指針」という）別表１の「悲惨な事故や災害の体験をした」という出来事に類推でき、これは平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、その内容を考慮すれば本事案の場合、サバイバルナイフをずっと突きつけられ、生死に関わる恐怖感、異常性をもつものであることから、その心理的負荷の強度は「Ⅲ（極度）」と評価でき、総合評価は「強」となり得るものである。

3　業務以外要因の検討

精神障害の既往はない。

佐藤は、[redacted]、この出来事は強盗事件から２，３年前のものと思われることから、時間的経過から考えて職場以外のストレスとして評価することは妥当ではない。佐藤は、[redacted]との評価を得ている。

以上のことから、佐藤の個体側要因に顕著な問題は認められない。

4　結論

佐藤が体験した業務遂行中の出来事は、犯人にサバイバルナイフをずっと突きつけられて死の恐怖を体験するという極度の心理的負荷を伴うものであったと認められる。

事件とそれに伴って起こった[redacted]、[redacted]そして店の業務から離れて４か月間ぐらいで、ほぼ症状が軽快していることから考えても、事件と佐藤に起きた[redacted]は因果関係が明白であることから、本件については　業務上として取り扱うべきといえる。

なお、佐藤は[redacted]までは通院しているが、その後は治療を打ち切っているようであることから、現在の治療状況等を確認し、治ゆ日を確認した上で、その間の休業補償、療養補償を行うのが適切であると思料するので申し添える。

事例６

様式１

精神障害等の業務起因性判断のための調査票

			○○ 局 ○○ 署		
労働保険番号	第 00000000000000 号	事業の種類	その他の各種事業		
事業の名称	（株）○○エンジニア			労働者数	５３８ 人
事業の所在地	〒000-0000 ○○市○区○○			TEL 000（000）0000	
ふりがな 当該労働者氏名	いとう いちろう 伊藤 一郎	生年月日	[redacted]	性別	(男) 女
職種	機械設計（ソフト開発）		雇入年月日	[redacted]	
請求人氏名	伊藤 花子	続柄	[redacted]	請求年月日	[redacted]
精神障害の診断名	不明 (有)（疾患名 [redacted] ）				
発病時期	[redacted] 頃（発病時年齢 [redacted]）				
現在の状況	生存 (死亡)（死亡年月日 [redacted] 死亡時年齢 [redacted]）				
事業場概要	事業内容（全般） （各種機械、装置の設計から据え付け、アフターサービス等を行う。○○工業関連の設計業務補助と○○工業以外の設計業務が半々程度であった。） ・会社案内等（資料No. ○） ・組 織 図（資料No. ○）				
事案の概要	伊藤一郎（以下「伊藤」という。）は[redacted]に大学を卒業し、[redacted]（株）○○エンジニアに入社し、入社当初は[redacted]に配属され、その後[redacted]を経て、[redacted]に[redacted]に異動して、ソフト開発（自動化クレーンの制御ソフトの作成）業務を担当していた。 [redacted]に伊藤が担当していた自動化クレーンが納入先の○○金属工業において[redacted]を起こしたことから、伊藤は○○工業㈱に原因調査のために出張した。その後、[redacted]となり、休業、入院治療を開始した。 その後も伊藤は[redacted]ようになり、入院、通院等により療養・休業を繰り返していた。[redacted]、家族の留守中に外出し、[redacted]しているのを付近の住民により発見され、○○警察署による検死の結果、「自殺（死亡推定時刻：同日[redacted]）」と判断された。 伊藤の[redacted]は、業務が原因で[redacted]となり、自殺に至ったとして労災請求に及んだものである。				

1　当該労働者に関する一般事項

学　　歴	最終学歴（[redacted]　○○工業大学　工学　卒　中退　）	資料No.	頁
職　　歴	事業場名　　職　種 （㈱○○エンジニア　）（[redacted]（機械設計　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　）	○	○
現在の事業場に雇入後の配属先（直近５年間のもの）	配属先　　職　種 （[redacted]　）（[redacted]（ソフト開発　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　） （　　）（　年　月～　年　月）（　　）	○	○
所定労働時間、所定休憩時間、休日制度等（当該労働者に関すること）	所定始業時刻　8 時　15 分 所定終業時刻　17 時　15 分 所定休憩時刻　12 時　00 分～　13 時　00 分 所定休日　（週休１日制・隔週週休２日制・完全週休２日制） （その他　　） 労働時間制度　（　変形労働時間制・フレックス制・裁量労働制　） （その他 毎週水曜ノー残業デー　） 勤務形態　日勤勤務・交替制（２直２交替制（日勤・夜勤）・３直３交替制） （その他　　）	○	○
	出退勤管理の状況　①タイムカード　②出勤簿　③本人の申告　④その他（作業管理表　） 就業規則の有無　有・無 （その他特記事項　　）	○	○
当該労働者の日常業務	ソフト開発（自動化クレーン制御プログラム仕様書作成）を担当していた。（実際のプログラムは下請けが行っていた。） [redacted]２３名中１０名が伊藤と同様の業務に従事していたが、１人が１つのプログラムを任されることが多かった。 伊藤の担当していた制御ソフト開発の業務は業務としてのボリュームが少ないこともあり、１人が１オーダーを担当する形態が多かった。また、１人が複数のオーダーを担当することは無かった。 情報処理を習得していればできる業務ではあるが、日々の研究や勉強は必要であった。	○	○

	事業場における業務については納期が設定されており、納期に合わせて業務を行うことになるため、それぞれの仕事の進行状況により、定時になっても退社しないものが課の半分以上は残っていた状況にあった。全体的にみれば、比較的よく残業する部署や社員がいたことは事実であるが、残業の状況は個々人の業務の進行状況に影響されていた。 伊藤については、恒常的に残業が多かった事実は認められず、[redacted]の１年間について、同種労働者４名と比較した場合、伊藤が一番少ない状況であった。 所定年間労働時間　1,960時間 伊藤　2,099時間 最多の労働者　2,509時間 [redacted]より、新人の教育も行ってきたが、仕事を手伝わせて仕事を覚えさせるという方法で、進行状況等に影響がでるかもしれないが業務量の絶対量が増加するということはなかった。新人に担当させた業務について、伊藤の仕事としての責任はかかってくるが、通常の業務の責任の範囲を超えるものではなかった。 [redacted]の業務については約８割が○○工業㈱からの仕事であった。 [redacted]についての業務内容は特に新しい業務ではなく、伊藤の経験をもってすれば充分可能であった。		
[redacted]の自動化クレーンの事故について	（事故の概要） ○○金属工業㈱において、スラブ自動化クレーンが[redacted]人的被害はなかった。 当該クレーンは、[redacted]頃、○○金属工業㈱が○○工業㈱に発注したもので、○○工業㈱では電気部門を㈱○○エンジニアに下請けに出していた。 伊藤は、○○金属工業㈱とプログラム外注先の連絡・調整を担当していた。電気担当は同僚M。 ・第１回事故調査について [redacted]、事故原因の調査のため被災者とＧ主任が現場に出張、ホテルに宿泊した。 （[redacted]　５：40自宅発、17日　23：00自宅着） [redacted]　午前10時頃から午後７時か午後８時頃まで調査。 午前８時から午後７時か午後８時頃まで調査 夕方まで調査後、○○市に帰った。 伊藤は荷重計、Ｇ主任は電気制御系を調査した。 （調査結果） 事故の原因は、オペレーターが開のボタンを押した為ではないかということあった。通常このような場合はインターロックが作動することから、これを作動させる荷重計の調整ができていなかったのではないかということになった。 最終的な結論には至らず調査結果を持ち帰り検討することとなった。 なお、[redacted]、再調査のため同僚Mとともに、○○金属工業㈱に再度出張した。再調査（荷重計に抵抗を追加し、再調整及び動作確認を行ったもの。調整は○○工業㈱が行った。）の結果は良好であった。 発症後、[redacted]の期間は上司の証言によると産業医の指導のもと精神的、肉体的過労は避けるという状態で就労しており、充分なフォロー体制のもとで補助的業務、英訳等に勤務していた。	○	○
事業場内における当該労働者の相関図 （聴取実施者には○印を付記すること）	（㈱○○エンジニア機械・[redacted]） [redacted]　課長　A課長 C主任 ―― ７名 ― 同僚M D主任 ―― 伊藤 E主任 ―― １名　ほか３名 F主任 ―― ３名 G主任 ―― １名		

○○工業㈱における事故調査同行者 （聴取実施者には○印を と）	(○○工業㈱) K課長 ── L主務 ── J主任 ─┬─ H └─ I		
業務以外における当該労働者との相関図（家族・友人等） （聴取実施者には○印を と）	[redacted]		

2－1　出現した心身の症状等に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
([redacted]) ・タバコを吸い始めた。家の中では、必ず台所の換気扇の前で吸い、タバコに火をつけて、ぎゅーと強く吸い込んで、根本まで吸っては、すぐに次のタバコに火をつけると言った具合で、立て続けに数本を吸い、時々咳き込んでいた。	○	○			
([redacted]) ・かぜで通院。			([redacted]、クレーン脱荷事故に伴い○○金属工業㈱出張) ・出張の前後で、伊藤に特に変わった様子は無かった。(A課長)	○	○
([redacted]、○○金属工業㈱出張より帰宅) ・朝出勤時に準備はできているのにタバコを吸い続けたり、一点を見つめ立ちすくんで考え込むなど会社に行きたくない様子であった。 ・[redacted]の出張内容についての問いに「出張の帰りには新幹線に飛び込もうかと思った。」と発言した。 ・趣味である日課のパソコン通信も一切しなくなった。食欲が低下した。			([redacted]、2回目○○金属工業㈱出張) ・伊藤は事故について責任を感じていた様子であった。(○○工業㈱Ⅰ)	○	○
([redacted]、○○金属工業㈱出張より帰宅) ・迎えに行った[redacted]に「疲れた。」と小さな声で答える等疲れ切った様子であった。					
([redacted]、○○クリニック受診) ・[redacted]との会話が全くと言っていいほど無くなった。 ・毛布を被って横になり起きているときには換気扇のところでタバコをすっていた。 ・窓越しに呆然と立って何か考えながら外を見ていたり、座っているときも頭を垂れたままあげようとしないなどの様子が見られた。 ・外出時に安全帯、カラーロープ、剃刀等を持ち歩くようになった。					
([redacted]○○病院受診) ・[redacted]の間入院し、[redacted]と診断された。 ・「これで仕事を休めるんだ。やらなくてはいけない仕事があっても療養しなければいけない、仕事があっても療養しなければいけないんだ。」等の発言があり、落ち着いた(安心した)感じになった。			・入院中の面会時の伊藤の様子は思ったより元気であった。(A課長)	○	○
([redacted]、又は[redacted]) ・マンション購入を即決した。			([redacted]) 職場復帰 ・事業場関係者によると伊藤は自宅マンションの契約等の用事でよく休むことがあった。仕事は、自分で計画書を作ったりしており、落ち着いた様子で、特におかしいと思われる印象は無かった。	○	○

([redacted]) ・「仕事をやろうと思っても、気持ちが焦るばかりで実際に頭が回転せず仕事ができない。薬のせいかもしれない。」等を言って欠勤がちとなった。 ([redacted]) ・２回目入院 ([redacted]) ・自宅療養 ・「[redacted]の死を目前として落ち着いて仕事をしている場合でない」等の言動が見られた。 ([redacted]) ・[redacted]を激しく批判し、たしなめる等した。 ・翌朝は、皆が寝ている内に起床し、[redacted]の荷物の整理を始めた。 ([redacted]) ・マンション引き渡し。 ・大きな家財道具以外の家財道具を一人で運んだ。 ([redacted]) ・この頃から、[redacted]等[redacted]に対して批判し反抗するようになった。 ([redacted]) ・休養指示の診断書 ([redacted]) ・[redacted]の診断があり、入院待ちで自宅待機となった。 ([redacted]) ・マンションでのトラブルに○○金属工業㈱でのトラブルをオーバーラップさせたのか怒りを爆発させるなどした。 ・[redacted] ([redacted]) ・３回目入院 ・外泊で帰宅の度、[redacted]に関する文章を作り始めた。	○	○	([redacted]) 職場復帰 ・事業場関係者によると仕事は被災者のために作ったもので、最初は問題なくこなしていた。 ([redacted]) ・事業場関係者によると、夜には上司や同僚の家に電話をかけて、今までこんな事を言っていたかなと思うような話を長時間したりした。職場でも突然机をバンバンと叩いたり、同僚の机に行って話をしたりと今までのイメージとは違う言動をとるようになった。	○ ○	○ ○

([redacted]) ・退院 ・普通に過ごせたのは３日間くらいで、再度[redacted]の症状が現れた。 ・朝なかなか起床できず考え込むようになった。 ・退院したばかりなのにすぐ落ち込んだ事を悩んでいた。 ・自分の家でありながら緊張する等の言動が見られた。 ([redacted]) ・医師からの「死にたいと思うことがありますか」との問いに「はい、あります。」と答えた。 ・[redacted]に対し[redacted]と生きる自信を無くしたごとく話した。 ・入退院の繰り返しで会社や家族に迷惑をかけた事や[redacted]の時の言動について反省していた。 ([redacted]) ・電気、電化製品、ストーブ等つけっぱなし、ベランダも開けっ放しの状態で外出した。 ・「[redacted]」とノートに記載していた。 ・午前12時過ぎに自転車で出かけた旨、[redacted]に電話をした。 ・午後８時30分頃、[redacted]	○	○			
直近の精神科等の医療機関の受診状況	受診の有無　㊒　無 (医療機関名　○○病院　) 初診日　[redacted] 疾患名　([redacted]　)			○	○

2－2　自殺の状況等に関する事項

自殺時の状況	自殺の手段 （[redacted]） 自殺直前の状況 （朝の目覚めの調子が悪く、なかなかベットから出られないようであった。 [redacted]が、伊藤に入院を説得するため伊藤の[redacted]を迎えに出かけようとしたところ、伊藤は「僕は面倒が見れないから[redacted]を一緒に連れていってくれないか。僕は家で待っているから。」と言った。 [redacted]が外出から戻ると、電気、電化製品、ストーブ等つけっぱなし、ベランダも開けっ放しの状態で外出していた。朝食は食べていた。お金を一万円と県病院の薬袋を持って出かけていた。 「[redacted]　もうどうにもならない気分だ。」とノートに記載していた。 午後１２時過ぎに「調子が悪いからママチャリ（自転車）で出かけた。黙って出かけたりして心配かけてごめんなさい。今、[redacted]にいる。もうちょっとぶらぶらしてから帰る」と[redacted]あて電話をした。[redacted]は早く帰ってくるよう言った。） 遺書の有無　　有・（無） 遺書の内容 （　） 検視者：所属　○○　警察署 職　　氏名　○○ 検案医師：所属　○○大学医学部　病院・医院 職　法医学教室医師　氏名　○○ 判定された死因 （[redacted]）	○ ○	○ ○

3　業務による心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・伊藤は○○金属工業㈱の出張までは落ち込んだりした様子はなかったのに、出張から戻ってからおかしくなったのだから、事故をきっかけに伊藤に何かが起こったのだと思う。 ・仕事について「上司に相談しても上司もわからない。」と言って、伊藤はどうにもこうにもならず、何処にも逃げ場がなく、一人で責任を感じて悩み苦しんだ。 ・会社の期待とかいろいろプレッシャーが伊藤の中にあったと思う。	○	○	1　クレーンの脱荷事故について ・事故のあった○○金属工業㈱の担当は、機械部門が自分で、電気部門は同僚Mさんだった。 ・工事の発注は[redacted]だったので、自分はその頃から工事の担当になったが、伊藤はおそらくその１か月後頃にこの工事の担当になったのではないかと思う。 ・伊藤は電気制御の設計仕様書の作成を行っていた。プログラムの作成は○○㈱に発注していた。 ・私にとっては元々○○金属工業㈱の工事がはじめて担当した工事であったのに、事故が発生したこともあり、精神的にやはり大きな負担はあった。(以上○○工業㈱H)	○	○
			・クレーンは○○工業㈱が請け負ったものだが、㈱○○エンジニアから伊藤と○○工業㈱の社員と２名が担当をしていた。但し、プログラムの作成等は外注先に出していたので、担当としては客と外注先の連絡・調整を行うものだった。 ・事故の起きたクレーンの業務においても伊藤の責任関係については、従来の業務と同様に一担当者としての責任関係の範囲である。 ・従って、伊藤が一人で今回の仕事に関する責任をとることは考えられず、あくまで会社としての対応ということになる。 ・今回の事故について、○○工業㈱の課長をはじめとするメンバーによる事故調査を行うなどしているが、○○工業㈱と当社との間に何らかの責任問題が生じたといったことは聞いていない。 ・事故について会社として何らかの対応を行ったことはない。 ・今回の事故は脱荷事故ということで、人身事故につながる可能性があるのため顧客に対して今回のような対応を行ったのだとは思うが、伊藤にとっては今回のような対応をしたケースは初めてかもしれない。 ・クレーンが試運転中に不具合を生じて調整が必要になることは、割とあることだと思うし、伊藤も経験があると思う。(以上Ａ課長)	○	○
			2　クレーン事故の調査出張について（１回目：[redacted]）		
			・事故の連絡は○○工業㈱が直接請けたので、当社では現地の様子がよくわからなかったが、○○工業㈱よりの調査依頼を受け、当社から伊藤とＧ主任の２名、○○工業㈱からも３名が現地に出張した。Ｇ主任は直接この件の担当ではなかったが、補助として同行し	○	○

		た。 ・事故の翌日の[redacted]に朝から現地へ出張してもらい、３日後の[redacted]に帰ってきた。（以上Ａ課長）		
		・自分はこのクレーンは全く担当外だったが、○○工業㈱よりの依頼によって、当社からは伊藤と私、○○工業㈱からＩ、Ｊ主任、の４名で一緒に現地に向かった。○○工業㈱のＫ課長と営業のＬ主務も後からこられた。出張先では現地の所長と外注先の業者もいた。 ・出張初日は確か朝早い新幹線で行ったと思うので、昼頃までには現地に着いていたと思う。（以上Ｇ主任）	○	○
		・事故当日に現地から連絡が入り、翌日朝一番の新幹線で現地に向かうことになった。本来は、機械担当の私と電気担当の同僚Ｍが行くはずであったが、Ｍ氏が休暇中のため、当社からは伊藤に行ってもうらうことになった。Ｍ氏がいたとしても、もしかすると伊藤には行ってもらっていたかもしれない。 ・事故の翌朝、新幹線で現地に向かった。当社から私とＪ主任、㈱○○エンジニアから伊藤とＧ主任の４人で一緒に行った。当日少し遅れて当社のＫ課長とＬ主務も現地に到着して調査を始めた。（以上○○工業㈱Ｉ）	○	○
		・現地ではＫ課長を中心に、私は電気制御系、伊藤は荷重計を調べていた。そして、Ｋ課長を中心に事務所で各調査結果をまとめて報告書を作成し、翌日であったと思うが、客のところへ報告に行った。客に対しては、Ｋ課長と所長が話しをし、私と伊藤も補足説明の場合に備えて同行していたが、二人とも何も喋ることも無かった。 ・とりあえず現状報告は行ったが、はっきりした原因は依然明らかではなかったため、翌日も調査を継続した。２日目の調査では、ある程度原因は絞り込めたが、原因の特定には至らなかった。３日目にはリモコンの無線機メーカーを呼んで調査を行ったが異常はなく、やはり結論は出せず、一旦帰ることとなった。・現地ではホテルに宿泊した。仕事は午後６時か７時には終えた。（以上Ｇ主任）	○	○
		・当日の調査では事故原因は解明されなかった。翌日も調査を続行することとなり、その日は宿に帰った。現地に行った者のうちＬ主務はその夜に○○に戻り、現地に残った５人でファミリーレストランに食事に行った。酒はほとんど飲まなかったと思う。 ・翌日は午前８時から調査を開始した。前日の調査では事故原因が判明しなかったので、その日はテストを繰り返したりした。その日も午後７時か８時頃まで調査を行ったが、結局原因は解明されなかった。 ・３日目も夕方まで調査を行ったが、	○	○

			結論は出ず、私以外の者は○○に帰った。私は現地での連絡要員のために残り、[redacted]の最終の新幹線で○○に帰った。（以上○○工業㈱Ｉ）		
			・出張中の伊藤の様子は、仕事中は一生懸命調査をしていた。 ・帰りの新幹線は、伊藤と一緒だった。いろいろ話をしながら帰ったが、特に変わった様子はなく、いつもと同じ様子だった。現地調査で、荷重計の調整がどうもすっきりしないので、帰ってからはメーカーを呼んで調べることになっていた。（以上Ｇ主任）	○	○
			・調査時にＬ主務はよくガミガミ言っていた。元々よく怒る人で、調査中にはよく「あそこが悪いのではないのか。」とか「もたもたするな。」といったようなことをガミガミ言っていたし、「設計が悪かったのではないか。」等とも言っていたと思うが、伊藤に対して怒っていたことはなかったと思う。私が一番若いので、私が一番ガミガミ言われていたと思う。（以上○○工業㈱Ｉ）	○	○
			・現地での調査結果では、原因はオペレーターが「開」ボタンを押したためではないか、さらにインターロックを作動させる荷重計の調整ができていなかったのではないかとのことだった。調査結果については、出張から帰った翌朝一番で口頭報告、その後出張報告書を提出させたが、詳細な報告は○○工業㈱にて行われ、当社の報告書では詳細な報告は書かれていない。（以上Ａ課長）	○	○
			・帰ってから、Ｋ課長を含めて事故に関する打ち合わせを行った。 ・少なくとも一緒に出張した先においては、叱られたとか、プレッシャーをかけられたとかいう出来事は私が見ている限りではなかったと思うが、受け取り方は個人レベルで様々であるし、元々、事故が起きたこと自体が伊藤にとってはショックだったと思う。（以上Ｇ主任）	○	○
			・はっきりした結論はでなかったが、不具合の一つに荷重計の調整不良があり、帰ってから調査に同行したメンバーで検討し、荷重計の検査と他の原因についての調査・検 討を行った上で、再び[redacted]に現地に 出張することとなった。（２回目の出張までの）数回の検討・打ち合わせの雰囲気はいつもと同様のものであり、さして緊迫したものではなかった。（以上○○工業㈱Ｉ）	○	○
			３　クレーン事故の調査出張について（２回目：[redacted]）		
			・[redacted]にかけて再び現地に出張した。この時は荷重計	○	○

			の調整を業者に行わせるべく赴いたもので、最初の出張と同様に、日程や業務内容等については全て元請の指示によるものだった。出張内容については口頭報告を受けたはずだが、恐らくそれで事故の件はかたがついたのではないかと思う。但し、自動クレーンは未だ試運転の状態だったため、その後も引き続き担当を行う予定ではあった。（以上Ａ課長） ・[redacted]にはM氏も含めて伊藤と打ち合わせをし、午後４時17分の新幹線で現地に向かった。翌日にはM氏とＪ主任も現地に到着した。この時の目的は、既に大方の調査結果がでていたので、その検査、確認のためだった。 ・計画通り検査を終了し、この件は一応決着が付いたと言うことになった。私は[redacted]の午前中までは現地にいて、午後は別の場所に移動したが、伊藤は当日の夕方まで現地にいたと思う。既に荷重計の調整も済んでおり、会社に戻ってからは伊藤に事故に関する事後処理的なものはなかったと思う。 ・２度目の出張（調査）の時は、現地でＬ主務から伊藤も少しはガミガミ言われていたと思うが、それは伊藤だけでなく私や他の者に対しても同様であったし、いろいろ検査項目があったので、早くやれということを言われたものであり、決して担当者を責めたり、責任を問うようなものではなかった。 ・荷重計の調整が遅れていたために結果として事故が起きたわけだが、調整は既に終了していたものの、伊藤はそのことに責任を感じていたように思える。（以上○○工業㈱Ｉ）	○	○

4　業務以外の心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・本を読んでみると伊藤は確かに[redacted]だったとは思う。しかし、[redacted] ・[redacted]	○	○	調査の結果、家庭内の問題等は認められなかった。		

5　個体側要因に関する事項

		資料No.	頁
既往歴（精神障害と関連の深い疾病名）	既往歴の有無 [redacted] 疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） ・[redacted]に結婚した当時、伊藤は××市に約１年半の予定で長期出張期間中であったが、しばらくして伊藤は落ち込み、理由を聞いたところ、仕事に対する自信をなくしたようなことを言っていた。伊藤は体調を崩し、結婚後２か月余りで○○に帰ってきた。その後１か月程度、「[redacted]」で入院した。 ・その約２～３年後、伊藤は仕事で少し悩んだ時があり、[redacted]ことがあるが、知らず知らずのうちに時が解決したようだった。 ・[redacted]出張中に[redacted]の痛みを感じ、帰国後、「[redacted]」と診断され、[redacted]に手術した。リハビリ中伊藤は「病気になったけどいい時間をもらったと思って、これからの仕事に関する勉強や準備をしようかな。」と言って、リハビリしながら読書していた。慌てたり焦ったりすることなく、マイペースでこつこつ努力していた。 ・[redacted]、××医院にて[redacted]を受けたが、薬は服用しなかった。（以上請求人）	○	○
家族の精神障害既往歴	既往歴の有無 [redacted] 氏名　続柄　疾患名　発症時年齢 （　）（　）（　）（　） （　）（　）（　）（　）		

生活史（社会適応状況等）	請求人の主張	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
				人事考課の有無 [redacted] ・優秀、仕事ができる。 社員には等級（１級から10級）が決められており、３級から４級、５級から６級の段階で試験があった。６級で主任、７級で課長になれた。 資格認定試験（６級への昇進試験）は、[redacted]ため受検せず。 ・○○大学工学部聴講生として勉強させてもらったり、[redacted]へ出張したり、会社等から信頼されていた。	○	○
性格傾向（関係者の申述等）	・[redacted]	○	○	（上司の証言） ・[redacted] （同僚の証言） ・[redacted]	○ ○	○ ○

	[redacted]			[redacted] （取引先（調査出張の同行者）の証言） ・[redacted] （主治医の証言） ・[redacted]	○ ○	○ ○
趣味	・伊藤を含めて家族はキャンプが好きで、ストレスの解消法になっていた。 ・自転車、パソコン、ギター、無線等趣味は意外と多く、興味のあること、わからないこと等は必ず本を読んだりして何でもよく知っていた。 ・高校時代は文学書を読みあさる文学青年のようだった。 ・大好きなマウンテンバイクで通勤していた。 ・会社から帰ると、自転車仲間とパソコン通信をよくしていた。 ・週末にはキャンプをかねて自転車仲間とツーリングをしたりして、いつも親子３人で行動して、友人もたくさん紹介してもらった。 ・家にあるテレビ台、オーディオラック、本棚は伊藤が設計した。 ・電気関係も詳しく、照明、テレビ、オーディオ等何でも自分で配線していた。ちょっとしたトラブルはほとんど伊藤が修理していた。	○	○	（上司の証言） ・趣味がいろいろあったようだ。 ・自転車が好きでマウンテンバイクが流行ったときには皆に勧めて買わせたり、バトミントンをやろうと皆を誘っていたりした。 （同僚の証言） ・社内ではマウンテンバイクを人に勧めて、よく一緒に出かけていたようだ。 ・アマチュア無線も仲間内でしていたと聞いている。 （その他） ・資格習得に積極的意欲的に挑戦していた。（数年計画を立てていた。）	○ ○ ○	○ ○ ○
家庭環境	・[redacted]	○	○	・主治医によると[redacted]	○	○

	[redacted] ・伊藤の [redacted] という事実は無かった。 ・病気等により介護の必要なものは認められなかったが、[redacted]、[redacted] ○○病院に入院。もって数週間と診断され、[redacted]した。 ・[redacted]になっていた時に[redacted]に対して、[redacted] と発言していた。 ・[redacted]になって、自分の[redacted]こくってかかった後に[redacted] と[redacted]に怒っていた。 ・[redacted]の時に[redacted]に対しても過去にあったことを取り上げて非常識だと批判していた。					
友人関係	・伊藤の[redacted]とは、[redacted]こともあり家族ぐるみのつきあいがあった。 ・キャンプ等を通じて人とのつきあいが広がっていった。 ・[redacted]社宅からマンションに移った。 ・伊藤作成の手記には「[redacted]」と記載されていた。 ・マンションを購入([redacted])してから約2か月経過した頃、マンションのセキュリティシステムが誤作動して、早朝5時頃に警備会社の人がやってきた。このとき伊藤はすごい剣幕で怒鳴り散らした。伊藤は「[redacted]	○	○			

	[redacted] とも言っていた。				
アルコール等依存状況	飲酒：[redacted] 習慣飲酒を始めた時期：[redacted] 飲酒量：[redacted] 異常な飲み方： 休日など朝から飲むことがあるか：（[redacted]） 連休など朝からとなく夕となく何日間も飲み続けることがあるか：（[redacted]） 飲酒した後、記憶欠損を残したことがあるか：（[redacted]） 飲酒して、友人や他人とトラブルを起こしたことがあるか：（[redacted]） 有の場合：どのようなトラブルか 二日酔いで仕事を休んだことがあるか：（[redacted]） 有の場合：どの程度か 手のふるえ、肝障害などがあるか：（[redacted]） 有の場合：どのような症状か その他特記事項 （[redacted]） その他の薬物依存状況 （[redacted]）			○	○
健康診断結果等（診断結果の写を添付すること）	定期健康診断の有無　㊀・無 主訴・指摘事項 （[redacted]異常なし）			○	○
精神科以外の受診記録	疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　）（　）（　）				

5　主治医・専門医の意見

		資料No.	頁
主治医の意見	意見書の有無　(有)・無 診療記録等の収集の有無　(有)・無 （意見書の内容） （○○クリニック　院長　○○医師） 1　初診時の状況について 初診時の状況はカルテに記載しており、主訴として「仕事に行き詰まる。仕事が忙しい。不眠がちで起床や出勤時間が億劫になった。今までやっていた趣味をやる意欲がなくなった。子供と遊べなくなった。思考がまとまらない。仕事関係の話が怖い。死にたい。」等を訴えていた。 死にたいという気持ちはあるときと無いときがあったようだ。 初診時の態度はおとなしく、元気がない状態であったようだが、カルテに記載されている他は特に記載が無く、仕事上起こった事など特に聞いていないと思うし、特に話すべき事もない。 2　[redacted]の診断について 初診日は[redacted]であったので、[redacted]を１週間分出している。１週間の絶対安静を指示し、[redacted]に来るように指示したが、その後の受診は無かった。後日、[redacted]から県病院へ入院したことを知らされた。薬は本人に合わなかったようで、あまり服用していないらしい。	○ ○	○ ○
	（○○病院　○○医師） 1　初診時の状況について (1)　自覚症状：[redacted] 他覚症状：[redacted] (2)　診断された傷病名及びその診断根拠となった所見について 診断された傷病名：[redacted] 診断の根拠となった所見：自覚症状及び他覚的所見、[redacted] 2　療養内容及びその経過について (1)　対症療法の内容及びその経過： 休養、[redacted]を中心とした薬物療法を行う。家族の入院希望があり、自宅での休養加療が難しい状態もあり、当科への入院を予約し、入院までは家族が見守り、４日後当科に入院となる。しばらくすると、比較的早期に[redacted]は改善していき、[redacted]には外泊も行い、やや活動的過ぎる位ではあったが、[redacted]退院となる。[redacted]から職場に復帰する。初めは仕事は負担の少ない内容であったが、[redacted]から元の仕事に戻っていた。しかし、[redacted]に納期のある仕事が入り、負担になって寝付きが悪くなり、集中力が悪くなり、早退することもあり、[redacted]に入院を予約し、[redacted]に再入院する。[redacted]軽快退院し、１か月は自宅療養することとし、[redacted]職場復帰する。初めの１週間はしんどかったが、簡単な仕事から始めて慣れていった。[redacted]に[redacted]、[redacted]に新しいマンションに引っ越したりで忙しかったが、次第に[redacted]となり、自信に満ちていろいろ批判し、多弁となる。[redacted]には[redacted]な状態なので、休養を指示し診断書を出す。[redacted]には落ち着きかけたが、[redacted]なため本人は渋ったが、[redacted]再入院する。[redacted]は軽快し、[redacted]退院したが、入院までの自分のとった行動を思いだし不安になり、[redacted]診療時、[redacted]から将来のことが不安にもなり、[redacted]になることを話しており、[redacted]が増悪している。[redacted]自殺。 (2)　療養上の指示事項等の内容： 十分な休養の実施、服薬遵守、思考のくせの修正 3　療養経過等より診て医学的に考え得る発症原因、経過等について (1)　精神症状を発症したと考えられる時期： [redacted] (2)　精神症状の発症原因として考えられる事項： [redacted]の原因は今のところ解っていないので、成因についてであれば遺伝素因、気質などの内因に身体因や状況因が加わって、それまでのホメオスターシスが障害されて発症すると考えられており、発症要因として考えられることについて記述する。 状況因としては、性格因、過労、心理的葛藤、社会的要因などがあり、	○	○

	性格因も[redacted]で要因の１つと言える。さらに仕事上も遅くまでの残業や出張する仕事が続いていたことで、明らかな心身の過労があったと言える。 (3)　精神症状発症から死亡(自殺) に至るまでの考え得る症状等の経過： ２(1)で述べた様に、[redacted]で発症し、回復期に[redacted]を経て軽快したが、職場復帰して短期間で再び[redacted]となり、その病相期に自殺す。		
産業医の意見	意見書の有無　　有　・　(無) (意見書の内容)		

6　請求人提出の意見書

専門医の意見	意見書の有無　　有・(無)	資料No.	頁

様式２

当該労働者に起きた出来事及び精神・身体の変調等に関する時間的経過

年　月	出　来　事 （別表１・別表２参照）	当該労働者の心身の状態・行動の状況			
		請　求　人　の　申　述	資料No.（頁）	調　査　結　果	資料No.（頁）
[redacted]	伊藤が担当したクレーンが[redacted]を起こした。（人的被害なし）				
[redacted]	事故調査のため[redacted]に出張した。（１回目）	・[redacted]の夜帰宅した伊藤が「クレーンが物を落として事故があったから、明日急きょ○○市に出張する。」と言った。何か大変重い物をクレーンが落として、その対処のために伊藤が急に現地に行って調査するということだった。事故の内容は伊藤も行ってみなければわからないようだった。伊藤の様子は特に慌ててはいなかったが、考え込んでいるようで、とても不安そうに見えた。 ・[redacted]の夜もいつもと同じくらいの午後９時から午後10時くらいに帰宅したと思われるが、伊藤の性格からすると当日も翌日の出張のための準備を会社でしていたかもしれないし、どんな資料を持参するか考えて帰宅時間は随分遅かったのかもしれない。 ・帰宅後は[redacted]の出張の準備を行っていた。ヘルメット、作業服、命綱、安全靴、その他資料など、たくさんの荷物だったと思う。伊藤の様子は無口で何か一心に考えているようだったが、内容が内容だけに（[redacted]も）話しかけにくく、出張に行ってからどうなるんだろうという暗黙の不安が二人の間に流れていた。12月14日、伊藤は普段通り午前０時を過ぎてから床についた。 ・[redacted]の朝、伊藤は朝食を済ませると、前日に予約しておいたタクシーで午前５時40分頃に自宅を出発して○○駅に向かい、朝一番の新幹線に乗ったようだ。タクシーは[redacted]の夜に伊藤が予約したものであり、「絶対に遅れたらいけないし、安全だし、そのほうがいいから。」と言っていた。タクシーの到着までの間は台所の換気扇の前で５～６本のタバコを一点を見つめたまま、吸い続けていたし、タクシーの到着まではまだ時間があるのに、寒い玄関で待っていた。 ・[redacted]の午後11時頃に伊藤は帰宅した。帰宅後はひどく疲れた様子で、出張先での様子を聞くと「僕にもよくわからない。」と言っていた。 ・[redacted]の出張先で受注をした客から「事故の説明をしろ。なぜ、説明できないのか。」等々随分叱られたようだ。（後日の聴取で真実でないかもしれな	○（○）		

		い旨の訂正証言があった。） ・出張から帰り、次の出張に出かけるまでの約１週間に間に伊藤の様子がおかしくなった。 ・[redacted] ・朝、仕事に出かける前は、出勤準備はできいるのにタバコを吸い続けたり、一点を見つめて立ちすくんで考え込んでいる様子で、会社に行きたくない感じを受けた。マウンテンバイクで通勤しているので、姿が見えなくなるまで手を振って見送っていたが、伊藤の顔は不安そうで、暗い顔で手を振っていた。 ・帰宅時間もさらに遅くなり、午後11時頃に「まだ遅くなりそうだから先に寝といて。」と電話してきたことが何回かあり、理由を聞くと「原因がわかるまでは帰れない。」と言っていた。その声はいつもに増して元気が無く、小さな声だった。 ・出張から帰って以後、様子が以前と違ってきたので、ある時、出張の内容を聞くと、「出張の帰りには新幹線に飛び込もうかと思った。」と言った。 ・慰めて元気づけようと要旨「もう少し要領よく仕事をして、仕事で身体を壊すようなことはして欲しくないし、会社の犠牲になったりしたら、真面目な人ばかりが損をする」といった話をしたところ、「会社ってそういう簡単なものじゃないんだ。」と本当に言葉少ない返事だった。 ・夜眠れなくなって、考え込む伊藤の様子を心配した[redacted]が、かかりつけの[redacted]医院で伊藤の様子を話し[redacted]と[redacted]に[redacted]を処方してもらっている。（伊藤は仕事を休めなかったため、[redacted]が代理で病院へ行っている）（２回目の出張に持たせた。） ・伊藤が事故のことを一人で抱えて悩んでいるように見えたため、伊藤に内緒で出張の同行者に[redacted]が伊藤の様子が普段と違っており、見守って欲しい旨の電話をかけている。			
[redacted]	事故調査のため[redacted]に出張した。（２回目）	・[redacted]に伊藤は再び出張した。当日は確か日曜日で本来は休日のため、その日は稼働日扱いだった。 ・出張から帰ってきたのは[redacted]の午後10時半頃だった。日報ではバスを利用しているが、私が駅まで送迎した。迎えに行った時、○○駅のエスカレーターの下で待っていたが、いつまでたっても伊藤が降りてこず、到着時刻を過ぎてもなかなか見当たらず、人混みがとぎれた頃にやっと降りてきた。顔は青白く元気がなく、「疲れた。」と小さな声で答えてくれただけだったと思う。 ・出張前に渡していた[redacted]は不安がって飲んでいなかったようだった。伊藤は疲れ切っており、黙っ	○（○）	・伊藤は普段から一人でじっと考えているような静かな印象だったため、出張の前後で伊藤の様子に特に変わった様子は感じなかった。（Ａ課長） ・[redacted]か[redacted]だったと思うが、宿泊先のホテルの部屋に伊藤の[redacted]から電話があり、伊藤が電話してきたが元気が無く落ち込んでいるので心配だ、伊藤は精神的に弱くカウンセリングを受けていたこともあり心配だ、現地での伊藤の様子を見ていて欲しい旨の電話があった。（○○工業㈱Ｉ）	○（○） ○（○）

		て考え込み、今にも消えてしまいそうに精も根も尽き果てた感じだった。仕事の内容を聞くまでもなく、様子を見ただけでうまくいかなかったことがわかり、言葉をかけたくても話しかけにくい状況だった。 ・（[redacted]は）この時伊藤を入院させようと決心したとしている。 ・[redacted]は、事業場は[redacted]であったが、伊藤は出張報告をしなければならないため、絶対に休めず、出勤した。 ・伊藤が出勤した後に（[redacted]は）○○医院で[redacted]を処方してもらい、精神科で大きな病院について相談した。 ・[redacted]にいやがる伊藤を説得して、○○病院へ受診したが、休み前ということもあり、精神科の医師がいなかったため、○○クリニックを紹介され、当日受診した。○○クリニックの診断では精神病棟への入院が必要とのことであった。[redacted]クリニックには入院設備が無く、他の病院の名称を教えてもらい、薬の処方を受けた。 ・その後、[redacted]は何処の病院へも受診していない。			

様式３

労働時間等の調査結果（氏名：　伊藤一郎　　）

発病前の労働時間等

	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
所定出勤日数	22日	20日	22日	20日
所定休日日数	8日	11日	9日	10日
欠勤日数	0日	0日	0日	0日
有給休暇取得日数	2日	2日	4日	1日
所定休日労働日数	0日	0日	0日	0日
所定休日労働時間数	4時間	15時間	15時間	7時間
所定時間外労働時間数	0時間	0時間	0時間	0時間

	[redacted]	[redacted]	[redacted]	年　月
所定出勤日数	21日	20日	20日	
所定休日日数	10日	10日	11日	
欠勤日数	0日	0日	0日	
有給休暇取得日数	0日	0日	0日	
所定休日労働日数	0日	4日	4日	
所定休日労働時間数	7時間	13時間	8時間	
所定時間外労働時間数	0時間	32時間	33時間	

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

調査結果を作成するに当たっての資料
①タイムカード　②出勤簿　③賃金台帳　④その他（[redacted]　）

※起算日は各月　1日

（作成に当たっての特記事項）

様式４

業務上外の総合判断評価票

精神障害発病の有無	（ (有)・無 ）
疾患名（ICD-10診断ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝによる）	[redacted]
発病時期	[redacted]（頃）

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事の評価（別表１）	出来事の有無	（ 有・(無) ）	
	恒常的な長時間労働	出来事前 （ 有・(無) ） 出来事後 （ 有・(無) ）	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
	出来事に伴う変化等（過重の程度）		
特別な出来事の評価	イ （ 有・(無) ） ロ （ 有・(無) ） ハ （ 有・(無) ）		
総合評価	弱 中 強		

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価（別表２）	出来事の有無	（ 有・(無) ）	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ
		（類推の有無 有・無 ）	Ⅰ Ⅱ Ⅲ

個体側要因の評価（顕著な事項及び内容）	既往歴	[redacted]
	社会適応状況	
	アルコール等依存状況	
	性格傾向	

合議による医学的見解要旨	1　精神障害のり患の有無 伊藤の精神障害は結婚直後の[redacted]とその数年後には[redacted]に陥り、[redacted]からは再び[redacted]となったが、その後の病状の変化の中で[redacted]ようになった。これらのことから、伊藤に現れた精神症状は、ＩＣＤ－10診断ガイドラインに照らして、[redacted]と診断するのが妥当と考える。 2　業務要因の検討 伊藤はクレーン事故発生（[redacted]）より以前、すなわち[redacted]には[redacted]に陥っていたことが、請求人により気付かれていた。そして、これに先立つ特段の業務による心理的負荷は認められない。クレーン事故が伊藤の精神障害を悪化させた可能性はあるが、その発症の原因ではないし、悪化の主因とは考えられない。 クレーン事故の心理的負荷の強度について、別表１に例示された具体的出来事に当てはめて考えれば、「会社にとって重大な仕事上のミスをした」の出来事に属するであろうが、事故はテスト中のものであり人身事故等もなく、比較的容易に解決できた出来事であり、この出来事の心理的負荷はせいぜい「Ⅱ」程度と評価できる。また、この出来事によって過大な責任が発生したとか、恒常的な長時間労働に陥ったというような事実も認められないことから、出来事に伴う変化を勘案しても心理的負荷の総合評価は到底「強」とは判断できない。 3　個体側要因等の検討 (1)　業務以外の心理的負荷の評価 調査資料によって、病前の伊藤には業務以外の心理的負荷要因は認められない。 (2)　個体側要因の評価 伊藤は[redacted]とその２～３年後に仕事で悩み落ち込むという精神障害を窺わせるような状態の時期が２回ほど認められる。 [redacted]には「[redacted]」で[redacted]の手術を受けている。 アルコールについては、[redacted]、特に問題にすべき事実は認められない。 個人生活及び社会生活上で特に問題となる不適応状態や問題行動は認められない。 伊藤の性格傾向には特に偏りがあるとはいえない。 4　結　論 伊藤は[redacted]とその２～３年後に仕事で悩み落ち込むという精神障害を窺わせるような状態の時期が２回ほど認められているが、それは別としたとしても、[redacted]から明らかになり、以後自殺までの１年６か月の間、繰り返し認められた[redacted]は、その症状、経過から、[redacted]と診断される。 請求人は[redacted]のクレーン事故との関連で業務起因性を主張するが、このクレーン事故は伊藤の精神障害を一定程度増悪させた可能性はあるが、その心理的負荷の強度は、前記２で述べたように「判断指針」別表１によって到底「強」とは判断できず、発病及び悪化の主要原因とはいえない。 以上のことから、本件については、業務外として処理するのが適当である。

総合判断	業務上外	業務上	(業務外)
備考			

伊藤一郎の「[redacted](自殺)」に係る業務起因性の医学的見解

1　精神障害の発病の有無

伊藤一郎（以下「伊藤」という。）は[redacted]から残業が増え（月40数時間程度）、請求人は秋頃から伊藤が少し変だと感じている。その一つの現れとして伊藤の異常な煙草の吸い方に気がついている。

伊藤は、自らがオーダーを担当した自動化クレーンが[redacted]のテスト中に[redacted]を起こし、原因調査のため現地に出張（[redacted]）することとなった。請求人によれば、伊藤は出張前日の夜は無口で何か一心に考えている様子で、出張に出掛ける[redacted]の朝はタクシーが来るまでの間、煙草に火を付けて、強く吸い込んで、根元まで吸っては、すぐに次の煙草に火をつけるといった具合で立て続けに5～6 本の煙草を一点を見つめたまま吸い続けていた。この煙草の吸い方は、[redacted]に請求人が気付いたのと同様の吸い方であった。

出張期間中の伊藤には特に変わった様子は認められていないが、請求人によれば出張より帰ってきてから、次の出張（[redacted]）に出掛ける一週間の間に伊藤の様子がおかしくなったという。具体的には、朝、出勤時に煙草を吸い続け、一点を見つめて立ちすくんで考え込み、会社に行きたくない様子であり、様子が以前と違ってきたので出張の内容を請求人が聞いたところ、伊藤は「出張の帰りには新幹線に飛び込もうかと思った」と言ったことがある。また、この頃には、趣味であり日課にしていたパソコン通信も一切しなくなり、食欲の低下も見られた。

[redacted]、原因調査の二回目の出張から帰った伊藤は、顔は青白く元気がなく、黙って考え込み、今にも消えてしまいそうに精も根も尽き果てたような感じを請求人は受けたことから、請求人は伊藤を会社には行かせず、病院に入院させることを決心し、[redacted]、「自分は病気ではない」と言い張る伊藤を説得し、○○クリニックで受診した結果、[redacted]と診断された。この時の主訴は「[redacted]」等であった。また、主治医は[redacted]を処方し、一週間の絶対安静を指示している。

その後の伊藤は、請求人との会話は全くなくなり、毛布を被って横になり、起きている時は煙草を吸い続け、時には窓越しに呆然と外を見ていたりなどの様子であったが、たまに外に出る時に、仕事で使う安全帯とキャンプ用の太いカラーロープを入れた袋を持ち歩くようになり、その後にはカミソリも袋から発見されるなど異常な行動がみられた。

このような状態であったことから、伊藤は[redacted]に○○病院精神科を受診し、[redacted]と診断され[redacted]から入院した。入院中の看護記録によると、入院翌日には、病棟内活動に張り切って参加し、また、２～３日後には、他の患者と大声で談笑し、動きは活発であった。「悩みはない」と言って、クレーン事故のことを心配しているような様子は全くみせなかった。

[redacted]には退院し、[redacted]にマンションのモデルルームを見にいき、その場で伊藤はマンションを購入することを決めているが、これについて請求人は即決性に驚いた旨を述べている。[redacted]から会社に復帰したが、[redacted]に入ってからは「仕事をやろうと思っても頭が回転しない。薬のせいかもしれない。」と言って、欠勤するようになり、そして、[redacted]に再び○○病院へ入院した。この時も、入院翌日には表情は明るく、笑顔あり、明るい口調で周囲と会話し、また、体力をつけるのだと言って、ズックを履いて病院内を歩き回るといった活動過多の様子がみられた。[redacted]と判断される。その後[redacted]に退院、退院後の１ヵ月は自宅療養をし、[redacted]から再び会社に復帰したものの、休みがちであった。[redacted]に[redacted]を激しく批判し、たしなめたり、そして翌朝５時頃から[redacted]の持ち物を整理し始めるなど、また、[redacted]マンションへの引っ越しを、大きな家具を除いた家財道具を伊藤が一人で自分の車を使い10回以上も往復して行い、これを大変うれしがっているなどの様子が見られ、この頃の伊藤は[redacted]にあったといえる。[redacted]、伊藤は[redacted]に対し[redacted]とくってかかり、[redacted]を初めて批判し反抗している。[redacted]、○○病院で[redacted]の診断を受け、[redacted]３回目の入院をした。その後[redacted]に退院したものの、普通に過ごせたのは三日間ぐらいで、その後は考え込み、すぐ落ち込むなどの症状が現れ、[redacted]には通院中の主治医に「死にたいと思うことがありますか」と聞かれ、「はい、あります。」と答えたといい、[redacted]の症状も現れた。[redacted]した。

以上、伊藤は[redacted]から[redacted]、あるいは、時には[redacted]を示し、[redacted]、精神障害による異常な心理状態の下で自殺を図ったものと判断できる。

なお、伊藤には[redacted]にも、[redacted]とその数年後に[redacted]を推定できる時期の存在が認められる。

以上のことから、伊藤の精神障害は結婚直後の[redacted]とその数年後には[redacted]を主な特徴とする[redacted]に陥り、[redacted]からは再び[redacted]となったが、その後の病状の変化の中で[redacted]ようになった。これらのことから、伊藤に現れた精神症状は、ＩＣＤ－10診断ガイドラインに照らして、[redacted]と診断するのが妥当と考える。

2　業務要因の検討

伊藤は㈱○○エンジニアの[redacted]において、自動化クレーンの制御関係ソフト開発に従事していた。仕事のほとんどが[redacted]の下請けであり、発注元と直接話をつける仕事はほとんどなかった。また制御ソフト開発は業務ボリュームが少ないことから一人が１オーダーを担当する形態が多かった。

[redacted]、伊藤が担当し、電気制御の設計仕様書を作成したスラブ自動クレーンが[redacted]

[redacted]という事故が発生した。このため[redacted]から伊藤は会社同僚１名と元請けである○○㈱工業の社員２名とともに現地へ事故原因調査のため出張した。現地には○○工業㈱のＫ課長とＬ主務も後から来た。

調査は三日間（[redacted]）にわたり行われた。伊藤は電気関係（荷重計）を調べることになったが、[redacted]課長も電気部門の課長であり、伊藤一人に電気関係が任せられたということではなかった。

調査中には○○工業㈱のＬ主務が「あそこが悪いのではないのか」、「もたもたするな」とか「設計が悪かったのではないか」といったようなことをよくガミガミ言っていたようであるが、伊藤に対しては怒ってはいなかったようである。また、調査の雰囲気は早く原因を解明しないとお客さん（発注元）に迷惑がかかるということから、緊迫した感じはあったものの、お客さんから叱られたりすることもなかった。

請求人は出張先で伊藤が「事故の説明をしろ、なぜ説明できないのか」などと随分叱られた旨を申述するが、少なくとも調査同行者の証言からは、そのような事実は認められない。

調査の結果、はっきりした原因の結論は出なかったものの、不具合の一つに荷重計の調整不良があり、[redacted]に帰ってから荷重計の検査と他の原因についての調査・検討を行ったうえで、[redacted]に再び現地に出張することになった。それまでの間、数回の検討・打ち合わせが行われたが、雰囲気はさして緊迫したものではなかった。

伊藤は[redacted]再度出張したが、この時の目的は、既に大方の調査結果が出ていたので、その検査確認の為であった。この時は伊藤もＬ主務からガミガミ言われていたとのことであるが、それは伊藤だけではなく他の調査者に対しても同様であったとのことであり、決して調査担当者を責めたり、責任を問うようなものではなく、早くやれということを言われたものであった。

検査は計画どおり終了し、この件は一応決着がついたということになり、伊藤はもちろん、会社と○○工業㈱の間においても何ら責任問題が生ずることもなかった。

事故の発生および原因究明のための調査は、設計仕様書を作成した伊藤にとっては少なからず心理的負荷となった可能性はあるが、上司であるＡ課長が指摘するように「クレーンが試運転中に不具合が生ずることは、割りとあるし、伊藤も経験がある」のであり、また、伊藤はこの事故及び処理において責任をとる立場になく、組織的にも伊藤一人に責任を押しつける状況も見られず、これが特に過大なストレスとなるとは判断しがたい。事実、伊藤の事故調査報告書あるいは事故調査後の伊藤の態度からは、伊藤が当該クレーン事故の責任が自分自身にあるとは考えていなかったことが窺える。

一方、伊藤の労働時間についてみると、[redacted]に残業時間が急増しているが、それは40数時間程度であり、恒常的な長時間労働というような事実は認められない。

一方、伊藤はクレーン事故発生（[redacted]）より以前、すなわち[redacted]には[redacted]に陥っていたことが、請求人により気付かれていた。そして、これに先立つ特段の業務による心理的負荷は認められない。クレーン事故が伊藤の精神障害を悪化させた可能性はあるが、その発症の原因ではないし、悪化の主因とは考えられない。

クレーン事故の心理的負荷の強度について、これを「心理的負荷による精神障害等に

係る業務上外の判断指針」（以下「判断指針」という。）における別表１に例示された具体的出来事に当てはめて考えれば、「会社にとって重大な仕事上のミスをした」の出来事に属するであろうが、事故はテスト中のものであり人身事故等もなく、比較的容易に解決できた出来事であり、この出来事の心理的負荷はせいぜい「Ⅱ」程度と評価できる。また、この出来事によって過大な責任が発生したとか、恒常的な長時間労働に陥ったというような事実も認められないことから、出来事に伴う変化を勘案しても心理的負荷の総合評価は到底「強」とは判断できない。

3　業務以外要因の検討

(1)　業務以外の心理的負荷の評価

調査資料によって、病前の伊藤には業務以外の心理的負荷要因は認められない。

(2)　個体側要因の評価

伊藤は[redacted]とその２～３年後に仕事で悩み落ち込むという精神障害を窺わせるような状態の時期が２回ほど認められる。

[redacted]には「[redacted]」で[redacted]の手術を受けている。

アルコールについては、[redacted]、特に問題にすべき事実は認められない。

家庭生活においては、[redacted]であった。

伊藤は自転車、パソコン、無線など多くの趣味があり、職場でもマウンテンバイクを人に勧め、よく一緒に出掛けたり、無線も仲間内で行うなど個人生活及び社会生活上で特に問題となる不適応状態や問題行動は認められない。

伊藤の性格傾向は、[redacted]このように伊藤の性格傾向には特に偏りがあるとはいえない。

4　結論

伊藤は[redacted]とその２～３年後に仕事で悩み落ち込むという精神障害を窺わせるような状態の時期が２回ほど認められているが、それは別としたとしても、[redacted]から明らかになり、以後自殺までの１年６か月の間、繰り返し認められた[redacted]、[redacted]は、その症状、経過から、[redacted]と診断される。

請求人は[redacted]のクレーン事故との関連で業務起因性を主張するが、このクレーン事故は伊藤の精神障害を一定程度増悪させた可能性はあるが、その心理的負荷の強度は、前記２で述べたように「判断指針」別表１によって到底「強」とは判断できず、発病及び悪化の主要原因とはいえない。

以上のことから、本件については、業務外として処理するのが適当である。

事例７

様式１

精神障害等の業務起因性判断のための調査票

			○○　局　○○　署		
労働保険番号	第　00000000000000　号	事業の種類	鉄鋼事業等		
事業の名称	○○工業㈱			労働者数	10,000　人
事業の所在地	○○市○○			TEL 00 (0000) 0000	
ふりがな 当該労働者氏名	かとう　たろう 加藤　太郎	生年月日	[redacted]	性別	(男) 女
職種	システムエンジニア			雇入年月日	[redacted]
請求人氏名	加藤　太郎	続柄	本人	請求年月日	[redacted]
精神障害の診断名	不明 (有)　(疾患名 [redacted])				
発症時期	[redacted] (発症時年齢 [redacted])				
現在の状況	(生存) 死亡　(死亡年月日　平成　年　月　日)				
事業場概要	・鉄鋼事業：鉄鋼の製造販売 ・建設・プラント・システムエンジニアリング事業：各種建設・プラント工事、製鉄技術販売、システムエンジニアリングの事業の推進 ・エレクトロニクス他の事業：エレクトロニクス、新素材、化学品、バイオ・メディカル、地域・都市開発等の事業の推進 ・会社案内等（資料No.　○） ・組　織　図（資料No.　○）				
事案の概要	加藤太郎（以下「加藤」という。）は、工業高校卒業後、[redacted]に○○工業㈱に入社し、○○支店に勤務、その後[redacted]本社にてコンピュータのプログラム設計・製造などの仕事をしていた。 [redacted]に○○開発㈱に出向し、納期の決まったコンピュータソフトを受注により作成していた。[redacted]、[redacted]が明らかになり、会社内診療所に相談するということがあった。 [redacted]には本社に転勤となり、システム開発部に配置された。 [redacted]、事務所内で同僚から[redacted]、ショックを受けてどうしていいか判らなくなり、[redacted]にはつらくなって会社を辞めてしまいたくなり、上司に退職したいと申し出、[redacted]に同社を退職した。 その後、郷里に帰り、[redacted]、精神科に受診し、[redacted]と診断された。				

事例７

様式１

精神障害等の業務起因性判断のための調査票

○○　局　○○　署

労働保険番号	第　00000000000000　号	事業の種類	鉄鋼事業等
事業の名称	○○工業㈱	労働者数	10,000　人
事業の所在地	○○市○○	TEL	00（0000）0000
ふりがな 当該労働者氏名	かとう　たろう 加藤　　太郎	生年月日	[redacted]
性別	(男)　女		
職種	システムエンジニア	雇入年月日	[redacted]
請求人氏名	加藤　太郎	続柄	[redacted]
請求年月日	[redacted]		
精神障害の診断名	不明 (有)　（疾患名 [redacted] ）		
発症時期	[redacted]　（発症時年齢 [redacted]		
現在の状況	(生存) 死亡　（死亡年月日　平成　　年　　月　　日）		
事業場概要	・鉄鋼事業：鉄鋼の製造販売 ・建設・プラント・システムエンジニアリング事業：各種建設・プラント工事、製鉄技術販売、システムエンジニアリングの事業の推進 ・エレクトロニクス他の事業：エレクトロニクス、新素材、化学品、バイオ・メディカル、地域・都市開発等の事業の推進 ・会社案内等（資料No.　○） ・組　織　図（資料No.　○）		
事案の概要	加藤太郎（以下「加藤」という。）は、工業高校卒業後、[redacted]に○○工業㈱に入社し、○○支店に勤務、その後[redacted]本社にてコンピュータのプログラム設計・製造などの仕事をしていた。 [redacted]に○○開発㈱に出向し、納期の決まったコンピュータソフトを受注により作成していた。[redacted]、[redacted]が明らかになり、会社内診療所に相談するということがあった。 [redacted]には本社に転勤となり、[redacted]に配置された。 [redacted]、事務所内で同僚から[redacted]、ショックを受けてどうしていいか判らなくなり、お盆過ぎにはつらくなって会社を辞めてしまいたくなり、上司に退職したいと申し出、[redacted]に同社を退職した。 その後、郷里に帰り、[redacted]、精神科に受診し、「[redacted]」と診断された。		

1　当該労働者に関する一般事項

		資料No.	頁
学　　歴	最終学歴（[redacted]　○○工業高校　（卒）　中退　）		
職　　歴	事業場名　職種 （○○工業㈱　）（[redacted]）（システムエンジニア） （　）（　年　月～　年　月）（　）	○	○
当時の事業場に雇入後の配属先（直近５年間のものを記載すること）	配属先　職種 （○○支店　）（[redacted]）（システムエンジニア） （本社[redacted]）（[redacted]）（同　上） （○○開発㈱(出向)）（[redacted]）（同　上） （本社[redacted]）（[redacted]）（同　上） （　）（　年　月～　年　月）（　）	○	○
所定労働時間、所定休憩時間、休日制度等（当該労働者に関することについて記載すること）	所定始業時刻　時　分 所定終業時刻　時　分　所定労働時間７時間45分 所定休憩時刻　時　分～　時　分（勤務時間中45分間） 所定休日（　週休１日制・隔週週休２日制・（完全週休２日制） その他（　） 労働時間制度（　変形労働時間制・（フレックス制）・裁量労働制　） その他（　） 勤務形態　（日勤勤務）・交替制（２直２交替制（日勤・夜勤）・３直３交替制） その他（　） 出退勤管理の状況　①タイムカード　②出勤簿　③管理者による確認　（④本人の申告）　⑤その他（　） 就業規則の有無　（有）・無 その他特記事項（　）	○ ○ ○	○ ○ ○
当該労働者の日常業務	（[redacted]） ・[redacted]というﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽｿﾌﾄを国産、アメリカ製などの異なるメーカーのコンピュータに移植し、動作確認をして出荷していた。 ・社内・社外のコンピュータデータベースソフトである[redacted]をしていた。（以上加藤）	○	○

	・○○工業㈱の社内システムをダウンサイジング化する目的のEUG（ｴﾝﾄﾞﾕｰｻﾞｰｺﾝﾋﾟｭｰﾃｨﾝｸﾞ）ツールの[redacted]部分（ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽまわり）のソフト開発を担当した。（同僚Ｆ） ・EUGソフト開発は、加藤と同僚Ｆと私が月１回[redacted]の外注先に出張し進行管理・打ち合わせを行うなど、チームとして動いており、特に納期の期限は決まっていなかった。（Ｃ参事補） （○○システム開発㈱（[redacted]）） ・○○システム開発㈱では、納期の決まったコンピュータソフトを受注により作っていた。 ・一つのシステムを作る担当は、ほとんど一人でやっていた。 ・顧客の対応もあり、システム開発上の顧客との打ち合わせで対応に苦労した。（以上加藤） ・出向当初の約１年間は、ビジネス系の事務処理用ソフト開発で、○○工業㈱のシステム部と共同のシステム開発を行っていた。 ・[redacted]以降の１年間は、技術的な面を生かせる業務に就きたいとの加藤の希望により、建設業向けのCADと呼ばれるシステムを使ったソフトの開発業務に変わった。（以上Ｈ営業部長）	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
事業場内における当該労働者の相関図 （聴取実施者には○印を付記すること）	[redacted]当時の所属（本社[redacted]）上司・同僚） A（[redacted]部長）○ B（[redacted]部次長兼[redacted]長）○ C（参事補　ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ技術業務統括）○ D（参事補　ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ技術、[redacted]）○ 加藤（ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ技術）○ G（同僚）○ E（ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ技術）○ F（ｴﾝﾄﾞﾕｰｻﾞｰｺﾝﾋﾟｭｰﾃｨﾝｸﾞ技術）○ 実習生 （[redacted]当時○○システム開発㈱の上司） H（[redacted]長）○ I（[redacted]長）○		
事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等） （聴取実施者には○印を付記すること）	[redacted]		

2－1　出現した心身の症状等に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・[redacted]、[redacted]ことがある。[redacted] ・[redacted]午後の時間帯、事務所内で加藤が自分の席にいたところ、加藤の席にきた、同僚Gともう一人の二人から突然ひどいことを言われ、どうしていいか判らなくなった。当時私は仕事で疲れ、精神的にも疲労していたこともある。 ・[redacted]、辛くなって会社を辞めてしまいたくなり、C参事補に[redacted]で退職したいと話した。 ・[redacted]、自分の席にいた加藤は、[redacted]という話が聞こえた。	○	○	・加藤が思い詰める様子を感じたのは、[redacted]加藤から「会社寮を出て、○○駅近くのアパートに移る」[redacted]との話を聞いた時点である。（C参事補）	○	○
（退職後（請求人申立書による）） ・[redacted] 下旬頃まで体調の不調が続いた。 ・[redacted](請求人の推定) ・[redacted]が激しくなり、○○市内のアパート住人とトラブルを起こし、郷里に帰省。その後転居。（自分が[redacted]だとは思っていなかった。） ・[redacted] 自分で自分が[redacted]にかかっていることが判り、○○医科大学付属病院に通院開始。 ・[redacted] ○○クリニックに転院 ○○医科大学付属病院に通院を開始してから現在に至る間は、体調の好調、不調の変化が激しく、特に体調が不調の時は、[redacted]で何もできない状況のため、就職したとしても長く勤務できない状態が続いている（[redacted]	○	○			
当該症状に関する精神科等の医療機関の受診状況	受診の有無　（有）・無 （医療機関名　○○クリニック　） 初診日　[redacted]（○○医科大学付属病院） （○○クリニックに転院） 疾患名　[redacted]			○ ○	○ ○

3　業務による心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
1 [redacted]の同僚とのトラブル ・ソフトウェア開発をしているときに後ろにいた[redacted]の同僚Gから「[redacted]」などとひどいことを突然言われ、とてもショックだった。自分一人でとても苦しみ悩み、安心して相談できるような人もいなかったのでその結果[redacted]になってしまった。また、職場で安心して働く事への不安（ストレス）が大きくなってしまった。	○	○	1 [redacted]の同僚とのトラブル ・記憶にない。また、[redacted]である。加藤がそう思っていること自体、私にはショックである。（同僚G）	○	○
			・この出来事は記憶していない。Gは仕事あるいはコンピュータに没頭するタイプの人で、[redacted]（B室長）	○	○
2 [redacted]からの業務について ・社内システムのダウンサイジングの仕事をやらないかとの話が上司からあったとき、自分としてはサポートがあると思い引き受けた。 ・[redacted]のデータベースと[redacted]とをつなぐ通信ソフトを作っていた。 ・仕事に着手してから、社内には[redacted]が解る人がおらず、自分で勉強するしかなかった。 ・プログラム開発となると[redacted]の部分が難しく、なかなかうまくいかず、身近に聞ける人がいなかった。 ・[redacted]の端末ソフトは、[redacted]の業者に委託していたので、打ち合わせもしていた。 ・完成度合いとしては、7～8割まで出来ていたと思うが、私が最終的に完成させてほしいとの話が出てきた。それは困ると思って、会社を辞めるつもりで会社の寮を出た。退寮理由は退職のためと書いた。 ・当時、社内システムのダウンサイジング化のソフトの完成稼働時期は聞いていなかった。 ・自分としては、今後も[redacted]の仕事を引き続きさせられそうなので、[redacted]の仕事をしたかった私は、会社に退職を申し出た。	○	○	2 [redacted]からの業務について ・加藤は、[redacted]と呼ばれるコンピュータのオペレーションシステム技術に詳しい人で、EUCツールの[redacted]部分の開発を担当していた。 ・EUC開発は、当時の重要度としては、あまり大きなものではなく、開発できればいいなという感じであったと思う。開発に遅れが生じてもあまり締め付けは無かったと思う。 ・職場はフレックスタイム制で、各人の申請により出勤時間が違っていた。加藤も毎日出勤時間が違っていた。勤務時間は、7時間45分が所定時間で、[redacted]以降、月の残業時間は、7時間程だった。 ・加藤は気が向いて集中しているときは残業して仕事をしていたが、気が向かないと早く帰っていた。（以上同僚F）	○	○
			・加藤と同僚Fが担当した社内システム開発は、目処として1年間となっていたが、実際の稼働時期が厳しく決まっていたわけではなく、実際、加藤の退職、[redacted]の外注先会社の解散があり、最終の段階にいたらずに終わった。後に引き継がれることもなかった。 ・加藤が担当したソフト開発は、EUCの開発で、加藤はデータベースまわりを担当し、主要な端末のパソコンソフトは外注先に開発してもらう形で共同で行うものだった。 ・私は、加藤の経歴・技術力を評価した上で、[redacted]のデータベースとパソコンをつなぐインターフェースの開発が可能と判断し、仕事を指示した。 ・EUCソフト開発は、私と加藤・[redacted]が月1回[redacted]の外注先に出張して進行管理・打ち合わせを行うなど、チームとして動いていた。責任者は、グループ長として私が行った。 ・EUCソフト開発については、特に納期の期限は決まっておらず、加藤から、開発の遅れや開発上の問題を申し入れ	○	○

			られた記憶はない。 ・加藤が担当した[redacted]部分のインターフェース開発について、開発上の遅れや、難題が提起されれば、外注先に仕事を増やす等の対策を講じたはずだが、それもなかった。 ・[redacted]、執務室内で、加藤から私に仕事の担当を変えてほしいとの申し入れがあり、私の直接の上司であるＢ室長にきてもらうことにし、２人で加藤の話を聞いた。 ・その時の内容は、「自分の持っている技術のベースは[redacted]であり、[redacted]以外での開発はしたくない」とのことで、Ｂ室長からは、案としてカタログ編集機能の開発担当はどうか」との話があったが、加藤は受諾しなかった。 ・加藤から[redacted]に会社を辞めると聞き、私も当然慰留したが、「次にいいところがある」と言われ、それ以上引き留めることはしなかった。 ・当初、[redacted]で退職の予定だったが、人事から[redacted]に引き延ばして欲しいとの要請があり、そうなった。 ・[redacted]の退寮以後、EUCソフト開発の仕事は特に管理していなかった。仕事には来ていたが、退職が決まっていたのでまとめの仕事をしてもらうぐらいだった。 ・EUCソフト開発は、加藤の退職話と同じ時期に外注先の会社が自主解散するとの話もあり、事実上進展していなかった。（以上Ｃ参事補）		
			・当時、○○工業㈱の社内で、[redacted]に詳しい技術者がおらず、社内システムのダウンサイジングにて[redacted]ベースのデータベースとパソコンを繋ぐソフトを外注先と共同して開発することにより、[redacted]に詳しい社員を養成する目的もあったと思う。 ・[redacted]が分かる社員は複数いたが、[redacted]の通信が分かる社員はまだいなかったはずで、新しい技術の習得が必要であった。（以上Ｄ参事補）	○	○
			・当時、システムのダウンサイジングは企業競争力の維持・向上に不可欠となっていた。その開発には、[redacted]システムの技術及びパソコンの[redacted]システムの技術を使ったプログラム開発が必要だった。加藤にEUC化プログラム開発を依頼するについて、次の二点を考慮した。 ①加藤はEUCに必要な[redacted]のデータベース技術を既に保有していたこと。 ②当時、[redacted]からパソコンの[redacted]に主力が移りつつあり、[redacted]での開発経験することが、加藤個人にとっても将来有利な経験となること。	○	○

			・[redacted]の他のプロジェクトで[redacted]システムのソフト開発を行っており、加藤に対する技術上のアドバイスはいつでも可能な体制にあった。 ・加藤から[redacted]のみの仕事に戻してほしいとの要望に対しては、[redacted]からパソコンの[redacted]に主力が移りつつあり、[redacted]での開発経験をすることが、加藤個人にとっても将来有利なことを説明した。しかし、[redacted]を勉強する気持ちを持てないと言われた。 そこで、[redacted]で開発していたカタログ編集機能の担当者を[redacted]ソフト開発に異動させ、その担当者の後任に加藤を当てることを提案した。 ・加藤の退職時期を[redacted]まで引き延ばした理由は、できれば3月末まで在籍してくれると、開発を一区切りつけやすいと判断したからである。加藤に強く要望したのではなく、「就職先の都合が許されるのならお願いしたい」と要望し、了解してもらった。（以上B室長）		
3　A部長の言葉 ・[redacted]、自分の席にいた私は、[redacted]、そのように記憶している。	○	○	3　A部長の言葉 ・当時、新着任の管理者としては、室あるいは部内の人の和が第一と考えていた。この考えの下、加藤に限らず誰にも[redacted]と記憶している。（A部長）	○	○
4　精神障害発病の理由 ・人間関係・コミュニケーションの不足、[redacted]ソフト開発の困難さをうまく訴えられなかったこと、職場内で孤立したことが原因ではないかと思う。ソフト開発に必要な情報・アドバイスが得られなかった。	○	○	4　精神障害発病の理由 ・加藤は、仕事中に口出しされたり構われたりするのを嫌っていた様子で、私も加藤に任せる形でいた。ただ、用品等の仕事上必要な環境には配慮したつもりである。（C参事補）	○	○
5　[redacted]からの○○開発㈱での業務について ・○○開発㈱では、納期の決まったコンピュータソフトを受注により作っていた。 ・一つのシステムを作る担当は、ほとんど一人でやっていた。 ・顧客との対応もしており、システム開発上の顧客との打ち合わせで対応に苦労し、[redacted]ことがある。 [redacted] 当時の上司に辞表を持っていったが上司は待ってくれと言い、[redacted]から、本社に転勤となり[redacted]に入った。	○	○	5　[redacted]からの○○開発㈱での業務について ・出向当初の[redacted]以降の従事業務は、約1年間、ビジネス系の事務処理用ソフト開発を行っていた。○○工業㈱のシステム開発部との共同システム開発だと思う。 ・[redacted]以降の1年間は、加藤の希望によりコンピュータのシステム的な部分の技術的なところを生かせる業務に就きたいとのことで、建設業向けのCADと呼ばれるシステムを使ったソフトの開発の業務に変わった。これは、CADのシステムを使いやすくするような手直し的な仕事である。 ・その後、[redacted]のシステムを使った地図情報のソフト開発を証券会社からの依頼でやり始め、その開発の仕事に加藤も一員として入ってもらい、仕事をしてもらった。加藤以外に当社のリーダーがいた。これも1年以内の期間であったと思う。	○	○

			・加藤から私に転勤希望が出され、○○工業㈱に[redacted]研究をしている部門があり、そこで仕事がしたいとの話で、私が○○工業㈱の[redacted]研究部門の責任者と話をし、加藤のことも説明し、受け入れが可能との返事で加藤の希望どおり、○○工㈱業に戻った。 ・○○開発㈱の出向期間中４回、加藤の希望により担当業務を変えたり転勤したりしている。 ・私が加藤からはっきりと転勤希望を聞いたのは、加藤が転勤する直前のことだった。加藤から私に退職の希望や辞表の提出などはなかったと記憶している。[redacted]があるなどのことは記憶していない。 ・仕事場の雰囲気は家庭的で、健康を害するほどの仕事のハードさはなかった。特に加藤は納期が厳しい仕事を一人で任されていたわけではなく、他にリーダーがおり、納期は加藤が決めていたはずである。 ・他の社員と比べ、仕事の偏りが生じたり、業務過重性が大きかったとの印象はなく、私としては、加藤のやりやすそうな仕事を選んでやってもらったと考えている。 ・加藤の担当した仕事は、概ね短期間で終わるようなシステムの手直しの仕事であったと記憶している。（以上Ｈ部長）		
			・加藤の仕事で記憶にあるのは、○○工業㈱の建設エンジニアリング部門と共同でCADシステム開発の担当していたことと、たぶん証券会社の仕事で、地図情報に顧客情報を載せて営業に使えるようにするソフト開発の仕事を担当していたことぐらいである。 ・加藤には、チームリーダーがおり、主に対外的な折衝はチームリーダーが同席して行っていたと思う。 ・加藤が単独で交渉相手と話をする体制ではなかった。私の記憶では、加藤は営業的な対外折衝をしていなかったと思う。 ・加藤の当時の仕事ぶりとしては、特にしんどい部分を担当していた記憶はない。自分の担当する仕事だけをやり、他の社員の担当する部分までやらなければならない立場にはなかったと思う。 ・退社時間は、バラバラだったが、深夜まで仕事をすることは滅多になく、また、休日出勤もあまり無かったと思う。（以上Ｉ室長）	○	○

4　業務以外の心理的負荷に関する事項

請求人の申述	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
・[redacted] ・[redacted]（以上[redacted]）	○	○	調査の結果、特になし		

5　個体側要因に関する事項

		資料No.	頁
病歴（精神障害と関連の深い疾患名を記載すること）	既往歴の有無 [redacted] 疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　） （　）（　年　月）（　年　月～　年　月）（　）		
家族の精神障害既往歴	既往歴の有無 [redacted] 氏名　続柄　疾患名　発症時年齢 （　）（　）（　）（　） （　）（　）（　）（　）		

生活史（社会適応状況等）	請求人の主張	資料No.	頁	調査結果	資料No.	頁
	・[redacted]（　）	○	○	人事考課の有無 [redacted]	○	○
				・加藤の仕事ぶりは [redacted] 定型化された業務は、問題なく遂行していたが、詳細に見ていかないと進まないようなトラブルの対処は少し私の手助けが必要なこともあった。（D参事補）	○	○
				・仕事の面では、自分が好むコンピュータ本来の技術的な仕事を強く希望する人で、単独でコンピュータ相手に行うような仕事が好きだった。対外的な営業の要素があったり、社内の調整を必要とする仕事などは自分で不向きと考えていたようである。技術習得の意欲が強かった。 ・社内の同僚とのコミュニケーションはとれていたようである。（以上H部長）	○	○
性格傾向	・[redacted] ・[redacted]（以上加藤）	○	○	・[redacted] ・[redacted]（以上同僚F）	○	○
	・[redacted]（　）	○	○	・[redacted]（以上C参事補）	○	○

				・[redacted] ・[redacted] (以上D参事補)	○	○
				・[redacted] ・[redacted] (以上B部長)	○	○
				・[redacted] (同僚G)	○	○
				・[redacted] (I部長)	○	○
				・[redacted] (同僚E)	○	○
趣味	・趣味は、コンピュータ関係のことだけである。([redacted])	○	○	・[redacted]なところがあった。(I室長) ・加藤の趣味は、パソコン以外に知らない。(同僚F) ・コンピュータ好きであった。(同僚G)	○ ○ ○	○ ○ ○
家庭環境						
友人関係、社会的活動等						

アルコール等依存状況	飲酒：[redacted] 習慣飲酒を始めた時期：[redacted] 飲酒量：[redacted] 異常な飲み方：不明 休日など朝から飲むことがあるか：（[redacted]） 連休など朝からとなく夕となく何日間も飲み続けることがあるか：（[redacted]） 飲酒した後、記憶欠損を残したことがあるか：（[redacted]） 飲酒して、友人や他人とトラブルを起こしたことがあるか：（[redacted]） 有の場合：どのようなトラブルか 二日酔いで仕事を休んだことがあるか：（[redacted]） 有の場合：どの程度か 手のふるえ、肝障害などがあるか：（[redacted]） 有の場合：どのような症状か その他特記事項 [redacted]（同僚Ｆ、Ｃ参事補） その他の薬物依存状況 特になし	○	○
健康診断結果等 （診断結果の写を添付すること）	定期健康診断の有無　（有）・無 主訴・指摘事項 特になし	○	○
精神科以外の受診記録	疾患名　発病時期　受診期間　医療機関名 （[redacted]）（[redacted]）（○○病院） （[redacted]）（[redacted]）（〃）	○	○

4　主治医・専門医の意見

		資料No.	頁
主治医の意見	意見書の有無　(有)　無		
	診療記録等の収集の有無　(有)　無	○ ○	○ ○
	(意見書の内容) (○○医科大学付属病院　○○医師) 1　初診時の症状及び主訴 初診時（[redacted]）の主訴は、[redacted] 2　診断名及びその診断根拠 本人が述べた仕事上のストレスや上司とのあつれきなどから、[redacted]もあいまって幻覚、[redacted]を生じたものと考えられる。当院初診時は、[redacted]とは区別した。 3　本患者の診断は (1)　伝統的診断では、上記２の理由で[redacted] (2)　ＩＣＤ－１０では、[redacted] (3)　[redacted]の性質もこれと満足する。症状の持続期間の本人陳述が不確かなため。 (4)　ＤＳＭ－Ⅳでは、[redacted]診断基準を満足すると考える。 4　治療の内容及び症状経過の概要 治療としては、[redacted]加療を続けたが、[redacted]は減少したものの、バイトに出るも長続きせず、総じて一進一退の経過であった。[redacted]に入ると、[redacted]ことが多くなり、[redacted]が目立ってきたため、精神的なリハビリテーションの必要性を感じ、[redacted]と面接したところ、[redacted]、[redacted]へリハビリ目的で通院（[redacted]の希望）した。約２か月通院したが、肌に合わず、再来院。主治医の判断で○○クリニックを紹介した。 5　仕事との関わりについての本人の陳述 (1)　[redacted]の一時期、[redacted]ことがあったが、配置換えによって軽快した。しかし、この頃から対人関係にトラブルが生じ、うまくいかなくなった。 (2)　[redacted]からトラブルが多くなり、対人緊張が増加（[redacted]）[redacted]、[redacted]が生じ、部長と口論し、仕事を辞めた。 (3)　以上の陳述を繰り返していた。また、同僚、上司の不満（協力がなかったこと）をよく述べた。 6　転院の理由及びそのときの症状 上記４の経過中に述べられている。（当院には外来リハビリテーションがないこと。リハビリの必要のある[redacted]、[redacted]などが顕在化してきたことによる。） 7　その他 (1)　[redacted]に入り、[redacted]の可能性が強まったが、まだ時折強い労働意欲をみせたり、接触性が保たれており、確定診断には至らなかった。 (2)　本人には診断は[redacted]と伝えたままで経過観察した。 (3)　転院時の紹介状にはリハビリテーション依頼のため、[redacted]の問題有り、と記載している。		
	(○○クリニック　××医師) 1　初診時の症状、主訴 主訴：[redacted] 症状：[redacted] 発症時期：[redacted]これが	○	○

	発症時期と考える。その時は配置転換があり、治まった様にみえるが、完全に良くなったとは言えない。潜在的にその後もあったかもしれないが、[redacted]になって再度発症したものと考える。 2　傷病名等 ○○医大○○医師の紹介状の傷病名は[redacted]診断名は妥当。 3　治療と経過 薬物療法によって[redacted]は消失。[redacted]その現実を受容させていく。車の運転練習を行わせ、保健所のデイケアへの通所を勧め、参加している。徐々にだが自己の障害を受け入れ、要求水準を下げてきている。 4　仕事の関わりについての本人の陳述 発症時の最後の職場は応用ソフト開発室。そこで自分が仕事に行き詰まっていたのに手伝ってくれず、仕事を強要されたり、退職させると脅されたり、辞めようとすると引き止められたりした。その疲労や混乱のためにこんな病気になってしまった。		
産業医の意見	意見書の有無　　有・(無) (意見書の内容)		

5　請求人提出の意見書

専門医の意見	意見書の有無　　有・(無) (意見書の内容)	資料No.	頁

様式２

当該労働者に起きた出来事及び精神・身体の変調等に関する時間的経過

年・月	出来事 （別表１・別表２参照）	当該労働者の心身の状態・行動の状況			
		請求人の申述	資料No.（頁）	調査結果	資料No.（頁）
[redacted]	・○○開発㈱に出向				
[redacted]	・CADシステム開発の業務に変わる				
[redacted]	・[redacted]システムを使った地図情報のソフト開発の仕事に就く	・[redacted]、システム開発上の顧客との打ち合わせで対応に苦労し、[redacted]	○（○）	・加藤が単独で交渉相手と話をする体制ではなかった。私の記憶では、加藤は営業的な対外折衝をしていなかったと思う。（Ｉ室長）	○（○）
[redacted]	・[redacted]本社に転勤となる				
[redacted]	・EUCシステムの開発に着手する				
[redacted]		・事務所内で、同僚Ｇに「[redacted]」と突然言われ、とてもショックを受け、悩み苦しみ、また安心して相談できるような人もいなかったので、その結果[redacted]になってしまった。また、職場で安心して働く事への不安（ストレス）が大きくなってしまった。	○（○）	・記憶にない。（同僚Ｇ） ・そのような現場を見たことはない。（同僚Ｅ）	○（○） ○（○）
[redacted]	・仕事を変えてほしいとＣ参事補に申し出る			・[redacted]、執務室内で、加藤から私に仕事の担当を変えてほしいとの申し入れがあり、常時[redacted]にいる私の直接の上司であるＢ室長のにきてもらうことにし、２人で加藤の話を聞いた。 ・その時の内容は、「自分の持っている技術のベースは[redacted]であり、[redacted]以外での開発はしたくない」とのことで、Ｂ室長からは、案としてカタログ編集機能の開発担当はどうか」との話があったが、加藤は受諾しなかった。（以上Ｃ参事補）	○（○）
[redacted]		・[redacted]	○（○）	・加藤に限らず誰にも[redacted]（Ａ部長）	○（○）
[redacted]	・会社の寮を退寮する				
[redacted]	・退職				

[redacted]		・下旬頃まで体調の不調が続いた。 ・下旬頃、[redacted]	○（○）		
[redacted]	・[redacted]が激しくなり、○○市内のアパート住人とトラブルが発生し、[redacted]に帰省 ・その後、○○市内の別のアパートに転居	・加藤が住んでいたアパートの２階から[redacted]とのことだった。 ・電話で[redacted]との話から、病気だと思った。（以上[redacted]）	○（○）		
[redacted] [redacted] [redacted]	・○○医科大学付属病院にて[redacted]と診断され、通院を開始する ・㈱○○に入社 ・体調不良のため㈱○○退社	・会社を辞めた後、加藤がこちらに戻ってきてから、加藤が[redacted]。そんなことがあって、すぐ○○医科大学に受診させた。（[redacted]）	○（○）		
[redacted]	・○○クリニックに転院	・○○医科大学付属病院に通院開始から現在に至る間は、体調の好調、不調の変化が激しく、特に体調が不調の時は、[redacted]で何もできない状況のため、就職したとしても長く勤務できない状態が続いている[redacted]	○（○）		

様式３

労働時間等の調査結果（氏名：　加藤太郎　）

発病前の労働時間等

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

	年　月	年　月	年　月	年　月
所定出勤日数				
所定休日日数				
欠勤日数				
有給休暇取得日数				
所定休日労働日数				
所定休日労働時間数				
所定時間外労働時間数				

調査結果を作成するに当たっての資料
①タイムカード　②出勤簿　③賃金台帳　④その他（　　）

※起算日は各月　　日

（作成に当たっての特記事項）

勤務時間、出勤状況については、保存年限経過のため廃棄済で資料がないため、把握不可能である。
なお、同僚Ｆによると、[redacted]以降の残業時間は月７時間程度ということである。

様式４

業務上外の総合判断評価票

精神障害発病の有無	（（有）・無　）
疾患名（ICD-10診断ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝによる）	[redacted]
発病時期	[redacted]（頃）

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事の評価（別表１）	出来事の有無	（有・（無））	
	恒常的な長時間労働	出来事前　（有・（無））	
		出来事後　（有・（無））	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
		（類推の有無　有・無）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ
		（類推の有無　有・無）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ
		（類推の有無　有・無）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ
	出来事に伴う変化等（過重の程度）		
特別な出来事の評価	イ　（有・（無））		
	ロ　（有・（無））		
	ハ　（有・（無））		
総合評価	弱　　中　　強		

発病前６か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価（別表２）	出来事の有無	（有・（無））	
	出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度
		（類推の有無　有・無）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ
		（類推の有無　有・無）	Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ

個体側要因の評価（顕著な事項及び内容）	既往歴	[redacted]
	社会適応状況	
	アルコール等依存状況	
	性格傾向	

合議による医学的見解要旨	1　精神障害のり患の有無 [redacted]より加藤に[redacted]の症状が出現し、それは一旦収まったものの、[redacted]から再び[redacted]の症状が顕著になり、その後、精神科治療を受けたが、[redacted]は一進一退し、次第に[redacted]などもはっきりしてきた。これら一連の症状の経過はＩＣＤ－10ガイドラインに照らして[redacted]と診断できる。 2　業務と精神障害のり患との関係 加藤は上司、同僚とのトラブルを主張するが、これは[redacted]に加藤に発病した[redacted]の症状としての[redacted]である可能性が高く、上司、同僚からの調査によって具体的なトラブルがあった事実は確認できない。仮に職場内の雰囲気として加藤がそのように受け止めたとしても、それはあくまでも加藤の内面での問題、加藤の主観の問題であり、別表１に例示された「上司とのトラブルがあった」、「同僚とのトラブルがあった」に当てはめて評価することは適切ではない。 よって、加藤の業務には精神障害を発症させ、あるいはその経過の悪化に対して主因となるような心理的負荷があったとは認められない。 3　個体側要因等の検討 (1) 業務以外の心理的負荷の評価 調査資料によって、加藤に業務以外の心理的負荷要因は認められない。 (2) 個体側要因の評価 加藤は[redacted]反面、自分が好むコンピュータの技術的な仕事を強く希望し、技術習得の意欲が強かった。 4　結　論 加藤はコンピューターのソフト開発の仕事に就いていたものであるが、その仕事に一定の困難性は認めるものの、加藤の経験・能力からして特に困難な仕事であるとはいえず、[redacted]（加藤が主張するように[redacted]であったとしても）の発病に先立って業務による心理的負荷といえるような特段の出来事及び出来事に伴う変化として評価できる業務による心理的負荷というようなものはない。加藤の[redacted]は特段の心身の負荷がなく発病しており、業務起因性があるとはいえない。 なお、加藤の主張する[redacted]以降の職場同僚・上司によるいじめについては、[redacted]であったと考えるのが適当である。 よって、本件は業務外として処理するのが適当である。

総合判断	業務上外	業務上	業務外（○）
備考			

加藤太郎の［　　］に係る業務起因性の医学的見解

1　精神障害の発病の有無

加藤太郎（以下「加藤」という。）は、加藤本人によると、システム開発上の顧客との打ち合わせの対応に苦労していた［　　］、［　　］があったという。その後は精神障害を窺わせるような情報はなく経過しているが、［　　］には事務所内で同僚から「［　　］」という旨のことを突然言われ、どうしていいか分からなくなりショックを受けたといい、それ以後もときどき脅迫的言動やいじめを受け、仕事をするのが不安で周囲の眼が気になったと述べている。話したとされる同僚のほか他の同僚もそのようなトラブルは心当たりがないと申述していることからも、トラブルというのは［　　］であった可能性が高い。

［　　］、加藤によれば［　　］という。それと同じ頃、加藤は会社の寮を出ており、会社も辞める旨を上司に話をしている。加藤は［　　］で会社を退職したが、その後体調の不調が続き［　　］には［　　］、また、［　　］には住んでいたアパートの階上の人の声が気になり、その住人とトラブルを起こしており、実家に帰ってからも「［　　］」と言うなど、この頃には明らかに［　　］であったことが認められる。

［　　］、加藤は○○医科大学付属病院において診察を受け、その結果、［　　］と診断されている。これは、加藤自身が自分は［　　］にかかっていると感じ受診したものであるが、この頃はまだ［　　］などが目立たない状態であった。

その後治療が続けられ、［　　］は減少したもののアルバイトに出ても長続きしないなど、症状は一進一退で、［　　］から家に閉じこもることが多くなり、［　　］の症状が目立ってきたため、リハビリテーション療法を目的に主治医の紹介により［　　］に○○クリニックに転院し、［　　］と診断され治療を受けている。

以上のことから、［　　］頃より加藤に［　　］の症状が出現し、それは一旦収まったものの、［　　］頃から再び［　　］の症状が顕著になり、その後、精神科治療を受けたが、［　　］は一進一退し、次第に［　　］などもはっきりしてきた。これら一連の症状の経過はＩＣＤ－10ガイドラインに照らして［　　］と診断できる。

2　業務要因の検討

加藤は［　　］○○工業㈱本社から○○開発㈱に出向し、コンピューターのソフト開発に従事していた。出向当初はビジネス系の事務用ソフト開発が主であったが、［　　］から１年間は本人の希望によりＣＡＤと呼ばれるシステムを使った建設業向けのシステム開発に携わっていた。その後も本人の希望により［　　］から１年足らずの期間は、開発機動チームの一員として、その後は［　　］のシステムを使った地図情報のソフト開

発の一員として従事していた。

加藤によれば、システム開発上の顧客との対応に苦労した旨を述べているが、加藤が担当したこれらのシステム開発業務にはそれぞれチームリーダーがおり、対外的な折衝はチームリーダーが同席して行うため、加藤が単独で交渉相手と話をする体制ではない。また、担当業務も加藤の希望どおりの業務を任されており、内容的にも負担が大きく過重を受けるようなものではなかったとの証言がある。

[redacted]には○○工業㈱本社へ転勤となり、[redacted]の勤務となったが、この異動も加藤の希望を受け入れたものであった。

[redacted]から、ＥＵＣソフト開発チームの一員として、[redacted]部分のインターフェース開発を担当したが、期限は目途として１年間となっていたが、実際の稼働時期も決まっておらず、厳しいノルマはなかったといい、また、加藤は仕事中に口出しされたり、構われるのを嫌っていたことから、周りも加藤に任せる形でいたという。

[redacted]、加藤は上司に対し「自分の持っている技術のベースは[redacted]であり、[redacted]以外での開発はしたくない」旨を申し入れ、仕事の担当替えを願い出ており、上司は少なからずわがままであると感じたものの、これに応じ別の開発業務を提案したが、加藤は「技術的に高度で自分は担当できない」とこれを断った。

加藤は[redacted]、今後も[redacted]の仕事を引き続きさせられそうなので、会社を辞めるつもりで会社の寮を出て、[redacted]で会社を辞めることを上司に話をし、[redacted]で会社を退職した。

[redacted]に関しては社内には余り情報がなく、加藤の仕事はある程度困難であったと思われるが、社内の他のプロジェクトで[redacted]システムの開発が行われており、加藤に対する技術上のアドバイスはいつでも可能な体制にあったという。

なお、加藤には在職中全体を通じて、残業、休日出勤等の恒常的な長時間労働の事実は認められない。

以上のことから、加藤は上司、同僚とのトラブルを主張するが、これは平成元年頃に加藤に発病した[redacted]の症状としての[redacted]である可能性が高く、上司、同僚からの調査によって具体的なトラブルがあった事実は確認できない。仮に職場内の雰囲気として加藤がそのように受け止めたとしても、それはあくまでも加藤の内面での問題、加藤の主観の問題であり、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」別表１に例示された「上司とのトラブルがあった」、「同僚とのトラブルがあった」に当てはめて評価することは適切ではない。

よって、加藤の業務には精神障害を発症させ、あるいはその経過の悪化に対して主因となるような心理的負荷があったとは認められない。

３　業務以外要因の検討

(1) 業務以外の心理的負荷の評価

調査資料によって、加藤に業務以外の心理的負荷要因は認められない。

(2) 個体側要因の評価

加藤は[redacted]

[redacted]が認められる。またその反面、自分が好むコンピュータの技術的な仕事を強く希望し、技術習得の意欲が強かった。

4　結論

加藤はコンピューターのソフト開発の仕事に就いていたものであるが、その仕事に一定の困難性は認めるものの、加藤の経験・能力からして特に困難な仕事であるとはいえず、[redacted](加藤が主張するように[redacted]であったとしても)の発病に先立って業務による心理的負荷といえるような特段の出来事及び出来事に伴う変化として評価できる業務による心理的負荷というようなものはない。加藤の[redacted]は特段の心身の負荷がなく発病しており、業務起因性があるとはいえない。

なお、加藤の主張する[redacted]以降の職場同僚・上司によるいじめについては、[redacted]であったと考えるのが適当である。

よって、本件は業務外として処理するのが適当である。

Ⅳ　ＩＣＤ－10 診断ガイドラインに示される主な精神障害

F20　精神分裂病　Schizophrenia

分裂病性の障害は、一般的には、思考と知覚の根本的で独特な歪曲、および不適切なあるいは鈍麻した感情によって特徴づけられる。ある程度の認知障害が経過中に進行することはあるが、意識の清明さと知的能力は通常保たれる。この障害には、正常な人間に個性・独自性・自己方向性といった感覚を与える最も根本的な諸機能の障害が含まれる。きわめて個人的な思考、感覚および行為が、他者に知られたり共有されたりしているように感じることがしばしばあり、自然的あるいは超自然的な力が、しばしば奇妙な方法で患者の思考や行為に影響を及ぼすという説明的な妄想が発展することがある。患者が自分を中心にしてすべてのことが起こると考えていることもある。幻覚、とりわけ幻聴がふつうにみられ、患者の行動や思考に注釈を加えることがある。知覚障害もしばしばみられる。色彩や音が過度に生々しく感じられたり、質的に変化して感じられたり、日常的な物事のささいな特徴が、対象全体や状況よりも重要なものにみえたりすることがある。発病初期には困惑も多くみられ、そのために日常的な状況が、患者にだけ向けられた、たいていは悪意のこもった特別な意味をもっているという確信にいたることがしばしばある。特徴的な分裂病性思考障害では、ある概念全体の中で、正常な心的活動では抑制されているはずの末梢的でささいな特徴が、前面に出てきて、その状況と関連した適切なものにとってかわる。そのために思考は漠然として不可解であいまいなものとなり、言葉で表現されても理解できないことがある。思考の流れが途切れたり、それてしまうことがしばしばあり、さらに思考が何かの外的な作用により奪取されると感じられることもある。気分は特有の浅薄さ、気まぐれさや不適切さを示す。両価性と意欲障害が緩慢さや拒絶や昏迷として現れることがある。緊張病性症候群も出現しうる。発病は急性で、重篤な行動障害をともなっていたり、潜行性で、奇妙な考えやふるまいが徐々に進行したりする。障害の経過も、同じくきわめて多様であり、決して慢性化や荒廃が避けられないわけではない（経過は第５桁の数字で特定される）。症例のうち、文化圏や母集団の違いに応じてさまざまでありうるが、ある割合で完全寛解、あるいはほぼ完全寛解といった転帰にいたる。性別では、ほぼ同程度に罹患するが、女性は発病が遅い傾向にある。

厳密な意味での病態特異的な症状は確認できないが、実際的な目的から、上記の諸症状を、診断上に特別な重要性をもち、しばしば同時に生じるものとして、以下のようなグループに分けるのは有用である。

（ａ）考想化声、考想吹入あるいは考想奪取、考想伝播。

（ｂ）支配される、影響される、あるいは抵抗できないという妄想で、身体や四肢の運動や特定の思考、行動あるいは感覚に明らかに関連づけられているもの、

および妄想知覚。

（ｃ）患者の行動にたえず注釈を加えたり、仲間たちの間で患者のことを話題にしたりする幻声、あるいは身体のある部分から発せられるという他のタイプの幻声。

（ｄ）宗教的あるいは政治的な身分、超人的な力や能力といった、文化的に不適切でまったく不可能な、他のタイプの持続的な妄想（たとえば、天候をコントロールできるとか別世界の宇宙人と交信しているといったもの）。

（ｅ）どのような種類であれ、持続的な幻覚が、明らかな感情的内容を欠いた浮動性の妄想か部分的な妄想、あるいは持続的な支配観念をともなったり、あるいは数週間か数カ月間毎日継続的に生じているとき。

（ｆ）思考の流れに途絶や挿入があり、その結果、まとまりのない、あるいは関連性を欠いた話し方をしたり、言語新作がみられたりするもの。

（ｇ）興奮、常同姿勢あるいはろう屈症、拒絶症、緘黙、および昏迷などの緊張病性行動。

（ｈ）著しい無気力、会話の貧困、および情動的反応の鈍麻あるいは不適切さのような、ふつうには社会的ひきこもりや社会的能力の低下をもたらす、「陰性症状」。これらは抑うつや向精神薬の投与によるものでないことが明らかでなければならない。

（ｉ）関心喪失、目的欠如、無為、自分のことだけに没頭した態度、および社会的ひきこもりとして明らかになる、個人的行動のいくつかの局面の全般的な質にみられる、著明で一貫した変化。

診断ガイドライン

分裂病の診断のために通常必要とされるのは、上記の（ａ）から（ｄ）までにあげられた中のいずれか1つに属するもので、少なくとも1つのきわめて明らかな症状（十分に明らかでなければ、ふつう２つ以上であること）、あるいは（ｅ）から（ｈ）にあげられた中から少なくとも２つからなる症状が、１ヵ月以上の期間、ほとんどいつも明らかに存在していなければならない。以上のような症状面での必要条件は満たすが、（治療の有無とは関係なく）持続期間が１ヵ月に達していないものは、まず急性分裂病様精神病性障害（F23.2）と診断しておき、さらに症状が長く続くならば分裂病と再分類すべきである。上記の症状（ｉ）は単純型分裂病（F20.6）の診断にだけ該当させ、少くとも１年間の持続が必要である。

仕事や社会的活動、身なりと身体衛生に対する関心の喪失といった症状や行動が、全般性不安、軽度の抑うつおよび物事へのとらわれなどとともに認められる前駆期が、精神病症状の発現に数週または数カ月先行していることが、さかのぼって明らかにされる場合もある。発病の時点を決めることは困難であるので、１ヵ月間の持

続という基準は、上記の特定の症状にだけ適用し、いかなる非精神病的な前駆期にはどのようなものであっても適用しない。

著しい抑うつあるいは躁症状があり、分裂病性の症状が感情障害に先行したことが明らかでないような場合は、分裂病と診断すべきでない。分裂病症状と感情障害の症状の両方が同時に進展し、いずれが優勢ともいえないならば、たとえ分裂病症状それ自体が分裂病の診断に妥当するものであっても、分裂感情障害（F25.-）と診断すべきである。明らかな脳疾患が存在したり、薬物中毒あるいは薬物からの離脱状態にある場合も、分裂病と診断すべきではない。

F32　うつ病エピソード Depressive Episode

以下に記述される３種類すべての典型的な抑うつのエピソード（軽症（F32.0）、中等症（F32.1）、および重症（F32.2と F32.3））では、患者は通常、抑うつ気分、興味と喜びの喪失、および活力の減退による易疲労感の増大や活動性の減少に悩まされる。わずかに頑張ったあとでも、ひどく疲労を感じることがふつうである。他の一般的な症状には以下のものがある。

（a）集中力と注意力の減退。
（b）自己評価と自信の低下。
（c）罪責感と無価値観（軽症エピソードであってもみられる）。
（d）将来に対する希望のない悲観的な見方。
（e）自傷あるいは自殺の観念や行為。
（f）睡眠障害。
（g）食欲不振。

気分の落込みは日による変化が少なく、しばしば環境に対しても無反応であるが、しかし、日がたつにつれて特有な日内変動を示すことがある。躁病エピソードと同じように、臨床像には明らかな個人差があり、とくに思春期には非定型的な症状を示すことがふつうである。症例によっては、時に不安、苦悩および精神運動性の激越が抑うつ症状よりも優勢であったり、易刺激性、過度の飲酒、演技的行動、そして以前から存在していた恐怖症や強迫症状の増悪、あるいは心気症的とらわれなどの症状が加わることによって、気分の変化が隠されたりすることがある。うつ病エピソードは、重症度の如何に関係なく、ふつう少なくとも２週間の持続が診断に必要とされるが、もし症状がきわめて重症で急激な発症であれば、より短い期間であってもかまわない。

上記症状のいくつかが際立っていたり、特別に臨床的な意義があると広く認められている特徴的な症状を現すようになることがある。このような「身体性」症状の最も典型的な例は、次のものである。ふつうは楽しいと感じる活動に喜びや興味を失うこと。ふつうは楽しむことができる状況や出来事に対して情動的な反応性を欠くこと。朝の目覚めがふだんより２時間以上早いこと。午前中に抑うつが強いこと。明らかな精神運動制止あるいは焦燥が客観的に認められること（他人から気づかれたり報告されたりすること）。明らかな食欲の減退。体重減少（過去１ヵ月間で５％以上と定義されていることが多い）。明らかな性欲の減退。通常、この身体性症候群は、これらの症状のうちおよそ４項目が明らかに認められた場合、存在するとみなされる。

以下に詳しく記述される軽症うつ病エピソード（F32.0）、中等症うつ病エピソ

ード（F32.1）および重症うつ病エピソード（F32.2と F32.3）のカテゴリーは、単一（初回）のうつ病エピソードにのみ用いるべきである。その他のうつ病エピソードは、反復性うつ病性障害（F33.-）の亜型の１つに分類すべきである。

これらの重症度は、さまざまな形の精神科的実践において遭遇する広範囲な状態に及ぶように特定されている。軽症うつ病エピソードの患者はプライマリーケアや一般診療科で多くみられ、一方精神科入院施設では主に重症な患者が扱われる。

気分（感情）障害に結びついた自傷行為は、たいていは処方された薬物による服薬自殺企図であるが、ICD －10の第 XX 章（X60－ X84）における付加コードを利用して記載すべきである。これらのコードは、自殺企図と「偽装自殺（parasuicide）」との区別を含んでいない。というのは、それら自傷という一般的なカテゴリーの中に含まれているからである。

軽症、中等症、重症うつ病のエピソードの区別は、現在の症状の数とタイプおよび重症度を含む複合的な臨床判断に基づく。日常の社会的、職業的な活動の幅は、しばしばエピソードがどのくらいの重症度であるかを知るために有用な一般的指標となる。しかし、個人的、社会的、文化的な影響により、症状の重症度と社会的活動とは必ずしも並行しない。　そのような影響はふつうにみられ、かつ強力なので、社会的活動を重症度の必須基準に含めることは賢明ではない。

痴呆（F00－ F03）あるいは精神遅滞（F70－ F79）があっても、治療可能なうつ病エピソードの診断は除外されないが、言語的交流が困難であるから、精神運動制止、食欲と体重の減少、睡眠障害などの客観的に観察できる身体性症状に、より多く頼ることが必要になってくる。

〈含〉　以下の単一エピソード：抑うつ反応、大うつ病（精神病症状をともなわない）、心因性うつ病あるいは反応性うつ病（F32.0，F32.1，あるいは F32.2）

F43　重度ストレス反応および適応障害　Reaction to Severe Stress, and Adjustment Disorders

このカテゴリーは、症候学と経過を根拠に同定しうるだけでなく、急性ストレス反応を引き起こすストレスの非常に多い生活上の出来事、あるいは適応障害にいたる持続的な不快な境遇をもたらす著しい生活変化、という２つの原因となる影響のどちらかを根拠にしても同定できる障害を含む点で、他のカテゴリーから区別される。あまり強くない心理社会的ストレス(「生活上の出来事」)は、本書の他のどこかに分類されている非常に広汎な障害の発症を促進したり、発現の一因となるかもしれない。しかしストレスの病因としての重要性は必ずしも明らかではなく、個々の症例をみれば、しばしば特異体質的な脆弱性に依存していることがわかるだろう。いいかえるならば、ストレスは障害の発症と形態を説明するのに必要でもなければ十分でもない。それとは対照的に、このカテゴリーに集められた障害は、急性のストレスあるいは持続的な外傷の直接的結果として常に生じると考えられるものである。ストレスの多い出来事あるいは持続する不快な境遇は一次的かつ決定的な因果的要因であり、その衝撃なしには障害は起こらなかっただろうと考えられるものである。小児期、青年期を含むあらゆる年齢層でみられる重度ストレス反応と適応障害が、このカテゴリーに含まれる。

急性ストレス反応と適応反応を構成する個別的な症状のそれぞれは他の障害でも認めうるが、症状の発現の仕方には、いくつかの固有の特徴がこれらの状態を臨床的な単位として包括することを正当化している。この節の三番目の状態－外傷後ストレス性障害－は、比較的特異的かつ特徴的な臨床的病像を示す。

したがってこれらの障害は、重度のあるいは持続的なストレスに対する不適応反応とみなすことができるもので、そのさい適切な対処機制を妨げるために、社会的機能上の問題が生じる。

ストレス反応あるいは適応障害の発症と時間的に密接な関連がある、処方薬物の大量服用に代表される自傷行為は、ICD －10・第 XX 章の付加コードによって記録すべきである。これらのコードは自殺か「偽装自殺」かの鑑別を必要とせず、いずれも自傷という一般的なカテゴリーに含まれる。

F43.0　急性ストレス反応　Acute stress reaction

他に明らかな精神障害を認めない個人において、例外的に強い身体的および／または精神的ストレスに反応して発現し、通常数時間か数日以内でおさまる著しく重篤な一過性の障害である。ストレスの原因は、患者あるいは愛する人（びと）の安全あるいは身体的健康に対する重大な脅威（たとえば自然災害、事故、戦闘、暴行、強姦）を含む圧倒的な外傷体験である場合もあり、肉親との死別が重なること、あるいは自宅の火災のような、患者の社会的立場や人間関係の非常に突然かつ脅威的な変化である場合もある。身体的消耗あるいは器質的要因（たとえば老齢）があると、この障害を起こす危険が高まる。

個人の脆弱性と対処能力が急性ストレス反応の発生と重篤度に関連しており、非常に強いストレスにさらされたすべての人びとがこの障害を起こすわけではないという事実によって、それが立証される。症状は著しい変異を示すが、典型的な例では意識野のある種の狭窄と注意の狭小化、刺激を理解することができないこと、および失見当識をともなった、「眩惑（daze）」という初期状態を含んでいる。この状態のあとに、周囲の状況からのひきこもりの増強（解離性昏迷にまでいたる― F44.2参照）。あるいは激越と過活動（逃避反応あるいは遁走）が続くことがある。パニック不安の自律神経徴候（頻脈、発汗、紅潮）が認められるのがふつうである。症状は通常、ストレスの強い刺激や出来事の衝撃から数分以内に出現し、２，３日以内（しばしば数時間以内）に消失する。そのエピソードの部分的あるいは完全な健忘（F44.0を参照）を認めることがある。

診断ガイドライン

例外的に強いストレス因の衝撃と発症との間に、即座で明らかな時間的関連がなければならない。発症は通常、直後ではないにしても、数分以内である。それに加え、症状は、

（ａ）混合した、通常変動する病像を呈する。初期「眩惑」状態に加えて、抑うつ、不安、激怒、絶望、過活動、およびひきこもりのすべてがみられることはあるが、１つのタイプの症状が長い間優勢であることはない。

（ｂ）ストレスの多い環境からの撤退が可能な場合、急速に（せいぜい数時間以内で）消失する。ストレスが持続するか、その性質上取り消すことができない場合、症状は通常24－48時間後に軽減し始め、通常約3日後に最小限となる。

この診断は、F60.-（人格障害）を除くどれか他の精神科的障害の診断基準を満たす症状をすでに示している個人において、症状の突然の増悪に当てはめるために用いてはならない。しかしながら、精神科的障害の既往があっても、この診断の使用は許される。

〈含〉急性危機反応、戦闘疲労、危機状態、精神的ショック

F43.1　外傷後ストレス障害　Post－traumatic　stress　disorder

ほとんど誰にでも大きな苦悩を引き起こすような、例外的に著しく脅威的な、あるいは破局的な性質をもった、ストレスの多い出来事あるいは状況（短期間もしくは長期間に持続するもの）に対する遅延したおよび／または遷延した反応として生ずる（すなわち、自然災害または人工災害、激しい事故、他人の変死の目撃、あるいは拷問、テロリズム、強姦あるいは他の犯罪の犠牲になること）。人格傾向（すなわち強迫的、無力的）や神経症の既往などの素因は、症状の発展に対する閾値を低くするか、あるいは経過を悪化させるものかもしれないが、その発症を説明するのに必要でもなければ十分でもない。

典型的な諸症状には、ある種の「無感覚」と情動鈍化、他人からの離脱、周囲への鈍感さ、アンヘドニア、外傷を想起させる活動や状況の回避が持続し、そのような背景があるにもかかわらず生ずる侵入的回想（フラッシュバック）あるいは夢の中で、反復して外傷を再体験するエピソードが含まれる。一般に、患者にもとの外傷を思い起こさせる手がかりとなるものへの恐れや回避がある。まれには、外傷あるいはそれに対するもとの反応を突然想起させるおよび／または再現させる刺激に誘発されて、恐怖、パニックあるいは攻撃性が劇的で、急激に生じることがある。通常、過剰な覚醒をともなう自律神経の過覚醒状態、強い驚愕反応、および不眠が認められる。不安と抑うつは適常、上記の症状および徴候にともない、自殺念慮もまれではない。アルコールあるいは薬物の過度の服用が合併する要因となることがある。

外傷後、数週から数カ月にわたる潜伏期間（しかし６ヵ月を越えることはまれ）を経て発症する。経過は動揺するが、多数の症例で回復が期待できる。一部の患者では、状態が多年にわたり慢性の経過を示し、持続的人格変化へ移行することがある（F62.0を参照）。

診断ガイドライン

例外的に強い外傷的出来事から６ヵ月以内に起きたという証拠がなければ、一般にはこの診断をくだすべきではない。臨床症状が典型的であり、他にいかなる障害（たとえば不安、強迫性障害、あるいはうつ病エピソード）も同定できなければ、出来事から発症までの遅れが６ヵ月以上であっても、いぜんとして「推定」診断は可能であろう。外傷の証拠に加え、回想、白日夢、あるいは夢における出来事の反復的、侵入的な回想あるいは再現がなければならない。顕著な情動的分離、感情の鈍化、および外傷の回想を呼び起こすような刺激の回避がしばしば認められるが、診断にとって本質的ではない。自律神経障害、気分障害、および行動異常はすべて診断の一助となるが、根本的な重要性はない。

破滅的ストレスの遅発性で慢性的な結果、すなわちストレスの多い体験から数十

年経て発症するものは、F62.0に分類すべきである。

〈含〉外傷神経症

Ⅴ　関係通達等

基発第５４４号
平成１１年９月１４日

都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について

心理的負荷による精神障害等に係る労災請求事案については、最近増加傾向にあることから、その迅速、適正な業務上外の認定を図るため、平成１０年２月から「精神障害等の労災認定に係る専門検討会」において検討してきたところであるが、今般、検討結果報告書が取りまとめられ、これに基づき別添の判断指針を策定したので、今後の取扱いに適正を期されたい。

別添

心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針

第１　基本的考え方について

心理的負荷による精神障害の業務上外の判断に当たっては、精神障害の発病の有無、発病の時期及び疾患名を明らかにすることはもとより、当該精神障害の発病に関与したと認められる業務による心理的負荷の強度の評価が重要である。その際、労働者災害補償保険制度の性格上、本人がその心理的負荷の原因となった出来事をどのように受け止めたかではなく、多くの人々が一般的にはどう受け止めるかという客観的な基準によって評価する必要がある。

また、業務以外の心理的負荷についても同様に評価する必要がある。

さらに、個体側要因についても評価されなければならない。精神障害の既往歴が認められる場合や、生活史（社会適応状況）、アルコール等依存状況、性格傾向等に特に問題が認められる場合は、個体側要因（心理面の反応性、脆弱性）が大きいとされている。

以上のことから、労災請求事案の処理に当たっては、まず、精神障害の発病の有無等を明らかにした上で、業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側要因の各事項について具体的に検討し、それらと当該労働者に発病した精神障害との関連性について総合的に判断する必要がある。

第２　対象疾病について

本判断指針で対象とする疾病（以下「対象疾病」という。）は、原則として国際疾病分類第１０回修正（以下「ＩＣＤ－１０」という。）第Ｖ章「精神および行動の障害」に分類される精神障害とする。

なお、いわゆる心身症は、本判断指針における精神障害には含まれない。

第３　判断要件について

次の(1)、(2)及び(3)の要件のいずれをも満たす精神障害は、労働基準法施行規則別表第１の２第９号に該当する疾病として取り扱う。

(1)　対象疾病に該当する精神障害を発病していること。

(2)　対象疾病の発病前おおむね６か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること。

(3)　業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこと。

第４　判断要件の運用について

労災請求事案の業務上外の判断は、まず、後記１により精神障害の発病の有無等を明らかにし、次に後記２から４までの事項について検討を加えた上で、後記５に基づき行う。

なお、具体的な検討に当たっては、客観的な判断がなされる必要があることから、複数の専門家による合議等によって行う。

１　精神障害の判断等

(1)　精神障害の発病の有無等の判断

精神障害の発病の有無、発病時期及び疾患名の判断に当たっては、ＩＣＤ－１０作成の専門家チームによる「臨床記述と診断ガイドライン」（以下「ＩＣＤ－１０診断ガイドライン」という。）に基づき、治療経過等の関係資料、家族、友人、職場の上司、同僚、部下等（以下「関係者」という。）からの聴取内容、産業医の意見、業務の実態を示す資料、その他の情報から得られた事実関係により行う。

なお、精神障害の治療歴の無い事案については、関係者からの聴取内容等を偏りなく検討し、ＩＣＤ－１０診断ガイドラインに示されている診断基準を満たす事実が認められる場合、あるいはその事実が十分に確認できなくても種々の状況から診断項目に該当すると合理的に推定される場合には、当該疾患名の精神障害が発病したものとして取り扱う。

(2)　業務との関連で発病する可能性のある精神障害

対象疾病のうち主として業務に関連して発病する可能性のある精神障害は、参考に示したＩＣＤ－１０のＦ０からＦ４に分類される精神障害である。

なお、このうちＦ０及びＦ１に分類される精神障害については、既に示された他の認定基準等により、頭部外傷、脳血管障害、中枢神経変性疾患等器質性脳疾患の業務起因性を判断した上で、その併発疾病等として認められるか否かを個別に判断する。

２　業務による心理的負荷の強度の評価

業務による心理的負荷の強度の評価に当たっては、当該心理的負荷の原因と

なった出来事及びその出来事に伴う変化等について総合的に検討する必要がある。そのため、別表１「職場における心理的負荷評価表」（以下「別表１」という。）を指標として用いることとする。

別表１は、出来事及びその出来事に伴う変化等をより具体的かつ客観的に検討するため、

① 当該精神障害の発病に関与したと認められる出来事が、一般的にはどの程度の強さの心理的負荷と受け止められるかを判断する「(1)平均的な心理的負荷の強度」の欄

② 出来事の個別の状況を斟酌し、その出来事の内容等に即して心理的負荷の強度を修正するための「(2)心理的負荷の強度を修正する視点」の欄

③ 出来事に伴う変化等はその後どの程度持続、拡大あるいは改善したかについて評価するための「(3)出来事に伴う変化等を検討する視点」の欄

から構成されている。

業務による心理的負荷の強度の評価は、まず①及び②により当該精神障害の発病に関与したと認められる出来事の強度が「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」のいずれに該当するかを評価する。

なお、この心理的負荷の強度「Ⅰ」は日常的に経験する心理的負荷で一般的に問題とならない程度の心理的負荷、心理的負荷の強度「Ⅲ」は人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷、心理的負荷の強度「Ⅱ」はその中間に位置する心理的負荷である。

次に、③によりその出来事に伴う変化等に係る心理的負荷がどの程度過重であったかを評価する。その上で出来事の心理的負荷の強度及びその出来事に伴う変化等に係る心理的負荷の過重性を併せて総合評価（「弱」、「中」、「強」）することとするが、具体的には以下の手順により行う。

なお、上記②及び③を検討するに当たっては、本人がその出来事及び出来事に伴う変化等を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が、一般的にどう受け止めるかという観点から検討されなければならない。ここで「同種の労働者」とは職種、職場における立場や経験等が類似する者をいう。

(1) 出来事の心理的負荷の評価

精神障害発病前おおむね６か月の間に、当該精神障害の発病に関与したと

考えられる業務によるどのような出来事があったのか、その出来事の心理的負荷の強度はどの程度と評価できるかについて、次のイ及びロの手順により検討を行う。

イ　出来事の平均的な心理的負荷の強度の評価

別表１の「出来事の類型」に示した「具体的出来事」は、職場において通常起こり得る多種多様な出来事を一般化したものである。そのため、労災請求事案ごとに、発病前おおむね６か月の間に、当該精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事としてどのような出来事があったのかを具体的に把握し、その出来事が別表１の(1)の欄のどの「具体的出来事」に該当するかを判断して平均的な心理的負荷の強度を「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」のいずれかに評価する。なお、「具体的出来事」に合致しない場合には、どの「具体的出来事」に近いかを類推して評価する。

ロ　出来事の平均的な心理的負荷の強度の修正

出来事の平均的な心理的負荷の強度は、別表１の(1)の欄により評価するが、その出来事の内容等によってはその強度を修正する必要が生じる。そのため、出来事の具体的内容、その他の状況等を把握した上で、別表１の(2)に掲げる視点に基づいて、上記イにより評価した「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」の位置付けを修正する必要はないかを検討する。

なお、出来事の発生以前から続く恒常的な長時間労働、例えば所定労働時間が午前８時から午後５時までの労働者が、深夜時間帯に及ぶような長時間の時間外労働を度々行っているような状態等が認められる場合には、それ自体で、別表１の(2)の欄による心理的負荷の強度を修正する。

(2)　出来事に伴う変化等による心理的負荷の評価

その出来事に伴う変化等に係る心理的負荷がどの程度過重であったかを評価するため、出来事に伴う変化として別表１の(3)の欄の各項目に基づき、出来事に伴う変化等はその後どの程度持続、拡大あるいは改善したかについて検討する。具体的には次のイからへに基づき、出来事に伴う変化等による心理的負荷の評価に当たり考慮すべき点があるか否か検討する。

イ　仕事の量（労働時間等）の変化

恒常的な長時間労働は精神障害の準備状態を形成する要因となる可能性

が高いとされていることから、上記（1)のロに示した恒常的な長時間労働が認められる場合には十分に考慮する。

なお、仕事の量の変化は基本的には労働時間の長さ等の変化によって判断するが、仕事の密度等の変化が過大なものについても考慮する。

ロ　仕事の質の変化

職種の変更、仕事の内容の大きな変化、一般的に求められる適応能力を超えた要求等その変化が通常予測される変化と比べて過大であると認められるものについて考慮する。

ハ　仕事の責任の変化

事業場内で通常行われる昇進に伴う責任の変化等通常の責任の増大を大きく超える責任の増大について考慮する。

ニ　仕事の裁量性の欠如

単調で孤独な繰り返し作業等仕事の遂行についての裁量性が極端に欠如すると考えられる場合について考慮する。

ホ　職場の物的、人的環境の変化

騒音、暑熱等物理的負荷要因等の多くが、その身体的作用のみでなく、同時に不快感を起こし、心理的刺激作用として働き、精神疲労を引き起こすことがあるとされているので、これらが著しい場合について考慮する。

職場における人間関係から生じるトラブル等通常の心理的負荷を大きく超えるものについて考慮する。

ヘ　支援・協力等の有無

事業場が講じた支援、協力等は、心理的負荷を緩和させる上で重要な役割を果たすとされているので、出来事に対処するため、仕事のやり方の見直し改善、応援体制の確立、責任の分散等上司、同僚等による必要な支援、協力がなされていたか等について検討し、これらが十分でない場合に考慮する。

(3)　業務による心理的負荷の強度の総合評価

業務による心理的負荷の強度の総合評価は、前記(1)及び(2)の手順によって評価した心理的負荷の強度の総体が、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷と認められるか否かについて行う。

なお、「客観的に精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷」とは、別表１の総合評価が「強」と認められる程度の心理的負荷とする。ここで「強」と認められる心理的負荷とは次の場合をいう。

① 別表１の(2)の欄に基づき修正された心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価され、かつ、別表１の(3)の欄による評価が相当程度過重であると認められるとき（「相当程度過重」とは、別表１の(3)の欄の各々の項目に基づき、多方面から検討して、同種の労働者と比較して業務内容が困難で、業務量も過大である等が認められる状態をいう。）。

② 別表１の(2)の欄により修正された心理的負荷の強度が「Ⅱ」と評価され、かつ、別表１の(3)の欄による評価が特に過重であると認められるとき（「特に過重」とは、別表１の(3)の欄の各々の項目に基づき、多方面から検討して、同種の労働者と比較して業務内容が困難であり、恒常的な長時間労働が認められ、かつ、過大な責任の発生、支援・協力の欠如等特に困難な状況が認められる状態をいう。）。

(4) 特別な出来事等の総合評価

業務による心理的負荷の強度は、基本的には上記(3)により総合評価されるが、次のイ、ロ及びハの事実が認められる場合には、上記(3)にかかわらず総合評価を「強」とすることができる。

イ 心理的負荷が極度のもの

別表１の(2)の欄に基づき修正された心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価される出来事のうち、生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの

ロ 業務上の傷病により６か月を超えて療養中の者に発病した精神障害

業務上の傷病によりおおむね６か月を超える期間にわたって療養中の者に発病した精神障害については、病状が急変し極度の苦痛を伴った場合など上記イに準ずる程度のものと認められるもの

ハ 極度の長時間労働

極度の長時間労働、例えば数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働により、心身の極度の疲弊、消耗を来し、それ自体がうつ病等の発病原因となるおそれのあるもの

3 業務以外の心理的負荷の強度の評価

業務以外の心理的負荷の強度は、発病前おおむね6か月の間に起きた客観的に一定の心理的負荷を引き起こすと考えられる出来事について、別表2「職場以外の心理的負荷評価表」（以下「別表2」という。）により評価する。

別表2に示した出来事は、業務以外の日常生活において通常起こり得る多種多様の出来事を一般化したものであるので、個々の事案ごとに各々の出来事がどの「具体的出来事」に該当するかを判断して心理的負荷の強度を評価する。また、「具体的出来事」に合致しない場合は、どの「具体的出来事」に近いかを類推して評価する。

なお、別表2においても別表1と同様、出来事の具体的内容等を勘案の上、その平均的な心理的負荷の強度を変更し得るものである。別表2で示した心理的負荷の強度「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」は、別表1で示したものと同程度の強度のものである。

収集された資料により、別表2に示された心理的負荷の強度が「Ⅲ」に該当する出来事が認められる場合には、その具体的内容を関係者からできるだけ調査し、その出来事による心理的負荷が客観的に精神障害を発病させるおそれのある程度のものと認められるか否かについて検討する。

4　個体側要因の検討

次の(1)から(4)に示す事項に個体側要因として考慮すべき点が認められる場合は、それらが客観的に精神障害を発病させるおそれのある程度のものと認められるか否かについて検討する。

(1)　既往歴

精神障害の既往歴が認められる場合には、個体側要因として考慮する。また、治療のための医薬品による副作用についても考慮する。

(2)　生活史（社会適応状況）

過去の学校生活、職業生活、家庭生活等における適応に困難が認められる場合には、個体側要因として考慮する。

(3)　アルコール等依存状況

アルコール依存症とは診断できないまでも、軽いアルコール依存傾向でも身体的に不眠、食欲低下、自律神経症状が出たり、逃避的、自棄的衝動から自殺行動に至ることもあるとされているので、個体側要因として考慮する。

過度の賭博の嗜好等破滅的行動傾向も同様に考慮する。

(4) 性格傾向

性格特徴上偏りがあると認められる場合には、個体側要因として考慮する。

ただし、それまでの生活史を通じて社会適応状況に特別の問題がなければ、個体側要因として考慮する必要はない。

5 業務上外の判断に当たっての考え方

精神障害は、業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側要因が複雑に関連して発病するとされていることから、前記1により精神障害の発病が明らかになった場合には、前記2、3及び4の各事項について各々検討し、その上でこれらと当該精神障害の発病との関係について総合判断する。具体的には、次の場合に分けて判断する。

(1) 業務以外の心理的負荷、個体側要因が特段認められない場合

調査の結果、業務による心理的負荷以外には特段の心理的負荷、個体側要因が認められない場合で、前記2による検討において別表1の総合評価が「強」と認められるときには、業務起因性があると判断して差し支えない。

(2) 業務以外の心理的負荷、個体側要因が認められる場合

調査の結果、業務による心理的負荷以外に特段の心理的負荷、個体側要因が認められる場合には、前記2による検討において別表1の総合評価が「強」と認められる場合であっても、前記3、4の検討結果を併せて総合評価し、第3の(2)及び(3)の要件のいずれをも満たすか否かについて判断する。

なお、業務による心理的負荷以外に特段の心理的負荷、個体側要因が認められる場合の判断の考え方は、次のイ及びロのとおりである。

イ 業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷との関係

判断指針の別表1の総合評価が「強」と認められる場合であって、判断指針の別表2による心理的負荷の強度が「Ⅲ」に該当する出来事が認められる場合には、当該業務以外の出来事の内容を関係者からできるだけ具体的に調査し、業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷の関係について検討を行う必要がある。この場合、一般的には、強度「Ⅲ」に該当する業務以外の心理的負荷が極端に大きかったり、強度「Ⅲ」に該当する出来事が複数認められる等業務以外の心理的負荷が精神障害発病の有力な原因

となったと認められる状況がなければ業務起因性があると判断して差し支えない。

ロ　業務による心理的負荷と個体側要因との関係

判断指針の別表１の総合評価が「強」と認められる場合であって、個体側要因に問題が認められる場合には、上記イの場合と同様、業務による心理的負荷と個体側要因の関係について検討を行う必要がある。この場合、一般的には、精神障害の既往歴や生活史、アルコール等依存状況、性格傾向に顕著な問題が認められ、その内容、程度等から個体側要因が精神障害発病の有力な原因となったと認められる状況がなければ業務起因性があると判断して差し支えない。

6　調査に当たっての留意事項

調査は、業務による心理的負荷の内容、程度のほか業務以外の心理的負荷の内容、程度、さらには個体側要因について調査を要する。その際、調査の性格から、プライバシーに触れざるを得ないこともあり、調査に当たってはその保護に十分配慮する必要がある。

第５　治ゆ等

心理的負荷による精神障害にあっては、その原因を取り除き、適切な療養を行えば全治する場合が多い。その際、療養期間の目安を一概に示すことは困難であるが、業務による心理的負荷による精神障害にあっては、精神医学上一般的には６か月から１年程度の治療で治ゆする例が多いとされている。

また、業務上の精神障害が治ゆした後再び精神障害が発病した場合については、発病のたびにその時点での業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側要因を各々検討し、業務起因性を判断することとする。

第６　自殺の取扱い

1　精神障害による自殺

ＩＣＤ－１０のＦ０からＦ４に分類される多くの精神障害では、精神障害の病態としての自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められることから、業務による心理的負荷によってこれらの精神障害が発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されてい

る状態で自殺が行われたものと推定し、原則として業務起因性が認められる。

ただし、上記の精神障害と認められる事案であっても、発病後治療等が行われ相当期間経過した後の自殺については、治ゆの可能性やその経過の中での業務以外の様々な心理的負荷要因の発生の可能性があり、自殺が当該疾病の「症状」の結果と認められるかどうかは、さらに療養の経過、業務以外の心理的負荷要因の内容等を総合して判断する必要がある。

なお、上記以外の精神障害にあっては、必ずしも一般的に強い自殺念慮を伴うとまではいえないことから、当該精神障害と自殺の関連について検討を行う必要がある。

2　遺書等の取扱い

遺書等の存在については、それ自体で正常な認識、行為選択能力が著しく阻害されていなかったと判断することは必ずしも妥当ではなく、遺書等の表現、内容、作成時の状況等を把握の上、自殺に至る経緯に係る一資料として評価するものである。

(参考)

ＩＣＤ－１０第Ｖ章「精神および行動の障害」分類

Ｆ０	症状性を含む器質性精神障害
Ｆ１	精神作用物質使用による精神および行動の障害
Ｆ２	精神分裂病、分裂病型障害および妄想性障害
Ｆ３	気分［感情］障害
Ｆ４	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
Ｆ５	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
Ｆ６	成人の人格および行動の障害
Ｆ７	知的障害（精神遅滞）
Ｆ８	心理的発達の障害
Ｆ９	小児＜児童＞期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、詳細不詳の精神障害

（別表１）

職場における心理的負荷評価表

出来事の類型	(1)平均的な心理的負荷の強度				(2)心理的負荷の強度を修正する視点
	具体的出来事	心理的負荷の強度			修正する際の着眼事項
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
① 事故や災害の体験	大きな病気やケガをした			☆	被災の程度、後遺障害の有無・程度、社会復帰の困難性等
	悲惨な事故や災害の体験（目撃）をした		☆		事故や被害の大きさ、恐怖感、異常性の程度等
② 仕事の失敗、過重な責任の発生等	交通事故（重大な人身事故、重大事故）を起こした			☆	事故の大きさ、加害の程度、処罰の有無等
	労働災害（重大な人身事故、重大事故）の発生に直接関与した			☆	事故の大きさ、加害の程度、処罰の有無等
	会社にとっての重大な仕事上のミスをした			☆	失敗の大きさ・重大性、損害等の程度、ペナルティの有無等
	会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた		☆		事故の内容、関与・責任の程度、社会的反響の大きさ、ペナルティの有無等
	ノルマが達成できなかった		☆		ノルマの内容、困難性・強制性・達成率の程度、ペナルティの有無、納期の変更可能性等
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった		☆		プロジェクト内での立場、困難性の程度、能力と仕事内容のギャップの程度等
	顧客とのトラブルがあった	☆			顧客の位置付け、会社に与えた損害の内容、程度等
③ 仕事の量・質の変化	仕事内容・仕事量の大きな変化があった		☆		業務の困難度、能力・経験と仕事内容のギャップの程度等
	勤務・拘束時間が長時間化した		☆		変化の程度等
	勤務形態に変化があった	☆			交替制勤務、深夜勤務等変化の程度等
	仕事のペース、活動の変化があった	☆			変化の程度、強制性等
	職場のＯＡ化が進んだ	☆			研修の有無、強制性等
④ 身分の変化等	退職を強要された			☆	解雇又は退職強要の経過等、強要の程度、代償措置の内容等
	出向した		☆		在籍・転籍の別、出向の理由・経過、不利益の程度等
	左遷された		☆		左遷の理由、身分・職種・職制の変化の程度等

(3)出来事に伴う変化等を検討する視点
出来事に伴う問題、変化への対処等
○仕事の量（労働時間等）の変化 ・所定外労働、休日労働の増加の程度 ・仕事密度の増加の程度 ○仕事の質・責任の変化 ・仕事の内容・責任の変化の程度、経験、適応能力との関係等 ○仕事の裁量性の欠如 ・他律的な労働、強制性等 ○職場の物的・人的環境の変化 ・騒音、暑熱、多湿、寒冷等の変化の程度 ・職場の人間関係の変化 ○会社の講じた支援の具体的内容・実施時期等 ・訴えに対する対処、配慮の状況等 ○その他(1)の出来事に派生する変化

総合評価		
弱	中	強

	仕事上の差別、不利益取扱いを受けた		☆		差別、不利益の程度等
⑤ 役割・地位等の変化	転勤をした		☆		職種、職務の変化の程度、転居の有無、単身赴任の有無等
	配置転換があった		☆		職種、職務の変化の程度、合理性の有無等
	自分の昇格・昇進があった	☆			職務・責任の変化の程度等
	部下が減った	☆			業務の変化の程度等
	部下が増えた	☆			教育・指導・管理の負担の程度等
⑥ 対人関係のトラブル	セクシュアルハラスメントを受けた		☆		セクシュアルハラスメントの内容、程度等
	上司とのトラブルがあった		☆		トラブルの程度、いじめの内容、程度等
	同僚とのトラブルがあった	☆			トラブルの程度、いじめの内容、程度等
	部下とのトラブルがあった	☆			トラブルの程度、いじめの内容、程度等
⑦ 対人関係の変化	理解してくれていた人の異動があった	☆			
	上司が変わった	☆			
	昇進で先を越された	☆			
	同僚の昇進・昇格があった	☆			

(注) ・ (1)の具体的出来事の平均的な心理的負荷の強度は☆で表現しているが、この強度は平均値である。また、心理的負荷の強度Ⅰは日常的に経験する心理的負荷で一般的に問題とならない程度の心理的負荷、心理的負荷の強度Ⅲは人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷、心理的負荷の強度Ⅱはその中間に位置する心理的負荷である。

・ (2)の「心理的負荷の強度を修正する視点」は、出来事の具体的態様、生じた経緯等を把握した上で、「修正する際の着眼事項」に従って平均的な心理的負荷の強度をより強くあるいはより弱く評価するための視点である。

・ (3)「出来事に伴う変化等を検討する視点」は、出来事に伴う変化等がその後どの程度持続、拡大あるいは改善したのかについて具体的に検討する視点である。各項目は(1)の具体的出来事ごとに各々評価される。

・「総合評価」は、(2)及び(3)の検討を踏まえた心理的負荷の総体が客観的にみて精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷であるか否かについて評価される。

（別表２）

職場以外の心理的負荷評価表

出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度		
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
① 自分の出来事	離婚又は夫婦が別居した			☆
	自分が重い病気やケガをした又は流産した			☆
	自分が病気やケガをした		☆	
	夫婦のトラブル、不和があった	☆		
	自分が妊娠した	☆		
	定年退職した	☆		
② 自分以外の家族・親族の出来事	配偶者や子供、親又は兄弟が死亡した			☆
	配偶者や子供が重い病気やケガをした			☆
	親類の誰かで世間的にまずいことをした人が出た			☆
	親族とのつきあいで困ったり、辛い思いをしたことがあった		☆	
	家族が婚約した又はその話が具体化した	☆		
	子供の入試・進学があった又は子供が受験勉強を始めた	☆		
	親子の不和、子供の問題行動、非行があった	☆		
	家族が増えた（子供が産まれた）又は減った（子供が独立して家を離れた）	☆		
	配偶者が仕事を始めた又は辞めた	☆		
③ 金銭関係	多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった			☆
	収入が減少した		☆	
	借金返済の遅れ、困難があった		☆	
	住宅ローン又は消費者ローンを借りた	☆		
④ 事件、事故、災害の体験	天災や火災などにあった又は犯罪に巻き込まれた			☆
	自宅に泥棒が入った		☆	
	交通事故を起こした		☆	
	軽度の法律違反をした	☆		
⑤ 住環境の変化	騒音等、家の周囲の環境（人間環境を含む）が悪化した		☆	
	引越した		☆	
	家屋や土地を売買した又はその具体的な計画が持ち上がった	☆		
	家族以外の人（知人、下宿人など）が一緒に住むようになった	☆		
⑥ 他人との人間関係	友人、先輩に裏切られショックを受けた		☆	
	親しい友人、先輩が死亡した		☆	
	失恋、異性関係のもつれがあった		☆	
	隣近所とのトラブルがあった		☆	

（注）心理的負荷の強度ⅠからⅢは、別表１と同程度である。

基発第５４５号
平成１１年9月１４日

都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

精神障害による自殺の取扱いについて

労働者災害補償保険法第１２条の２の２第１項の「故意」については、昭和４０年７月３１日付基発第９０１号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行について」により、結果の発生を意図した故意であると解釈してきたところであるが、このことに関し、精神障害を有するものが自殺した場合の取扱いについては下記のとおりとするので、今後遺漏のないようされたい。

記

業務上の精神障害によって、正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたと認められる場合には、結果の発生を意図した故意には該当しない。

事務連絡第９号
平成１１年９月１４日

都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針の
運用に関しての留意点等について

今般、平成１１年９月１４日付け基発第５４４号「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）及び基発第５４５号「精神障害による自殺の取扱いについて」が通達されたところであるが、その具体的運用に当たっては、下記事項に留意されたい。

なお、昭和５９年２月１４日付け事務連絡第５号「反応性うつ病等の心因性精神障害の取扱いについて」の記の２を、下記第３のとおり改める。

おって、判断指針のより正確な理解のため、精神障害等の労災認定に係る専門検討会報告書を活用するものとする。

記

第１　基本的考え方等

１　判断指針の考えの背景

判断指針の第１で、業務による心理的負荷を原因とする精神障害の労災認定に当たっては、業務による心理的負荷の強度と業務以外の心理的負荷の強度及び個体側要因を評価し、その上で総合判断するとの考えを示したところである。

精神障害は、様々な心理的負荷、個体側要因等が複雑に関わり発病すると考えられているが、個体側の心理面の反応性、脆弱性は、具体的な出来事を経験

したときにどういう反応を示したかによって評価されることとなる。その際、一般的に強いと認められる心理的負荷を受けて発病したと判断される場合には個体側の心理面の反応性、脆弱性は問題にする程度のものではなかったと理解し、逆に一般的に弱いと認められる心理的負荷を受けて発病したと判断される場合には、個体側の心理面の反応性、脆弱性が大きかったと推定するのが合理的であるとされている。

したがって、精神障害の業務上外を判断するに当たっては、心理的負荷の強度の客観的評価が重要であり、このため判断指針では、その指標として別表１及び別表２の心理的負荷評価表を示したところである。この評価表は、ある出来事を経験したとき、多くの人々が一般的にはどう受け止めるかについて示したものである。

２　「判断指針」の名称の意味

判断指針は、従来労働者災害補償保険制度における業務上外の認定を行う際の基準として使用している「認定基準」という名称を用いていないが、業務上外の認定に当たっては同じ効果をもつものである。通達において、「判断指針」の名称を用いたのは、精神障害の発病は、その特質から、従来の認定基準のように業務に関連する認定要件を列挙し、それに該当すれば原則として業務上と判断できるものではなく、業務要因のみならず業務以外の要因（業務以外の心理的負荷及び個体側要因）を併せて総合的に判断する必要があること、判断指針の別表１に代表されるように判断の詳細な手順を示したものであること等によるものである。

３　判断指針の主要なポイント

今般、判断指針の策定により、幾つかの点で考えを整理した。

第１は、精神障害を心因性精神障害、器質性精神障害、内因性精神障害に区分し、内因性精神障害については補償の対象とはしないとの従来の取扱いを見直し、対象とする疾病は、原則として国際疾病分類第１０回修正（以下「ＩＣＤ－１０」という。）第Ｖ章「精神および行動の障害」に分類される精神障害としたことである。

第２は、心理的負荷を客観的に評価するため心理的負荷評価表を作成したことである。心理的負荷は、客観的に認識される出来事によりこの評価表を指標

として評価する。

第３は、出来事の評価期間は精神障害発病前おおむね６か月の間としたことである。

第４は、個体側の心理面の反応性、脆弱性を評価する上での検討項目を明らかにしたことである。

第５は、業務上外の判断に当たって、業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側要因について各々評価し、これらを総合判断することとしたことである。その際、恒常的な長時間労働は精神障害の準備状態を形成する要因となる可能性が高いとされていることから、業務による心理的負荷の評価に当たっては十分考慮することとしたことである。

第６は、自殺の業務上外の判断に当たっては、従来の心神喪失要件を見直し、うつ病等の気分〔感情〕障害や重度ストレス反応等の精神障害では、精神障害の病態として自殺念慮が出現する蓋然性が高いとされていることから、業務による心理的負荷によってこれらの精神障害が発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、原則として業務起因性を認めることとしたことである。

第２　運用上の留意事項

１　対象疾病等について

(1)　対象疾病について

判断指針の第４の１の(2)で「主として業務との関連が生ずる可能性のある精神障害」をＩＣＤ－１０のＦ０からＦ４までとしたのは、Ｆ５からＦ９については、主として個人の生育環境、生活環境等に基づくものと考えられ、業務との関連で発病することは少ないとされていることによるものである。

また、判断指針の第２で「いわゆる心身症は、本指針における精神障害には含まれない」こととしたのは、心身症の定義が、「その発病や経過に心理、社会的因子が密接に関与する身体疾患をいうが、神経症やうつ病など他の精神障害を伴う身体疾患は除外する。」とされており、判断指針はそれらの精神障害の業務上外を判断する目的で作成したものであるからである。

なお、ＩＣＤ－１０のＦ５からＦ９に分類される精神障害及び診断の困難な精神障害に係る労災請求があった場合は、当該事案の取扱いについて本省と協議すること。

(2)　精神障害の具体的検討体制について

判断指針の第４で示した具体的検討に当たっては「複数の専門家による合議等によって行う」こととしたのは、精神障害の診断等に当たっては、各専門家間において意見を異にすることもまれではないこと、特に自殺事案にあっては精神科等の治療歴がない場合が多く、その場合には診断に必要な医学的情報が少なく、確定的な診断を行うことが極めて困難である事案が多いこと等から、複数の専門家による検討によって判断の客観化を期することとしたことによるものである。

2　心理的負荷の客観的評価

(1)　別表１及び別表２について

イ　別表１の構成

判断指針で示された別表１は、業務による心理的負荷を評価する場合に用いる。別表１は、職場において通常起こり得る出来事を、①事故や災害の体験、②仕事の失敗、過重な責任の発生等、③仕事の量・質の変化、④身分の変化等、⑤役割・地位等の変化、⑥対人関係のトラブル、⑦対人関係の変化の各類型に分けて整理している。

なお、別表１には、「⑦対人関係の変化」のように職場内で起きた出来事ではあるがおおむね個人の問題とされる場合もある出来事も含まれていることから、職場における出来事であっても、その出来事の内容、経緯からみて、業務による出来事といえるか否か検討する必要があるものである。

各出来事は、「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」の区分のいずれかに☆印が付されているが、これは各出来事の平均的な心理的負荷の強度である。個々の労災請求事案においては、この☆印の位置を「(2)心理的負荷の強度を修正する視点」の欄に基づき変更することができる。

なお、強度が「Ⅲ」に位置付けられる心理的負荷であっても、その程度では一般的に精神障害発病の有力な原因となるものではなく、出来事に伴う変化等による心理的負荷が総合評価され、「強」と認められて初めて、客

観的にみて精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷となるものである。

「(3)出来事に伴う変化等を検討する視点」の欄は、該当すると思われる項目について検討することとする。

ロ　別表２の構成

別表２は、業務以外の心理的負荷を評価する場合に用いられる。別表２は、職場以外において通常起こり得る出来事を、①自分の出来事、②自分以外の家族・親族の出来事、③金銭関係、④事件、事故、災害の体験、⑤住環境の変化、⑥他人との人間関係の各類型に分けて整理している。

別表２は別表１と異なり、「心理的負荷の強度を修正する視点」「出来事に伴う変化等を検討する視点」の欄がない。その理由は、職場以外の出来事は職場における出来事以上に多様であり、別表１のようにパターン化することが困難であるからである。

(2)　類推適用のできない出来事の協議

別表１及び別表２に示した「具体的出来事」のいずれにも類推適用できない出来事の評価については、本省と協議すること。

(3)　出来事の評価期間

判断指針の第３により精神障害発病前おおむね６か月の間の出来事を評価対象としたが、これは心理的負荷が強く関係する精神障害の場合においては、発病から遡れば遡るほど出来事と発病との関連性を結びつけて理解するのが困難になるとされていること、心理的負荷が加えられた後遷延した反応として生じる外傷後ストレス障害のＩＣＤ－１０診断ガイドラインに、「心的外傷後、数週から数か月にわたる潜伏期間（しかし６か月を超えることはまれ）」とされていることによるものである。

(4)　具体的出来事が重複した場合の取扱い

本人の出来事が別表１の(1)の欄に示した「具体的出来事」の複数に該当すると考えられる場合には、重複して評価することはせず、心理的負荷強度が最も高い出来事を代表して評価することとする。例えば、転勤に伴い仕事の内容、ポスト、職場の人間関係等も当然に変化するが、別表１に示した出来事はこのような変化を包含するという前提で作成しているので、「転勤した」

という出来事のみを評価する。ただし、転勤後、上司との関係がうまくいかず悩んでいたという場合には、「転勤をした」に加えて「上司とのトラブル」を別の出来事として取り扱うものである。

(5)　複数の出来事が認められる場合の取扱い

発病前おおむね６か月の間に、当該精神障害の発病に関与したと考えられる複数の出来事が認められる場合には、その各々の心理的負荷の強度の総体が「客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある程度の業務による強い心理的負荷が認められる」といえるか否かについて検討する。この場合、各々の出来事の発生時期、当該出来事の持続、改善の状況等と精神障害発病の関係について個々の事案に即して総合的に検討することとする。

(6)　退職後に発病した精神障害の取扱い

イ　出来事の評価期間は精神障害発病前おおむね６か月の間としたが、退職後に発病した事案については、原則として退職後おおむね１か月以内に退職前の業務による出来事に関連して発病したと認められる場合についてのみ検討の対象とすることとする。

これは、退職後発病した精神障害については、業務から離れれば退職前の業務による心理的負荷は一般的に解消されると考えられること、時間の経過とともに業務以外の出来事の関与の可能性が増えるなど退職前の業務との関連性の有無を客観的に判断することができないことからである。

ロ　退職の強要に係る心理的負荷については、退職に至るまでの経過について評価することとする。

なお、退職の強要の結果として生じる退職後の再就職活動の不調、将来の不安等の心理的負荷は、退職の強要という出来事の帰結ではあるが、退職後における個人の各々の生活事情に根ざしたものであることから業務以外の出来事であり、業務に起因する心理的負荷として評価することは適当とはいえないものである。

(7)　療養中の者に発病した精神障害

判断指針の第４の２の(4)のロで、「業務上の傷病により６か月を超えて療養中の者に発病した精神障害」に限ったのは、業務上の傷病によりおおむね６か月以内に発病した精神障害については、別表１を用いて評価し得るから

である。

3　業務以外の心理的負荷の評価

業務以外の心理的負荷については関係者よりできる限り調査し、その結果、業務以外の出来事が明らかになった場合には、判断指針に示された別表２によりその心理的負荷の強度を評価すること。

4　個体側要因の評価

(1)　既往歴

判断指針の第４の４の(1)の「既往歴」については、過去の精神障害のり患のみをもって重要な個体側の要因とみるのは必ずしも妥当でない場合もあり、当該精神障害の疾患名、発病時期、治ゆ後の社会適応状況等を総合して慎重に判断すること。

なお、既往の精神障害の診断名と労災請求に及んだ診断名が異なるものであっても、精神的な脆弱性を推測する根拠になるとされていること。

(2)　生活史（社会適応状況）

判断指針の第４の４の(2)の「生活史（社会適応状況）」の判断に当たっては、これまでの家庭生活、友人関係、職業歴、職場内人間関係等について、できる限り複数の者からの偏りのない情報を得る必要があること。

(3)　アルコール等依存状況

判断指針の第４の４の(3)の「アルコール等依存状況」については、飲酒による精神への影響は個人差もあるが、アルコールの作用が個体側要因を大きく歪めることがあるとされていることから、飲酒歴は個体側要因の判断に不可欠の情報でありできる限り調査すること。

(4)　性格傾向

判断指針の第４の４の(4)の「性格傾向」を明らかにすることは、当該労働者がどのような行動様式をとるか、どのような種類の心理的負荷に弱いか等を知る上で必要であるので、複数の者からの偏りのない情報を得る必要があること。

5　業務上外の判断に当たっての留意点

治療中、治療歴のある精神障害の業務上外の判断に当たっては、治療経過等に係る情報が特に重要である。一般に精神障害の診断は、初診の段階では病態

像の記載にとどめ、心理テスト、カウンセリングの結果、治療の効果等療養の経過等を踏まえた上で確定診断に至る症例が多いことから、これらの情報を総合的に検討する必要がある。具体的診断名についても、業務上外を判断するに当たって参考となる。また、治療経過や投薬の有効性等の情報は業務上外を判断するに当たって有力な情報となることがあることから、精神障害の治療歴のある事案にあっては必ず調査すること。

6　治ゆ等

判断指針の第５で、療養期間の目安として「一般的には６か月から１年程度の療養で治ゆする」としたが、精神医学上は、一般に原因となった業務による心理的負荷要因を取り除き、治療を開始してからうつ病にあっては多くは３か月から９か月、神経症にあってはおおむね数週間から６か月で治ゆすることが多いとされているので、治ゆの判断に当たっては、これらを参考に、主治医の治療内容、経過等を踏まえ慎重に行うこと。

7　自殺の取扱い

(1)　自殺念慮が出現する蓋然性が高いとは必ずしもいえない精神障害の存在

判断指針の第６の１で「ＩＣＤ－１０のＦ０からＦ４に分類される多くの精神障害では、精神障害の病態としての自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められる」としたが、一部に必ずしもそうとはいえない疾患も含まれていることに留意すること。

(2)　精神障害によらない自殺

精神障害によらないいわゆる覚悟の自殺は、その主な動機が業務に関連するとしても、本人の主体的な選択が決定的なものである限り、故意の死亡として取り扱うこと。

第３　その他

1　労働基準法施行規則別表第１の２の適用

精神障害が業務による心理的負荷によると認められた場合は、労働基準法施行規則別表第１の２第９号に該当する疾病として取り扱うとされたが、

①　頭部外傷等負傷に伴う精神障害については、同表第１の２第１号

②　化学物質による中毒に伴う精神障害については、同表第１の２第４号

③　業務上の傷病により療養中の者に精神障害が発病し、当該精神障害が療養

による心理的負荷によって発病したと認められるものについては、同表第１の２第９号

にそれぞれ該当する疾病として取り扱うこと。

２　請求状況の報告

精神障害に係る労災請求事案は社会的にも関心の高いことから、当分の間、労災請求があった場合には、その概要について速やかに本省へ報告を行うこと。

３　その他

判断指針により業務上外の判断が困難な場合は、関係資料を添えて本省に協議すること。

事務連絡第３号
平成１２年３月２４日

都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断における
事務処理について

標記の判断については、平成１１年９月１４日付け基発第５４４号「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）等により指示されたところであるが、心理的負荷による精神障害等に係る請求事案（以下「事案」という。）の斉一的かつ迅速・適正な処理を図るためには、都道府県労働基準局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）の緊密な連携により事案の処理を進める必要がある。

このため、事案の事務処理について、下記のとおり取りまとめたので、適正かつ効率的な処理に努められたい。

記

第１　基本的事項

１　相談等における対応

精神障害等の労災認定に関し相談等があった場合には、パンフレット等を活用することにより、労災保険制度や判断指針の考え方等について懇切丁寧に説明すること。

なお、財団法人労災年金福祉協会に委託して相談事業を行うこととしているので、労災年金相談所（室）と必要な連携を図ること。

２　職員研修等の実施

精神障害等の労災認定に関する十分な理解や専門的知識等を習得させるため、

職員研修等を計画的に実施し、職員の資質向上に努めること。

第２　迅速・適正な事務処理等

１　調査計画の策定等

事案の迅速・適正な調査を実施するため、収集すべき資料及び照会先、調査時期、聴取対象者の選定及び聴取事項等について検討を加え調査計画を策定するとともに、調査の早期着手及び署の管理者による適切な進行管理に留意すること。

２　局署の連携等

事案の処理に当たっては、高度の医学的専門知識が必要となる場合もあり、局の署に対する指導・助言、地方労災医員（精神科医員）との調査段階からの調整が不可欠であることから、これらの連携を徹底すること。

３　処理経過簿の作成

事案の処理経過を的確に把握するため、請求書を受理した際には局にその概要を報告させ、局においてはその報告に基づき、別添「精神障害等の処理経過簿（別紙１）、(別紙２)」に記載し、以降、処分決定時まで随時進捗状況を把握すること。

第３　調査実施要領

１　調査事項等

「判断指針」の業務上外の判断の基本は、精神障害の発病の有無、発病時期及び疾患名の確認をした上で、

①　当該精神障害発病前おおむね６か月の間の当該精神障害の発病に関与したと考えられる、業務による具体的出来事の把握及びその出来事に関わる心理的負荷の強度の評価

②　当該精神障害発病前おおむね６か月の間の当該精神障害の発病に関与したと考えられる、業務以外の具体的出来事の把握及びその出来事に関わる心理的負荷の強度の評価

③　精神障害の既往歴等の個体側要因の評価

を各々行い、それらが事案の発病にどの程度関わったかについて総合判断するものであることから、それぞれについて客観的かつ可能な限り詳細に調査すること。

なお、調査等に当たっては、当該労働者等のプライバシーの保護に十分配慮すること。

2　調査の取りまとめ

調査漏れの防止、調査結果の取りまとめの便宜のために別添調査票（様式１から様式４）を作成したので活用されたい。

なお、各様式は事案ごとに工夫して差し支えないものであり、様式に記載されていない項目等があれば、適宜付記されたい。

(1)　様式１について

様式１は、事案の概要、就労条件等一般的事項、出現した心身の症状、業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側要因等の項目に分けて調査結果を整理し記載すること。

(2)　様式２について

様式２は、調査結果を時系列に整理し記載すること。

(3)　様式３について

様式３は、時間外労働等の状況の調査結果を整理し記載すること。

(4)　様式４について

様式４は、複数の専門家の合議等による検討結果等について取りまとめ記載すること。

第４　地方労災医員による合議

1　地方労災医員の効果的活用について

地方労災医員については、昭和５６年１月１日付け基発第１号、昭和６２年１２月２２日付け基発第７２１号（以下「７２１号通達」という。）及び平成５年３月３１日付け基発第２０５号等に基づき運用しているところであるが、精神障害等の客観的な業務上外の判断を図るため、精神医学の専門家である地方労災医員（以下「精神科医員」という。）を局に原則として３名配置することとしたので的確な運用に努めること。

2　精神科医員の委嘱について

精神科医員の委嘱に当たっては、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断を行うものであることから、委嘱しようとする医師の診療科等に留意すること。

なお、委嘱等の運用に当たっては、７２１号通達等によるものであること。

3　精神科医員の効果的な活用について

労働基準監督署長が精神障害等の業務上外の判断を行うに当たっては、医学専門的な意見が不可欠であり、医学的意見を求める際には、調査に万全を尽くし、十分な資料を提示する必要がある。

そのため、調査実施計画の策定などの調査の初期の段階から精神科医員に対し当該事案の医学専門的事項等に関する助言・指導を受けながら調査を進め、事案に応じた的確な調査を実施すること。

4　精神科医員の合議による検討について

地方労災医員による協議を円滑に行うため、局に地方労災医員協議会及び同協議会専門部会を設置することができるとされているが、心理的負荷による精神障害等の業務上外の具体的検討に当たっては、客観的な判断がなされる必要があることから、複数の専門家による合議等によって行うこととしており、新たに同協議会に精神障害等専門部会(以下「部会」という。)を設置し、合議等による医学的検討結果の意見を求めること。

なお、部会は原則３名の精神科医員によって構成するものであること。

また、部会の設置等に当たっては、昭和６２年１２月２２日付け事務連絡第３３号により行うものであること。

5　部会の運営について

部会の開催に当たっては、部会の構成員に対し、あらかじめ事案の概要等を取りまとめた前記第３の２の調査票、聴取書、医療機関から入手した資料等（給付基礎日額に関する資料等医学的検討に不要な資料は除く。)を送付するなど事前の準備を行って部会の効率的な運営を図るとともに、局署の連携をとりながら時機を失することなく部会を開催し、もって事案の迅速処理に努めること。

6　医学的検討結果の記載依頼事項について

部会からの医学的検討結果については、「判断指針」に沿った医学的な業務上外の結果を求めること。

その際、検討結果については、調査結果に基づき、

①　精神障害の発病の有無、発病時期及び疾患名の特定

②　当該精神障害発病前おおむね６か月の間の当該精神障害の発病に関与し

たと考えられる、業務による具体的出来事の把握及びその出来事に関わる心理的負荷の強度の評価

③　当該精神障害発病前おおむね６か月の間の当該精神障害の発病に関与したと考えられる、業務以外の具体的出来事の把握及びその出来事に関わる心理的負荷の強度の評価

④　精神障害の既往歴等の個体側要因の評価

⑤　①から④を具体的に明らかにした上での業務起因性に関する総合判断を求めること。

第５　本省との連携

事案の判断指針への当てはめ等について、必要に応じて調査の初期の段階から本省との十分な連携を図るよう努めること。

なお、本省に協議事案の処理などのため、精神障害等の労災認定について造詣の深い医学専門家による「心理的負荷に関する専門検討会」を存置するので、部会における検討において、前記第４の６に掲げる項目の判断について疑義が生じた場合などは、結論を急ぐことなく、本省を通じ、当該検討会に対し意見又は助言を求め、その上で再度部会による検討を行う等により、的確な結論が得られるよう配意すること。

（別　紙　1）

精神障害等の処理経過簿

No.	署	労働者氏名 生年月日 性別	精神障害・自殺（未遂を含む）別 発病（自殺）時年齢	事業場名 労働保険番号 業種、職種	処理経過（年月日） 請求年月日及び内容	速報 受付・送付	局署協議	部会合議	本省協議	決定年月日	処分結果	疾患名 （決定時はICD－10による。）	備考
			精神障害・自殺		・・	受付 ・・	初回 ・・	・・	・・	・・	支給 1号・4号・9号	請求時	審査請求 有・無 （・・）
		大・昭・・	（・・）		療・遺 休・葬	送付 ・・	最終 ・・				不支給	決定時	
		男・女	歳										
			精神障害・自殺		・・	受付 ・・	初回 ・・	・・	・・	・・	支給 1号・4号・9号	請求時	審査請求 有・無 （・・）
		大・昭・・	（・・）		療・遺 休・葬	送付 ・・	最終 ・・				不支給	決定時	
		男・女	歳										
			精神障害・自殺		・・	受付 ・・	初回 ・・	・・	・・	・・	支給 1号・4号・9号	請求時	審査請求 有・無 （・・）
		大・昭・・	（・・）		療・遺 休・葬	送付 ・・	最終 ・・				不支給	決定時	
		男・女	歳										
			精神障害・自殺		・・	受付 ・・	初回 ・・	・・	・・	・・	支給 1号・4号・9号	請求時	審査請求 有・無 （・・）
		大・昭・・	（・・）		療・遺 休・葬	送付 ・・	最終 ・・				不支給	決定時	
		男・女	歳										
			精神障害・自殺		・・	受付 ・・	初回 ・・	・・	・・	・・	支給 1号・4号・9号	請求時	審査請求 有・無 （・・）
		大・昭・・	（・・）		療・遺 休・葬	送付 ・・	最終 ・・				不支給	決定時	
		男・女	歳										

（別　紙　2）

精神障害等の処理経過簿

［業務上の傷病によりおおむね６か月を超える期間療養中の者に発病した精神障害等事案］

No.	署	労働者氏名 生年月日 性別	精神障害・自殺（未遂を含む）別 発病（自殺）時年齢	事業場名 労働保険番号 業種、職種	業務上の傷病名	処理経過（年月日） 請求年月日及び内容	速報 受付・送付	局署協議	部会合議	本省協議	決定年月日	処分結果	疾患名 （決定時はＩＣＤ－10による。）	備考
			精神障害・自殺		傷病名	・・	受付	初回				支給	請求時	審査請求 有・無 （・・・）
		大・昭・・	（・・・）				・・	・・	・・	・・	・・			
		男・女	歳			療・遺 休・葬	送付 ・・	最終 ・・				不支給	決定時	
			精神障害・自殺		傷病名	・・	受付	初回				支給	請求時	審査請求 有・無 （・・・）
		大・昭・・	（・・・）				・・	・・	・・	・・	・・			
		男・女	歳			療・遺 休・葬	送付 ・・	最終 ・・				不支給	決定時	
			精神障害・自殺		傷病名	・・	受付	初回				支給	請求時	審査請求 有・無 （・・・）
		大・昭・・	（・・・）				・・	・・	・・	・・	・・			
		男・女	歳			療・遺 休・葬	送付 ・・	最終 ・・				不支給	決定時	
			精神障害・自殺		傷病名	・・	受付	初回				支給	請求時	審査請求 有・無 （・・・）
		大・昭・・	（・・・）				・・	・・	・・	・・	・・			
		男・女	歳			療・遺 休・葬	送付 ・・	最終 ・・				不支給	決定時	
			精神障害・自殺		傷病名	・・	受付	初回				支給	請求時	審査請求 有・無 （・・・）
		大・昭・・	（・・・）				・・	・・	・・	・・	・・			
		男・女	歳			療・遺 休・葬	送付 ・・	最終 ・・				不支給	決定時	

VI　質疑応答集

「判断指針」に関する質疑応答集（目次）

（判断指針の取扱い関連）

問１　「判断指針」と、これまでの精神障害等に係る労災認定の考え方との相違如何。

問２　「判断指針」を発出することにより、どのような効果があるのか。

問３　「判断指針」は、局長通達の形で示され公表されるが、本指針に関する補償課長事務連絡は公表されないのか。

問４　個々人の心理的負荷を客観的な基準で評価することができるのか。

問５　何故、心理的負荷の強度を出来事によって評価することとしたのか。

問６　「心理的負荷評価表」に記載されていない具体的出来事に係る心理的負荷強度の評価はどうするのか。

問７　別表１及び別表２の具体的出来事はそれぞれ３１項目にのぼっており、労災請求後にこれらを逐一調査することになると認定までに時間がかかり過ぎるのではないか。

問８　心理的負荷の評価に当たっては、「客観的な基準」ではなく「本人基準」により評価すべきではないか。

問９　心理的負荷の評価に当たって、「同僚労働者又は同種労働者」ではなく「同種の労働者」とした理由如何。

問10　出来事による客観的な評価のために、職場における立場や経験等が類似する者を基準とするとされているが、中小企業等でこのような労働者が職場にいない場合にはどのように評価するのか。

問11　「心理的負荷評価表」の修正は誰が行うのか。

問12　最終的には医師（専門家）が判断するのではないか。

問13　負傷後精神障害となった場合についてもこれを準用するのか。

問14　報告書で「ストレス」とされている言葉を「心理的負荷」と変更している理由如何。

問15　「判断指針」の通達発出後、審査官、審査会段階において係属している事案の取扱いについては、どのようになるか。

問16　これまで処分され既に確定した事案について、「判断指針」により、処分を見直すことがあるか。

（対象疾病関連）

問17　従来の器質性、内因性、心因性の区分を改めた理由如何。

問18　対象疾病として国際疾病分類第１０回修正版（ＩＣＤ－１０）第Ｖ章「精神および行動の障害」に分類される精神障害とした理由如何。

問19　対象とする精神障害をＩＣＤ－１０第Ｖ章「精神および行動の障害」とすることについて、「原則として」としている理由如何。

問20　ＩＣＤ－１０診断ガイドラインとは何か。

問21　ＩＣＤ－１０によらない診断名による労災請求があった場合の取扱い如何。

問22　対象とする精神障害をＩＣＤ－１０第Ｖ章「精神及び行動の障害」としていながら、主として業務との関連が生ずる可能性のある精神障害をＩＣＤ－１０のＦ０からＦ４までに分類されている精神障害としている理由如何。

また、Ｆ５からＦ９に分類される精神障害が本省協議事案となっている理由如何。

問23　「精神障害の診断は、患者本人を前にしても専門家の意見が分かれることも希でない」としているのであれば、精神障害発病の有無の判断は、生前に診断等を受けていない場合と受けていた場合とで同一に取り扱うことができるのか。仮に、調査を行ってもＩＣＤ－１０診断ガイドラインによる判断ができない場合はどう取り扱うのか。

問24　精神障害の発病時期はどのように判断するのか。

（業務による心理的負荷の評価関連）

問25　平均的な心理的負荷の強度は強度を修正する視点に基づき修正できるものと考えるが、修正の程度、基準はあるのか。

問26　強度「Ⅰ」がいくつあれば「Ⅱ」になり、また、「Ⅱ」がいくつあれば「Ⅲ」になるのか。

問27　業務による心理的負荷の強度の評価について、「強」「中」「弱」の評価は出来事別に評価するのか。

問28　別表１の心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価されれば、出来事に伴う変化等を検討するまでもなく、精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があると評価してよいのではないか。

問29　極度の長時間労働とは、「数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働」と例示されているが、生理的に必要な最小

限度の睡眠時間とは１日当たりの睡眠としてはどの程度か。

問30　特別な出来事等の総合評価の極度の長時間労働については、「例えば数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働」とされているが、数週間の間に休日があれば極度の長時間労働に該当しないこととなるのか。

問31　出来事の発生以前から続く恒常的な長時間労働については、専門検討会報告書では「発病の６か月以上前から続く常態的な長時間労働」とされているが、最低限６か月間の長時間労働を必要とするものなのか。

問32　「特に過重」とは、業務内容が困難で、恒常的な長時間労働が認められ、かつ、過大な責任の発生、支援・協力の欠如等特に困難な状態としているがそうであるならば「過大な責任の発生、支援・協力の欠如等特に困難な状態」という要件は、不当に狭めているのではないか。

問33　人事院の「精神障害等の公務災害の認定指針」では、長時間労働については、正規の勤務時間を超えて、週数十時間まで及ぶ過重な超過勤務等を４週間以上にもわたって行った場合としているが、労働省では具体的な数値を示さないのか。

問34　事故や災害の体験などの出来事には、その後の業務内容、業務量の変化が認められないケースが考えられるが、その場合の業務による心理的負荷の総合評価はどのように行うのか。

問35　業務上の傷病により療養後、おおむね６か月の間に精神障害を発病したものについては、療養の原因となった災害についてのみ評価すればよいこととなるのか。

問36　業務による心理的負荷の評価において、６か月以前から常態としていじめを受けていた場合についてはどのように評価するのか。

問37　別表１の「(3)出来事に伴う変化等を検討する視点」のうち、職場における人間関係についても評価する場合があるとされているが、職場内の恋愛関係など業務とは無関係なものも考慮するのか。

問38　別表１で総合評価が「強」と評価された事案については、業務以外の心理的負荷や個体側要因を調査することなく業務上と認定すべきであると考えるが如何。

（業務以外の心理的負荷・個体側要因の評価関連）

問39　業務以外の心理的負荷も、業務による心理的負荷と同様に評価するとあるが、別表１と別表２は様式が違い、同様な評価とはならないのではないか。

問40　個体側要因についても発病前おおむね６か月を評価すればよいのか。

問41　個体側要因の精神障害の既往歴については、あまりに昔のものは考慮すべきではないとのことであるが、何年位前のものが対象となるのか。

問42　別表２に掲げられているような具体的出来事が把握された場合、本人や家族以外の関係者、例えば借金の貸し手、世間的にまずいことをした親類などに対しても調査、確認を行うのか。

問43　本人側の要因として、家族に精神障害患者がいる場合、無関係ではないと思われるが、専門検討会報告書に記述されている家族歴を「判断指針」に掲げなかった理由如何。

（自殺関連）

問44　自殺における「故意」の取扱い如何。

問45　ＩＣＤ－１０のＦ０からＦ４の業務上の精神障害に罹っている者の自殺は「原則として」業務起因性を認めるとしているが、この「原則として」の意味如何。

問46　自殺が業務上と認められる場合の精神障害の範囲を限定しているが、これ以外の業務上の精神障害にり患している者の自殺は業務外となる趣旨か。

また、「検討する」とは、具体的にどのような点について検討するのか。

問47　業務による心理的負荷の総合評価が「強」とならず、当該精神障害の発病に関しては業務起因性は認められなかった者が、その後も療養を継続しながら業務を続けており、業務による心理的負荷が認められ自殺に至った場合については、どのように判断したらよいか。

問48　業務上の精神障害が治ゆした後に再発した場合には、個体側の要因である既往歴という業務外要因として評価されるのか。

問49　業務による心理的負荷により精神障害の病態としての自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められる精神障害を発病した者が、発病後治療等が開始され、相当期間経過した後の自殺については、療養の経過、業務以外の心理的負荷要因の内容等を総合して判断する必要があるとされているが、「相当期間経過」の具体的期間は示せるのか。

問50　業務上の傷病により６か月を超えて療養中の者が自殺した場合、精神障害の

発病の有無を調べる必要があるのか。また、症状が急変し極度の苦痛を伴った事実もなく、精神障害の発病の事実がなければ業務外と判断することとなるのか。

問51　いわゆる「覚悟の自殺」以外の「精神障害を伴わない自殺」はあり得ると考えるのか。

また、あり得ると考えた場合、「判断指針」ではどう取り扱うのか。「精神障害を伴わない自殺」については、過重業務と自殺との因果関係が認められれば業務上としてよいのではないか。

（その他）

問52　精神障害の発病時期及び疾患名等精神障害の労災認定に当たって、複数の専門家の合議等で検討する理由如何。また、合議等の等とは何か。

問53　①　Ｐ署が管轄するＡ社Ｂ支店に勤務していたが精神障害を発病し、以後治療を受けながら休職・復職を繰り返していたところ、休職中（入院）にＱ署が管轄するＡ社Ｃ支店に人事異動となり、勤務することなく２か月後に自殺した場合

②　上記経過で、人事異動により精神科に受診しながらＡ社Ｃ支店に２か月間勤務した後に自殺した場合

③　上記②で、精神障害の治療歴のない場合

の管轄署は如何。

問54　療養期間をおおむね６か月から１年としている根拠如何。

なお、１年６か月以上経過した場合、傷病補償年金移行にかかる審査を行うこととなり、その場合は傷病等級表により行うこととなるが、傷病等級表上の程度（「精神に著しい障害を有し」常に介護あるいは、随時介護、常に労務に服する）の判断はこれまで器質障害に伴う障害は事例が多く、その判断は困難であるが行ってきたが、器質障害を伴わない精神障害にかかわっては、経験が少ないため、斉一性を確保するために具体例を示すこと。

問55　精神障害により請求人が現在も療養中というような場合には、請求人に対する聴取は病状をさらに悪化させるおそれもあると考えるが、どのように聴取を行ったらよいか。

問56　プライバシーの保護に関して、どの程度まで考慮すればよいのか。

問57　業務上の疾病等の療養中に発病した精神障害は、労規則別表第１の２の第何

号に該当する疾病となるのか。

問58　「判断指針」における精神障害等に係る取扱いは、通勤災害、特別加入者についても同様の取扱いとなるのか。

問59　脳・心臓疾患等の認定基準における業務による継続的な心理的負荷を評価するに当たり、「判断指針」の業務による心理的負荷の強度の評価を参考としてよいか。

「判断指針」に関する質疑応答集

(判断指針の取扱い関連)

問１　「判断指針」と、これまでの精神障害等に係る労災認定の考え方との相違如何。

(答)

１　対象とする精神障害について、従来は、内因性精神障害を対象としないとしてきたが、判断指針では、すべての精神障害を原則として対象とすることとしていること。

２　業務による心理的負荷について、従来は、「精神障害を発病させるに足る十分な強度の業務による精神的負荷があったと認められること」という抽象的な要件にとどまっていたが、判断指針では、「職場における心理的負荷評価表」を示して客観的、かつ具体的な評価方法を示していること。

３　業務による心理的負荷の評価に当たって、従来は長時間労働を格別重視していないが、判断指針ではこれを重視することとしていること。

４　業務以外の心理的負荷について、従来は、「当該疾病の有力な発病原因となるような業務以外の精神的負担が認められないこと」という抽象的な要件にとどまっていたが、判断指針では、「職場以外の心理的負荷評価表」を示して客観的、かつ具体的な評価方法を示していること。

５　個体側要因について、従来は、「精神障害の既往歴等当該疾病の発病原因となるような個体側要因がないこと」とされていたが、判断指針では、既往歴、生活史等検討すべき事項を明確化し、これらに顕著な問題が認められ、精神障害の有力な原因となっている場合には業務上と認定されない場合があるとされたこと。

６　自殺の判断に当たっては、従来は、「心神喪失」の状態になければ「故意がなかった」とは判断できないとしていたが、判断指針では、この「心神喪失」要件を廃止し、一定の範囲の精神障害については、精神障害の病態としての自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められることから、このような精神障害を発病した者の自殺については、故意がなかったものと推定し、原則として業務起因性が認められるとされたこと。

問２　「判断指針」を発出することにより、どのような効果があるのか。

(答)

１　「判断指針」により精神障害等の労災請求事案の一層の迅速、適正処理を図ることができるものと考えている。

２　また、何をどのように評価したのかという検討過程が請求人にも理解しやすくなるものと考えている。

３　なお、「判断指針」は本来行政上の通達であるが、事実上公表されており、医療機関における診断や産業医学の分野の研究の参考とされることがあるとともに、「判断指針」が示されている疾病に係る労災保険給付を受けようとする者にとっては、当該疾病について判断指針の要件を満たしていることの疎明を行えば足りることとなり、事実上請求人が負っている立証責任の軽減の効果がある。

問３　「判断指針」は、局長通達の形で示され公表されるが、本指針の留意点等に関する補償課長事務連絡は公表されないのか。

(答)

補償課長通知は、「判断指針」を解説、補完するものであり、公表されている。

問４　個々人の心理的負荷を客観的な基準で評価することができるのか。

(答)

心理的負荷の受け止め方は個人によって異なることから、業務起因性の判断においてどのような心理的負荷と評価することは重要である。そこで、「客観的に一定のストレスを引き起こすと考えられる出来事」について評価することが適切と考え、多くのストレス研究をもとに専門検討会で独自のストレス評価表が作成されたことから、それをもとに、別表１、別表２で客観的に心理的負荷を評価することとしたところである。

問５　何故、心理的負荷の強度を出来事によって評価することとしたのか。

(答)

１　心理的負荷（ストレス）は、日常生活のあらゆる場面で大なり小なりのものが存在するものである。

２　精神障害あるいはこれにより自殺したとして労災請求があった事案については、精神障害の原因となり得る心理的負荷を評価すれば足りるものであり、日常的な小さな心理的負荷を評価する必要はないものである。

３　また、心理的負荷は内面的なものであり、直接把握したり計測したりすることはできないものであるため、心理的負荷を発生させると考えられる出来事を通じて評価することが適切である。

４　したがって、「客観的に一定の心理的負荷を引き起こすと考えられる出来事」について評価することとしているものである。

問６　「心理的負荷評価表」に記載されていない具体的出来事に係る心理的負荷の強度の評価はどうするのか。

(答)

１　心理的負荷評価表に示されている具体的出来事は、これまでの労働者を対象としたストレス研究等から得られた限られた出来事の例示であり、これ以外にも多種多様なものがあり得ることから、もとより全ての精神障害に係る労災請求事案に対応できるものではない。

２　したがって、精神障害の発病に関与したであろう出来事が、心理的負荷評価表に示した具体的出来事のいずれに近いかを検討し、あてはめて心理的負荷の強度を評価することとなるが、いずれにも該当しない事案については、本省に協議して当該出来事の心理的負荷の強度を個別に判断することとなる。

問７　別表１及び別表２の具体的出来事はそれぞれ３１項目にのぼっており、労災請求後にこれらを逐一調査することになると認定までに時間がかかり過ぎるのではないか。

(答)

別表１及び別表２の具体的出来事は、それぞれ３１項目にのぼっているが、精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事、業務以外の出来事について評価するものであり、別表１及び別表２に例示列挙した具体的出来事をすべて調査するというものではない。

問８　心理的負荷の評価に当たっては、「客観的な基準」ではなく「本人基準」により評価すべきではないか。

(答)

１　本人基準説では、客観的な心理的負荷の大きさにかかわらず、本人が主観的に心理的負荷を大きいと受け止めた場合でも業務起因性を認めるというものである。実際に、わずかな心理的負荷でも発病することがあり得るが、これは本人の脆弱性が大きかったためにこのようなことが生じ得るものである。

２　労災保険は、業務に内在する危険が傷病を発生させた場合に補償する制度であり、業務に内在する危険の存在を前提としているものである。この業務に内在する危険とは、ある特定の労働者だけにとってではなく、等しく、その業務に従事する労働者に対する危険として理解される。

したがって、心理的負荷のうち業務に内在する危険と位置付けることができるものは、客観的に一定の強度を有するものとするのが妥当である。

また、心理的負荷（ストレス）は、業務遂行中であろうと、なかろうと、あらゆる場面で大なり、小なりのものが日常的に体験されるものであり、このような心理的負荷のすべてを業務に内在する危険と位置付けることは、社会通念上不合理であると考えられる。

３　今般の専門検討会においては、一定の強度を有する心理的負荷とは何か、という観点で検討を行い、これまでの医学的研究の成果を基礎として「ストレス評価表」を作成し、これに基づいて評価することを提唱されたものである。

労働省としては、最新の医学的研究が集約されたものとして専門検討会の報告を尊重し、これに沿った労災認定の適正化を図ることとしているものである。

問９　心理的負荷の評価に当たって、「同僚労働者又は同種労働者」ではなく「同種の労働者」とした理由如何。

(答)

１　脳・心臓疾患に係る認定基準においては、業務過重性の客観的評価の指標として「同僚労働者又は同種労働者」と表現したが、これは、身体的負荷を評価するには同じ職場で同じような作業をしている同僚労働者と比較するのが一番実態を評価できるためであり、そのような同僚労働者がいない場合には同種労働者にまで範囲を広げて当該業務の身体的負荷を評価しようとするものである。

２　一方、精神障害等の判断指針においては、「同種の労働者」という表現を用いたが、その理由は、必ずしも心理的負荷を引き起こす出来事は同僚労働者に一様に等しく起こるものではないこと、「同種の労働者」は「同僚労働者」も含む広い概念であることの理由から、「同種の労働者」を客観的評価の指標としたものである。

問10　出来事による客観的な評価のために、職場における立場や経験等が類似する者を基準とするとされているが、中小企業等でこのような労働者が職場にいない場合にはどのように評価するのか。

(答)

職場における立場や経験等が類似する者がいない場合には、立場や経験等がより近い労働者から聴取等を行い、評価することになる。

なお、特殊な業務で判断が出来ない場合には、必要に応じ、他の事業場の同種労働者等の実態把握などを行っていくこととなる。

問11　「心理的負荷評価表」の修正は誰が行うのか。

(答)

署の調査官が調査した結果に基づき、複数の精神科等の地方労災医員の合議によって修正するものであるが、合議にかける前に、行政としての方向性をある程度考えておく必要があることから、調査官も署内の検討を経てその出来事をどう評価するのかという点は整理しておく必要がある。

問12　最終的には医師（専門家）が判断するのではないか。

(答)

具体的な検討、評価に当たっては、医学的立場から客観的な判断がなされる必要があることから、複数の精神科等の地方労災医員による合議等により行うが、その検討結果を受け、他の傷病と同様、従前どおり監督署長が最終的に判断するものである。

問13　負傷後精神障害となった場合についてもこれを準用するのか。

(答)

1　脳挫傷等の負傷後精神障害に陥ったものについては、従来どおり個別に当該負傷と精神障害の発病について因果関係を検討することとなる。

2　なお、業務上の傷病により療養中の者が精神障害を発病し、あるいはその精神障害が原因となって自殺したとする労災請求事案については「判断指針」により業務上外を判断することとなる。

問14　報告書で「ストレス」とされている言葉を「心理的負荷」と変更している理由如何。

(答)

ストレスという言葉は、日常的にも広く使用されており、その定義は人によって異なる。「判断指針」では、一定の負荷を伴う出来事について評価するとしたが、人の受け止め方、感じ方、それによる心の反応という観点から、心理的負荷という表現に統一したものである。

問15　「判断指針」の通達発出後、審査官、審査会段階において係属している事案の取扱いについては、どのようになるか。

(答)

「判断指針」を示したことから、審査官段階において係属されている事案については、判断指針に基づき審査する必要がある。

また、審査会段階において係属されている事案については、「判断指針」により業務上外を審査していただくようお願いしている。

問16　これまで処分され既に確定した事案について、「判断指針」により、処分を見直すことがあるか。

(答)

1　これまで処分した根拠は、各々の事案ごとに業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側要因の評価において各々の時点における医学的知見を背景に、医学専門家の意見を聞いて行ったもので、その処分は適正・妥当なものであったと考えている。

2　したがって、処分当時適正であって既に確定している事案について遡って取り消すべきものとは考えていない。

（対象疾病関連）

問17　従来の器質性、心因性、内因性の区分を改めた理由如何。

（答）

1　専門検討会報告は「精神障害は従来、その成因の区別として器質性精神障害、心因性精神障害に分類され、なお原因のよく分からない精神障害を内因性精神障害」として区別してきた。

しかし、最近の精神医学においては、精神障害の成因は疾患により程度の差はあっても、素因と環境因の両方が関係すると解するようになってきている。

2　すなわち、専門検討会報告においても「従来内因性と分類されていたの精神障害であっても、心因が強く関与して発病するケースが認められるなど単純に器質性、心因性、内因性という原因論による分類は次第に古くなりつつある。」旨報告している。

3　「判断指針」においては、このような専門検討会の報告を受けて、従来の器質性、心因性、内因性の区分を改め、原則として、国際疾病分類第１０回改訂版（ＩＣＤ－１０）第Ｖ章「精神および行動の障害」に分類される精神障害を対象とすることとしたものである。

問18　対象疾病として国際疾病分類第１０回修正版（ＩＣＤ－１０）第Ｖ章「精神および行動の障害」に分類される精神障害とした理由如何。

（答）

ＩＣＤ－１０を使用するのは、世界保健機構（WHO）が提唱しているもので、我が国でも広く使用され、ほぼ定着しているからである。なお、ＩＣＤ－１０は統計調査法に基づき平成６年総務庁告示第７５号として告示されている。

問19　対象とする精神障害をＩＣＤ－１０第Ｖ章「精神および行動の障害」とすることについて、「原則として」としている理由如何。

(答)

我が国においてはＩＣＤ－１０がほぼ定着しているといえるが、中には米国精神医学会の診断マニュアル（ＤＳＭ－Ⅳ）を使用する精神科医もおり、この診断を排除する趣旨ではないこと及びＩＣＤ－１０においては、例えば、Ｆ９（小児期に通常発症する行動および情緒の障害）等のような、およそ労災事案とはなじまない疾病が含まれており、これらのものについては対象疾病とはならないためである。

問20　ＩＣＤ－１０診断ガイドラインとは何か。

(答)

１　ＩＣＤ－１０診断ガイドラインは、ＩＣＤ－１０作成の専門家チームが作成したもので、ＩＣＤ－１０に分類した各精神障害の臨床面での特徴等を紹介し、他の精神障害との鑑別、診断をする場合のいくつかのポイントを示したものである。

２　ＩＣＤ－１０診断ガイドラインは、１９８７年に草案が発表され、約４０カ国が参加した実地試行に用いられ、それらの実地試行の成果が１９９０年のＩＣＤ－１０診断ガイドラインの完成に生かされたものである。

問21　ＩＣＤ－１０によらない診断名による労災請求があった場合の取扱い如何。

(答)

ＩＣＤ－１０は我が国でも広く使用され、ほぼ定着しているといえるが、仮にアメリカ精神医学会の精神障害の診断と分類の手引第４版（ＤＳＭ－Ⅳ）による診断名、従来型の診断名等、ＩＣＤ－１０によらない診断名での労災請求があったとしても、複数の精神科等の地方労災医員による合議等においてＩＣＤ－１０の診断名のどれに該当するかについて検討を行うこととなる。

問22　対象とする精神障害をＩＣＤ－１０第Ｖ章「精神および行動の障害」としていながら、主として業務との関連が生ずる可能性のある精神障害をＩＣＤ－１０のＦ０からＦ４までに分類されている精神障害としている理由如何。
　また、Ｆ５からＦ９に分類される精神障害が本省協議事案となっている理由如何。

(答)

ＩＣＤ－１０分類Ｆ５からＦ９に分類される精神障害は、具体的には、Ｆ５生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群、Ｆ６成人の人格及び行動の障害、Ｆ７知的障害、Ｆ８心理的発達の障害、Ｆ９小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害であり、これらについては専門検討会の報告書にもあるとおり、主として個人の生育環境、生活環境等に基づくものであり、およそ業務との関連で発病する可能性は少ないと考えられるためである。よって、これらに分類される精神障害について労災請求された場合には、特に慎重な判断を要すると考えられることから、本省協議事案としたものである。

問23　「精神障害の診断は、患者本人を前にしても専門家の意見が分かれることも希でない」としているのであれば、精神障害発病の有無の判断は、生前に診断等を受けていない場合と受けていた場合とで同一に取り扱うことができるのか。仮に、調査を行ってもＩＣＤ－１０診断ガイドラインによる判断ができない場合はどう取り扱うのか。

(答)

1　精神障害の発病の有無に当たっては、診断、治療歴がある場合には、主治医の問診、検査及び患者周辺関係者からの聴取等の資料から、複数の専門家による合議等により確定診断することとしている。

2　また、診断、治療歴がない場合には、精神障害発病の有無自体が問題になることから、患者の家族、友人、同僚等からの聴取によって得られた具体的な情報から、複数の専門家による合議等により、ＩＣＤ－１０診断ガイドラインに則り、発病の有無、具体的診断名について検討、確定することとしている。

3　なお、複数の専門家による合議等により確定診断することから、ＩＣＤ－１０診断ガイドラインにより判断できない事案はないものと考えているが、仮にあった場合には、本省協議事案として処理することとなる。

問24　精神障害の発病時期はどのように判断するのか。

(答)

1　主治医からの医証や請求人及び関係者からの聴取その他の資料から、複数の専門家の合議等によって検討し、精神障害の発病時期を最終的に確定してもらうこととなる。

2　なお、調査に当たって発病時期を概略推定することが必要となることから、治療歴のない事案については、請求人等よりいつ頃から当該労働者の精神あるいは身体の変調に気付いたかについて聴取した後、精神科の地方労災医員の意見を聴いてから調査する必要がある。

（業務による心理的負荷の評価関連）

問25　平均的な心理的負荷の強度は強度を修正する視点に基づき修正できるものと考えるが、修正の程度、基準はあるのか。

（答）

1　平均的な心理的負荷の強度は、別表１に列挙されている具体的出来事に合致する場合については、特段の理由がない限り修正する必要はないものである。しかしながら、別表１に列挙されている具体的出来事に合致せず類推適用する場合、例えば、別表１では、「会社にとって重大な仕事上のミスをした」という具体的出来事があるが、請求事案が「単に仕事上のミスをした」ということであれば、修正する際の着眼事項に基づき心理的負荷強度「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」を決めるものである。

2　その際の考え方は、心理的負荷強度「Ⅰ」は日常的に経験する心理的負荷で一般的に問題とならない程度の心理的負荷、心理的負荷強度「Ⅲ」は人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷、心理的負荷強度「Ⅱ」はその中間に位置する心理的負荷であるとの原則を踏まえて決定されたい。

問26　強度「Ⅰ」がいくつあれば「Ⅱ」になり、また、「Ⅱ」がいくつあれば「Ⅲ」になるのか。

(答)

1　強度「Ⅰ」は日常的に経験する心理的負荷で一般的に問題とならない程度の心理的負荷、強度「Ⅲ」は人生の中で希に経験することもある強い心理的負荷、強度「Ⅱ」はその中間に位置する心理的負荷と位置づけられている。

2　これらの強度は多くのストレス研究を基に作成されたものであるが、それらの研究は、ある出来事を経験したときの心理的負荷の強度を例えば１００点満点のものさしで現しているものであるが、その各々の点数は絶対的なものではない。

3　その意味するところは１００点に近いものはショックが大きく、０点に近いものはほとんど問題にならないとの定義づけをした上で、例示された多くの出来事を、相対的な位置づけとして点数に置き換えて現されたものである。したがって、３０点のものが３個あれば９０点のものと同価値を持つというような単純な比較ができないものである。

4　また、心理的負荷の強度と発病時期との関係は非常に重要であり、判断指針では精神障害発病前おおむね６か月の間の出来事を評価することとしているが、例えば強度「Ⅱ」の出来事が続けて起こった場合と、強度「Ⅱ」の出来事が６か月前に起こり、発病前にまた起こった場合とでは、当該精神障害の発病に与えた出来事の評価は異なってくる。後者の場合は、６か月前に起きた強度「Ⅱ」の出来事は、本人の中で完全には解消されていないまでも相当程度納得整理され、心理的負荷強度としては当初のよりは相当小さいものになっている可能性が大きいからである。

5　以上のことから、強度「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」を単純には比較できないので、精神障害発病前おおむね６か月の間に、当該精神障害の発病に関与したと考えられる出来事が複数認められる場合には、その各々の出来事の相対的意味、時間的経過と当該精神障害との関係について、総合的に判断せざるを得ない。

問27　業務による心理的負荷の強度の評価について、「強」「中」「弱」の評価は出来事別に評価するのか。

(答)

心理的負荷の総合評価は、発病前おおむね６か月の間に当該精神障害の発病に関与したであろう出来事自体の心理的負荷の強度、さらには出来事に伴う変化等に対処するための心理的負荷を各々検討し、それらを併せて総合評価し、客観的に精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷であるか否かを検討することとしている。そして、客観的に精神障害を発病させるおそれのある心理的負荷であると認められる場合には「強」と評価されるものであるが、これは、当該精神障害の発病に関与したと認められる出来事の総体に対して行われるものであり、出来事ごとに「強」「中」「弱」の評価を行うものではない。

問28　別表１の心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価されれば、出来事に伴う変化等を検討するまでもなく、精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があると評価してよいのではないか。

(答)

１　心理的負荷の強度「Ⅲ」とは、人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷と位置付けられ、例えば「大きな病気やケガをした」「会社にとっての重大な仕事上のミスをした」等がそれである。

２　心理的負荷の強度が「Ⅲ」に位置付けられる心理的負荷であっても、その程度では、一般的に精神障害発病の有力な原因となるものではなく、出来事に伴う変化等による心理的負荷が総合評価され、「強」と認められて初めて、客観的に精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷となるものである。

問29　極度の長時間労働とは、「数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働」と例示されているが、生理的に必要な最小限度の睡眠時間とは１日当たりの睡眠としてはどの程度か。

(答)

一概には言えないが、４から５時間程度と考えている。

問30　特別な出来事等の総合評価の極度の長時間労働については、「例えば数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働」とされているが、数週間の間に休日があれば極度の長時間労働に該当しないこととなるのか。

(答)

原則として勤務を要する日における長時間労働について評価するもので、数週間の間に休日があったとしても極度の長時間労働に該当しないものではないが、勤務を要しない休日が相当程度認められる場合には、「数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほど」という概念からははずれてくる場合もあり、数週間という期間内における総合評価として判断するものである。

問31　出来事の発生以前から続く恒常的な長時間労働については、専門検討会報告書では「発病の６か月以上前から続く常態的な長時間労働」とされているが、最低限６か月間の長時間労働を必要とするものなのか。

(答)

専門検討会報告書における「６か月以上前から続く」という記述は、最低限６か月間の長時間労働を必要とする主旨ではなく、「判断指針」にあるとおり、「出来事の発生以前から続く恒常的な長時間労働」として取り扱われたい。

問32　「特に過重」とは、業務内容が困難で、恒常的な長時間労働が認められ、かつ、過大な責任の発生、支援・協力の欠如等特に困難な状態としているがそうであるならば「過大な責任の発生、支援・協力の欠如等特に困難な状態」という要件は、不当に狭めているのではないか。

(答)

1　専門検討会の報告書では、恒常的な長時間労働は精神障害の発病の準備状態を形成する可能性があるとしているが、恒常的な長時間労働が認められればそれのみで精神障害を発病させるおそれがあると一律に言い切っているものではなく、職場における心理的負荷要因として、仕事の要求（仕事の量、仕事の質）のほか、仕事の責任、裁量性、支援・協力の欠如等が大きな要因であるとしている。

2　このようなことから、判断指針では「特に過重」であるか否かを判断する際の要件として「恒常的な長時間労働の存在」だけではなく「過大な責任、支援協力の欠如等」についても判断する際の要件としたものである。

問33　人事院の「精神障害等の公務災害の認定指針」では、長時間労働については、正規の勤務時間を超えて、週数十時間まで及ぶ過重な超過勤務等を４週間以上にもわたって行った場合としているが、労働省では具体的な数値を示さないのか。

(答)

「判断指針」では、長時間労働が認められる場合、３つの取扱いをすることとしている。

第１は、出来事の発生以前から続く恒常的な長時間労働、例えば所定労働時間が午前８時から午後５時までの労働者が、深夜時間帯に及ぶような長時間の時間外労働を度々行っているような状態等が認められる場合には、それ自体で、別表１の(2)の欄による心理的負荷の強度を修正すること

第２は、出来事の平均的な心理的負荷の強度の修正において、恒常的な長時間労働は精神障害の準備状態を形成する要因となる可能性が高いとされていることから、恒常的な長時間労働が認められる場合には十分考慮すること

第３は、出来事によらず、極度の長時間労働、例えば数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働により、心身の極度の疲弊、消耗を来たし、それ自体がうつ病等の発病原因となるおそれのあるものについては、総合評価を「強」とすること

など、長時間労働については十分な評価を行うこととしている。

しかし、具体的な数値については医学的にも明らかとされていないことから示すことは出来ないものである。

問34　事故や災害の体験などの出来事には、その後の業務内容、業務量の変化が認められないケースが考えられるが、その場合の業務による心理的負荷の総合評価はどのように行うのか。

(答)

出来事の発生直後（数日以内）に精神障害を発病した場合については、出来事自体の心理的負荷の強度が別表１で「Ⅲ」と評価され、その出来事が生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度と認められるか否かによって総合判断することとなる。

問35　業務上の傷病により療養後、おおむね６か月の間に精神障害を発病したものについては、療養の原因となった災害についてのみ評価すればよいこととなるのか。

(答)

療養後精神障害の発病までの間に、発病に関与したと考えられる業務による心理的負荷を引き起こすような出来事がなければ、そのようにして差し支えない。

問36　業務による心理的負荷の評価において、６か月以前から常態としていじめを受けていた場合についてはどのように評価するのか。

(答)

1　心理的負荷の評価期間は、精神障害発病前おおむね６か月の間の出来事を評価対象としていることから、おおむね６か月の間にどのようないじめがあったのかを具体的に調査し、総合的に評価されたい。

2　なお、調査に当たっては、そのいじめが何時頃から、どのようなことから始まったのか等についても参考となることから調査されたい。

問37　別表１の「(3)出来事に伴う変化等を検討する視点」のうち、職場における人間関係についても評価する場合があるとされているが、職場内の恋愛関係など業務とは無関係なものも考慮するのか。

(答)

職場における出来事であっても、その出来事の内容、経緯からみて、業務による出来事といえるか否かについて検討し、職場内で起きた出来事ではあるがおおむね個人の問題とされるものについては考慮しないものである。

問38　別表１で総合評価が「強」と評価された事案については、業務以外の心理的負荷や個体側要因を調査することなく業務上と認定すべきであると考えるが如何。

(答)

1　ある疾病が「業務上」と認定されるには、業務と当該疾病の発症との間に相当因果関係（業務起因性）が認められる必要があるが、精神障害のように、複数の要因が競合して発症する疾病が「業務上」とされるには、業務要因が業務外要因と比較して「相対的有力原因」であることを要する。

2　精神障害は業務要因の外に業務以外の心理的負荷、個体側要因が複雑に絡み合って発症するとされることから、当該精神障害が「業務上」と認定されるには、その発症に当たって、業務要因が業務以外の心理的負荷や個体側要因と比較して「相対的有力原因」であると判断されなければならない。

3　具体的には、精神障害の業務起因性の認定に当たっては、業務による心理的負荷以外に業務以外の心理的負荷及び個体側要因を可能な限り調査し、その上で業務要因が「相対的有力原因」といえるか否か判断するという検討過程が不可欠である。

4　したがって、業務要因が「強」と認められたからといって、直ちに業務外要因及び個体側要因について評価する必要がないということにはならない。

（業務以外の心理的負荷・個体側要因の評価関連）

問39　業務以外の心理的負荷も、業務による心理的負荷と同様に評価するとあるが、別表１と別表２は様式が違い、同様な評価とはならないのではないか。

（答）

１　別表２は別表１と異なり、「心理的負荷の強度を修正する視点」「出来事に伴う変化等を検討する視点」の欄がない。その理由は、職場以外の出来事の詳細は本人あるいは家族が保有する情報であり、出来事の具体的内容、出来事に伴う変化等への対処に係る心労を客観的に評価しにくいからである。したがって、別表１の「心理的負荷の強度を修正する視点」によって修正された心理的負荷強度（「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」）と別表２でこのような修正手続きを経ない心理的負荷強度（「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」）では同様な評価とならないことは指摘のとおりである。

２　ただし、業務以外の顕著な心理的負荷が認められた場合については、関係者からその具体的内容をできるだけ聴取することによって、別表２の場合においても別表１の時と同様、出来事の具体的内容、出来事の生じた経緯等を勘案の上、その心理的負荷の強度を変更し得るものであることから、そのような手続きを踏んで修正された別表２に係る心理的負荷強度については、別表１の心理的負荷強度と同様な評価をすることができるものと考えている。

問40　個体側要因についても発病前おおむね６か月を評価すればよいのか。

（答）

個体側要因については、様々なことがあって現在の状態を形成しているのであるから、６か月に限るというものではない。例えば、その人の生活史（社会適応状況）はたった６か月で評価できるほど単純なものではないし、性格傾向についても同様のことが言える。このようなことから、個体側要因については出来る限り長期間にわたり幅広く調査した上で評価を行うべきである。

問41　個体側要因の精神障害の既往歴については、あまりに昔のものは考慮すべきではないとのことであるが、何年位前のものが対象となるのか。

(答)

1　精神障害の既往歴が認められる場合には、個体側要因として考慮することとなるが、過去の精神障害のり患のみをもって重要な個体側要因とみるのは必ずしも妥当でない場合もあり、当該精神障害の疾患名、発病時期、治ゆ後の社会適応状　況等を総合して慎重に判断する必要がある。

2　精神障害の既往歴については、一概には言えないが、治ゆ後おおむね５年以上社会適応状況に問題がない場合は、当該精神障害の再発ととらえる必要はないと考えるが、具体的な評価に当たっては、複数の専門家の合議によって判断されたい。

問42　別表２に掲げられているような具体的出来事が把握された場合、本人や家族以外の関係者、例えば借金の貸し手、世間的にまずいことをした親類などに対しても調査、確認を行うのか。

(答)

当然、事実確認を行う必要があると考えており、客観的に判明する資料等があれば、無用な調査まですることは考えていない。

なお、事実確認の調査は強制的な態度をもって行わないように留意する必要がある。

問43　本人側の要因として、家族に精神障害患者がいる場合、無関係ではないと思われるが、専門検討会報告書に記述されている家族歴を「判断指針」に掲げなかった理由如何。

(答)

家族歴は、プライバシーの問題等があることから、なかなか情報が得にくいものである。家族に精神障害にり患した者がいるということは遺伝要因の関係から時に重要な資料となるが、その価値は絶対的なものではなく、可能な範囲で情報を取ればよいとの考えからである。

（自殺関連）

問44　自殺における「故意」の取扱い如何。

(答)

1　労災保険法第１２条の２の２第１項は、労働者の故意による死亡については保険給付を行わないとしている。

2　自殺については、「精神障害によって正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは、自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態」で自殺したと認められる場合には、労災保険法第１２条の２の２第１項の「故意」によるものでないと取り扱うこととしている。

問45　ＩＣＤ－１０のＦ０からＦ４の業務上の精神障害に罹っている者の自殺は「原則として」業務起因性を認めるとしているが、この「原則として」の意味如何。

(答)

「判断指針」の第６の１で「ＩＣＤ－１０のＦ０からＦ４に分類される多くの精神障害では、精神障害の病態としての自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められる」としたが、一部に必ずしもそうとはいえない疾患も含まれていることから「原則として」と記述したものである。

問46　自殺が業務上と認められる場合の精神障害の範囲を限定しているが、これ以外の業務上の精神障害にり患している者の自殺は業務外となる趣旨か。
また、「検討する」とは、具体的にどのような点について検討するのか。

(答)

詳細な検討を要し、場合によっては本省に協議していただくことになる。

問47　業務による心理的負荷の総合評価が「強」とならず、当該精神障害の発病に関しては業務起因性は認められなかった者が、その後も療養を継続しながら業務を続けており、業務による心理的負荷が認められ自殺に至った場合については、どのように判断したらよいか。

(答)

1　精神障害（特にうつ病）による自殺については、その症状が軽快したときに決行される場合が多いが、業務による出来事を経験した後に自殺に至ったとしても、当該出来事は自殺を引き起こすきっかけにすぎないものと一般的には解されることから、精神障害が業務により発病したと認められなければ、精神障害による自殺も業務起因性は認められないものである。

2　ただし、精神障害発病後に業務による極度の心理的負荷を引き起こすような出来事に遭遇し、明らかにそれが原因となって自殺したといえる場合には、急性ストレス障害等新たな精神障害発病の可能性を含めて業務上外を検討する必要がある。

問48　業務上の精神障害が治ゆした後に再発した場合には、個体側の要因である既往歴という業務外要因として評価されるのか。

(答)

業務上の精神障害が治ゆした後再び精神障害が発病した場合については、発病のたびにその時点での業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側要因を各々検討し、業務起因性を判断することとしているが、業務上の精神障害の既往歴を個体側要因として強く評価することとすると、この業務上の精神障害の既往歴により将来にわたって業務上にならなくなる可能性があり、このような場合、業務上の精神障害の既往歴は新たな精神障害を理解する上での参考とするものである。

問49　業務による心理的負荷により精神障害の病態としての自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められる精神障害を発病した者が、発病後治療等が開始され、相当期間経過した後の自殺については、療養の経過、業務以外の心理的負荷要因の内容等を総合して判断する必要があるとされているが、「相当期間経過」の具体的期間は示せるのか。

(答)

1　具体的に期間を示すことはできないが、自殺念慮を伴う精神障害でも、当該精神障害発病後、１病相期（精神症状が現れてから正常の精神状態に寛解するまでの間。各病相は、数週あるいは数か月で寛解するのが普通。）以上経過後自殺した場合については、治ゆの可能性や、その経過の中での業務以外の様々な心理的負荷要因の発生の可能性があることから、自殺が当該精神障害の症状の結果と認められるかどうか、療養の経過、業務以外の心理的負荷要因の内容等を総合して判断する必要がある。

2　なお、業務上の精神障害により療養中の者が極端に大きい業務以外の心理的負荷を受けて、明らかにそれが原因となって自殺したといえる場合には、急性ストレス障害等新たな精神障害の発病の可能性も含めて業務上外を検討する必要がある。

問50　業務上の傷病により６か月を超えて療養中の者が自殺した場合、精神障害の発病の有無を調べる必要があるのか。また、症状が急変し極度の苦痛を伴った事実もなく、精神障害の発病の事実がなければ業務外と判断することとなるのか。

(答)

1　６か月を超えて療養を継続していた者の自殺についても、精神障害の発病の有無、発病時期、疾患名を明らかにする必要があり、主治医からの医証や関係者等の聴取その他の資料から複数の専門家の合議等により精神障害の発病の有無等について検討する必要がある。検討の結果、精神障害を発病していないこととなれば業務外となるものである。

2　なお、請求人が当該業務上の傷病を苦にして精神障害を発病したと主張しても、症状が急変し、極度の苦痛を伴う等生死に関わる事故への遭遇と心理的負荷の強度が同程度の出来事があったとは認められず、精神障害発病前おおむね６か月の間に業務による心理的負荷が認められない場合については、「ストレス－脆弱性」理論によって個体側要因が有力な原因となって発病したといわざるを得ない。

問51　いわゆる「覚悟の自殺」以外の「精神障害を伴わない自殺」はあり得ると考えるのか。

また、あり得ると考えた場合、「判断指針」ではどう取り扱うのか。「精神障害を伴わない自殺」については、過重業務と自殺との因果関係が認められれば業務上としてよいのではないか。

(答)

1　自殺に精神障害が関与している場合もあるが、人間の自殺行動の中には必ずしも精神障害が関与しない自殺もある。

よって、自殺の動機が業務に関連するとしても、本人の主体的な選択によるものである限り、一般的に「故意」の自殺と言わざるを得ない。

2　なお、労災保険法第１２条の２の２第１項の規定により故意による死亡については保険給付を行わないとしているところであり、故意による自殺に対しては保険給付を行うことはできない。

(その他)

問52　精神障害の発病時期及び疾患名等精神障害の労災認定に当たって、複数の専門家の合議等で検討する理由如何。また、合議等の等とは何か。

(答)

1　精神障害の確定診断は希ならず困難で、専門家の意見が分かれることも少なくない。特に自殺事案にあっては、医師の診断、治療歴がない場合が圧倒的に多く、得られた情報だけから確定診断及び発病時期を推測することは極めて困難である。

したがって、より客観的な判断をするために、主治医による問診、検査結果、患者周辺関係者からの聴取その他の資料から、複数の専門家の合議等により、疾患名、発症日等について検討、確定することとしたものである。

2　なお、合議「等」としたのは、原則として複数の専門家の合議の場を設けて検討するものであるが、複数の専門家が一堂に会することのできない場合等にあっては、複数の専門家のそれぞれの意見を提出してもらい、結論を得るという方式もあり得るので合議「等」としたものである。

問53　①　Ｐ署が管轄するＡ社Ｂ支店に勤務していたが精神障害を発病し、以後治療を受けながら休職・復職を繰り返していたところ、休職中（入院）にＱ署が管轄するＡ社Ｃ支店に人事異動となり、勤務することなく２か月後に自殺した場合

②　上記経過で、人事異動により精神科に受診しながらＡ社Ｃ支店に２か月間勤務した後に自殺した場合

③　上記②で、精神障害の治療歴のない場合

の管轄署は如何。

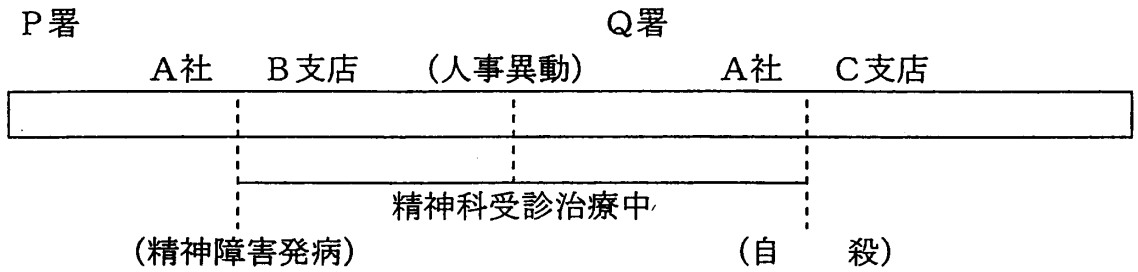

(答)

1　①、②の場合については、いずれもＢ支店を管轄するＰ署である。

判断要件の(2)では、「対象疾病の発病前おおむね６か月に客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること」としている。

よって発病後ではなく、発病前おおむね６か月の間に当該精神障害の発病に関与したと考えられる業務によるどのような出来事があったのかを評価するものであり、自殺はその業務による心理的負荷によって精神障害を発病したと認められる者が、その症状の結果として自殺を図った場合には、業務起因性の可能性が出てくるものである。

したがって、精神障害を発病したＢ支店を管轄するＰ署となるものである。

また、事業主責任という観点からいっても、Ｂ支店を管轄するＰ署である。

2　③の場合については、Ａ社Ｃ支店を管轄するＱ署が調査を行い、その結果如何で事業主責任等について判断することとする。

また、この場合については、請求書受理の際には上記の①、②のように精神障害の発病時期が明確でないため、当該事案の業務上外の決定を行うためには、当該事案における精神障害の発病がどのような出来事によって引き起こされたものであるのかを自殺時から遡って調査していく必要がある。

また、調査の結果、Ａ社Ｂ支店での業務による心理的負荷が主因となって精神障害を発病したという事実が認められた場合には、事業主責任についてはＡ社Ｂ支店が負い、Ａ社Ｃ支店での業務による心理的負荷が主因となって精神障害を発病した場合には、Ａ社Ｃ支店が負うものとする。

問54　療養期間をおおむね６か月から１年としている根拠如何。
　なお、１年６か月以上経過した場合、傷病補償年金移行にかかる審査を行うこととなり、その場合は傷病等級表により行うこととなるが、傷病等級表上の程度（「精神に著しい障害を有し」常に介護あるいは、随時介護、常に労務に服する）の判断はこれまで器質障害に伴う障害は事例が多く、その判断は困難であるが行ってきたが、器質障害を伴わない精神障害にかかわっては、経験が少ないため、斉一性を確保するために具体例を示すこと。

(答)

1　精神障害の病相の長さは様々であり、原因となった業務によるストレス要因を除き、治療を開始してからうつ病にあっては多くは３～９か月、神経症にあってはおおむね数週間から６か月とされている。したがって業務によるストレス要因を主因とする精神障害にあっては、一般的には６か月から１年程度の治療で治ゆする例が多いと考えている。

2　心理的負荷による精神障害は、脳挫傷等による器質性精神障害とは異なり、その原因を取り除き適切な療養を行えば全治する場合が多く、業務上と認定された精神障害が１年６か月を超えてさらにその状態が６か月以上続き回復する見込みがない場合というケースは基本的には生じないと考えている。

3　なお、精神障害の傷病補償年金移行に係る審査については、昭和５２年３月３０日付け基発第１９２号別添の傷病等級認定基準により処理し、疑義が生じた場合には適宜照会させることで対応したいと考えている。

4　また、精神障害の治ゆ認定に当たり、後遺障害が残った場合の障害等級の問題については、当面は、現行の精神障害に係る認定基準の中で判断していくものとする。なお、精神障害の障害の評価が現在の医学的知見に照らし現行の考え方で問題がないのかについて、今後、見直しに向けた検討を行っていくこととしている。

問55　精神障害により請求人が現在も療養中というような場合には、請求人に対する聴取は病状をさらに悪化させるおそれもあると考えるが、どのように聴取を行ったらよいか。

(答)

主治医に対し請求人に対する聴取の時期、方法等について十分に相談の上、行うべきであり、聴取の実施が困難な場合には、請求人から申立書を提出させるなどにより対応されたい。

問56　プライバシーの保護に関して、どの程度まで考慮すればよいのか。

(答)

精神障害の業務上外を判断するに当たっては、業務以外の心理的負荷の有無や、その程度、精神障害の既往歴等の個体側要因に関する情報が必要であり、当該労働者等のプライバシーに係る事項に立ち入らざるを得ないが、収集された情報の中には、当該労働者はもとより関係者のプライバシーに関わる内容のものが多く含まれていることから、情報収集に当たっては、当該労働者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、収集した情報の管理には十分慎重を期されたい。

問57　業務上の疾病等の療養中に発病した精神障害は、労規則別表第１の２の第何号に該当する疾病となるのか。

(答)

業務上の疾病等の療養中に発病した精神障害については、一般的には併発疾病とは認められないことから、有機溶剤中毒患者に発病した精神障害のように併発疾病として認めるに足る特別な事情が無く、病苦等心理的負荷による精神障害については、労規則別表第１の２の業務上疾病の当てはめにおいて第９号の「その他業務に起因することの明らか疾病」として取り扱われたい。

問58　「判断指針」における精神障害等に係る取扱いは、通勤災害、特別加入者についても同様の取扱いとなるのか。

(答)

1　「判断指針」は業務による心理的負荷を原因とする精神障害の業務上外を判断するためのものであるが、通勤災害に伴う心理的負荷についても通勤による疾病として、当該指針を準用して判断して差し支えない。

2　特別加入者の精神障害等の事案については、業務遂行性が認められる範囲が限定されることから、心理的負荷を十分審査し、その範囲内における判断指針による心理的負荷の評価を行われたい。

問59　脳・心臓疾患等の認定基準における業務による継続的な心理的負荷を評価するに当たり、「判断指針」の業務による心理的負荷の強度の評価を参考としてよいか。

(答)

1　業務による継続的な心理的負荷と脳・心臓疾患発症との医学的因果関係を明確に認める医学的知見は確立していないものである。

2　また、「判断指針」における業務による心理的負荷の強度の評価は、脳・心臓疾患といった身体面の負荷を評価するものではなく、心理面の負荷を評価するためのものであることから、「判断指針」の心理的負荷の評価については脳・心臓疾患事案を処理する上で参考とならないものである。